

政策評価調書（個別票）

【政策ごとの予算額】

政策名	国際の平和と安定に対する取組				番号	⑦								
評価方式	総合・実績・事業		政策目標の達成度合い		相当程度進展あり		(千円)							
	予算科目				他に記載のある 個別票の番号	予算額								
	会計	組織／勘定	項	事項		3年度 当初予算額				4年度 概算要求額				
政策評価の対象と なっているもの	一般	外務本省	分野別外交費	経済協力に係る国際の平和と安定に 対する取組に必要な経費			29,452,910				32,323,711			
	一般	外務本省	分野別外交費	エネルギー対策に係る国際の平和と 安定に対する取組に必要な経費			4,753,731				5,126,489			
	一般	外務本省	分野別外交費	国際の平和と安定に対する取組に必 要な経費			54,027,805				54,349,436			
	一般	在外公館	分野別外交費	国際の平和と安定に対する取組に必 要な経費			219,251				346,394			
	小 計				一般会計		88,453,697				92,146,030			
					<		>	の内数	<		>	の内数		
				特別会計										
					<		>	の内数	<		>	の内数		
政策評価の対象と なっていないが、 ある政策に属する と整理できるもの														
	小 計				一般会計									
					<		>	の内数	<		>	の内数		
				特別会計										
					<		>	の内数	<		>	の内数		
合 計					一般会計		88,453,697				92,146,030			
						<		>	の内数	<		>	の内数	
					特別会計									
						<		>	の内数	<		>	の内数	

施策Ⅱ－１ 国際の平和と安定に対する取組

令和3年度政策評価書

(外務省2-Ⅱ-1)

施策名(※)		国際の平和と安定に対する取組				
施策目標	我が国の平和、安全及び繁栄を確保する（①）とともに、国際社会の平和と安定のための国際的な努力に積極的に寄与（②）するため、以下を達成する。					
	1 有識者との意見交換及び研究の成果を踏まえ、中長期的かつ総合的な外交政策を企画、立案及び発信する。（①、②）					
	2 インド太平洋地域の平和と安定を確保するとともに、同地域における法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序を維持・強化することにより、海上の安全を確保する（①、②）。二国間及び多国間での国際協力強化を通じ、北極をめぐる課題への対応における国際社会でのプレゼンスを確保する（②）。また、自由、公正かつ安全なサイバー空間を確保するためのサイバー外交を推進する。（①、②）					
	3 国際社会の平和と安定に向けて我が国の国際平和協力を推進・拡充するとともに、国際社会の取組・議論に積極的に貢献する。また、これらを実現するため、法制度も含む国内基盤を整備・強化する。（②）					
	4 我が国として国際テロ対策に貢献するとともに、国境を越える組織犯罪に対処するために国際的な連携・協力を強化する。（②）					
	5 宇宙空間の安全及び宇宙活動の長期的持続可能性を確保する。また、各国政府との国際宇宙協力を推進する。（①、②）					
	6 国連を始めとする国際機関において我が国の地位を向上させるとともに、我が国の国益と国際社会共通の利益に資する望ましい国連の実現に貢献する。（①、②）					
	7 国際社会における人権・民主主義を保護し、促進する。（②）					
	8 女性の権利の保護・促進に向けた国際的な連携・協力を推進する。（②）					
	9 大量破壊兵器、ミサイル及び通常兵器に関する軍縮・不拡散への取組を通じ、我が国及び国際社会全体の平和と安全を確保する。（①、②）					
	10 IAEA 等の国際機関及び関係国との共同取組を通じ、原子力安全・核セキュリティを強化するとともに原子力の平和的利用を確保し推進する。（②）					
	11 我が国の国際社会での科学技術の取組を強化し、また、我が国の優れた科学技術を二国間及び多国間関係の増進に活用する。（①、②）					
	施策の予算額・執行額等(分担金・拠出金除く)	区分		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
予算の状況 (百万円)		当初予算(a)	2,879	2,970	3,052	3,006
		補正予算(b)	0	0	220	
		繰越し等(c)	0	0	△217	
		合計(a+b+c)	2,879	2,970	3,055	
執行額(百万円)		2,709	2,632	2,259		
同(分担金・拠出金)	区分		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	—	—	85,077	85,448
		補正予算(b)	—	—	20,221	
		繰越し等(c)	—	—	0	
		合計(a+b+c)	—	—	105,298	
	執行額(百万円)		—	—	105,015	

(※) 本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「関連する内閣の重要政策」、「測定指標」、「評価結果」(「施策の分析」及び「次期目標等への反映の方向性」)及び「作成にあたって使用した資料その他の情報」については、関連個別分野の該当欄に記入した。

評価結果(注1)	目標達成度の測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり(B)	(判断根拠) 主要な測定指標がおおむね目標に近い実績を示したことから、左記のとおり判定した。
	測定指標の平成30・令和元・2年度目標	個別分野1 中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信	
		*1-1 補助金事業、研究会の実施等を通じた外部有識者及びシンクタンクとの連携強化	b
		*1-2 中長期的・戦略的外交政策の対外発信の強化	b

の達成状況(注2)	個別分野2 日本の安全保障に係る基本的な外交政策	
	* 2-1 ARF や各国との安保対話を通じた地域安全保障の促進	b
	2-2 ソマリア沖・アデン湾及びアジア海域における海上交通の安全の確保	b
	2-3 北極をめぐる国際秩序形成への参画	b
	2-4 自由、公正かつ安全なサイバー空間を創出するためのサイバー外交の推進	b
	2-5 ARF 関連会合への我が国の出席率	b
	個別分野3 国際平和協力の拡充、体制の整備	
	* 3-1 国際平和協力法に基づく要員派遣・物資協力の推進	b
	* 3-2 国際社会における平和維持活動への取組・議論への積極的な貢献	b
	3-3 平和構築分野における人材育成	b
	3-4 世論調査における国連平和維持活動(PKO)等への参加に肯定的な回答の割合	b
	3-5 セミナー等の開催回数及び国際平和協力調査員を含む職員の PKO 及びグローバル人材育成に関する国際会議やセミナー等出席回数	b
	個別分野4 国際テロ対策協力及び国際組織犯罪対策協力の推進	
	* 4-1 国際的なテロ対策協力の強化	b
	* 4-2 国際組織犯罪対策における国際協力の進展	b
	* 4-3 途上国等に対する能力向上支援の強化	b
	個別分野5 宇宙に関する取組の強化	
	* 5-1 宇宙空間における法の支配の確立	b
	5-2 諸外国との重層的な協力関係の構築	b
	5-3 宇宙に関する法的枠組み等を通じた協力のための国際会議への出席回数	b
	5-4 各国政府との宇宙対話の実施回数	b
	個別分野6 国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上、望ましい国連の実現	
	* 6-1 国連改革及び安保理に係る取組の進展	b
	6-2 国連の活動及び我が国の国連外交に対する国民の理解と支持の更なる増進	b
	6-3 国際機関における日本人職員増強に向けた取組の推進	a
	個別分野7 国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進	
	* 7-1 人権・民主主義の保護・促進	b
	* 7-2 人道分野での取組(難民等への支援)	b
	7-3 人権理事会に我が国が提出・提案する人権状況決議の採択状況	b
	個別分野8 女性の権利の保護・促進に向けた国際協力の推進	
	* 8-1 女性の権利の保護・促進	b
	8-2 国連女性機関(UN Women)に対するコア拠出額の順位	b
	個別分野9 軍備管理・軍縮・不拡散への取組	
	* 9-1 国際的な核軍縮を追求するための取組	b
	* 9-2 大量破壊兵器等の拡散防止のための取組	b
	9-3 生物兵器禁止条約(BWC)及び化学兵器禁止条約(CWC)の実施強化のための取組	b
	9-4 通常兵器の軍備管理・軍縮の促進及び軍事関連情報の透明性向上に関する取組	b
	個別分野10 原子力の平和的利用のための国際協力の推進	
	* 10-1 国際協力を通じた原子力安全及び核セキュリティの強化	b
	10-2 東電福島第一原発事故後の対応	b
	10-3 原子力の平和的利用に関する国際協力の実施	a
	10-4 二国間協定の交渉・協議	b
	個別分野11 科学技術に係る国際協力の推進	
	11-1 二国間科学技術協力の各種枠組みの維持・発展・拡大	b

	11-2	イーター計画及び日欧ブローダー・アプローチ活動の実施に向けた協力の推進	b
	11-3	ISTC への支援を通じた協力の推進	b
	*11-4	科学的知見の外交への活用促進	a

(注1) 評価結果については、各個別分野の「評価結果」―「施策の分析」及び「次期目標等への反映の方向性」欄の記載を併せて参照願いたい。

(注2) 「測定指標の平成30・令和元・2年度目標の達成状況」欄には、各個別分野の測定指標の名称及び平成30・令和元・2年度目標の達成状況を列挙した。「*」印は、該当する測定指標が主要な測定指標であることを示している。

学識経験を有する者の知見の活用	(外務省政策評価アドバイザー・グループ・メンバーの所見)
	・外交安全保障調査研究事業費補助金制度は、適切な審査・評価体制の下、事業規模、実施団体、参加者の多様化、事業成果として分析・政策提言機能が強化されていることは評価できる。引き続き事業実施団体の多様化、地方の研究機関や研究者の活用、若手・女性研究者の活躍支援など留意して欲しい。 ・「自由で開かれたインド太平洋」構想の推進にあたり、ARF や各国との安保対話を通じた地域安全保障、海上交通の安全確保の推進、日米豪印閣僚協議の開催等から同構想の発展を支えた。また「経済安全保障の確保」が新たな測定指標となることは適切であり、何を達成目標にするかという基準は十分協議して欲しい。 ・経済安保が測定指標に位置付けられた点は一步前進といえよう。ただ、他のセクションでもなされるそれへの言及はまだ総花的で、問題の重大・切迫性に比して弱いと言わざるを得ない。今後については、科学技術や国際経済にかかわる記述(担当課)ともすり合わせ、インフラ、新興技術、そして経済強制外交に至るまで、課題と対策について、方向性だけでも記すべきではなかろうか。 ・経済安全保障上の課題解決について、新たに測定指標として追加する趣旨には賛成である。ただし、科学技術の視点を優先するのか、外交の視点を優先するのか、安全保障の観点を優先するのかという視点については整理した方がよいかもしれない。 ・測定指標2-1の見直しには賛成である。 ・平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業でコース修了者の多数が国連ミッション、国際機関、研究機関、民間企業で活躍していることは優れた成果であり、今後も発展が期待される。国際平和協力法に基づく要員派遣は派遣数の低迷が続いており、積極的な要員派遣・物資協力の調査実施を進めて欲しい。 ・UNMISS 及び MFO への司令部要員派遣について、まったく同様の説明を内閣府でも伺っており、PR できる内容であることについては異存はない。 ・平和構築分野における人材育成の取組に関し、他の分野でも同様の取組は援用可能であるように思われる。 ・世論調査における国連平和維持活動(PKO)等への参加に肯定的な回答の割合に関しては、重要なのは肯定評価の割合が目標を達成したかどうかではなく、肯定評価の割合が落ちた場合の要因分析ではないか。誤差の範囲であれば何も問題ない。 ・測定指標3-5に関し、コロナ禍にあつて会議出席回数が達成できなかったことは問題であるとは思われない。 ・国連安保理改革が中心にあるなか、この点の努力にもかかわらず改革が進んでいないことは残念ながら認めざるを得ないのではないか。 ・国際機関における日本人の比率を向上する作業が着実に進展していることについては、積極的な評価に値する。また、学識者の送り込みについて努力が続いているのもよくわかる。a 評価も首肯できるものである。そこでも触れられているが、幹部及び枢要なセクションでの活躍に向けて、質的な進展も並行して探るべき。 ・測定指標6-3は「十分な成果があった」とのことであるので、可能な限りの情報を示し、積極的に PR しつつ国民にも理解を求めていただく方向がよいのではないかと思われる。 ・国際機関への優秀な若手日本人職員を増やす観点から、JP0 制度についての広報活動の強化が施策目標に掲げられている。報告書等の巻末に単に掲載場所を増やすだけではなく、広報の仕方と広報媒体の抜本的な見直しや、本制度自体の拡充も含めた改善策も検討されたら良いと考える。大学生や20歳代後半の総合商社、金融、IT 関連外資系企業に勤める人々の間で、国際公務員などの夢を持ち、国際協力部門の職業に興味を持ち、

	転職を考える人々も増えてきているが、どのような準備をすればよいのか、具体的な準備と応募にかかわる情報にアクセスする方法がわからない人々も少なくない。各国際機関での待遇、勤務地での生活などワークライフ・プランの全体像がわからないために、機会を逸している場合も少なくないように思われる。一般に考えられているよりも長い準備期間を要するだけに、求められる要件を考慮しつつ、各自にあったキャリア計画を立て、着実に準備し、チャレンジするのに役立つ、多様な Web サイト情報の提供なども考えられる。 ・測定指標 7－1 の成果は顕著であることから、外務省全体としての PR の機会を十分に用意されたい。 ・人権・民主主義をめぐる状況が停滞・後退している現況において、外務省でも施策目標に人権・民主主義をめぐる状況変化にいかに対応したか、また施策がそれら改善にどの程度寄与したか、といった具体的な指標を定めるべきではないだろうか。 ・日本における難民の定住について、自立定住支援が測定指標で意識されている点进行评估したい。 ・日本におけるジェンダー差別の問題がこれだけ国際的に認知されているなか、外交で旗を振ってもあまり実効性はないのではなかろうか。 ・測定指標 10－2 及び 10－3 については、外務省として十分な対応を取られたということであるから、高い評価を付してもよいように思われる。「特に、原子力安全の分野において、福島第一原発事故の経験と教訓を国際社会と共有し、国際的な原子力安全の向上に貢献していくことは、我が国が果たすべき責務である。」との指摘は重要である。 ・測定指標 11－4 について、STI for SDGs については、内閣府とのデマケーションが十分でないようである。本件は第 6 期科学技術イノベーション基本計画において、明確に科学技術外交の一環として位置づけられていることから、外交政策上の評価を必要としている。なお、科学技術政策の観点からは、日本の優れた科学技術が諸外国の社会課題の解決に貢献しているか、社会実装につながっているのかという議論となる。この場合には個別の科学技術の社会実装や日本企業の参加可能性に焦点が当たることとなり、評価の際には各論を積み上げなければならなくなる。SDGs が明確なターゲットと評価を重視していることから、また長年にわたる取組となることから、どのような視点で STI for SDGs にかかる評価の視点を持つのかという点については、外交政策側からの議論の主導を期待したい。
--	--

担当部局名	総合外交政策局	政策評価 実施時期	令和 3 年 8 月
-------	---------	--------------	------------

個別分野 1 中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信

施策の概要

- 1 補助金事業、研究会の実施等を通じて外部有識者及びシンクタンクと連携を強化する。
- 2 外務大臣の政策スピーチや外交青書を通じて中長期的・戦略的外交政策の対外発信を行う。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・国家安全保障戦略(平成 25 年 12 月 17 日 閣議決定)
IV 6 (2) 情報発信の強化
(4) 知的基盤の強化
- ・経済財政運営と改革の基本方針 2019 (令和元年 6 月 21 日 閣議決定)
第 2 章 5. (6) 外交・安全保障①外交
- ・第 201 回国会外交演説 (令和 2 年 1 月 20 日)

測定指標 1-1 補助金事業、研究会の実施等を通じた外部有識者及びシンクタンクとの連携強化*

中期目標（--年度）

中長期的・戦略的外交政策の企画立案を強化する。

平成 30 年度目標

- 1 国内シンクタンクの育成強化を引き続き図る観点から、平成 29 年度とほぼ同規模の補助金事業を実施する。また、同補助金事業を通じ、政府関係者が研究会やシンポジウムに積極的に参加しつつ、調査報告書や政策提言の提供を受けることで、有益な情報を随時収集する。
- 2 平成 28 年度及び平成 29 年度に実施した有識者研究会の成果を土台として、報告書を取りまとめる。また、同報告書を活用し、同研究会メンバーと協力し、在京の外国政府関係者及び有識者との意見交換の場を設ける等、戦略的に発信を行う。同時に、新たな有識者の選定及び研究会のテーマ設定を行い、後継の有識者研究会を立ち上げ、平成 30 年度内に報告書を取りまとめる。

施策の進捗状況・実績

- 1 外交・安全保障調査研究事業費補助金制度の下、平成 29 年度に採択した 11 件の事業を継続案件として実施した。国内の外交・安全保障シンクタンクの研究体制の整備、若手研究生の育成や、同補助金を利用したプロジェクトの海外調査研究、海外シンクタンクとの意見交換、協議等を通じたネットワークの強化が図られ、同補助金制度の目的である国内シンクタンクの調査研究能力や対外発信の強化につながった。また、国際共同研究支援事業費補助金制度の下、歴史国際研究支援事業においては、外国の研究者も参加する形で歴史の共同研究を進め、成果として 20 世紀の東アジアに関する論考集をまとめるに至った。領土・主権・歴史調査研究支援事業においては、①翻訳事業、②英文ジャーナルの発行など研究成果の国内外への発信、③国内外でのシンポジウムの実施（於：東京（10 月）、パリ（平成 31 年 1 月）、ロンドン（平成 31 年 2 月）、及び京都（平成 31 年 3 月））、④竹島や尖閣をめぐる問題に関する郷土史家との資料収集及び情報発信面での連携の 4 分野を中心に事業を推進した。
- 2 有識者研究会の報告書については、平成 30 年度の新たな動きも踏まえたものとするため、各有識者で加筆修正を行い、令和元年度に引き続き報告書の取りまとめを行うこととした。

令和元年度目標

- 1 引き続き国内シンクタンクの育成強化を図る観点から、外交・安全保障調査研究事業費補助金制度においては、企画の公募を経て、外部有識者による審査・評価委員会が採択審査を行う形で、平成 30 年度と同規模の補助金事業を実施する。国際共同研究支援事業費補助金制度においては、領土・主権・歴史問題に関する調査及び対外発信とともに、海外シンクタンクとの意見交換、協議等を通じたネットワークの強化を引き続き進めていく。
- 2 引き続き有識者研究会の報告書の取りまとめを行うとともに、新たな有識者の選定及び研究会のテーマ設定を行い、後継の有識者研究会を立ち上げる。完成した報告書はマスメディアや外務省ホームページを通じて広報する。

施策の進捗状況・実績

- 1 外交・安全保障調査研究事業費補助金制度の下、平成 29 年度から開始された 10 件の事業を継続するとともに、令和元年度から新たに 1 件の事業を実施した。国内の外交・安全保障シンクタンクの研究体制の整備、若手研究生の育成や、同補助金を利用したプロジェクトの海外調査研究、海外シンクタンクとの意見交換、協議等を通じたネットワークの強化が図られ、同補助金制度の目的である国内シンクタンクの調査研究能力や対外発信の強化につながった。また、国際共同研究支援事業費補助金制度の下、領土・主権・歴史調査研究支援事業においては、①翻訳事業、②英文ジャーナルの発行など研究成果の国内外への発信、③国内外でのシンポジウムの実施（於：サンフランシスコ（5 月）、京都（11 月）、ワシントン D.C.（11 月）及び東京（12 月に 2 件及び令和 2 年 1 月））、④竹島や尖閣をめぐる問題に関する郷土史家との資料収集及び情報発信面での連携、の 4 分野を中心に事業を推進した。
- 2 有識者研究会の報告書については、原稿の一部が未執筆である。令和元年度の新たな動きも踏まえたものを、令和 2 年度に取りまとめることとした。

令和 2 年度目標

- 1 引き続き国内シンクタンクの育成強化を図る観点から、外交・安全保障調査研究事業費補助金制度においては、新たな分野として「新領域（サイバー・宇宙・AI）をめぐる問題」を含む 5 分野 13 件の事業を実施する。企画の公募を経て、外部有識者による審査・評価委員会が採択審査を行う形で、令和元年度と同規模の補助金事業を実施する。諸外国シンクタンク・有識者との連携強化を図るとともに日本人研究者（特に若手・中堅）の英語での発信力強化を目指す。また、補助金事業の成果（報告書等）については、迅速かつ分かりやすい形でインターネットなどを通じ一般公開する。国際共同研究支援事業費補助金制度においては、領土・主権・歴史問題に関する調査及び対外発信を進めるとともに、海外シンクタンクとの意見交換、協議等を通じたネットワークの強化を引き続き進めていく。
- 2 引き続き、有識者研究会の報告書の取りまとめを行うとともに、可能な限り、令和 2 年度中に新たな有識者の選定及び研究会のテーマ設定を行い、後継の有識者研究会を立ち上げる。

施策の進捗状況・実績

- 1 外交・安全保障調査研究事業費補助金制度の下、12 事業を新たに開始した。事業の採択は、競争性・透明性のある方法により行われた。事業実施に当たって、各事業者は、若手・女性・地方在住研究者の活用、英語での発信能力強化、政策提言能力強化を重視した。本年度事業については、新型コロナウイルス感染症拡大を受けて海外渡航が困難になったことにより、計画していた事業の一部の実施が困難となったが、各事業者それぞれが工夫を行い、オンラインセミナーの充実などにより調査研究を進めた。その結果、全事業合計で英語論文発表 316 本、シンポジウム、セミナー、ワークショップ等の主催・共催 149 回等となった。これら成果については、各事業者がそれぞれのホームページ等において随時発表した。国際共同研究支援事業費補助金制度の下、領土・主権・歴史調査研究支援事業において、①翻訳事業、②英文ジャーナルの発行など研究成果の国内外への発信、③オンラインのシンポジウムの実施（於：東京（令和 3 年 2 月に 1 件））、④竹島や尖閣をめぐる問題に関する郷土史家との資料収集及び情報発信面での連携、の 4 分野を中心に事業を推進した。
- 2 有識者研究会の報告書につき、有識者との少人数での意見交換を 5 回実施した上で、報告書のとりまとめを行い、令和 3 年 2 月に「動揺する国際秩序と日本の外交」と題する報告書（情勢認識、日米関係、各国・地域情勢など）を完成させた。後継の有識者研究会の立上げについては、今後、状況を見極めつつ検討することとなった。

平成 30・令和元・2 年度目標の達成状況：b

測定指標 1－2 中長期的・戦略的外交政策の対外発信の強化 *

中期目標（--年度）

中長期的・戦略的外交政策の対外発信を強化する。

平成 30 年度目標

- 1 国会での外務大臣による外交演説や各種講演会・国際会議での政策スピーチ等を通じ、中長期的な視点に立った戦略的な発信を行い、外交政策の効果的な推進を図る。
- 2 外交青書については、以下により対外発信を強化する。

- (1) 効果的な図表や写真の活用、特集・コラムの掲載、一般的で的確な表現を用いることを通じてより分かりやすい内容となるよう配慮した編集に重点を置く。そのために、業者選定の際、デザイン力も審査の対象とする。
- (2) 英語全訳版を作成・公表する。
- (3) 利用者の利便性を向上させるため、索引、略語集の掲載及びホームページを通じた発信を強化する。ホームページを通じた発信は、具体的には①ホームページ上でのリンク掲載、②可能な部分については、データの二次利用が簡易となる CSV 形式での掲載、及び③スマートフォンの閲覧が容易になるよう、レスポンス・ウェブ形式で掲載する。
- (4) 有識者から外交青書に関する意見等を入手し、より質の高い、読者の目線に立ったものとする。

施策の進捗状況・実績

- 1 外務大臣の政策スピーチについては、国際情勢が変化する中、中長期的かつ大局的視点から外交政策を対外発信することに重点を置いた（第 198 回国会外交演説（平成 31 年 1 月 28 日）、「ラウンドテーブル・ジャパン」（注）における河野外務大臣スピーチ（7 月 19 日）等）。第 198 回国会外交演説については外務省ホームページにおいて日本語・英語版を公開し、日本の外交政策について対外発信を行った。
- （注）民間主催による国際会議で、日本の政策決定に関わる政界、財界及び学界の有識者のほか、海外の企業関係者等が参加した。河野外務大臣は「激動する世界の中の日本」をテーマにスピーチを行った。
- 2 平成 29 年の国際情勢と日本外交に関する取組について記述した平成 30 年版外交青書を刊行した。特に、以下の取組を通じ、日本の外交政策に対する国民の一層の理解促進に努めた。
 - (1) 平成 30 年度から業者の入札方法を一般競争入札（総合評価落札方式）に変更し、編集能力のほか、デザイン力も審査の対象とすることにより、能力の高い業者選定に努めた。効果的な図表や写真の活用、特集・コラムの充実を図り、分かりやすい内容となるよう配慮した。
 - (2) 英語全訳版の作成・公表を通じた対外発信を行った。
 - (3) 外務省ホームページ上にリンクを付すことによる利用者の利便性の向上を図った。また、可能な部分についてデータの CSV 形式での掲載及び全体についてレスポンス・ウェブ形式で掲載した。
 - (4) 外交関係雑誌の編集長とより魅力的な誌面作りについて意見交換を行った。

令和元年度目標

- 1 国会での外務大臣による外交演説や各種講演会・国際会議での政策スピーチ等を通じ、中長期的な視点に立った戦略的な発信を行い、外交政策の効果的な推進を図る。
- 2 外交青書については、以下により対外発信を強化する。
 - (1) 外交をより身近に感じてもらえるよう、写真を活用した巻頭特集を新たに掲載する。
 - (2) 主な外交課題について、我が国のこれまでの取組や主張に対し理解を深められるよう、分かりやすくまとめた囲み記事及び関連資料を新たに掲載する。
 - (3) 巻末の資料編に、外務省採用情報や JPO 制度（国際機関への若手日本人派遣制度）情報を新たに掲載し、外交に関心を有する若年層への情報発信を強化する。
 - (4) 巻末の資料編に、主な国際機関に対する拠出金額等の一覧を新たに掲載し、国際社会における我が国の貢献をデータで一目で分かるようにする。
 - (5) 英語全訳版に加え、フランス語要約版及びスペイン語要約版を新たに作成し、外務省ホームページ上で公表する。

施策の進捗状況・実績

- 1 外務大臣の政策スピーチについては、国際情勢が変化する中、中長期的かつ大局的視点から外交政策を対外発信することに重点を置いた（第 201 回国会外交演説（令和 2 年 1 月 20 日）、日本国際問題研究所主催「第 1 回東京グローバル・ダイアログ」における茂木外務大臣外交政策演説（12 月 2 日）等）。第 201 回国会外交演説については外務省ホームページにおいて日本語・英語版を公開し、日本の外交政策について対外発信を行った。
- 2 平成 30 年の国際情勢と日本外交に関する取組について記述した令和元年版外交青書を刊行した。特に、以下の取組を通じ、日本の外交政策に対する国民の一層の理解促進に努めた。
 - (1) 令和元年度も引き続き一般競争入札（総合評価落札方式）で業者入札を行い、編集能力のほか、デザイン力も審査の対象とすることにより、能力の高い業者選定に努めた。効果的な図表や写真の活用、特集・コラムの充実を図り、分かりやすい内容となるよう配慮した。

- (2) 英語全訳版の作成・公表のほか、新たにフランス語及びスペイン語の概要を作成し外務省ホームページに掲載することにより対外発信を行った。
- (3) 外務省ホームページ上にリンクを付すことによる利用者の利便性の向上を図った。可能な部分についてデータの CSV 形式での掲載及び全体についてレスポンス・ウェブ形式で外務省ホームページに掲載した。

令和 2 年度目標

- 1 国会での外務大臣による外交演説や各種講演会・国際会議での政策スピーチ等を通じ、中長期的な視点に立った戦略的な発信を行い、外交政策の効果的な推進を図る。
- 2 外交青書については、以下により対外発信を強化する。
 - (1) 外交をより身近に感じてもらえるよう、巻頭特集では、写真を活用し、G20 大阪サミットや TICAD 7 始め外交イヤーとなった 2019 年の大型外交行事等を取り上げる。巻末の資料編に、外務省採用情報や JPO 制度（国際機関への若手日本人派遣制度）情報を掲載し、外交に関心を有する若年層への情報発信を強化する。
 - (2) 巻末の資料編に、主な国際機関に対する拠出金額等の一覧を掲載し、国際社会における我が国の貢献をデータで一目で分かるようにする。
 - (3) 英語全訳版に加え、フランス語及びスペイン語要約版を引き続き作成し、外務省ホームページ上で公表する。

施策の進捗状況・実績

- 1 外務大臣の政策スピーチ（例：第 204 回国会外交演説（令和 3 年 1 月 18 日）、大臣の第 2 回東京グローバル・ダイアログにおける基調講演（令和 3 年 2 月 25 日））については、国際情勢が目まぐるしく変化する中、我が国を取り巻く安全保障環境の厳しさやポストコロナ時代に向けたルール作りの主導等につき、中長期的かつ大局的視点から外交政策を戦略的に対外発信することに重点を置いた。第 204 回国会外交演説や第 2 回東京グローバル・ダイアログにおける基調講演のように対外的に公表可能なスピーチは外務省ホームページにおいて日本語・英語版を公開し、日本の外交政策について対外発信を行った。
- 2 令和元年の国際情勢と日本外交に関する取組について記述した令和 2 年版外交青書を刊行した。特に、以下の取組を通じ、日本の外交政策に対する国民の一層の理解促進に努めた。
 - (1) 外交をより身近に感じてもらえるよう、即位の礼、G20 大阪サミット、TICAD 7、「自由で開かれたインド太平洋」の 4 テーマについて写真や図表を多用して巻頭特集を掲載した。
 - (2) 英語全訳版の作成・公表のほか、令和 2 年版については、第 1 章に加え、巻頭特集 4 件についてもフランス語及びスペイン語の概要を作成し、外務省ホームページに掲載することにより、日本外交の取組について対外発信を行った。
 - (3) 巻末の資料編に、主な国際機関に対する拠出金額等の一覧を掲載し、国際社会における我が国の貢献をデータで一目で分かるようにした。

平成 30・令和元・2 年度目標の達成状況：b

参考指標 1：調査研究委託、補助金事業及び研究会等の成果として作成・配布された報告書・提言書等の件数

	実 績 値			
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	61 件	38 件	38 件	27 件

参考指標 2：民間研究者との研究会の開催回数

	実 績 値			
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	4 回	3 回	0 回	3 回

参考指標 3：外交・安全保障調査研究事業費補助金競争率(応募企画数/採択企画数)

(注) 平成 30 年度は事業としては新規公募の実	実 績 値			
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度

施なし。	3.7 倍	－（注）	8.0 倍	4.0 倍
------	-------	------	-------	-------

参考指標 4：米国ペンシルバニア大学の「世界のシンクタンク調査」においてランクインしている日本の研究所の数

(出典：米国ペンシルバニア大学「世界のシンクタンク調査 2017～2020」)	実 績 値			
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	4	4	4	4 ※(公財)日本国際問題研究所は本件調査において「2020 Think Tank of the Year」を受賞 ※右数は「総合ランキング」にランクインしている数(地域別、分野別ランキングも含めると 29)。

参考指標 5：外交青書の発行部数及びインターネットによるアクセス数

(出典：外務省)	実 績 値			
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
①日本語版	7,400 部	7,100 部	7,000 部	7,000 部
②英語版	4,500 部	4,100 部	4,000 部	4,000 部
③アクセス数	125 万件*	157 万件*	179 万件*	266 万件*

* 暦年でカウント

評価結果(個別分野 1)

施策の分析

【測定指標 1－1 補助金事業、研究会の実施等を通じた外部有識者及びシンクタンクとの連携強化*】

- 平成 30 年度から令和 2 年度の期間において、9 のシンクタンクが 16 の事業を実施した。
いずれの企画も、事前に公表された審査要領・基準に基づき外部有識者により構成された委員会が、事業計画の内容のみをもって審査が行われており、透明性の高い方法により採択された。さらに令和元年度開始事業については倍率 8 倍、令和 2 年度開始事業については倍率 4 倍となり、競争性のある審査となり、質の高い企画が採択された。令和 2 年度開始事業においては、過去に交付実績のない事業者の企画が採択されるとともに、これまで予算規模の小さい事業を実施していた事業者が、より予算規模の大きな事業において企画が採択されるなど、当該制度の下、様々なレベルにある国内シンクタンクの育成・強化につながった。さらに、令和 2 年度事業は、新型コロナウイルス感染症の拡大により海外出張や招へいによる海外シンクタンクとの交流は困難になったものの、各事業者ともに速やかにオンラインセミナー等の実施やホームページの整備などを精力的に行い、通常時と同等以上に海外有識者とのネットワークや対外発信強化が進んだ。このように補助金制度による柔軟かつ着実な事業推進の結果、ペンシルバニア大学が、研究成果の質や情報発信力等を基に毎年公表する世界シンクタンク・ランキングにおいて、補助金事業者である(公財)日本国際問題研究所が「2020 シンクタンク・オブ・ザ・イヤー」を受賞するとともに、順位を 13 位から 8 位へと大幅に引き上げた。(公財)未来工学研究所も、科学・技術分野ランキングにおいて順位を 4 位から 3 位へと上げている。これら成果は本補助金により国内の情報収集・分析・発信政策提言能力が強化されたことの表れであり、政府及びシンクタンクの力を結集した全員参加型の外交の促進につながった。(平成 30・令和元・2 年度：外交・安全保障調査研究事業費補助金(達成手段②))

国際共同研究支援事業費補助金事業(領土・主権・歴史調査研究支援事業)では我が国の領土・主

権・歴史に関する国内外での一次資料の収集・整理・分析・公開（英語等への翻訳含む）、領土・主権・歴史に関する海外での動向（政策・研究・世論等）に係る調査、招へいた海外フェローとの共同研究の実施、海外調査研究機関と協力した研究会、国内外での公開シンポジウムの実施、研究成果の国内外への発信（領土・主権・歴史に関するレポートの発出・製本やメディア及びウェブの活用等）を通じて領土・主権・歴史に関して客観的な視点を国内外に共有・発信することで、国際社会における促進することができた。（平成 30・令和元・2 年度：国際共同研究支援事業費補助金（達成手段③））

- 2 有識者を招いた研究会においては、平成 30 年度は、平成 28 年度及び平成 29 年度に実施した有識者研究会の成果を土台とした報告書の執筆を進めた。また、令和元年度においては、新たな動きも踏まえた報告書とするため、一部有識者に加筆修正を行ってもらった。さらに、令和 2 年度においては、新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえ、少人数での意見交換の形で 5 回実施した。これらの取組を通じて、中堅及び若手有識者を中心とする有識者の多様な意見を報告書に取り込むことができた。（平成 30・令和元・2 年度：中長期的及び総合的な外交政策の企画立案（達成手段①））

【測定指標 1－2 中長期的・戦略的外交政策の対外発信の強化＊】

- 1 平成 30 年度から令和 2 年度の期間において、毎年 1 月の通常国会における外務大臣の外交演説について、外務省ホームページにおいて日本語版を即日掲載し、英語版も後日公表した。また、令和元年度及び令和 2 年度には、日本国際問題研究所主催の東京グローバル・ダイアログにおいて、茂木外務大臣の政策スピーチを実施し、外務省ホームページにおいて日本語版と英語版を即日掲載するとともに、令和 2 年度においては英語字幕付きのスピーチ動画も外務省公式ユーチューブに後日掲載した。このように迅速な対外発信を行うことにより、一般の閲覧者の利便性向上に効果があった。（平成 30・令和元・2 年度：中長期的及び総合的な外交政策の企画立案（達成手段①））
- 2 また、この 3 年間、外交青書が対外発信のツールとしてより高い効果を発揮できるよう、巻頭特集の創設、フランス語及びスペイン語訳概要版の作成など新たな取組を行ってきた。その結果、平成 30 年から令和 2 年にかけてホームページアクセス数が約 66%増加し、国内においては若年層を含む幅広い読者層に、また、国外においては、これまでの英語圏に加え、アフリカや中南米などフランス語・スペイン語圏においても関心が高まったと考えられ、内外における戦略的外交政策の対外発信の強化に寄与した。（平成 30・令和元・2 年度：中長期的及び総合的な外交政策の企画立案（達成手段①））

次期目標等への反映の方向性

【施策（施策の必要性に関する分析を含む）】

国際の平和と安定に寄与し、我が国の安全と繁栄を確保するためには、我が国が直面する諸課題に対し、中長期的かつ総合的な外交政策を企画立案する機能を強化することが引き続き必要であり、多様な見解を入手する、また外交政策の発信力を強化するため、有識者、研究機関やシンクタンクとの連携強化が重要である。特に、シンクタンクや有識者が国際世論に与える影響が高まっており、日本の外交シンクタンクの更なる育成・強化が必要となっている。

また、日本の外交政策を効率的に推進するため、外務大臣等の政策スピーチで日本外交の基本方針等を明確に打ち出すとともに、日本の外交政策、取組等に対する国内外からの一層の理解と信頼が得られるよう、外交青書等を通して一層効果的に対外発信を行っていくことが必要である。

上記のとおり有識者との意見交換及び研究の成果を取り込みつつ、中長期的な外交政策を立案・発信するとの施策目標は妥当であり、今後も同目標を維持し、その達成に向けた施策を実施していく。

【測定指標】

1－1 補助金事業、研究会の実施等を通じた外部有識者及びシンクタンクとの連携強化 ＊

- 1 外交・安全保障調査研究事業費補助金制度においては、引き続き、日本人研究者（特に若手・中堅・女性・地方在住者）の裾野拡大、英語による対外発信強化をより強化を重視した国内シンクタンクの育成強化を図る。さらに、政策提言能力の強化のため、令和 3 年度から、より外務省の政策立案につながる提言能力の強化を重視した事業を 1 件実施する。同事業は、従来と同様、公募企画競争及び外部有識者審査・評価委員会が採択審査を行う形式で実施するが、これまでと異なる点としては、募集時に外務省が関心を持つ具体的テーマを提示し、また、事業完了時には外務省に対する政策提言プレゼンテーションの実施を必須としている。これにより、国内シンクタンクの育成強化を実現するとともに、その研究成果は外交政策に資するものとなることが期待される。

国際共同研究支援事業費補助金事業（領土・主権・歴史調査研究支援事業）については、上記の施策の分析のとおり、領土・主権・歴史に関して客観的な視点を国内外に共有・発信することで、国際社会において促進することができたが、令和 3 年度が 5 年事業の最終年度であるため、これまでの各種研究会における研究成果を取りまとめ、客観的な視点に立った研究成果の共有・発信を国内外に対

して行うことを通じ、国際社会における相互理解を一層促進することを目標とする。

- 2 有識者研究会の報告書については、引き続き、緊密に外部有識者と連携することを目的に、令和3年2月に完成した報告書のフォローアップを行った上で、同フォローアップの結果を踏まえ、後継の有識者研究会の立上げやテーマにつき、状況を見極めつつ検討していく。

1－2 中長期的・戦略的外交政策の対外発信の強化 ＊

外務大臣の外交演説等による中長期的視点に立った戦略的な対外発信や、外交青書における巻頭特集の創設やフランス語・スペイン語要約版の作成は対外発信の面から重要であり、平成30年度、令和元年度及び令和2年度目標の設定は適切であった。

外交政策に対する国内外からの一層の理解と信頼を得ることが重要であり、中長期的な視点に立った戦略的な外務大臣のスピーチによる発信及び外交青書における効果的な巻頭特集の掲載や多言語化の取組を継続しより分かりやすい内容の外交青書の編集に引き続き努め、より質の高いものとなるようPDCAの在り方についても検討していく。

作成にあたって使用した資料その他の情報

・外務省ホームページ

第204回国会外交演説（令和3年1月18日）

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/pp/page3_002995.html)

令和2年版外交青書（外交青書2020）

(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bluebook/2020/html/index.html>)

個別分野２ 日本の安全保障に係る基本的な外交政策

施策の概要

- 1 インド太平洋地域及び国際社会の平和と安定を確保するため、ASEAN 地域フォーラム（ARF）、ミュンヘン安全保障会議等の国際会議、また、二国間対話の実施や民間レベル（トラック 2）の枠組みへの参加など、安全保障分野における地域内の協力関係の進展・信頼醸成・相互理解の促進に努める。
- 2 法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序を維持・強化し、日本国民の生命及び財産を保護し、海上輸送の安全確保のために、ソマリア沖・アデン湾海賊問題及びアジア海賊・海上武装強盗問題に対する取組を行う。
- 3 北極問題の主要プレイヤーの一つとして、北極における課題への対応等に関する議論が行われている国際会合への参加及び関係国との対話を積極的に行う。
- 4 自由、公正かつ安全なサイバー空間を創出し、ひいては我が国及び国際社会の平和と安定に貢献すべく、サイバー空間における法の支配の推進、信頼醸成措置の推進等の取組を進めていく。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 第 201 回国会施政方針演説（令和 2 年 1 月 20 日）
六 外交・安全保障
（積極的平和主義）、（安全保障政策）、（国際社会の課題解決）
- ・ 第 201 回国会外交演説（令和 2 年 1 月 20 日）
日米同盟、北朝鮮をめぐる諸懸案への対応、近隣諸国との外交、緊迫化している中東情勢への取組
- ・ 国家安全保障戦略（平成 25 年 12 月 17 日 閣議決定）
II 2 我が国の国益と国家安全保障の目標
III 1 グローバルな安全保障環境と課題
2 アジア太平洋地域における安全保障環境と課題
IV 1 我が国の能力・役割の強化・拡大
3 国際社会の平和と安定のためのパートナーとの外交・安全保障協力の強化
- ・ 第 3 期「海洋基本計画」（平成 30 年 5 月 15 日 閣議決定）
第 1 部 2. 2－2.（4）北極政策の推進
第 1 部 2. 2－2（5）国際連携・国際協力
第 2 部 1.（2）我が国の重要なシーレーンの安定的利用の確保
第 2 部 1.（3）国際的な海洋秩序の強化
第 2 部 7.（2）国際協力
- ・ 「我が国の北極政策」（平成 27 年 10 月 16 日 総合海洋政策本部決定）
3 北極問題に対する取組の必要性
- ・ 「サイバーセキュリティ戦略」（平成 30 年 7 月 27 日 閣議決定）
1. 策定の趣旨・背景
2. サイバー空間に係る認識
4. 目的達成のための施策

測定指標 2－1 ARF や各国との安保対話を通じた地域安全保障の促進 *

中期目標（--年度）

平成 28 年に施行した「平和安全法制」も踏まえた取組の下、インド太平洋地域及び国際社会の平和と安全を確保し、国民の生命と財産を守る。

平成 30 年度目標

- 1 ARF 閣僚会合を始めとする ARF 関連会合等に積極的に参加し、地域の信頼醸成及び各国間の理解・協力の促進に貢献すべくイニシアティブを発揮する。
- 2 ミュンヘン安全保障会議、アジア安全保障会議（シャングリラ・ダイアログ）、アジア太平洋安全保障協力会議（CSCAP）、北東アジア協力対話（NEACD）等の安全保障や防衛分野のトラック 1.5 及びトラック 2 の国際会議に参加し、我が国の考え方を積極的に発信していく。
- 3 二国間及び多国間の安全保障対話を通じて、活発に意見交換を行い、信頼醸成を更に促進するとともに、協力を一層強化する。

施策の進捗状況・実績

- 1 8月に開催された ARF 閣僚会合を始め、海上安全保障や不拡散・軍縮等の各分野の会期間会合（ISM）、ARF 関連関係会合に出席した。地域の信頼醸成の促進に向けた主要な活動としては、4月に、ARF 不拡散・軍縮 ISM の共同議長国（平成 29 年 8 月～令和 2 年夏）として、不拡散をテーマに第 10 回 ARF 不拡散・軍縮 ISM（於：ソウル）を開催した。令和元年は原子力の平和的利用をテーマにインドネシアで、令和 2 年は軍縮をテーマに我が国において ISM を開催することが決まった。
- 2 平成 31 年 2 月のミュンヘン安全保障会議に河野外務大臣が出席し、「自由で開かれたインド太平洋」のビジョンに対する支持の拡大、欧州諸国も含むインド太平洋地域における防衛協力の進展等について日本の立場を説明した。また、ARF のトラック 2（アジア太平洋安全保障協力会議（CSCAP））及びトラック 1.5（ASEAN 地域フォーラム・専門家／賢人（ARF・EPPs）会合）の枠組みにおいても、有識者の派遣を通じて我が国の安全保障政策について積極的に対外発信を行うとともに、トラック 1 の枠組みとの連携強化にも取り組んだ。ARF・EPPs 会合については、平成 31 年 2 月に、共同議長国として初めて日本で第 13 回会合を開催し、ARF に対する提言を採択した。このほか、政府としてアジア安全保障会議（シャングリラ・ダイアログ）（6 月）、豪地域安全保障協会（IFRS）主催戦略対話（9 月）、ハリファックス安全保障フォーラム（11 月）に出席した。なお、北東アジア協力対話（NEACD）は、前回開催が平成 30 年 3 月だったため、平成 30 年度の開催はなかった。
- 3 12 月にフランス、平成 31 年 2 月に英国との間で外務・防衛当局間協議を開催するなど、事務レベルにおける二国間対話を数多く開催し、活発な意見交換を行う等、各国との間で協力を強化した。

令和元年度目標

- 1 ARF 閣僚会合を始めとする ARF 関連会合等に積極的に参加し、地域の信頼醸成及び各国間の理解・協力の促進に貢献すべくイニシアティブを発揮する。
- 2 ミュンヘン安全保障会議、アジア安全保障会議（シャングリラ・ダイアログ）、アジア太平洋安全保障協力会議（CSCAP）、北東アジア協力対話（NEACD）等の安全保障や防衛分野のトラック 1.5 及びトラック 2 の国際会議に参加し、省庁間・部局間で連携しながら、我が国の考え方を積極的に発信していく。
- 3 二国間及び多国間の安全保障対話を通じて、活発に意見交換を行い、信頼醸成を更に促進するとともに、協力を一層強化する。

施策の進捗状況・実績

- 1 8月に開催された ARF 閣僚会合を始め、海上安全保障や不拡散・軍縮等の各分野の会期間会合（ISM）、ARF 関連関係会合に出席した。地域の信頼醸成の促進に向けた主要な活動としては、4月に、ARF 不拡散・軍縮 ISM の共同議長国（平成 29 年 8 月～令和 2 年夏）として、原子力の平和利用をテーマに第 11 回 ARF 不拡散・軍縮 ISM（於：インドネシア）を開催した。令和 2 年は軍縮をテーマに我が国において ISM を開催する予定。また、ICT セキュリティ ISM では、2018 年から継続して共同議長国を務めた。更に 2020 年 2 月には、日本はベトナムと共に、海賊、違法漁業、テロといった具体的な分野に関する各国の MDA 能力の現状と課題につき明らかにし、国際連携につなげることを目的として、「MDA の国際連携に関する第 2 回 ARF ワークショップ」を東京において開催した。
- 2 令和 2 年 2 月のミュンヘン安全保障会議に茂木外務大臣が出席し、「自由で開かれたインド太平洋」構想の推進、特に 3 つの連結性（物理的連結性、人的連結性、制度的連結性）の改善の重要性等を発信した。また、ARF のトラック 2（アジア太平洋安全保障協力会議（CSCAP））の枠組みにおいても、有識者の派遣を通じて我が国の安全保障政策について積極的に対外発信を行うとともに、トラック 1 の枠組みとの連携強化にも取り組んだ。このほか、政府として省庁間で連携し、アジア安全保障会議（シャングリラ・ダイアログ）（5 月）、豪地域安全保障協会（IFRS）主催戦略対話（9 月）、ハリファックス安全保障フォーラム（11 月）に出席し、日本の安全保障政策に対する各国の理解促進を図るとともに、地域における協力促進や信頼醸成に取り組んだ。
- 3 9 月に日米豪印閣僚級協議を実施し、自由で開かれ繁栄し、包括的なインド太平洋を推進するための共同の努力等について活発な意見交換を行い、各国との間で協力を強化した。

令和 2 年度目標

- 1 ARF 関連会合等に積極的に参加し、地域の信頼醸成及び各国間の理解・協力の促進に貢献すべくイニシアティブを発揮する。
- 2 ミュンヘン安全保障会議、アジア安全保障会議（シャングリラ・ダイアログ）、アジア太平洋安全保障協力会議（CSCAP）、北東アジア協力対話（NEACD）等の安全保障や防衛分野のトラック 1.5 及

びトラック 2 の国際会議に参加し、省庁間・部局間で連携しながら、日本の安全保障に対する各国の理解促進を図るとともに、地域における協力促進や信頼醸成に取り組む。

- 3 各国との外務・防衛当局間（PM）協議や日米豪印協議等の二国間及び多国間の安全保障対話を通じて、活発に意見交換を行い、信頼醸成を更に促進するとともに、協力を一層強化する。

施策の進捗状況・実績

- 1 9月のARF 閣僚会合に加え、高級事務レベル会合（SOM）、課長級会合（ISG）及び海上安全保障やサイバーセキュリティの分野における会期間会合（ISM）に出席した（いずれもオンライン形式）。その他の会合は、新型コロナウイルス感染症拡大のため実施されなかった。ただし、不拡散・軍縮 ISM 及び ICT セキュリティ ISM に関しては、日本は共同議長国を務め、会合は開催されなかったものの、新型コロナ禍における各種活動の調整等においてイニシアティブを発揮した。

ARF 閣僚会合では、議長声明が発出されたほか、①感染症発生の予防・対応の協力強化に関する声明、②テロリスト及び暴力的過激派グループに雇用された又は関連する児童の扱いに関する声明、③国際安全保障における ICT の安全及び使用の協力に関する声明の 3 つの個別声明が採択された。さらに、平成 21 年に採択された ARF ビジョン・ステートメントを実施するために平成 22 年に採択されたハノイ行動計画を更新し、ASEAN を中心的な地域協力枠組みとする ARF プロセスを強化するために、ハノイ行動計画Ⅱが採択された。これらすべてについて、日本はその採択に積極的に貢献した。地域・国際情勢に関しては、新型コロナへの対応における国際連携のあり方に加え、北朝鮮や東シナ海、南シナ海問題を含む海洋安全保障、香港情勢や軍備管理・軍縮等が議論され、日本としても我が国の立場を効果的に発信した。

- 2 オンライン形式で開催された ARF のトラック 2（アジア太平洋安全保障協力会議（CSCAP））への有識者の参加を通じて我が国の安全保障政策について積極的に対外発信を行うとともに、トラック 1 の枠組みとの連携強化にも取り組んだ。また、オンライン形式で開催されたハリファックス安全保障フォーラム（11 月）や北東アジア協力対話（NEACD）（令和 3 年 2 月）に出席し、日本の安全保障政策に対する各国の理解促進を図るとともに、地域における協力促進や信頼醸成に取り組んだ。なお、ミュンヘン安全保障会議、アジア安全保障会議（シャングリラ・ダイアログ）、豪地域安全保障協会（IFRS）主催戦略対話や、ARF のトラック 1.5 である ASEAN 地域フォーラム・専門家／賢人（ARF・EPPs）会合は、新型コロナウイルス感染症拡大のため開催されなかった。
- 3 新型コロナウイルス感染症の発生・拡大後、初めて日本で行われる閣僚レベルの国際会議として、10 月に第 2 回日米豪印外相会合が開催され、令和 3 年 2 月には日米豪印外相電話会談が開催された。令和 3 年 3 月には、日米豪印首脳テレビ会議が開催され、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、様々なパートナーと協力していくことで一致し、日米豪印の下、質の高いインフラ、海洋安全保障、テロ対策、サイバーセキュリティ、人道支援・災害救援を始め、様々な分野で実践的な協力が進展していることを歓迎するとともに、ワクチン、重要・新興技術、気候変動について、それぞれ作業部会を立ち上げることで一致した。

平成 30・令和元・2 年度目標の達成状況：b

測定指標 2-2 ソマリア沖・アデン湾及びアジア海域における海上交通の安全の確保

中期目標（--年度）

ソマリア沖・アデン湾及びアジア海域における海賊等事案への対策を通じ、同海域における法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序を維持・強化し、海上交通の安全を確保する。

平成 30 年度目標

- 1 ソマリア沖・アデン湾については、以下のとおり多層的な海賊対策の取組を継続することにより、法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序の維持・強化に努めるとともに、同海域における海賊対策に貢献する。
- （1）我が国自衛隊による海賊対処行動の継続に必要な支援、諸外国との協力体制の構築、周辺国への海上保安能力向上支援等を継続的に実施する。
- （2）ソマリア沖海賊対策コンタクト・グループ及び作業部会会合を始めとする関連国際会合への参加や関係国との意見交換等を実施し、我が国の立場が国際社会における議論に反映されるよう取り組む。

- 2 アジア海域については、以下のとおり多層的な海賊・海上武装強盗対策の取組を継続することにより、法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序の維持・強化に努めるとともに、同海域における海賊対策に貢献する。
- (1) アジア海賊対策地域協力協定 (ReCAAP) 情報共有センターによる迅速で効果的な情報共有の強化、関係国・機関との連携強化、沿岸国の海上法執行能力の向上支援を継続的に実施する。
- (2) 我が国の立場が国際社会における議論に反映されるために、ARF 海上安全保障 ISM (会期間会合) を始めとする関連国際会合への参加や関係国との意見交換等を実施する。

施策の進捗状況・実績

- 1 (1) ジブチを活動拠点とする自衛隊の海賊対処行動への支援を行い、同行動の円滑かつ確実な実施に貢献した。また、ジブチ地域訓練センター (日本も拠出した世界海事機関 (IMO) の基金によって建設された海上法執行能力向上のための訓練施設) でのセミナー開催や、日本国内での JICA の課題別研修を通じ、周辺国の海上保安能力向上支援を行った。
- (2) ソマリア沖海賊対策コンタクト・グループ及び作業部会会合に参加し、関係国との意見交換等を通じて、我が国の立場や海賊対処への貢献を適切にインプットし、引き続き海賊への対処が必要との国際的な議論の流れの形成に寄与した。
- 2 (1) 5月に ReCAAP 情報共有センターと共催で、ReCAAP 締約国、インドネシア及びマレーシアを招いて海上法執行能力向上のための研修を実施した。ReCAAP 未締約国であるインドネシア及びマレーシアの関係者も招待することで、両国の ReCAAP 加入を働き掛けるとともに、ReCAAP の活動の活性化に向けて米国や英国等の対 ReCAAP の政府代表の訪日の機会を利用して積極的に意見交換を実施した。また、海上保安庁等と協力してシーレーン沿岸国への能力構築支援を実施した。
- (2) ARF 海上安全保障 ISM の枠組みで実施される海洋安全保障等に関するワークショップに関連省庁とも協力して3回参加し、我が国の立場を発信した。また、12月の第6回 ASEAN 海洋フォーラム拡大会合 (EAMF) において、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた地域の海上法執行機関への能力構築支援を含む我が国の取組を積極的に発信するとともに、会合のフリンジ等において、同会合の活性化に向けた今後の方向性等につき意見交換を実施した。

令和元年度目標

- 1 ソマリア沖・アデン湾については、以下のとおり多層的な海賊対策の取組を継続することにより、法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序の維持・強化に努めるとともに、同海域における海賊対策に貢献する。
- (1) 我が国自衛隊による海賊対処行動の継続に必要な支援、諸外国との協力体制の構築、周辺国への海上保安能力向上支援等を継続的に実施する。
- (2) ソマリア沖海賊対策コンタクト・グループ及び作業部会会合を始めとする関連国際会合への参加や関係国との意見交換等を実施し、我が国の立場が国際社会における議論に反映されるよう取り組む。
- 2 アジア海域については、以下のとおり多層的な海賊・海上武装強盗対策の取組を継続することにより、法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序の維持・強化に努めるとともに、同海域における海賊対策に貢献する。
- (1) アジア海賊対策地域協力協定 (ReCAAP) 情報共有センターによる迅速で効果的な情報共有の強化、関係国・機関との連携強化、沿岸国の海上法執行能力の向上支援を継続的に実施する。
- (2) 我が国の立場を国際社会における議論に反映させるために、ARF 海上安全保障 ISM (会期間会合) や ASEAN 海洋フォーラム拡大会合 (EAMF) を始めとする関連国際会合に参加し、我が国の立場を発信するとともに、関係国との意見交換等を実施する。

施策の進捗状況・実績

- 1 (1) ジブチを活動拠点とする自衛隊の海賊対処行動への支援を行い、同行動の円滑かつ確実な実施に貢献した。また、ジブチ地域訓練センター (日本も拠出した世界海事機関 (IMO) の基金によって建設された海上法執行能力向上のための訓練施設) でのセミナー開催 (9月、10月及び令和2年3月、合計約80名参加) や、6月の日本国内での JICA の課題別研修 (周辺地域からはジブチ及びソマリアが参加) を通じ、周辺国の海上保安能力向上支援を行った。
- (2) 6月のソマリア沖海賊対策コンタクト・グループ及び5月の作業部会会合に参加し、関係国との意見交換等を通じて、我が国の立場や海賊対処への貢献を適切にインプットし、引き続き海賊への対処が必要との国際的な議論の流れの形成に寄与したほか、国際社会の動向につき必要な情報収集を行った。

- 2 (1) ReCAAP 情報共有センターに拠出し、同センターによる締約国に対する能力構築支援活動を支援した。9月にシンガポール及びReCAAP 情報共有センターとの共催で、ReCAAP 締約国、インドネシア及びマレーシアを招いて海上法執行能力向上のための研修を実施した。ReCAAP 未締約国であるインドネシア及びマレーシアの関係者も招待することで、両国との協力実績を作るとともに、両国に対してReCAAP 加入を働きかけた。
- (2) ARF 海上安全保障 ISM (会期間会合) の枠組みで実施される海洋安全保障等に関するワークショップに関連省庁とも協力して4回参加し、我が国の立場を発信した。さらに、令和2年2月には東京において「第2回海洋状況把握 (MDA) の国際連携に関する ARF ワークショップ」を開催し、ベトナムとともに共同議長を務めた。日本からは、外務省、内閣官房国家安全保障局、内閣府宇宙開発戦略推進事務局及び総合海洋政策推進事務局、文部科学省、防衛省、海上保安庁等の関係者が参加した。ASEAN を中心とする参加者からは、海賊、テロ、違法漁業等の海洋をめぐる課題への対処における MDA の活用や国内関係機関間の協力体制、国際連携の取組等について発表があった。日本からは、海上保安庁が衛星を用いた海洋監視体制等について紹介した。各セッションでの活発な議論を通じ、MDA に関するベストプラクティス等を共有するとともに、今後、国際的な連携を更に強化していくことで一致した。

令和2年度目標

- 1 ソマリア沖・アデン湾については、以下のとおり多層的な海賊対策の取組を継続することにより、法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序の維持・強化に努めるとともに、同海域における海賊対策に貢献する。
- (1) 我が国自衛隊による海賊対処行動の継続に必要な支援、諸外国との協力体制の構築、周辺国への海上保安能力向上支援等を継続的に実施する。
- (2) ソマリア沖海賊対策コンタクト・グループ及び作業部会会合を始めとする関連国際会合への参加や関係国との意見交換等を実施し、情報収集を行うとともに、我が国の立場が国際社会における議論に反映されるよう取り組む。
- 2 アジア地域については、以下のとおり多層的な海賊・海上武装強盗対策の取組を継続することにより、法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序の維持・強化に努めるとともに、同海域における海賊対策に貢献する。
- (1) アジア海賊対策地域協力協定 (ReCAAP) 情報共有センター (ISC) による迅速で効果的な情報共有の強化、関係国・機関との連携強化、沿岸国の海上法執行能力の向上支援を継続的に実施する。
- (2) 我が国の立場を国際社会における議論に反映させるために、ARF 海上安全保障 ISM や ASEAN 海洋フォーラム拡大会合 (EAMF) を始めとする関連国際会合に参加し、我が国の立場を発信するとともに、関係国との意見交換等を実施する。また、他国主催の海洋安全保障に関するワークショップに積極的に参加して、我が国のプレゼンスを示すとともに、我が国においても関連のワークショップを開催してリーダーシップを発揮する。EAMF については、有識者の関与を強化すべく海洋法・海洋安全保障政策の専門家等による提言を積極的に取り入れるとともに、有志国と連携しつつ、同枠組みにおける議論を活性化させることで、関係各国との信頼醸成を促進し、協力関係を強化する。

施策の進捗状況・実績

- 1 (1) ジブチを活動拠点とする自衛隊の海賊対処行動への支援を行い、同行動の円滑かつ確実な実施に貢献した。また、JICA の課題別研修 (オンライン形式で実施。周辺地域からはジブチ及びケニアが参加。) を通じ、周辺国の海上保安能力向上支援を行った。なお、ジブチ地域訓練センター (日本も拠出した世界海事機関 (IMO) の基金によって建設された海上法執行能力向上のための訓練施設) でのセミナー開催が当初計画されていたものの、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で実施が見合わされた。
- (2) 12月のソマリア沖海賊対策コンタクト・グループ全体会合や海賊訴追能力向上のための国際信託基金理事国会合、9月の準備会合等に参加し、引き続き海賊対処を推進していくという国際的な議論に寄与したほか、国際社会の動向につき必要な情報収集を行った。
- 2 (1) ReCAAP 情報共有センターに拠出し、同センターによる締約国に対する能力構築支援活動を支援した。9月に実施を調整していた豪州及び ReCAAP 情報共有センターとの共催による、ReCAAP 締約国、インドネシア及びマレーシアを招いての海上法執行能力向上のための研修は新型コロナウイルス感染症のため中止となった。
- (2) ARF 海上安全保障 ISM の枠組みでは、第3回海洋状況把握 (MDA) の国際連携に関する ARF ワークショップ (於：東京、フィリピンと共催。) が 2020-21 年会期間の公式行事として承認された。しかし、新型コロナウイルス感染症の現状に鑑み、次期会期間への延期が決定した。オンラインで実

施された12月の第8回ASEAN海洋フォーラム拡大会合（EAMF）において、我が国からは南シナ海の現状について深刻な懸念を表明するとともに、法の支配に基づく海洋秩序の重要性や自由で開かれたインド太平洋の実現に向けた日本の取組等について発信した。

平成30・令和元・2年度目標の達成状況：b

測定指標2-3 北極をめぐる国際秩序形成への参画

中期目標（一年度）

二国間及び多国間での国際協力強化を通じ、気候変動を含む地球環境の変化、資源開発をめぐる経済環境の変化、安全保障の環境変化により国際的な関心が一層高まっている北極をめぐる課題への対応において、我が国が主要プレイヤーの一つであるという国際社会の認識を高めることを通じて、北極をめぐる国際秩序形成への関与を拡大する。

平成30年度目標

- 1 我が国は、地球環境問題・航路・資源開発などに関心を有していることから、北極評議会（AC）を始めとする国際会合に参加し、北極に関する国際的なルール形成や課題への対応に積極的に参画する。
- 2 上記1の多国間の取組と並行して、北極圏諸国を含む関係国との二国間での対話を引き続き推進し、科学技術等に関する具体的な協力案件を通じ北極に関する協力関係を強化する。
- 3 我が国の強みである観測・研究を始め、グローバルな視点からの我が国の北極に係る取組を、北極圏国を含む関係各国へ積極的に発信し、北極をめぐる課題への対応において、我が国が主要プレイヤーの一つであるという国際社会の認識を高める。そのことにより、北極における「法の支配」の確保と平和で秩序ある形での国際協力を推進する。

施策の進捗状況・実績

- 1 我が国と北極海沿岸国、その他の関係国・機関を含む10か国・機関による、中央北極海の魚類資源の保存及び持続可能な利用確保に向けた「中央北極海における規制されていない公海漁業を防止するための協定」に署名した。AC関連会合や北極に関する日中韓ハイレベル対話においては、北極に関する国際的なルール形成及び諸課題に関与していくこと、法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序の重要性を発信した。
10月の北極サークルでは、日本の外務大臣として初めて出席した河野外務大臣が、北極をめぐる課題の対応に積極的に参画する旨を強調した。また、同月の第2回北極科学大臣会合では、柴山文部科学大臣が北極における研究分野の取組や、北極の変化を理解するためには観測データの共有も必要であることを、科学研究を含む我が国の強みを交えつつ発信した。
- 2 EU、デンマークとの北極協議では、北極研究の具体的な取組等に関する意見交換を行い、相互の北極政策の理解促進や協力関係を強化した。
- 3 河野外務大臣は、北極サークルにおける基調講演で、（1）科学研究、（2）持続可能な経済利用、（3）法の支配に関する我が国の具体的な取組を紹介し、国際社会にとって「望ましい北極」を実現するために、我が国が全てのステークホルダーと協力を進めることを国際社会に対して発信した。また、第3回北極科学大臣会合を我が国とアイスランドの共催により令和2年に日本で開催することについて参加国の了承を得て、開催に向けた準備を開始した。

令和元年度目標

- 1 我が国は、地球環境問題・航路・資源開発などに関心を有していることから、北極評議会（AC）を始めとする国際会合に参加し、北極に関する国際的なルール形成や課題への対応に積極的に参画する。
- 2 上記1の多国間の取組と並行して、北極圏諸国を含む関係国との二国間での対話を引き続き推進し、科学技術等に関する具体的な協力案件を通じ北極に関する協力関係を強化する。
- 3 我が国の強みである観測・研究を始め、グローバルな視点からの我が国の北極に係る取組を、北極圏国を含む関係各国へ積極的に発信し、北極をめぐる課題への対応において、我が国が主要プレイヤーの一つであるという国際社会の認識を高める。そのことにより、北極における「法の支配」の確保と平和で秩序ある形での国際協力を推進する。

施策の進捗状況・実績

- 1 AC 関連会合や6月の北極に関する日中韓ハイレベル対話においては、北極に関する国際的なルール形成及び諸課題への関与や、法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序の重要性を発信した。
- 2 10月の北極サークルでは、第3回北極科学大臣会合を我が国とアイスランドの共催により令和2年に日本で開催することを踏まえ、北極担当大使から日本の北極に係る科学的な取組等などについてスピーチを行った。
また、9月にアイスランドからグンナルソン AC 高級北極実務者会合議長を、12月にアラスカ先住民グループを日本に招へいし、日本の北極への取組に対する理解促進等のため、日本の北極研究者等との意見交換や交流の機会を設けた。
- 3 我が国は、11月に開催された AC 高級北極実務者会合にオブザーバー国として出席し、国家的プロジェクト「北極域研究推進プロジェクト」(ArCS)の下での調査活動による北極域研究への地道な貢献、9月の国立極地研究所ニーオルスン新基地の開所式等、我が国の北極に係る取組について発信した。
- 4 6月の AC「緊急事態回避、準備及び対応作業部会」(EPPR)第1回会合に、我が国から初めて海上保安庁が傍聴参加した。同庁では、今後同作業部会でどのような貢献ができるか検討が進められている。12月の第2回会合に際しては、引き続き海上保安庁が傍聴参加したほか、内閣府(原子力防災)が、我が国の東電福島第一原子力発電事故の経験に基づく原子力災害時の危機管理体制、法的枠組み、災害対策訓練及び会議の実施状況につき報告を行った。

令和2年度目標

- 1 我が国は、地球温暖化による北極の環境変化など北極をめぐる様々な課題に主要なプレーヤーとして貢献していくため、北極評議会(AC)を始めとする国際会合に参加することにより、北極に関する国際的なルール形成や課題への対応に積極的に参画する。
- 2 上記1の多国間の取組と並行して、北極圏諸国を含む関係国との二国間での対話を引き続き推進し、科学技術等に関する具体的な協力案件を通じ北極に関する協力関係を強化する。AC議長国アイスランドと東京で今後共催予定の第3回北極科学大臣会合において、関係省庁とも連携しつつ、北極における研究観測や主要な社会的課題への対応の推進、科学協力の更なる促進進化をはかる。
- 3 我が国の強みである観測・研究を始め、グローバルな視点からの我が国の北極に係る取組を、第3回北極科学大臣会合やその機会を捉えて開催予定であるサイドイベント等を通じて、北極圏国を含む関係各国へ積極的に発信し、北極をめぐる課題への対応において、我が国が主要プレイヤーの一つであるという国際社会の認識を高める。そのことにより、北極における「法の支配」の確保と平和で秩序ある形での国際協力を推進する。

施策の進捗状況・実績

- 1 9月の AC 北極圏汚染対策プログラム作業部会(ACAP: Arctic Contaminants Action Program)のオンライン会合に、我が国から「北極域研究加速プロジェクト」(ArCSII)の研究者が初めて参加し、今後、我が国が同作業部会への参加を通じて AC に対しどのような貢献が可能か、情報収集を実施した。
- 2 9～10月に計6回にわたりオンラインで開催された AC 海洋専門家会合(SAO Marine Mechanism)に、外務省職員と共に出席した ArCSII の研究者が「海洋問題に係る地域協力とグローバルな関与」をテーマとした分科会において、日本の北極政策や現地調査における国際協力や地元コミュニティとの協力について報告を行った。
- 3 令和3年1月の在京ノルウェー大使館主催北極関連ウェビナーに北極担当大使が登壇し、日本の北極政策の歩みや国際貢献の実績に関して発信を行った。
- 4 令和3年2月の米ウィルソンセンター主催北極関連ウェビナーの個別セッションに北極担当大使が登壇し、北極における我が国の取組につきスピーチを実施したほか、中・韓の代表と共にモデレーターとして討論に参加した。
- 5 令和3年3月、アイスランド政府主催の「北極プラスチックごみ関連国際会議」(オンライン形式)において、日本の専門家の登壇機会を確保し、海洋プラスチックごみ汚染に係る研究の現状と日本の取組に関するプレゼンテーションを実施するとともに質疑に対応した。

平成30・令和元・2年度目標の達成状況：b

測定指標2-4 自由、公正かつ安全なサイバー空間を創出するためのサイバー外交の推進

中期目標(一年度)

二国間、地域及び多国間の枠組みを通じて、サイバー空間における法の支配の推進や信頼醸成措置の推進等の取組を進め、自由、公正かつ安全なサイバー空間を創出し、ひいては国際社会の平和・安定及び我が国の安全保障を実現する。

平成 30 年度目標

- 1 米国を始めとするサイバー空間に関する価値観を同じくする国と連携し、G 7 や国連の枠組み等における議論に積極的に寄与し、サイバー空間における国際社会の法の支配の確立に貢献する。
- 2 平成 29 年度設立されたサイバーセキュリティに関する ARF 会期間会合を活用し、地域的な信頼醸成の取組を進めていく。
- 3 各国と相互の立場の共有を行うべく、二国間のサイバー対話・協議を行う。また、様々な国際会議の場において、日本のサイバーに係る取組を発信していく。

施策の進捗状況・実績

- 1 サイバーセキュリティに関する政府専門家会合（GGE）を立ち上げるための米国主導の国連決議の共同提案国となったほか、国連の下でのオープン・エンド作業部会に向け、引き続き各国と連携していくことを確認した。また、G 7 伊勢志摩サイバークループ会合及び二国間協議等の機会を捉え、米国を始めとするサイバー空間に関する価値観を同じくする国との間で緊密に意見交換を行い、サイバー空間における脅威認識等を共有するとともに、これまでの GGE で合意されたサイバー空間における責任ある国家としての行動規範の履行に向け一層努力し、第三国に対して本規範に関する理解を促進していくことの重要性を確認した。
- 2 平成 29 年度に我が国が主導して立ち上げたサイバーセキュリティに関する ARF 会期間会合においては、マレーシア及びシンガポールとともに共同議長国を務め議論をリードするとともに、我が国提案を含む複数の信頼醸成措置に関わる提案について ARF メンバー間での合意形成に貢献した。
- 3 フランス、米国、韓国、イスラエル、豪州及びインドとの間でサイバー対話・協議を行い、うち 3 か国との間で共同ステートメントを発出した。英国との間では、平成 31 年 1 月の日英首脳会談を受けて、第 5 世代移動通信システム（5 G）等のセキュリティ等に関する協力を含む事項について議論することで一致した。また、サイバー対話・協議を行っている国及び ASEAN 加盟国の計 27 か国の在外公館に内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）作成のサイバーセキュリティ戦略の広報パンフレットを配布し、日本のサイバーに係る取組について発信した。

令和元年度目標

- 1 米国を始めとするサイバー空間に関する価値観を同じくする国と連携し、G 7 や国連の枠組み等における議論に積極的に寄与し、サイバー空間における国際社会の法の支配の確立に貢献する。
- 2 平成 29 年度設立されたサイバーセキュリティに関する ARF 会期間会合を活用し、地域的な信頼醸成の取組を進めていく。
- 3 各国と相互の立場の共有を行うべく、二国間のサイバー対話・協議を行う。また、国内外の様々な会議・シンポジウムの場において、省庁間・部局間で連携しながら、日本政府としてのサイバーに係る取組を発信していく。

施策の進捗状況・実績

- 1 我が国は、令和元年に設置されたサイバーセキュリティに関する国連政府専門家会合（GGE）のメンバーとして選出され、サイバー空間における国際法の適用や責任ある国家の行動に関する規範などに関する議論をリードするとともに、同じく同年に新たに設置された国連オープン・エンド作業部会（OEWG）においても、GGE での議論との相互補完性にも留意しながら積極的に法の支配の推進、信頼醸成措置及び能力構築支援等サイバーセキュリティに関する幅広い課題に対処するための議論に貢献している。9 月には、米国が主催したサイバーセキュリティに関する閣僚級会合に出席し、サイバー空間における責任ある国家の行動の枠組みに反して行動する国家に責任を負わせるために協力するとの共同声明に支持を表明し、責任ある国際社会の一員として、各国と連携しながら自由、公正かつ安全なサイバー空間の維持のために主導的な役割を果たしていくとの日本政府としての立場を発信した。
- 2 平成 29 年度に我が国が主導して立ち上げたサイバーセキュリティに関する ARF 会期間会合においては、マレーシア及びシンガポールとともに共同議長国を務め議論をリードするとともに、我が国提案を含む複数の信頼醸成措置に関わる提案について ARF メンバー間での合意形成に貢献し、令和元年には、コンタクトポイントの設置に係る新たな信頼醸成措置について一致するなど、その取組が着実に進展した。

- 3 EU、フランス、ロシア、米国及び英国との二国間、並びに中国・韓国との三国間でサイバー協議を実施し、うち EU 及びフランスとの間では、開かれた、自由、公正かつ安全なサイバー空間へのコミットメントを支持する共同ステートメント及び声明を発出した。

令和 2 年度目標

- 1 米国を始めとするサイバー空間に関する価値観を同じくする国と連携し、G 7 や国連の枠組み等における議論に積極的に寄与し、サイバー空間における国際社会の法の支配の確立に貢献する。
- 2 平成 29 年度設立されたサイバーセキュリティに関する ARF 会期間会合を活用し、次回開催予定の第 3 回 ARF 会期間会合及び第 6 回専門家会合にて、地域的な信頼醸成の取組に引き続き積極的に参画する。
- 3 各国と相互の立場の共有を行うべく、二国間等のサイバー対話・協議を行う。また、国内外の様々な会議・シンポジウムの場において、省庁間・部局間で連携しながら、日本政府としてのサイバーに係る取組を発信していく。

施策の進捗状況・実績

- 1 我が国は、サイバー空間を利用した行為に対しても既存の国際法が適用されるとの立場から、国連におけるサイバーセキュリティに関する政府専門家会合（GGE）や国連オープン・エンド作業部会（OEWG）に積極的に参画し、国際法がどのように適用されるか及び国家が守るべき規範に関する議論に貢献している。6 月に開催された OEWG では、日本を含む 6 か国が医療サービスと医療施設に対するサイバー攻撃に重大な懸念を表明し、医療サービスと医療施設を電力や水道分野と同様に重要インフラとしてサイバー攻撃から適切に保護すべきとの提案を行った。9 月には、国家の行動に関する規範などを実践していくことに焦点を当てた定期的な会合の開催などを内容とする行動計画（Program of Action）の策定について共同提案国入りするなど、サイバー空間における規範などの実践にも積極的に取り組んだ。また、12 月に開催された OEWG マルチステークホルダー会合では、国際法をテーマとしたセッションの共同議長として、学者、政府関係者、民間企業などを中心に多数の参加者を招いて議論を行い、サイバー空間における国際法の適用について理解を深めることに貢献した。
- 2 サイバーセキュリティに関する ARF 会期間会合のための第 6 回専門家会合にて、地域的・国際的なサイバーセキュリティ環境に対する見方や各国・地域の取組について意見交換を行った上で、今後取り組むべき信頼醸成措置について議論した。また、GGE 及び OEWG における議論も含め、ARF の枠組みにおいても国際社会におけるサイバーセキュリティに関する議論に積極的に貢献していくべきことを確認した。
- 3 日中韓でサイバー協議を行い、最近のサイバー環境やサイバー分野における各国の施策、新型コロナウイルス感染症がサイバーセキュリティに及ぼす影響等について意見交換を行うとともに、GGE や OEWG を始めとする国際的なプロセス、サイバー問題等に関する日中韓協力が可能な分野について議論を行った。

平成 30・令和元・2 年度目標の達成状況：b

測定指標 2－5 ARF 関連会合への我が国の出席率（注）								
（注）外務省及び防衛省主管の会 期 間 会 合（ISM）や、会期支援グループ会合（ISG）、高級事務レベル会合（SOM）、閣僚会合など、我が国にとって有益でかつ効果的に立場を発信できる会合（年 10 回程度）の出席率。	中期目標値	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度		平成 30・令和元・2 年度目標の達成状況
	一年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	
	—	100%	100%	100%	100%	100%	100%	

評価結果(個別分野 2)

施策の分析

【測定指標 2-1 ARF や各国との安保対話を通じた地域安全保障の促進 *】

- 1 ARF 閣僚会合を始めとする ARF 関連会合については、3 年間を通じて積極的に参加し、地域の信頼醸成の促進のための活動を行うことができた。ただし、令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症拡大のため、一部の ARF 関連会合は実施されなかった。(平成 30・令和元・2 年度：ARF トラック 1.5 及び 2 関連経費(達成手段②))
- 2 平成 30 年度及び令和元年度のミュンヘン安全保障会議にはそれぞれ河野外務大臣及び茂木外務大臣が出席し、「自由で開かれたインド太平洋」の推進等について発信した。一方で、令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症拡大のためミュンヘン安全保障会議は開催されなかった。日本の安全保障政策に対する各国の理解促進を図るとともに、地域における協力促進や信頼醸成に取り組むべく、ARF のトラック 2 (アジア太平洋安全保障協力会議 (CSCAP)) の枠組みにおいても、有識者の参加を通じて我が国の安全保障政策について積極的に対外発信を行うとともに、トラック 1 の枠組みとの連携強化にも取り組んだ。このほか、アジア安全保障会議 (シャングリラ・ダイアログ)、北東アジア協力対話 (NEACD)、豪地域安全保障協会 (IFRS) 主催戦略対話、ハリファックス安全保障フォーラムや、ARF のトラック 1.5 である ASEAN 地域フォーラム・専門家／賢人 (ARF・EPPs) 会合に出席した。これらの取組により関係各国との信頼醸成を促進し、協力関係を強化することができた。なお、令和 2 年度には、新型コロナウイルス感染症拡大のため、上記のうち一部の国際会議は実施されなかった。(平成 30・令和元・2 年度：安全保障政策全般に係る外交政策立案(達成手段①)、ARF トラック 1.5 及び 2 関連経費(達成手段②)、我が国安全保障政策の理解促進経費(達成手段③))
- 3 二国間の安全保障対話としては、平成 30 年度にフランス及び英国との間で外務・防衛当局間 (PM) 協議をそれぞれ開催しており、活発に意見交換を行い、信頼醸成を更に促進するとともに、協力を一層強化した。また、令和 2 年度には対面にて日米豪印外相会合が、その後、日米豪印外相電話会談が開催された。同年度の日米豪印首脳テレビ会議においては、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、様々なパートナーと協力していくことで一致し、日米豪印の下、質の高いインフラ、海洋安全保障、テロ対策、サイバーセキュリティ、人道支援・災害救援を始め、様々な分野で実践的な協力が進展していることを歓迎するとともに、ワクチン、重要・新興技術、気候変動について、それぞれ作業部会を立ち上げることで一致した。これらのことは、地域及び国際社会の平和と繁栄のための基盤となる信頼醸成を促進することにつながった。(平成 30・令和元・2 年度：安全保障政策全般に係る外交政策立案(達成手段①))

【測定指標 2-2 ソマリア沖・アデン湾及びアジア海域における海上交通の安全の確保】

- 1 ソマリア沖・アデン湾における海賊事案件数は、平成 30 年は 3 件、令和元年及び 2 年は 0 件と低い水準に抑えられた。同海域における海上自衛隊護衛艦及び P-3C 哨戒機による船舶の護衛及び警戒監視活動といった取組が海賊事案の抑止に貢献したものであり、我が国が海賊対策を進める上で非常に有効であった。(平成 30・令和元・2 年度：海賊対策等の検討・実施を通じた海上交通の安全の確保に関する経費(達成手段④))
- 2 アジア海域においては、ReCAAP・ISC による迅速で効果的な情報共有強化や関係国・機関との協力強化を通じて、アジア海域における民間船舶の安全な航行に貢献した。特に ReCAAP・ISC の統計によると、平成 19 年に ReCAAP・ISC が統計を取り始めて以来、平成 30 年の海賊等事案発生件数は最も低い件数となったほか、平成 28 年に船員の誘拐事案が多数発生し船舶の航行における脅威となったスルー海・セレベス海においては、事案発生件数は平成 30 年 3 件、令和元年 2 件、令和 2 年は 1 件と低い水準に抑えられている。これには、我が国が ReCAAP・ISC に派遣する事務局長による取組や我が国が支援する締約国等の海上法執行能力等の能力構築研修が寄与している。また、ReCAAP・ISC による情報共有を受け、海賊・海上武装強盗被害に遭遇する危険性についての注意喚起を当省から発出するなど、日本関係船舶の航行の安全に資する情報を提供することができた。(平成 30・令和元・2 年度：海賊対策等の検討・実施を通じた海上交通の安全の確保に関する経費(達成手段④))
- 3 ジブチ地域訓練センターにおけるソマリア沖・アデン湾の沿岸国の沿岸国の海上法執行能力等の向上のための研修は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、令和 2 年度は実施できなかった。今後は、新型コロナウイルス感染症の状況も見据えつつ、オンラインでの実施の可能性も含めた効果的な実施方法を検討する。(平成 30・令和元・2 年度：海賊対策等の検討・実施を通じた海上交通の安全の確保に関する経費(達成手段④))

【測定指標 2-3 北極をめぐる国際秩序形成への参画】

令和2年度は、当初11月に開催が予定されていた第3回北極科学大臣会合については、新型コロナウイルス感染症の影響で、半年間延期となった。しかし、同会合の開催に向けたPRについては、令和元年10月の北極サークル、同11月のAC高級北極実務者会合等の機会に、北極担当大使による発信機会を確保し、効果的な発信を行うことができた。特に、日本を含むオブザーバーに発言権が原則認められていない後者の会合で、北極担当大使がプレゼンを実施したできたことは、AC議長国アイスランドとの信頼関係があってこそのものであり、日本のプレゼンスを示す絶好の機会となった。（平成30・令和元・2年度：我が国の北極政策に関する発信及び理解促進経費（達成手段⑤））

【測定指標 2-4 自由、公正かつ安全なサイバー空間を創出するためのサイバー外交の推進】

我が国は米国主導の国連決議の共同提案国として、サイバーセキュリティに関する政府専門家会合（GGE）の立ち上げ時点から、自由、公正かつ安全なサイバー空間の創出に向け、国際的なルール形成に務めてきた。令和元年に設置されたサイバーセキュリティに関する国連政府専門家会合（GGE）では、我が国はメンバーとして選出され、サイバー空間における国際法の適用や責任ある国家の行動に関する規範などに関する議論をリードした。同年に新たに設置された国連オープン・エンド作業部会（OEWG）においても、GGEでの議論との相互補完性にも留意しながら積極的に法の支配の推進、信頼醸成措置及び能力構築支援等サイバーセキュリティに関する幅広い課題に対処するための議論に貢献した。令和2年度は新型コロナウイルスによりテレワーク等オンライン空間の利活用が進んだが、その一方でサイバー空間を悪用する行為も世界で散見された。このような中、6月に開催されたOEWGでは、日本を含む6か国が医療サービスと医療施設に対するサイバー攻撃に重大な懸念を表明し、医療サービスと医療施設を電力や水道分野と同様に重要インフラとしてサイバー攻撃から適切に保護すべきとの提案を行った。本提案は、各国による医療用関連施設に対するサイバー攻撃を許容できないというメッセージを国際社会に訴えた点で効果があった。また、9月には、国家の行動に関する規範などを実践していくことに焦点を当てた定期的な会合の開催などを内容とする行動計画（Program of Action）の策定について共同提案国入りするなど、サイバー空間における規範などの実践にも積極的に取り組んだ。このように、本施策はサイバー外交における我が国の国際社会におけるプレゼンスを高めることにつながっている。（平成30・令和元・2年度：サイバー政策専門員（平成30・令和元年度達成手段⑥、令和2年度達成手段⑦））

各国との協力・信頼醸成の推進については、本3年度間で米国、英国、フランス及びEUの二国間、日中韓3か国の枠組みでの協議・対話を実施し、双方のサイバー分野における政策及び取組について情報交換を行っており、双方の相互理解を深め、協力強化や信頼醸成の促進につながった。また、ASEAN地域フォーラム（ARF）の枠組みにおいてマレーシア、シンガポールとともにサイバーセキュリティに関するARF会期間会合（ARF-ISM on ICTs Security）を立ち上げ議論をリードするとともに、我が国提案を含む複数の信頼醸成措置に関わる提案についてARFメンバー間での合意形成に貢献してきた。一方で、第3回ARF会期間会合については、新型コロナウイルス感染症のまん延により、令和2年度内の東京での開催には至らなかった。次年度以降において引き続き関係国等への効果的な働き掛けを行い東京での開催を実現することが課題である。（令和2年度：サイバーセキュリティに関するアセアン地域フォーラム会合経費（達成指標⑥））（平成30・令和元・2年度：サイバー政策専門員（平成30・令和元年度達成手段⑥、令和2年度達成手段⑦））

【測定指標 2-5 ARF 関連会合への我が国の出席率】

ARF 閣僚会合を始めとするARF 関連会合への我が国の出席率は、3年間を通じて100%であった。会合出席により、引き続きARFにおいて日本のプレゼンスを十分に確保することができ、我が国の安全保障政策を積極的に発信し、理解促進とともに信頼醸成を図る上で一定の効果があつた。ただし、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大のため、一部のARF 関連会合は実施されなかった。（平成30・令和元・2年度：ARF トラック1.5 及び2 関連経費（達成手段②））

次期目標等への反映の方向性

【施策（施策の必要性に関する分析を含む）】

1 各国との安保対話を通じた地域安全保障の促進

インド太平洋地域では、グローバルなパワーバランスの変化などに伴って安全保障環境が厳しさを増している一方、各国の政治・経済・社会体制が多様であるため、地域における安全保障面の協力の枠組みが十分に制度化されているとは言い難い。そのため、日本は日米同盟の強化に加え、二国間及び多国間の安全保障協力を多角的・多層的に組み合わせることで、地域における安全保障環境を日本にとって望ましいものとしていく取組を進めている。こうした観点から、地域における安全保障に

関連した多国間の会合に積極的に参加・貢献するとともに、二国間の安全保障対話の実施を通じ、我が国の安全保障政策に対する理解の確保、信頼醸成の促進、具体的な協力に向けた検討を進めたことは適切であった。今後も同様の取組を通じて、地域の安全保障面での協力強化に取り組んでいくことが重要である。我が国にとって特に重要な会合への出席に重点を置いて参加したことは適切であり、今後も同様の取組を続ける必要がある。また、ミュンヘン安全保障会議やシャングリラ・ダイアログといった国際社会やメディアの関心を集め発信力があるフォーラムは、我が国の立場を発信し、関係各国の理解を深め、信頼醸成や協力強化を図る格好の機会であることから、我が国として参加したことは適切であり、今後も引き続き積極的に活用していく必要がある。さらに、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、基本的価値を共有し、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の強化に深くコミットしている日米豪印4か国で様々な分野で実践的な協力を進めていき、より多くの国々と共にこのビジョンを推進していくことが重要であり、この日米豪印の取組を引き続き進めていく必要がある。なお、これまで ARF は独立の測定指標を設定していたが、省内の所掌変更により、測定指標 2－5 ARF 関連会合への我が国の出席率の設定は終了し、測定指標 2－1 についても測定指標名を変更する。

2 ソマリア沖・アデン湾及びアジア海域における海上交通の安全の確保

我が国は、四方を海に囲まれて広大な排他的経済水域や長い海岸線を有しており、かつ、主要な資源を含む、国民生活にとって必要な原材料のほとんどを、海上輸送による輸入に依存しているため、法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序を維持・強化することにより海上交通の安全を確保することは、我が国の安定と繁栄にとって極めて重要である。

(1) 我が国にとって重要なシーレーンの一つであるソマリア沖・アデン湾における海賊等事案は、我が国のみならず国際社会全体にとっても脅威である。海賊事案の発生件数は、ピークであった平成 23 年と比較すると近年低い水準に抑えられているが、海賊による脅威は引き続き存在している。我が国としては、海賊は平和と繁栄に対する重大な脅威であり、国際社会が海賊行為に対処しなければならぬ状況には依然として変わりないとの認識の下、自衛隊による海賊対処行動の継続に必要な支援や沿岸国の海上法執行能力向上支援等、重層的な取組を継続することが必要である。

(2) アジア海域においても、我が国にとって重要なシーレーンが多く存在しており、同海域における海賊等事案は、海上交通の安全にとって脅威である。従来、海賊等事案が頻発していたマラッカ海峡における事案発生件数は、ピーク時に比べると低い水準であるが、スルー海・セレベス海において、船員誘拐の脅威は引き続き存在するほか、近年シンガポール海峡における事案が増加しており、注意が必要である。我が国は、東南アジア諸国への巡視船及び海上保安関連機材等の供与や研修を実施し、各国の海上法執行能力向上を支援するとともに、アジア海域の海上交通の安全の確保に資するよう、人的及び財政的貢献を通じ ReCAAP・ISC の活動を支援している。アジア海域における海上交通の安全確保のためには、我が国が主導して立ち上げた ReCAAP・ISC を通じた地域協力の強化も重要であり、この施策を継続する必要がある。

3 北極をめぐる国際秩序形成への参画

北極圏では、環境変化に伴い、航路の開通、資源開発等の様々な可能性の広がりが予測されている一方、先住民を始めとする北極圏の人々の生活への影響や、北極環境の保全と持続的な発展の重要性、潜在的な安全保障環境の変化が生じる可能性も指摘されている。海洋国家である我が国としては、国際公共財である海の一部である北極海をめぐる課題に適切かつ積極的に関与していくことが重要であり、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

第3期「海洋基本計画」（平成30年5月15日 閣議決定）において、「北極政策の推進」は主要施策の一つに位置づけられ、「我が国の北極政策」（平成27年10月16日 総合海洋政策本部決定）を基本として、今後取り組むべき具体的な施策が記載された。「我が国の北極政策」の下、我が国は、北極に潜在する可能性と、環境変化へのぜい弱性が適切に認識され、持続的な発展が確保されるよう、我が国の強みである科学技術を基盤として、国際社会において全てのステークホルダーと協調しながら、先見性を持って積極的に主導力を発揮することが求められている。これを踏まえつつ、国際社会にとり「望ましい北極」を実現するためには、北極評議会（AC）を始めとする北極関係の国際会合への参加や北極圏諸国を含む関係国との対話を通じた北極をめぐる国際秩序形成や国際協力への参画が引き続き重要である。特に、令和3年5月には、アジア初となる北極科学大臣会合の日本での開催、我が国の AC オブザーバー資格の2度目の延長決定（4年毎に審査）という、我が国の北極における貢献に対する国際的な注目が集まり、またその実績が正当に評価される重要な出来事が相次いだこともあり、そうした追い風的な環境をいかして、我が国の北極における信頼やプレゼンスの向上につながる施策を地道に継続していくことが重要である。

4 自由、公正かつ安全なサイバー空間を創出するためのサイバー外交の推進

テレワークやオンライン教育などが普及し、今後デジタルトランスフォーメーションが進展して

いくなど、サイバー空間と実空間が一体化し、サイバー空間が経済社会の活動基盤として欠かせないものとなる一方で、サイバー攻撃の規模や影響は年々拡大しており、国際社会の平和と安定のため、自由や民主主義といった普遍的価値に則った国際的なルールや規範作りがサイバー空間にも求められる。また、容易に国境を超えるサイバー攻撃に対しては、もはや一国で対処することはできず、こうしたなか、各国との間で定期的に情報や意見を交換し、密接な連携を取ることが重要であるとともに、国相互間の透明性を向上させ、サイバー攻撃を発端とした不測の事態の発生を防ぐ必要がある。

また、安全保障と経済を横断する領域で国家間の競争が激化するなど、近年、安全保障の裾野が経済・技術分野に急速に拡大しているところ、経済安全保障上の政策課題について、安全保障上の利益と経済的利益、そして外交上の影響を総合的に勘案する立場から、新たに測定指標 2－5 として追加する。

【測定指標】

2－1 二国間や多国間の対話・会合を通じた地域安全保障の促進及び日米豪印の取組推進 ＊

インド太平洋地域の平和と安全のため信頼醸成を促進し、安全保障環境を向上させていくことは引き続き重要であることから、こうした目的の達成のために設けた平成 30 年度、令和元年度及び令和 2 年度目標は適切であった。こうした取組の重要性は引き続き変わらないことから、今後も、各国との二国間の安全保障対話を通じた意見交換、安全保障や防衛分野の会合への積極的な参加を行う。また、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、日米豪印による様々な分野での実践的な協力を引き続き推進していく。

2－2 ソマリア沖・アデン湾及びアジア海域における海上交通の安全の確保

四方を海に囲まれた我が国にとって、海上交通の安全を確保することは重要であるため、海洋安全保障に関連する国際会合への出席や関係各国との対話を引き続き実施する等、法の支配に基づく海洋秩序の維持・強化に資する取組を継続する。

ソマリア沖・アデン湾においては、海賊事案の発生件数は近年低い水準で推移しているが、海賊を生み出す根本的な原因はいまだ解決しておらず、その脅威は引き続き存在している。こうした認識の下、今後も我が国自衛隊による海賊対処行動の継続に必要な支援、周辺国への海上保安能力向上支援の実施、ソマリア沖海賊対策コンタクト・グループ会合を含む関連会合への参加等を通じて、引き続き同海域における船舶の安全な航行の確保に努める。

また、アジア海域においては、一般的な海賊事案のみならず、船員誘拐事案も発生しており、海上交通の安全が脅威にさらされている。ReCAAP・ISC による情報共有の促進、関係国・機関との連携強化及び沿岸国の海上法執行能力の向上支援等を通じて、引き続き同海域における船舶の安全な航行の確保に努める。

2－3 北極をめぐる国際秩序形成への参画

「北極域研究推進プロジェクト」(ArCS)の後継として「北極域研究加速プロジェクト」(ArCSII)が発足したことを受け、政府内で従来以上の我が国の北極研究の対外発信やネットワーク構築の強化方針が掲げられる中、外務省としては、北極評議会やその下部組織(作業部会やタスクフォース)において、研究者がより一層活躍できる機会を確保し、日本の強みである精度の高い観測データの提供や科学的知見に基づく専門的な議論を通じて、AC の意思決定に資する貢献を目指す。

2－4 自由、公正かつ安全なサイバー空間を創出するためのサイバー外交の推進

我が国及び国際社会の平和と安定にとって、自由、公正かつ安全なサイバー空間の確保は必要不可欠であり、今後とも、自由、公正かつ安全なサイバー空間の創出するためのサイバー外交を推進していく。加えて、途上国のサイバーセキュリティ分野での能力構築支援、医療機関を含む重要インフラ等のサイバーセキュリティ強化に資する人材育成等の実施を通じて、自由、公正かつ安全なサイバー空間の創出を目指す。

2－5 我が国の経済安全保障の確保

わが国を取り巻く安全保障環境が急速に変化しており、従来の安全保障と経済を横断する領域で国家間の競争が激化する等、近年安全保障の裾野が経済、重要・振興技術分野に急速に拡大している。わが国の経済安全保障を着実に強化していくためには、国際社会や主要国の関連の動向も見極めた上でわが国自身が主導的に取り組んでいく必要があり、その上で、米国・欧州を始めとする自由、民主主義や市場経済等の基本的価値観を共有する同志国とも戦略的に連携していく必要がある。そのような観

点から、同盟国たる米国との緊密な協力を進めつつ、経済安全保障という新たな政策領域においても、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の構築に主体的に取り組んでいく。

作成にあたって使用した資料その他の情報

- ・ 内閣官房ホームページ
国家安全保障戦略について（平成 25 年 12 月 17 日）
(<http://www.cas.go.jp/jp/siryou/131217anzenhoshou/nss-j.pdf>)
- ・ 外務省ホームページ
第 2 回日米豪印外相会合（令和 2 年 10 月 6 日）
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press6_000682.html)
日米豪印外相電話会談（令和 3 年 2 月 18 日）
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press3_000427.html)
日米豪印首脳テレビ会議（令和 3 年 3 月 13 日）
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/nsp/page1_000939.html)

(海賊対策関連)
・ 外務省ホームページ
海上の安全保障
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kaiyo.html>)
・ 国際商業会議所国際海事局
(<http://www.icc-ccs.org/piracy-reporting-centre>)
・ アジア海賊対策地域協力協定(ReCAAP)情報共有センター
(<https://www.recaap.org>)

(北極関連)
・ 外務省ホームページ
北極評議会の概要
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/arctic/hokkyoku_hyougikai.html)
・ 北極評議会ホームページ
(<https://arctic-council.org/en/>)
・ 北極域研究加速プロジェクト
(<https://www.nipr.ac.jp/arcs2/>)

(サイバー関連)
・ 外務省ホームページ
サイバーセキュリティに関する ARF 会期間会合のための第 6 回専門家会合の開催（結果）（令和 3 年 1 月 26 日）
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press3_000409.html)
・ 令和 2 年版外交青書（外交青書 2020）
第 3 章 第 1 節 3 サイバー

個別分野 3 国際平和協力の拡充、体制の整備

施策の概要

- 1 国際社会の平和と安定に向け、内閣府、防衛省等と連携しつつ、国連 PKO 等への派遣を始めとする国際平和協力の推進・拡充を図る。
- 2 国際平和協力分野における国連を始めとする国際社会の取組・議論に積極的に貢献を行う。
- 3 国際平和協力分野の人材の裾野を拡充するため、国内基盤の整備・強化を実施する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・国家安全保障戦略（平成 25 年 12 月 17 日 閣議決定）
IV 4（4）国際平和協力の推進
- ・平和安全法制の成立を踏まえた政府の取組について（平成 27 年 9 月 19 日 閣議決定）
- ・「第 2 回 PKO サミット」安倍総理大臣スピーチ（平成 27 年 9 月 28 日）
- ・第 70 回国連総会における安倍総理大臣一般討論演説（平成 27 年 9 月 29 日）
- ・第 71 回国連総会における安倍総理大臣一般討論演説（平成 28 年 9 月 21 日）
- ・南スーダン国際平和協力業務実施計画の変更等について（平成 28 年 2 月 9 日、10 月 21 日、11 月 15 日、平成 29 年 3 月 22 日、平成 30 年 2 月 16 日、平成 30 年 5 月 18 日、令和元年 5 月 17 日、令和 2 年 5 月 22 日 閣議決定）
- ・第 193 回国会外交演説（平成 29 年 1 月 20 日）
グローバルな課題への一層の貢献
- ・第 193 回国会施政方針演説（平成 29 年 1 月 20 日）
二 世界の真ん中で輝く国創り
（積極的平和主義）
- ・シナイ半島国際平和協力業務の実施について（平成 31 年 4 月 2 日 閣議決定）、シナイ半島国際平和協力業務実施計画の変更について（令和元年 11 月 12 日 閣議決定）
- ・南スーダン共和国における政府間開発機構（IGAD）の活動に係る物資協力の実施について（令和元年 12 月 20 日 閣議決定）
- ・第 201 回国会外交演説（令和 2 年 1 月 20 日）

測定指標 3-1 国際平和協力法に基づく要員派遣・物資協力の推進 *

中期目標（--年度）

国際社会の平和と安定に向けて、我が国の国際平和協力を推進・拡充する。

平成 30 年度目標

- 1 国連南スーダン共和国ミッション（UNMISS）司令部への要員派遣を通じ、南スーダンの安定と国づくりへの貢献を継続する。
- 2 国連 PKO 等への人的貢献等を強化するべく、新規要員派遣、物資協力等の検討を不断に行っていく。

施策の進捗状況・実績

- 1 UNMISS への司令部要員の派遣は、5 月に実施計画の変更を閣議決定し、令和元年 5 月末まで延長した。
- 2 シナイ半島におけるエジプト・イスラエル間の停戦監視活動等、国連 PKO と類似の活動を行う多国籍部隊・監視団（MF0）からの要請を受け、新規派遣としては 8 年ぶりに、国際平和協力法に基づき、司令部要員として自衛官若干名の派遣の可能性を検討することになり、平成 31 年 2 月、2 名を派遣する方向で準備する旨の発表をし、派遣実現に向けた準備を行った。

令和元年度目標

- 1 国連南スーダン共和国ミッション（UNMISS）司令部への要員派遣を通じ、南スーダンの安定と国づくりへの貢献を継続する。
- 2 国連 PKO 等への人的貢献等を強化するべく、新規要員派遣、物資協力等の検討を不断に行っていく。
具体的には、多国籍部隊・監視団（MF0）への自衛官派遣を実施し、中東の平和と安定に貢献していく。

施策の進捗状況・実績

- 1 UNMISS への司令部要員の派遣は、5月に実施計画の変更を閣議決定し、令和2年5月末まで延長した。
- 2 (1) 4月に多国籍部隊・監視団(MF0)に司令部要員として自衛官2名を派遣することを閣議決定し、同月、派遣を開始した。
(2) さらに、12月には、南スーダンの平和と安定のための取組を仲介してきた政府間開発機構(IGAD)に対し、一時的な宿営場所の設置のために使用されるテント等の物資を無償譲渡することを閣議決定し、令和2年1月、これを実施した。

令和2年度目標

- 1 国連南スーダン共和国ミッション(UNMISS)司令部への要員派遣を通じ、「再活性化された衝突解決合意」及び和平プロセスの履行支援を始めとした、南スーダンの安定と国づくりへの貢献を継続する。
- 2 多国籍部隊・監視団(MF0)への司令部要員派遣を通じ、エジプトとイスラエルとの間の停戦監視活動や両国間の信頼醸成の促進の支援に参加することによって、中東地域の平和と安定への貢献を継続する。
- 3 国連PKO等への人的貢献等を強化するべく、新規要員派遣、物資協力等の検討を不断に行っていく。

施策の進捗状況・実績

- 1 UNMISS に対しては、引き続き4名の司令部要員の派遣を継続し、令和2年2月に国民統一暫定政府が樹立された後も多くの課題を抱える南スーダンの安定と国づくりに貢献した。また、5月に実施計画の変更を閣議決定し、令和3年5月末まで延長した。
- 2 MF0 への司令部要員の派遣については、新型コロナウイルス感染症の影響が広がる中、6月に初めての要員交代を実施した。2名の要員は、新型コロナウイルス感染症対策を十分に取りながら、引き続き、エジプト及びイスラエルとMF0との間の連絡調整に係る国際平和協力業務を実施し、中東地域の平和と安定に貢献した。また、11月に実施計画の変更を閣議決定し、令和3年11月末まで延長した。
- 3 新規要員派遣及び物資協力等の可能性についても、継続的に検討を行っている。

平成30・令和元・2年度目標の達成状況：b

測定指標3-2 国際社会における平和維持活動への取組・議論への積極的な貢献 *

中期目標(一年度)

国際社会の平和と安定に向けて、国連による平和維持活動等への取組・議論に積極的な貢献を行う。

平成30年度目標

- 1 国連PKO等に対する今後の協力の在り方について、国連総会第4委員会の下に置かれるPKO特別委員会での国連PKO改革などの議論に積極的に貢献する。
- 2 国連アフリカ早期展開支援プロジェクト(ARDEC)への貢献を継続的に行う。また、同プロジェクトの持続的な実施のための他国からの協力(パートナーシップの拡大)を国連と協力しつつ追求する。さらに、医療分野やインド太平洋諸国におけるPKO分野の能力構築支援への協力を目指す。国連によるプロジェクトの企画・実施に協力しつつも、国連によるプロジェクト管理を適切に監督することにも尽力する。
- 3 国連PKO通信学校プロジェクトにつき、国連PKOの通信要員に対する訓練の着実かつ効果的な実施のため、企画・実施に引き続き協力する。

施策の進捗状況・実績

- 1 平成29年12月に作成された「国連PKO要員の安全性の向上に関する報告書」(いわゆる「クルス報告書」)を受けて、国連事務局は、国連PKOミッションの本部及び現場レベルの実施計画(アクション・プラン)を作成した。また、より包括的な国連のイニシアチブとして、グテーレス国連事務総長は平成30年3月に「PKOのための行動」(Action for Peacekeeping: A4P)イニシアチブを発表し、9月の第73回国連総会ハイレベル・ウィークにおいて、A4Pに関するハイレベルイベントを主催、共同コミットメント宣言を発表した。これについて、我が国を含む約150か国が承認し、河野

外務大臣は、同事務総長の下での PKO 改革の努力を支持し、我が国の PKO 分野の取組についてステートメントを行った。

また、平成 31 年 2 月から 3 月にかけて開催された PKO 特別委員会において、国連で重視されている PKO 要員の安全確保、オペレーション能力の向上、警察、アフリカ PKO の能力、フィールド支援、訓練とベストプラクティス等について議論したほか、我が国が主導する三角パートナーシップ・プロジェクト（注）の実績を紹介しつつ、パートナー国の拡大を各国に呼び掛け、多くの賛同を得た。なお、これまで、スイスとブラジルが教官派遣を通じてパートナー国となっているが、今回、イスラエルが医療分野の訓練のために財政支援を行った。

（注）国連と支援提供国（例：日本）が連携（例：財政支援、人的支援等）し、要員派遣（予定）国の要員に対し、訓練を実施するもの。

- 2 国連 PKO の能力構築支援について、平成 29 年度補正予算を得て、「国連アフリカ早期展開支援プロジェクト（ARDEC）」をアジア及び同周辺地域に拡大するとともに、医療分野の能力構築支援を行うことが決まった。これに伴い、プロジェクト名を「国連 PKO 支援部隊早期展開プロジェクト（RDEC）」に変更した。

平成 29 年度に引き続き、国連 PKO が抱える課題の一つであるアフリカにおける国連 PKO 施設部隊の早期展開支援のため、国連フィールド支援局（平成 31 年 1 月から国連オペレーショナル支援局に改称）と協力して、RDEC におけるアフリカの財政支援及び人的支援を実施した。具体的には、必要な重機等のリース及び施設整備に加え、6 月から 10 月にかけて計 2 回（各回 12 週間）、自衛官等計 42 名を教官としてケニア国際平和支援訓練センターに派遣した。また、対象国を西アフリカ諸国にも拡大し、ガーナ、シエラレオネ及びナイジェリアの施設要員 80 名を対象に国連 PKO の展開に必要な道路整備などを行うための重機操作訓練を実施した。

また、11 月から 12 月にかけてハノイ（ベトナム）近郊で実施したアジア及び同周辺地域を対象とした試行訓練に自衛官等 20 名を教官として派遣し、9 か国 16 名の施設要員（ベトナム、インドネシア、カンボジア、シンガポール、ネパール、東ティモール、フィジー、ブータン及びミャンマー）を対象に、国連 PKO の展開に必要な道路整備などを行うための重機操作訓練を実施した。

医療分野の訓練については、その内容や実施場所について引き続き国連と協議するとともに、別途財政支援を行った国連応急救護上級訓練コースに陸上自衛官を教官として派遣した。

- 3 PKO で活動する各国通信要員の育成を行う「国連 PKO 通信学校」において、463 名（9 月時点）の訓練実施を支援した。また、女性の PKO 参加の推進の一環として、10 月に女性通信要員を対象とするアウトリーチ・セミナーを実施し、20 か国から 25 名の女性軍人・警察官が参加した。
- 4 国連からの要請に基づき、国連平和活動局が実施する「国連 PKO 即応性向上事業」を、平成 30 年度補正予算によって支援した。これにより、国連の求める高い能力と即応性を確保するための取組を支援し、国連 PKO における各国部隊のパフォーマンス向上の基盤となった。

令和元年度目標

- 1 国連 PKO 等に対する今後の協力の在り方について、第 74 回国連総会の機会を活用して議論に参加するほか、国連総会第 4 委員会の下に置かれる PKO 特別委員会での国連 PKO 改革などの議論に積極的に貢献する。
- 2 三角パートナーシップ・プロジェクトの下での国連 PKO 支援部隊早期展開支援プロジェクト（RDEC）への貢献を継続的に行う。また、同プロジェクトの持続的な実施のための他国からの協力（パートナーシップの拡大）を国連と協力しつつ追求する。さらに、RDEC の下でのアジア及び同周辺地域を対象とした PKO 分野の能力構築支援への協力を本格化するとともに、対象分野を拡大して支援を決定した医療分野の訓練を具体化する。
- 3 国連平和活動局による「国連 PKO 即応性向上事業」をより効果的に実施するため、我が国の能力構築支援事業との連携を図り、能力不足が明らかになった部隊に対する助言や支援の実施につなげていく。

施策の進捗状況・実績

- 1 第 74 回国連総会での議論を見据えて、国連総会に先立ち、国連 PKO 関係者との意見交換を行うとともに、令和 2 年 2 月から 3 月にかけて開催された PKO 特別委員会において、「PKO のための行動（A4P：Action for Peacekeeping）」イニシアティブの柱である、①政治的解決の促進、②女性・平和・安全保障、③保護、④要員安全、⑤パフォーマンス・アカウンタビリティ、⑥平和の持続、⑦パートナーシップ、⑧規律・規範規律・行動規範の 8 分野について議論し、報告作成に向けた協議を行った。特に、我が国が主導する三角パートナーシップ・プロジェクトの実績を紹介しつつ、パートナー国の拡大に向け、各国の参加を呼びかける文言が報告書に記載されるなど多くの賛同を得た。

- 2 国連三角パートナーシップ・プロジェクト（TPP：Triangular Partnership Project）の下での訓練として、8月から11月にかけてウガンダの工兵要員31名に対する訓練を実施、11月から12月にかけては、ベトナムの工兵要員20名に対して、令和2年2月から3月にかけてはアジア諸国の工兵20名に対する訓練を実施した。また、10月には、国連コンゴ民主共和国安定化ミッション（MONUSCO）及び国連南スーダン共和国ミッション（UNMISS）の一般要員29名を対象としてウガンダにおいて野外衛生救護補助員訓練（UN Field Medics Assistant Course）を実施した。
- 3 国際連合平和維持活動局信託基金拠出金を通じて、「国連PKO即応性向上事業」を財政支援し、国連PKO派遣を準備する各国の多岐にわたる軍種を対象とした部隊能力の評価及び助言のための訪問（AAV:Assessment and Advisory Visit）や早期展開レベルの検証のための訪問（RDLVV：Rapid Deployment Level Verification Visit）の実施を実現した。

令和2年度目標

- 1 国連PKO等に対する今後の協力の在り方について、国連総会第4委員会の下に置かれるPKO特別委員会での国連PKO改革などの議論に積極的に参加し、国連PKOの効果的な推進に向けて、関係国との協力強化を図る。
- 2 三角パートナーシップ・プロジェクト（TPP）の下で、要員派遣国の要員の能力向上に向けた教官派遣を継続的に行う。また、同プロジェクトの持続的な実施のため、同プロジェクトに参画する協力国の拡大（パートナーシップの拡大）を国連と連携しつつ追求する。さらに、同プロジェクトにおけるアジア及び同周辺地域を対象としたPKO分野の能力構築支援への協力を継続するとともに、対象分野を拡大して支援が決定された医療分野の訓練を本格化する。

施策の進捗状況・実績

- 1 令和3年2月24日から3月12日に開催された、国連総会第4委員会PKO特別委員会の報告書交渉会合（オンラインによる開催）に出席し、国連PKOの効果的な推進にかかる議論に参加するとともに、米国及び英国等PKO分野における同志国との間で連携強化を図ることができた。
- 2 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、予定されていた訓練は延期となり実施されなかったが、ポストコロナを見据えた事業方針について、国連事務局と協議した結果、加盟国への広報に力を入れるなど、三角パートナーシップ・プログラムの効果的な推進に向けた議論を進展させることができた。
- 3 近年、国連平和維持活動（PKO）では、派遣される要員・装備品等の輸送力が不足し、PKO部隊の早期展開が課題となっているところ、輸送力強化を支援するため、国連平和維持活動即応能力登録制度（PCRS）に、自衛隊の固定翼航空機（C-2及びC-130H）を新たに登録した。

平成30・令和元・2年度目標の達成状況：b

測定指標3-3 平和構築分野における人材育成

中期目標（--年度）

国際平和協力分野の人材の裾野を拡大するため、平和構築の現場で活躍できる人材を育成する。

平成30年度目標

平成27-29年度の3か年で実施した「平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業」の結果を踏まえつつ、以下を実施する。

- 1 より幅広い分野から平和構築・開発に資する人材が集まるようコース内容や応募方法の改善を図りつつ、若手対象のコース及び実務経験者対象のコースを実施し、平和構築分野の人材育成を行う。
- 2 平和構築分野の国際機関等への就職支援を行う。それにあたり、国際機関の人材ニーズや採用方針に関する情報収集・調査・分析を強化し、修了生への情報提供を行うほか、各種コース内容等の見直しに活用する。

施策の進捗状況・実績

- 1 「平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業」を継続し、若手人材及びマネジメントレベルの人材育成を行った。平成30年度は、マネジメントレベルのコースを国際機関勤務経験者向けと未経験者向けの二つに分けて実施し、それぞれにつき定員以上の参加が得られた（全コースの修了者数：計67名）。また、平和構築・開発の分野で国際機関職員として活躍できる人材の育成を目的として、国連ボランティア計画（UNV）との連携により、平成30年度に実施した各種コース（主と

して若手人材を対象としたもの)の修了生16名程度を約1年間、国際ボランティアとして国連諸機関に派遣すべく、UNVとの調整等を行った。

- 2 平和構築分野の国際機関等への就職支援を目的としたセミナーを3回実施した。また、各コース参加者及び修了者に対して、一斉にアンケート調査を実施して支援ニーズの綿密な把握に努めつつ、国際機関の求人情報などの情報提供を行った。そのほか、受託業者を通じて有識者複数名のニューヨーク出張を実施し、平和構築分野の人材ニーズや求人状況等について、国際機関の日本人職員や人事担当の上級職員からの聞き取り調査を行った。

平成28年度の日本人修了生15名((注)平成28年度に国内研修修了、平成29年度にUNVとして国連諸機関等へ派遣、平成30年度までに派遣終了。)は、国際機関(11名)、JICA(1名)、大学(1名)等へ就職した(平成31年2月末時点)。

本事業による日本人修了生の半数以上が、国連PKOミッション(国連コンゴ民主共和国安定化ミッション(MONUSCO))や国連特別政治ミッション(国連ソマリア支援ミッション(UNSOM)及び国連コロンビア支援ミッション(UNMC、平成29年から国連コロンビア検証ミッション(UNVMC)に移行))及び平和構築に関連する国際機関(国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)、国連開発計画(UNDP)等)に就職した(平成19年度から平成28年度までのプライマリー・コース累計修了者数:149名、うち平和構築・開発分野の国際機関・政府機関・民間企業等への就職者数:120名)。

令和元年度目標

平成30年度から3か年で実施する「平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業」の1年目の結果を踏まえ、2年目は以下を実施する。

- 1 より幅広い分野から平和構築・開発に資する人材が集まるようコース内容や応募方法の改善を図りつつ、若手対象のコース及び実務経験者対象のコースを実施し、平和構築分野の人材育成を行う。
- 2 平和構築分野の国際機関等への就職支援を行う。それに当たり、各種コース内容の見直し等に活用するため、国際機関の人材ニーズや採用方針に関する情報収集・調査・分析を行うとともに、修了生への情報提供を行う。

施策の進捗状況・実績

- 1 「平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業」を継続し、若手人材及びマネジメントレベルの人材育成を行った。令和元年度も、マネジメントレベルのコースを国際機関勤務経験者向けと未経験者向けの二つに分けて実施し、様々なキャリアを有する参加者を集めることができた(全コースの修了者数:計34名)。また、平和構築・開発の分野で国際機関職員として活躍できる人材の育成を目的として、国連ボランティア計画(UNV)との連携により、令和元年度に実施した若手人材向けコースの修了生14名を約1年間、国際ボランティアとして国連諸機関に派遣すべく、UNVとの調整等を行った。
- 2 平和構築分野の国際機関等への就職支援を目的としたセミナーを1回、令和2年2月18日から19日にかけて広島市内で実施した。また、受託業者を通じて有識者数名を国連PKOに関する海外のシンポジウムやフォーラムに派遣し、平和構築分野の世界的な潮流(含む人材ニーズ)の把握に努める一方で、コース内容の充実化や講師の発掘という観点から、他の人材育成機関との接触を重ねた。さらには、受託業者を通じて有識者のニューヨーク出張を実施し、国際機関の日本人上級職員から事業内容の改善や充実化に向けた提言等の聞き取り調査を行った。

平成29年度の日本人修了生15名((注)平成29年度に国内研修修了、平成30年度にUNVとして国連諸機関等へ派遣、平成31年度/令和元年度までに派遣終了。)は、国際機関(10名)、政府機関(3名)、シンクタンク(1名)等へ就職した(令和2年2月末時点)。

本事業による日本人修了生の半数以上が、国連PKOミッション(国連コンゴ民主共和国安定化ミッション(MONUSCO))や国連特別政治ミッション(国連ソマリア支援ミッション(UNSOM)及び国連コロンビア支援ミッション(UNMC、平成29年から国連コロンビア検証ミッション(UNVMC)に移行))及び平和構築に関連する国際機関(国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)、国連開発計画(UNDP)等)に就職した(平成19年度から平成29年度までのプライマリー・コース累計修了者数:164名、うち平和構築・開発分野の国際機関・政府機関・民間企業等への就職者数:117名)。

令和2年度目標

- 1 平成30年度から3か年で実施している「平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業」の2年目までの結果を踏まえ、3年目は以下を実施する。
(1) より幅広い分野から平和構築・開発に資する人材が集まるようコース内容や応募方法の改善を図りつつ、若手対象のコース及び実務経験者対象のコースを実施し、平和構築分野の人材育成を行

う。

- (2) 平和構築分野の国際機関等への就職支援を行う。それに当たり、各種コース内容の見直し等に活用するため、国際機関の人材ニーズや採用方針に関する情報収集・調査・分析を行うとともに、修了生への情報提供を行う。具体的には、これまでに実施した若手対象のコースの修了生（日本人）について、国際機関等、平和構築及び開発分野における 80%以上の就職率を達成する。
- 2 開発途上国で新型コロナウイルス対策に取り組む国際機関の現地事務所に、日本人 15 名を国連ボランティアとして派遣し、保健、衛生、社会経済回復といった様々な分野に従事させることを通じて、世界各地で感染が拡大している新型コロナウイルスの影響の低減に貢献する。

施策の進捗状況・実績

- 1 「平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業」を継続し、若手人材及びマネジメントレベルの人材育成を行った（全コースの修了者数：計 36 名）。また、平和構築・開発の分野で国際機関職員として活躍できる人材の育成を目的として、国連ボランティア計画（UNV）との連携により、令和 2 年度に実施した若手人材向けコースの修了生 10 名を約 1 年間、国際ボランティアとして国連諸機関に派遣すべく、UNV との調整等を行った。
- 2 本事業の若手人材向けコース修了生ほか日本人の国際機関職員を対象としたオンラインセミナーを 3 回（7 月 23 日、8 月 26 日及び令和 3 年 2 月 5 日）実施し、新型コロナウイルスの影響下におけるキャリア構築の在り方について情報を提供し、助言を与えた。平成 30 年度の日本人修了生 15 名（（注）平成 30 年度に国内研修修了、平成 31 年／令和元年度に UNV として国連諸機関等へ派遣、令和 2 年度までに派遣終了。）は、国際機関（11 名）及び民間（1 名）へ就職した（令和 2 年 7 月末時点）。
- 本事業による日本人修了生の半数以上が、国連 PKO ミッション（国連コンゴ民主共和国安定化ミッション（MONUSCO））や国連特別政治ミッション（国連ソマリア支援ミッション（UNSOM）及び国連コロンビア支援ミッション（UNMC、平成 29 年から国連コロンビア検証ミッション（UNVMC）に移行））及び平和構築に関連する国際機関（国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）、国連開発計画（UNDP）等）に就職した（平成 19 年度から平成 30 年度までのプライマリー・コース累計修了者数：160 名（調査未回答者などの不明者を除く）、うち平和構築・開発分野の国際機関・政府機関・民間企業等への就職者数：135 名）。修了生における就職率は 80 パーセントを超える（84.4%）。
- 3 開発途上国の新型コロナウイルス感染症対策に貢献するため、10 名の日本人が国連ボランティアとして現地（ウズベキスタン、エチオピア、ケニア、ジンバブエ、ナミビア、ネパール、東ティモール、マダガスカル、マラウイ及びミャンマー）の国際機関事務所に派遣されている。

平成 30・令和元・2 年度目標の達成状況：b

測定指標 3-4 世論調査における国連平和維持活動(PKO)等への参加に肯定的な回答の割合								
(出典：内閣府実施「外交に関する世論調査」)	中期目標値	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度		平成 30・令和元・2 年度目標の達成状況
	一年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	
	—	82%	80.2%	83%	78.3%	83%	82%	

測定指標 3-5 セミナー等の開催回数及び国際平和協力調査員を含む職員の PKO 及びグローバル人材育成に関する国際会議やセミナー等出席回数								
	中期目標値	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度		平成 30・令和元・2 年度目標の達成状況
	一年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	
	—	20	21	21	14	16	10	

評価結果(個別分野 3)

施策の分析

【測定指標 3-1 国際平和協力法に基づく要員派遣・物資協力の推進 ＊】

- 1 UNMISS へ派遣されている 4 名の司令部要員は、新型コロナウイルス感染症の対策に留意しつつ、UNMISS 司令部において業務を遂行し、令和 2 年 2 月に成立した新国民統一暫定政府の下で進められる「再活性化された衝突解決合意」及び和平プロセスの履行支援を始めとした南スーダンの安定と国づくりに貢献し、UNMISS 関係者から高い評価を受けている。（平成 30・令和元・2 年度：国際平和協力の拡充（達成手段①））
- 2 MF0 へ派遣されている 2 名の司令部要員は、シナイ半島南部に所在する MF0 司令部の連絡調整部において、MF0 の停戦監視活動の実施に関するエジプト及びイスラエルとの連絡調整等を実施することで、我が国の平和と繁栄の土台である中東の平和と安定に貢献しており、MF0 関係者等から高い評価を受けている。MF0 への派遣は、国際平和協力法に基づく国際連携平和安全活動への初めての貢献事例であり、このように高い評価を受ける貢献を実現したことは、国際社会の平和と安定に向けて、我が国の国際平和協力を推進・拡充することができた好例となった。（平成 30・令和元・2 年度：国際平和協力の拡充（達成手段①））
- 3 物資協力については、特に、令和元年度に実施した物資協力において我が国が譲渡したテント等の物資は、南スーダンの政府・反政府勢力双方を集めて選別や訓練等を行うための一時的な宿営場所において用いられており、同国における国軍や警察等の治安部門の整備に貢献した。（平成 30・令和元・2 年度：国際平和協力の拡充（達成手段①））

【測定指標 3-2 国際社会における平和維持活動への取組・議論への積極的な貢献 ＊】

毎年開催されている国連総会第 4 委員会 PKO 特別委員会の報告書交渉会合に出席し、国連 PKO の効果的な推進にかかる議論に参加するとともに、米・英などの PKO 分野における同志国との間で連携強化を図ることができた。（平成 30・令和元・2 年度：国際平和協力の拡充（達成手段①））

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、予定されていた訓練は延期となり実施されなかったが、ポストコロナを見据えた事業方針について、国連事務局と協議した結果、加盟国への広報に力を入れることが決定されるなど、三角パートナーシップ・プログラムの効果的な推進に向けた議論を進展させることができた。また、様々な機会を捉え、日本が積極的に取り組んでいる三角パートナーシップ・プログラムについて広報に力を入れてきた。このような努力もあり、今次報告書には、PKO への要員派遣国や英国などから三角パートナーシップ・プログラムの意義を強調する文言が盛り込まれた。（令和 2 年度：国際連合平和維持活動局信託基金拠出金（達成手段③））

近年、国連平和維持活動（PKO）では、派遣される要員・装備品等の輸送力が不足し、PKO 部隊の早期展開が課題となっており、輸送力強化を支援するため、国連平和維持活動即応能力登録制度（PCRS）に、自衛隊の固定翼航空機（C-2 及び C-130H）を新たに登録した。（令和 2 年度：国際連合平和維持活動局信託基金拠出金（達成手段④））

【測定指標 3-3 平和構築分野における人材育成】

平成 30 年度から令和 2 年度までの間、「平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業」を実施し、若手人材及びマネジメントレベルの人材育成を行った。各種コースの講師として、多数の現役の国連職員（例：国連事務局や国連機関本部に勤務する高位の人事担当者やアフリカの国連 PKO ミッションの官房長）を招へいた。このような講師は、コース参加者の国際機関でのキャリア形成にとり有益な示唆を与えてくれる存在であるとともに、これら講師とのネットワーキングを通じたキャリア形成の機会が与えられるという点で有益であった。（平成 30・令和元・2 年度：平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業（達成手段②））

若手人材向けコースでは、10 名程度の外国人研修員の参加枠を設けており、あらかじめ出身国を指定して募集を行ってきたが、令和元年度以降、過去の参加実績にとらわれることなく、世界の耳目を集める紛争との関りが深い国々を優先的に選定した。このことは、コースに参加する日本人研修員が、外国人研修員との研修活動や交流を通じ、平和構築の現場で求められる心構えやスキルを習得する上で励みとなり、その後国連ボランティアとして高いパフォーマンスを発揮することに資す有効な取組となった。今後とも日本人研修員の国際機関での活躍に資するとの観点から、外国人参加枠の選定には工夫を追求していく。（平成 30・令和元・2 年度：平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業（達成手段②））

【測定指標 3-4 世論調査における国連平和維持活動（PKO）等への参加に肯定的な回答の割合】

世論調査における国連平和維持活動（PKO）等への参加に肯定的な回答の割合に関しては、毎年一回内閣府が実施している「外交に関する世論調査」の測定値を援用しており、平成 30 年度、令和元年度及び令和 2 年度の 3 年間にわたり、わずかに目標値を下回る結果であったが、直近の肯定的回答率は着

実に上向いている。今後も国民の理解を深めるための取組を続けることが国際平和協力の推進・拡充を達成する上で重要である。（平成 30・令和元・2 年度：国際平和協力の拡充（達成手段①））

【測定指標 3－5 セミナー等の開催回数及び国際平和協力調査員を含む職員の PKO 及びグローバル人材育成に関する国際会議やセミナー等出席回数】

国際の平和と安定に対する取組の一環としての国際会議やセミナー等の開催/出席は、経費縮減に努めつつ国際的な議論をフォローし、国内の政策立案に役立てることができた。一方で、他業務への対応や新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、予定されていた国際会議が中止になった影響で、目標出席回数には達しなかった。令和 3 年度以降は、オンライン開催の会議等へ積極的に参加することで、目標値の達成を目指したい。（平成 30・令和元・2 年度：国際平和協力の拡充（達成手段①））

次期目標等への反映の方向性

【施策（施策の必要性に関する分析を含む）】

国連 PKO は、伝統的には、国連が紛争当事者間に立って、停戦や軍の撤退の監視などを行うことにより事態の鎮静化や紛争の再発防止を図り、当事者間の対話を通じた紛争解決を支援することを目的とした活動である。しかし、冷戦終結以降は、民族・宗教・歴史などに根ざす対立が世界各地で顕在化し、地域・国内紛争が多発するなどの環境の変化に伴い、停戦監視などの伝統的な任務に加え、元兵士の武装解除・動員解除・社会復帰（DDR）、治安部門改革、選挙、人権、法の支配などの分野における支援、政治プロセスの促進、文民の保護など、多くの任務を与えられている。現在、13 の国連 PKO ミッションが中東・アフリカ地域を中心に活動しており、ミッションに従事する軍事・警察・文民要員の総数は令和 2 年 12 月末時点で 8 万 1 千人を超えている。任務の複雑化・大規模化とそれに伴う人員、装備・機材、財源などの不足という事態を受け、国連を中心に様々な場で国連 PKO のより効果的・効率的な実施に関する議論が行われており、能力ギャップの克服、PKO 要員の能力・パフォーマンスの向上等が必要とされている。このため、我が国としては、国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から、国連のこうした取組を今後とも支援していくことが、国際の平和と安定に対する取組を進める上で重要である。

また、国連 PKO、国際機関等における文民の役割が飛躍的に増大しているため、平和構築の現場で活躍できる文民専門家の長期的かつ安定的な育成が急務である。平和構築及び開発分野の国際機関における日本人のプレゼンスを強化することが求められている。

上記を踏まえ、国際社会の安定に向けた国連 PKO 等への派遣を始めとする国際平和協力の推進・拡充という施策目標は適切であり、今後とも同目標を維持し、その達成に向けた施策を実施していく。

【測定指標】

3－1 国際平和協力法に基づく要員派遣・物資協力の推進 *

PKO を通じた国際社会の平和と安定という観点から、UNMISS 及び MFO への要員派遣の継続は、施策目標を実現する上で重要であり、それぞれの実施計画を延長するというこれまでの目標の設定は適切であった。

施策を進めるにあたり、引き続き UNMISS 及び MFO への要員派遣継続を目標とするとともに、新規要員派遣や物資協力の調査についても実施していく。

3－2 国際社会における平和維持活動への取組・議論への積極的な貢献 *

1 国連総会第 4 委員会 PKO 特別委員会を始めとする国連における会合への参加等を通じて、関係国との連携を図りつつ、国連 PKO 等に対する今後の協力の在り方に関する議論に参画し貢献を継続する。

2 国際社会の平和と安定のため、国連 PKO への協力拡大等の積極的取組が必要とされており、更なる貢献の実施が重要である一方、近年我が国の国連 PKO への要員派遣は 1 つのミッションにとどまっている。このような現状を踏まえ、我が国としては、日本の目に見える貢献策として、国連三角パートナーシップ・プロジェクトの枠組みを通じ、国連やアジア・アフリカの主要な PKO 要員派遣国と協力して、工兵、医療、通信分野での訓練を通じて、PKO 要員の能力構築を支援してきた。これからも訓練を継続するとともに、同プロジェクトに参加する国を増やしパートナーシップの拡大を更に進めていく。また、コロナ禍において、PKO 活動が制約される中、リモート訓練の実施の可能性も含め、効果的な能力構築支援を継続する。

3－3 平和構築分野における人材育成

引き続き、平和構築及び開発の分野で活躍できる若手の人材及びマネジメントレベルを含む中堅の

人材を育成し、また、これらの人材の国際機関等への就職の拡大を目指す。具体的には、以下の目標を達成する。

「若手対象の初級コースの修了生（日本人）について、平和構築・開発分野の国際機関に就職している者（JP0 や国連ボランティアを含む）の割合が右修了生総数の 50%以上となること。また、これらの国際機関の職員は、任期終了後、関連する日本政府機関、NGO や大学等で勤務しつつ、国際機関における次のポストへの就任を目指すところ、右国際機関に加え、平和構築・開発分野に関連する職業への就職者の割合が初級コースの修了生総数の 80%以上になること」

3－4 世論調査における国連平和維持活動(PK0)等への参加に肯定的な回答の割合

世論の支持は、施策目標を実現する上で重要であり、世論調査における国連平和維持活動(PK0)等への参加に肯定的な回答が 83%という令和 2 年度目標の設定は適切であった。

施策を進めるに当たり、国民からの支持と理解を示す回答を測ることが、施策の進捗を把握する上で有益であるため、最低限の望ましいラインとして引き続き 83%を目標値として設定する。

3－5 セミナー等の開催回数及び国際平和協力調査員を含む職員の PK0 及びグローバル人材育成に関する国際会議やセミナー等出席回数

オンライン形式を含めたセミナー等の開催数及び国際平和協力調査員を含む職員の PK0 に関する国際会議やセミナー等への出席を通じた国連を始めとする国際社会の議論への積極的な知的貢献は、日本の多様な協力の在り方の一つとして重要である。令和 3 年度も国連平和活動の見直しに関するフォローアップのための国際会議等の開催は引き続き予定されており、我が国の PK0 政策策定に資するものとして出席すべき会議の優先順位を付けながら、会議の場での貢献を維持することが適切であることを踏まえ、年度目標を 10 回（オンライン含む）とする。

作成にあたって使用した資料その他の情報

- ・ 外務省ホームページ
南スーダン国際平和協力業務実施計画の変更（令和 2 年 5 月 22 日）
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_008450.html)
シナイ半島国際平和協力業務実施計画の変更（令和 2 年 11 月 10 日）
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/ipc/page24_001195.html)
- ・ 内閣府ホームページ
外交に関する世論調査
(<https://survey.gov-online.go.jp/r02/r02-gaiko/index.html>)

個別分野 4 国際テロ対策協力及び国際組織犯罪対策協力の推進

施策の概要

イラク・シリアにおける「イラクとレバントのイスラム国」(ISIL)の支配領域は縮小し、イラクについてはイラク全土のISILからの解放宣言がなされた(平成29年12月)が、ISILの影響下にあった外国人テロ戦闘員(Foreign Terrorist Fighters、FTFs)の母国への帰還(return)や第三国への移転により、テロの脅威は世界中に拡散し、アジア地域においてもその脅威が深刻化している。我が国にとって、政治的及び経済的につながりが深い同地域の安定は極めて重要であることから、引き続き、アジア地域向けのテロ及び暴力的過激主義対策に注力するとの方針を維持し、二国間に加え、G7、国連、グローバル・テロ対策フォーラム(GCTF)といった多国間枠組みも活用し、テロ及び暴力的過激主義対策に取り組む。また、テロの資金源となる国際組織犯罪の対策においても、引き続き、国際社会との連携・協力を強化することを通じて貢献していく。特に、我が国が重視するアジア地域を中心とした途上国の能力強化のため、国際機関を通じて、テロ、暴力的過激主義及び国際組織犯罪に対し、より各国の実情を踏まえたテーラーメイドでの対応を目指す。

関連する内閣の重要政策(施策方針演説等のうち主なもの)

- ・第201回国会外交演説(令和2年1月20日)

測定指標 4-1 国際的なテロ対策協力の強化 *

中期目標(一年度)

テロ及び暴力的過激主義の脅威に対処するため、国際社会との連携・協力を更に強化する。

平成30年度目標

- 1 G7、国連、グローバル・テロ対策フォーラム(GCTF)等の多国間協議に積極的に参加し、テロ対処能力向上のみならず、テロの根本原因たる暴力的過激主義への取組を重視する政策を積極的に発信するとともに、アジアにおけるテロの脅威に対する国際社会の認識を醸成する。また、関係省庁や国内テロ対策関連機関とも連携し、政府全体としてこれら多国間の枠組みに関与していく。
- 2 二国間のテロ対策対話を実施し、テロ及び暴力的過激主義対策協力に係る情報共有を促進する。
- 3 安保理決議や国際テロリストの財産凍結法等に基づく迅速な資産凍結措置を、関係省庁と緊密に連携し着実に実施する。

施策の進捗状況・実績

- 1 GCTFについては、9月のGCTF閣僚級会合(於：ニューヨーク)では、途上国の水際対策や法執行機関の能力強化とともに、テロの根本原因たる暴力的過激主義対策にもしっかりと取り組んでいる姿勢を示した。GCTF関連会合には、国連アジア極東犯罪防止研修所(UNAFEI、我が国(法務省)と国連が共同運営。)及び警察庁からも参加を得て、関係省庁や関連機関と連携した関与を強めた。
- 2 日露テロ対策協議(4月)、日中テロ対策協議(7月)、日トルコ・テロ協議(12月)及び日ASEANテロ対策対話(平成31年1月)を実施し、各国や各地域のテロ情勢に関する情報共有、政策協調等を図るとともに、一部の国とは我が国によるテロ対策協力の可能性について、より具体的に活発な議論を行った。
- 3 (1) 安保理決議第1267号、第1988号、第1989号及び第2253号に基づく、テロリスト制裁対象者の追加・修正・削除の決定について、適切な制裁措置の実施の促進に寄与した。4月には米国からの要請を受け、ISIL及びアル・カーイダ制裁委員会のリストにフィリピン人2名を掲載する共同提案国となった。
(2) 厳格な資産凍結措置履行のため、関係省庁との連絡・調整を行い、外為法(外国為替及び外国貿易法)及び国際テロリスト財産凍結法に基づく告示の同時発出、制裁リストの整理及び金融機関への通知を実施した。

令和元年度目標

- 1 G7、国連、グローバル・テロ対策フォーラム(GCTF)等の多国間協議に積極的に参加し、テロ対処能力向上のみならず、テロの根本原因たる暴力的過激主義への取組を重視する政策を積極的に発信する。また、令和元年に開催される各種国際会議の成果文書にアジアにおけるテロの脅威に対する国際社会の認識が適切に反映されるようインプットを積極的に行う。また、関係省庁や国内テ

- ロ対策関連機関とも連携し、政府全体としてのこれらの多国間の枠組みに関与していく。
- 2 二国間及び多数国間のテロ対策協議を実施し、テロ及び暴力的過激主義対策協力に係る情報共有を促進する。
 - 3 安保理決議や国際テロリストの財産凍結法等に基づく迅速な資産凍結措置を関係省庁と緊密に連携し着実に実施する。

施策の進捗状況・実績

- 1 GCTF については、9 月の GCTF 閣僚級会合（於：ニューヨーク）では、我が国は、帰還 FTF 対策のための ASEAN 諸国への支援、テロリストによるインターネット悪用防止等に積極的に取り組んでいる姿勢を示した。GCTF 関連会合には、法務省や警察庁からも参加を得るなど、関係省庁と連携した関与を強めた。
平成 31 年 3 月のクライストチャーチ（ニュージーランド（NZ））で発生したテロ事案（銃乱射事件。銃撃による生々しい殺りくの様子が SNS 上でライブ配信された。）を受けて、インターネット悪用防止を目的に、フランスや NZ 等により 5 月に立ち上げられたクライストチャーチ・コール及び 9 月の NY でのリーダーズ・ダイアログといったハイレベル・イニシアティブに協力し、また、本件問題に対する国際社会の危機意識の高まりを受け、G20 大阪サミットにおいて「テロ及びテロに通じる暴力的過激主義によるインターネットの悪用の防止に関する G20 大阪首脳声明」の策定に貢献した。さらに、我が国は、インターネット上でのテロ・暴力的過激主義コンテンツの拡散を共同で防止する目的で設立された IT 企業によるフォーラムである GIFCT の諮問委員会メンバーになった。国内では、官民連携の取組の一環としてプラットフォーム企業との間で、情報共有のための勉強会を立ち上げた。
- 2 日米豪テロ対策協議（4 月）及び日英テロ対策協議（12 月）を実施し、各国や各地域のテロ情勢に関する情報共有、政策協調等を図るとともに、一部の国と、より強固なるテロ対策協力の可能性について、具体的な議論を行った。
- 3 (1) 安保理決議第 1267 号、第 1988 号、第 1989 号、第 2253 号及び第 2255 号に基づく、テロリスト制裁対象者の追加・修正・削除の決定について、適切な制裁措置の実施の促進に寄与した。また、11 月には、安保理決議 1373 号に基づき、テロリスト等 5 団体（新人民軍、アル・シャバーブ、ISIL シナイ州、ISIL 東アジア及びマウテ・グループ）を資産凍結措置の対象として指定した。
(2) 厳格な資産凍結措置履行のため、関係省庁との連絡・調整を行い、外為法及び国際テロリスト財産凍結法に基づく告示の同時発出、制裁リストの整理及び金融機関への通知を実施した。

令和 2 年度目標

- 1 平成 31 年 3 月来、特にアジアにおいて、大規模なテロが頻発。アジアにおいてテロの形態、背景の多様化が進んでいるとみられるところ、G7、G20、国連、グローバル・テロ対策フォーラム（GCTF）等の多国間協議に積極的に参加し、テロ対処能力向上のみならず、テロの根本原因たる暴力的過激主義への取組を重視する政策を積極的に発信し、強化する。また、関係省庁や国内テロ対策関連機関とも連携し、政府全体としてのこれらの多国間の枠組みに関与していく。
- 2 二国間及び多数国間のテロ対策協議を実施し、テロ及び暴力的過激主義対策協力に係る情報共有を促進する。
- 3 安保理決議に基づく迅速な資産凍結措置を、関係省庁と緊密に連携し着実に実施する。

施策の進捗状況・実績

- 1 GCTF については、9 月にオンライン開催された GCTF 調整委員会会合において、我が国は、新型コロナウイルス感染拡大による新たな傾向として、一部地域でのガバナンスのせい弱化、サイバー空間におけるテロにつながる違法行為の増大といった点を指摘した上で、依然としてテロ情勢の厳しい国や地域を含むアジア地域に対する GCTF による支援の必要性を訴えた。
また、我が国は、平成 31 年 3 月の NZ クライストチャーチで発生したテロ事案に端を発し、インターネット上でのテロ・暴力的過激主義コンテンツの拡散を共同で防止する目的で設立された IT 企業によるフォーラムである GIFCT の諮問委員会メンバーとなっており、6 月、10 月、12 月及び令和 3 年 2 月の計 4 回、諮問委員会会合等に出席し、新型コロナウイルスの感染拡大によるインターネットや SNS を使ったテロリストによる過激思想の拡散等の問題に関し、情報共有や意見交換を行った。さらに、GIFCT 等における国際的な議論を踏まえ、サービスプロバイダー等我が国の民間企業への情報共有を行った。
- 2 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、テロ対策協議の実施は延期となったが、過去のテロ対策協議において合意した協力案件の進捗について、イギリス等の在京大使館等と緊密なフォロー

アップを実施した。

- 3 (1) 安保理決議第 1267 号、第 1988 号、第 1989 号、第 2253 号及び第 2255 号に基づく、テロリスト制裁対象者の追加・修正・削除の決定について、適切な制裁措置の実施の促進に寄与した。また、令和 3 年 3 月には、安保理決議 1373 号に基づき、新たにテロリスト等 3 団体（インディアン・ムジャヒディン、インド亜大陸のアル・カーイダ及びネオ JMB）を資産凍結措置の対象として指定したほか、同決議に基づき平成 14 年 4 月 20 日に資産凍結等の措置を講じた 1 個人（アル・モフタル・ベン・モハメド・ベン・アル・モフタル・ブシュシャ）につき、当該措置を解除した。
- (2) 安保理決議に基づく資産凍結措置履行のため、関係省庁との連絡・調整を行い、外為法及び国際テロリスト財産凍結法に基づく告示の迅速な発出、制裁リストの整理及び金融機関への通知を実施した。

平成 30・令和元・2 年度目標の達成状況：b

測定指標 4－2 国際組織犯罪対策における国際協力の進展 *

中期目標（--年度）

国際組織犯罪に対処するため、国際社会との連携・協力を強化する。

平成 30 年度目標

- 1 国連犯罪防止刑事司法委員会や国連麻薬委員会、G 7 及び G20 腐敗対策関連会合、金融活動作業部会（FATF）関連会合、サイバー犯罪条約関連会議等に参加し、犯罪防止刑事司法、麻薬対策、腐敗対策、マネーロンダリング対策、サイバー犯罪対策に関する議論を深め、取組を強化し、決議や行動計画を策定する等国際的な連携を強化する。
- 2 令和 2 年に我が国で開催される第 14 回国連犯罪防止刑事司法会議（通称京都 kongress）に向けた準備を進める。特に、5 月に開催する第 27 会期国連犯罪防止刑事司法委員会において kongress の開催地や日程等を決定する決議案を提出する。
- 3 国際移住機関（IOM）への拠出等を通じて、人身取引被害者への支援等に貢献する。
- 4 国際組織犯罪防止条約、同補足議定書及び国連腐敗防止条約等の国際的な法的枠組みを適切に活用して国際協力を推進する。

施策の進捗状況・実績

- 1 国連犯罪防止刑事司法委員会（5 月）、国連麻薬委員会（平成 31 年 3 月）、国際組織犯罪防止条約締約国会議（10 月）等に積極的に参加し、犯罪防止刑事司法分野における多数の国連決議の成立等に貢献した。また、G20 腐敗対策作業部会（6 月、10 月及び平成 31 年 1 月）に積極的に参加し、G20 による腐敗対策の指針を示した成果文書等の策定に向け各国の取組状況を取りまとめ、発表することにより、各国の腐敗対策の取組の促進に貢献した。特に、平成 31 年 1 月には、G20 腐敗対策作業部会第 1 回会合を議長国として主催し、我が国 G20 議長下における成果文書策定に向けた議論を主導した。
- サイバー犯罪対策分野では、サイバー犯罪条約関連会議等（5 月、7 月、9 月、11 月、平成 31 年 2 月及び平成 31 年 3 月）に積極的に参加し、我が国の能力構築支援の取組を発表するなどして各国のサイバー犯罪対策強化等に貢献した。また、平成 29 年 9 月から欧州評議会で議論が開始されている同条約第 2 追加議定書の起草作業に関して、起草メンバー国として条文案の起草を行うなど積極的に議論に貢献した。
- マネーロンダリング・テロ資金供与対策分野では、金融活動作業部会（FATF）会合（6 月、10 月及び平成 31 年 2 月）及びアジア太平洋マネーロンダリング対策グループ（APG）（7 月）に積極的に参加し、特に FATF においては、イランのテロ資金対策に向けた取組の継続を求める FATF 声明の策定等に貢献した。
- 2 5 月の第 27 会期国連犯罪防止刑事司法委員会において、第 14 回国連犯罪防止刑事司法会議（通称京都 kongress）の開催日程を決定する決議案を提案し、採択された。また、第 28 会期国連犯罪防止刑事司法委員会（CCPCJ）の機会を利用し、京都 kongress を広報すべく、法務省と協力し、準備を進めた。
- 3 平成 31 年 3 月に人身取引対策の政府協議調査団を米国に派遣し、同国政府当局、州政府、現地 NGO 及び学識経験者と人身取引対策の課題やグッドプラクティス、関係機関との効果的な協力の在り方等について情報共有するとともに、日米両国の連携強化につき意見交換を行った。また、IOM への拠出を通じて、人身取引被害者の安全な帰国及び帰国後の支援（就業支援、医療費の提供等の社

会復帰支援)を行うとともに、密入国・人身取引等に関する地域協力の枠組みである「バリ・プロセス」のウェブサイトの維持運営支援を行った。

- 4 国際組織犯罪防止条約及び国連腐敗防止条約に基づいて、他の締約国との間で法律上の相互援助を複数実施するなど国際協力を推進した。国連腐敗防止条約については、11月に開始した我が国に対する同条約実施レビュー第1サイクルに対応するため、関係省庁と連携の上、外務省が取りまとめを行う形で同条約各条項の履行状況を自己申告する自己評価チェックリストへの回答を、6月に提出した。その後、条約事務局による回答の確認及び翻訳作業を経て、平成31年3月に我が国と条約事務局、審査担当国との間で協議が行われ、審査担当国が回答内容の精査を開始し、必要に応じ、今後予定される我が国における対面審査に向け、我が国回答への追加質問を作成することとなった。また、我が国は、条約事務局である国際連合薬物・犯罪事務所への提出を通じ、後発開発途上国による同条約実施レビューへの対応を支援した。

令和元年度目標

- 1 国連の犯罪防止刑事司法委員会や麻薬委員会、G7及びG20腐敗対策関連会合、金融活動作業部会(FATF)関連会合、サイバー犯罪条約関連会議等に参加し、犯罪防止刑事司法、麻薬対策、腐敗対策、マネーロンダリング対策、サイバー犯罪対策に関する議論を深め、取組を強化し、決議や行動計画を策定する等国際的な連携を強化する。特に、我が国議長下で開催されるG20腐敗対策作業部会において、G20大阪サミットまでに腐敗対策に関する成果文書を採択・公表できるよう、必要な準備・調整を進める。
- 2 第14回国連犯罪防止刑事司法会議(通称京都コンGRESS)に向けた準備を進めるとともに、同会議の全体テーマ「2030アジェンダの達成に向けた犯罪防止、刑事司法及び法の支配の推進」に即した成果文書の作成に向けて、ホスト国として法務省とともに加盟国間の調整を主導する。また、第28会期国連犯罪防止刑事司法委員会において京都コンGRESSの充実を図るための準備に係る決議案を提出する。
- 3 国際移住機関(IOM)への提出等を通じて、人身取引被害者への支援等に貢献する。
- 4 国際組織犯罪防止条約、同補足議定書、国連腐敗防止条約等の国際的な法的枠組みを適切に活用して国際協力を推進する。

施策の進捗状況・実績

- 1 国連犯罪防止刑事司法委員会(CCPCJ)(5月)、国連麻薬委員会(CND)(令和2年3月)等に参加し、犯罪防止刑事司法分野及び麻薬対策分野における多数の国連決議の成立等にご貢献した。また、G20腐敗対策作業部会(ACWG)(5月、10月及び令和2年2月)に参加し、特に、5月のACWG第2回会合では議長国として、腐敗対策の強化に向けた具体的な取組の指針を示し、大阪サミット首脳宣言の付属文書として公表される成果文書策定に向けた議論を主導し、G20腐敗対策の強化に向けたコミットメントの発信にご貢献した。また、5月に行われたCND委員国選挙で委員国に再選され、2020-2023年の間、引続き委員国としてCNDの活動にご貢献していくことになった。
サイバー犯罪対策分野では、第2追加議定書起草会合等(5月、7月、9月、10月、11月及び令和2年2月)に参加し、第2追加議定書が普遍的なものとなり、サイバー犯罪対策のための国際協力に資する内容となるよう議論にご貢献した。
マネーロンダリング・テロ資金供与対策分野では、金融活動作業部会(FATF)会合(6月、10月及び令和2年2月)及びアジア太平洋マネーロンダリング対策グループ(APG)(8月)に参加し、特にFATFにおいては、イランのテロ資金対策に向けた取組の継続を求めるFATF声明の策定等にご貢献した。また、第4次対日審査に財務省、金融庁、法務省等と共に対応した。
- 2 5月の第28会期CCPCJにおいて、第13回国連犯罪防止刑事司法会議(カタル・コンGRESS)のフォローアップと第14回国連犯罪防止刑事司法会議(京都コンGRESS)の準備に関する決議案を提案し、採択された。また、第28会期CCPCJの機会を利用し、京都コンGRESSを広報すべく、法務省と協力し、サイドイベントを実施するなどした。
京都コンGRESSの成果文書の作成については、地域準備会合(4月)及び専門家会合(9月)に参加し、また、10月以降5回にわたり開催された非公式会合では、議長国として加盟国間の議論をリードした。さらには、法務省及び京都コンGRESS事務局である国際連合薬物・犯罪事務所(UNODC)と共に、開催に向けて積極的に取り組んだ(令和2年3月、世界的な新型コロナウイルス感染症をめぐる現状を踏まえ、会議事務局であるUNODCから開催延期が発表された)。
- 3 人身取引対策分野では、令和2年3月に人身取引対策の政府協議調査団を米国に派遣し、同国政府当局、現地NGO及び学識経験者と人身取引対策の課題やグッドプラクティス、関係機関との効果的な協力の在り方等について情報共有するとともに、日米両国の連携強化につき意見交換を行った。

また、IOM への拠出を通じて、人身取引被害者の安全な帰国及び帰国後の支援（就業支援、医療費の提供等の社会復帰支援）を行うとともに、密入国・人身取引等に関する地域協力の枠組みである「バリ・プロセス」のウェブサイトの維持運営支援を行った。

- 4 国際組織犯罪防止条約及びサイバー犯罪条約に基づいて、他の締約国との間で法律上の相互援助を複数実施するなど国際協力を推進した。国連腐敗防止条約については、12 月に開催された第 8 回締約国会議において、条約の履行及び腐敗対策の強化に関する各種決議案の交渉に積極的に参加し、条約の効果的履行に向けた方策の検討、国際協力の強化等に参加した。また、我が国は、国連腐敗防止条約の事務局である UNODC への拠出を通じ、後発開発途上国による同条約実施レビューへの対応を支援した。

国際組織犯罪防止条約については、令和 2 年 12 月から開始されるレビューメカニズムの設置に向けた準備に関し、同メカニズムが実務家にとって有益かつ効率的なものとなるよう、レビューに使用される自己評価質問票について積極的に意見を提出するなどして議論に貢献した。

令和 2 年度目標

- 1 国連の犯罪防止刑事司法委員会や麻薬委員会、G 7 及び G 20 腐敗対策関連会合、金融活動作業部会（FATF）関連会合、サイバー犯罪条約関連会議等に参加し、犯罪防止刑事司法、麻薬対策、腐敗対策、マネーロンダリング対策、サイバー犯罪対策に関する議論を深め、取組を強化し、決議や行動計画を策定する等国際的な連携を強化する。
- 2 第 14 回国連犯罪防止刑事司法会議（通称京都コンGRESS）は当初 4 月開催を予定していたが、世界的なコロナウイルスの拡大感染のため開催時期は延期されたが、引き続き、ホスト国として、京都コンGRESSの実施とそこで採択される予定の政治宣言（京都宣言）のフォローアップを主導することにより、同会議の全体テーマ「2030 アジェンダの達成に向けた犯罪防止、刑事司法及び法の支配の推進」に向けた取組を推進する。
- 3 国際移住機関（IOM）への拠出等を通じて、人身取引被害者への支援等に参加する。
- 4 国際組織犯罪防止条約、同補足議定書、国連腐敗防止条約等の国際的な法的枠組みを適切に活用して国際協力を推進する。特に国際組織犯罪防止条約については効果的なレビューメカニズムの設置に向けて引き続き積極的に活動する。

施策の進捗状況・実績

- 1 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、令和 2 年度前半に予定されていた犯罪防止刑事司法委員会における決議案交渉等の実施は見送られた。ただし、次第にビデオ会議方式を活用した議論の推進が図られるようになり、これを活用して国際組織犯罪防止条約締約国会議やサイバー犯罪に関する政府間専門家会合、サイバー犯罪条約関連会合などに参加し、決議の採択や議定書の策定など国際的な連携の強化に貢献した。また、マネーロンダリング・テロ資金供与対策分野では、金融活動作業部会（FATF）会合（6 月、10 月及び令和 3 年 2 月）及びアジア太平洋マネーロンダリング対策グループ（APG）各種会合（8 月及び令和 3 年 1 月）にオンライン参加し、コロナ禍における FATF 相互審査等の進め方等に関する方針策定等において貢献した。特に FATF においては、令和元年に FATF 相互審査の審査員資格を正式に取得した、当省が登録した審査員が新たに当該業務を開始し、同分野における我が国の貢献の幅が拡充した。また、第 4 次対日審査に、引き続き財務省、金融庁、法務省等と共に対応した。
- 2 世界的な新型コロナウイルス感染症をめぐる現状を踏まえ開催延期となっていた第 14 回国連犯罪防止刑事司法会議（京都コンGRESS）が、令和 3 年 3 月 7 日～12 日の 6 日間、国立京都国際会館において開催された。京都コンGRESSにおいては菅総理大臣が参加し、刑事司法分野における我が国の取組や今後同分野においてリーダーシップを発揮していく旨を発信した。さらにコロナ禍における大型国際会議の開催のあり方を示す意味でも、京都コンGRESS開催は国内及び国際社会に 1 つのモデルを示す機会となった。京都コンGRESSの成果文書の作成においても非公式会合において議長国として加盟国間の議論をリードし、各国で立場が異なる多くの複雑な問題に解決策を示しコンセンサスの成立に導くとともに、刑事司法分野における今後 5 年間の国際的な指針作りに大きく貢献した。
- 3 令和 2 年度中も国際移住機関（IOM）への拠出等を通じて、我が国内で認知された外国人の人身取引被害者への支援等に参加した。具体的には、6 人の外国人被害者に対し、本人の希望に基づき帰国支援等を実施。コロナ禍に伴う渡航便の休便や出入国手続等の新たな状況における被害者の支援につき、IOM 及び関係省庁と緊密に連携して対応した。
- 4 国際組織犯罪防止条約、麻薬新条約およびサイバー犯罪条約に基づいて、他の締約国との間で法律上の相互援助を複数回実施するなど国際協力を推進した。国際組織犯罪防止条約に関しては、第

10 回締約国会議の第 1 副議長国として、議長の議事進行を支援するとともに、決議案交渉の議長として議論をリードし、対面とオンラインとのハイブリッドという初めての環境の下で、過去最多の決議案の採択に貢献した。

また、レビューメカニズムの設置に向けた準備に関し、引続き同メカニズムが実務家にとって有益かつ効率的なものとなるよう、レビューに使用される自己評価質問票について積極的に意見を提出するなどして議論に貢献した。

平成 30・令和元・2 年度目標の達成状況：b

測定指標 4－3 途上国等に対する能力向上支援の強化 *

中期目標（--年度）

テロ、暴力的過激主義及び国際組織犯罪に対処するためのアジアを含む途上国の能力を強化する。

平成 30 年度目標

- 1 国際連合薬物・犯罪事務所（UNODC）等専門的な知見を有する国際機関への拠出を通じて、各国のテロ対処能力向上支援を行うとともに、薬物密輸や人身取引、サイバー犯罪等の組織犯罪対策に必要な刑事司法能力の向上支援を実施する。また、これら組織犯罪がテロの資金源となることを防ぐための国際的な不正資金対策のための能力向上支援を実施する。
- 2 関係省庁の協力を得つつ、我が国主催で、アジア諸国に対するテロ対策地域協力会合を実施する。
- 3 G 7 伊勢志摩サミットで発出された「テロ及び暴力的過激主義対策に関する G 7 行動計画」に関しては、平成 29 年の G 7 タオルミーナ・サミットにおいても、テロ及び暴力的過激主義との闘いに関する声明において、同行動計画の完全な実施に引き続きコミットする旨明記されたところ、このフォローアップとして、途上国に対するテロ対策支援に引き続き取り組む。

施策の進捗状況・実績

- 1 東南アジア及び南アジア諸国等に対して、国際連合薬物・犯罪事務所（UNODC）、世界関税機構（WCO）、国際刑事警察機構（ICPO、インターポール）等に平成 29 年度補正予算にて総額約 3,800 万ドルを拠出し、これにより、テロ対策やテロ資金対策に資する能力向上支援や、薬物密輸や人身取引、サイバー犯罪分野における途上国支援、さらには暴力的過激主義対策のプロジェクトを実施した。
- 2 我が国主催で、平成 31 年 2 月にアジア諸国に対するテロ対策地域協力会合を実施した。東南アジア地域 6 か国からテロ対策に携わる実務レベルの政府関係者各 2 名、計 12 名招待し、一般市民の身体及び生命を守るソフトターゲット・テロ対策をテーマに議論を行った。また現場視察において、テロ対策に関する官民連携の取組や、テロ対策に応用できる最先端技術の紹介を行った。これらを通じて、我が国の取組に関する理解を深め、参加国との間で知見や経験の共有を図るとともに、関係者間のネットワーキング構築を図った。
- 3 G 7 伊勢志摩サミットで発出された「テロ及び暴力的過激主義対策に関する G 7 行動計画」に基づき、安倍総理大臣が平成 28 年の日・ASEAN 首脳会議において、①テロ対処能力の向上、②テロの根本原因である暴力的過激主義対策、及び③穏健な社会を下支えする社会経済開発の取組からなる、総合的なテロ対策強化策を表明したこと、また、平成 29 年の G 7 タオルミーナ・サミットでの声明を受け、①及び②については、UNODC、ICPO、UNDP 等の国際機関と連携し、個別のプロジェクト（トレーニング、ワークショップ、リサーチ等）を実施した。同プロジェクトにおいては、我が国の政府関係者によるセッションを設けることにより、我が国におけるテロ対策の現状、経験等について積極的に発信し、被支援国のテロ対処能力向上や暴力的過激主義対策に貢献した。③については、フィリピンのミンダナオ島のマラウィ市及び紛争影響地域における社会の安定化に貢献するため、人々の生活の土台となる道路整備、職業訓練学校の再建等の支援を開始した。

令和元年度目標

- 1 国際連合薬物・犯罪事務所（UNODC）等専門的な知見を有する国際機関への拠出を通じて、各国のテロ対処能力向上支援を行うとともに、薬物密輸や人身取引、サイバー犯罪等の組織犯罪対策に必要な刑事司法能力の向上支援を実施する。また、これら組織犯罪がテロの資金源となることを防ぐための国際的なテロ資金対策のための能力向上支援を実施する。
- 2 関係省庁の協力を得つつ、我が国主催で、アジア諸国に対するテロ対策地域協力会合を実施する。
- 3 G 7 伊勢志摩サミットで発出された「テロ及び暴力的過激主義対策に関する G 7 行動計画」のフォローアップとして、途上国に対するテロ対策支援に引き続き取り組む。

- 4 上記1～3の目標を一層効果的な形で実現するため、有識者や専門家等との関係を強化し、その知見を途上国等に対する能力向上支援において活用する。

施策の進捗状況・実績

- 1 東南アジア及び南アジア諸国等に対して、国際連合薬物・犯罪事務所（UNODC）、国連教育科学文化機関（UNESCO）、世界関税機構（WCO）、国際刑事警察機構（ICPO、インターポール）等に平成30年度補正予算にて総額約2,500万ドルを拠出し、これにより、テロ対策やテロ資金対策に資する能力向上支援や、薬物密輸や人身取引、サイバー犯罪分野における途上国支援、さらには暴力的過激主義対策のプロジェクトを実施した。
- 2 5月には、マレーシアで開催されたGCTFのテロリスト渡航対策イニシアティブ（安保理決議第2396号の履行を確保するためのイニシアティブ）の活動の一環として東南アジア地域を対象に開催されたワークショップにASEAN諸国の治安対策担当官が参加できるよう、日・ASEAN統合基金（JAIF）を活用して参加を支援した。
- 3 G7伊勢志摩サミットで発出された「テロ及び暴力的過激主義対策に関するG7行動計画」においては、①ICPOのデータベースや乗客予約記録の活用を始めとする具体的なテロ対策、②暴力的過激主義を防止するための対話を通じた「寛容」の促進及び、③開発途上国への能力構築支援の重要性が掲げられているところ、①については、生体データのほか、ICPO紛失・盗難旅券データベース、航空会社が保有する事前旅客情報、乗客予約記録等の活用促進のためのプロジェクトについて国際機関を通じて実施した。また、②については、教育を通じた子供・若者の過激化防止対策、帰還FTF対策や、そのための刑務官の能力向上（受刑者管理・脱過激化支援等）等をUNESCO、UNICRI、UNDP、UNODC等の国際機関の個別プログラムへの拠出を通じ、重点的に実施した。③については、UNODCなどへの拠出を通じて、インド洋沿岸諸国における海上法執行当局に対する研修、刑事司法関係者に対する法律研修、治安確保のための警察能力向上研修、アフガニスタンにおいてテロリストの資金源ともなり得る麻薬対策を目的として、警察を対象とした薬物取引対処能力の向上等を支援した。
- 4 国内外のテロ対策・暴力的過激主義について研究する有識者や専門家等との関係を強化した。

令和2年度目標

- 1 国際連合薬物・犯罪事務所（UNODC）等専門的な知見を有する国際機関への拠出を通じて、各国のテロ対処能力向上支援を行うとともに、薬物密輸や人身取引、サイバー犯罪等の組織犯罪対策に必要な刑事司法能力の向上支援を実施する。また、これら組織犯罪がテロの資金源となることを防ぐための国際的なテロ資金対策のための能力向上支援を実施する。
- 2 関係省庁の協力を得つつ、我が国主催で、アジア諸国に対するテロ対策地域協力会合を実施する。
- 3 G7伊勢志摩サミットで発出された「テロ及び暴力的過激主義対策に関するG7行動計画」のフォローアップとして、途上国に対するテロ対策支援に引き続き取り組む。
- 4 上記1～3の目標を一層効果的な形で実現するため、有識者や専門家等との関係を強化し、その知見を途上国等に対する能力向上支援において活用する。

施策の進捗状況・実績

- 1 東南アジア及び南アジア諸国等に対して、国際連合薬物・犯罪事務所（UNODC）、国連教育科学文化機関（UNESCO）、国連テロ対策オフィス（UNOCT）等に令和元年度補正予算にて総額約2,500万ドルを拠出し、これにより、テロ・暴力的過激主義対策に資する能力向上支援や、薬物密輸や人身取引、サイバー犯罪分野における途上国支援、さらにはテロ資金対策のプロジェクトを実施した。
- 2 新型コロナウイルスの感染拡大により、我が国主催による会合は実現しなかったが、アジア諸国からテロ対策の実務家が参加する会合には積極的に出席し、情報発信を行った。例えば、令和3年1月にオンライン開催されたAPECの航空保安に関するワークショップにおいて、我が国は、アジア諸国を含むAPEC加盟国の法執行機関職員等に向けたスピーチの中で、平成30年に東京で開催したAPECのソフトターゲット対策ワークショップで取りまとめられた勧告において、官民連携の推進や国連安保理決議2396号の履行促進の重要性が強調されたことを指摘した上で、我が国が世界関税機構（WCO）への拠出等を通じ航空保安分野でアジア太平洋地域の国々への支援を行ってきたことを発信した。
- 3 G7伊勢志摩サミットで発出された「テロ及び暴力的過激主義対策に関するG7行動計画」においては、①ICPOのデータベースや乗客予約記録の活用を始めとする具体的なテロ対策、②暴力的過激主義を防止するための対話を通じた「寛容」の促進及び、③開発途上国への能力構築支援の重要性が掲げられているところ、①については、生体データのほか、ICPO紛失・盗難旅券データベース、航空会社が保有する事前旅客情報、乗客予約記録等の活用促進のためのプロジェクトについて国際

機関を通じて実施。また、②については、教育を通じた子供・若者の過激化防止対策、帰還 FTF 対策や、そのための刑務官の能力向上（受刑者管理・脱過激化支援等）等を UNODC、UNESCO、UNOCT 等の国際機関の個別プログラムへの拠出を通じ、重点的に実施した。③については、UNODC などへの拠出を通じて、インド洋沿岸諸国における海上法執行当局に対する研修、刑事司法関係者に対する法律研修、治安確保のための警察能力向上研修、アフガニスタンにおいてテロリストの資金源ともなり得る麻薬対策を目的として、警察を対象とした薬物取引対処能力の向上等を支援した。

4 国内外のテロ・暴力的過激主義対策について研究する有識者や専門家等との関係を強化した。

平成 30・令和元・2 年度目標の達成状況：b

参考指標：国際テロ・組織犯罪対策に関するワークショップ及び招へい実績（国際機関は除く）

①国際テロ・組織犯罪関連条約に関するワークショップ（平成 29 年度：東南アジア地域、平成 30 年度：アジア地域）（単位：参加国数） ②平成 29 年度：穏健主義育成のための教育関係者ワークショップ（単位：参加国数） 平成 30、令和元年度：「穏健主義育成のための文明間対話」事業（単位：参加人数）	実 績 値			
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	① 3 か国 ② 4 か国	① 6 か国 ② 12 名	① 0 か国 ② 10 名	① 0 か国 ② 0 名 注：新型コロナウイルス感染拡大の影響により、実施を見送った。

評価結果（個別分野 4）

施策の分析

【測定指標 4－1 国際的なテロ対策協力の強化 ＊】

国際的なテロ対策協力の強化については、特に、我が国が議長国を務めた G20 大阪サミットにおいて「テロ及びテロに通じる暴力的過激主義によるインターネットの悪用の防止に関する G20 大阪首脳声明」を取りまとめたことで、テロ等へのインターネットの悪用防止問題に対する国際的なコミットメントを強化し、国際的な議論を促進することとなり、その後 ASEAN 地域フォーラム（ARF）等の他の国際枠組みから発出された文書にもこの問題への対処が盛り込まれるなど、一定の効果があつた。こうした成果を得たことは、当省の取組に加え、令和元年 5 月にフランスや NZ 等により立ち上げられたクライストチャーチ・コールにより、国際社会としてこの問題に取り組む機運が高まっていたことによるところが大きかったと考える。（平成 30・令和元・2 年度：国際的なテロ対策協力の強化（達成手段①））

令和 2 年度の二国間及び多数国間のテロ対策協議については、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、実施できなかった。しかし、令和元年度以前に実施したテロ対策協議において相手国との間で合意した協力案件の進捗について、相手国の在京大使館等と緊密なフォローアップを実施した結果、各協力案件における今後の連携の在り方について相互に確認できたほか、新型コロナウイルスの感染拡大が国際的なテロ情勢に及ぼしている影響等について情報共有及び意見交換を行うことができた点で有益であり、一定の効果があつた。また、安保理決議第 1267 号、第 1988 号、第 1989 号及び第 2253 号に基づく外務省告示の発出の短縮化を促進し、迅速な官報発出により我が国内の当該資産凍結措置が遅滞なく実施されるよう取組を強化した。（平成 30・令和元・2 年度：国際的なテロ対策協力の強化（達成手段①））

【測定指標 4－2 国際組織犯罪対策における国際協力の進展 ＊】

国際組織犯罪対策における国際協力の進展に関しては、特に、京都 kongress の実施に向けた議論を主導することや、各国と議論を行うことが、国際協力を進展させる上で効果が高かった。

マネーロンダリング・テロ資金供与対策分野では、金融活動作業部会（FATF）会合（例年、6 月、10 月及び翌年 2 月に全体会合）及びアジア太平洋マネーロンダリング対策グループ（APG）各種会合にオ

ンライン参加し FATF 相互審査等の進め方等に関する方針策定等において貢献した。特に FATF においては、FATF 第4次対日相互審査において我が国の取組が正しく理解された上で審査されるよう、オンライン審査（令和元年10月・11月、於：東京）や他の協議の場において、省内及び関係省庁（財務省、金融庁、法務省等）と協力し、当省の所掌事項についての説明、資料提供等を行った。また、ハイリスク国で活動する NGO がテロ組織に悪用されうるとの指摘を踏まえ、NGO 連絡協議会等の場を通じて NGO 等に対して留意事項等を説明するなど国内におけるテロ資金対策に係る意識向上に努めた。また、令和元年に FATF 相互審査の審査員資格を正式に取得した当省登録の審査員が令和2年に新たに当該業務を開始し、同分野における我が国の貢献の幅が拡充した。

マネーロンダリング・テロ資金対策が十分に整っていない国々の対処能力向上のため、UNODC を通じて南アジア・東南アジア諸国を対象としたプロジェクトを支援し、国際的なマネーロンダリング・テロ資金対策強化に貢献した。（令和2年度：経済協力開発機構金融活動作業部会（FATF）分担金（達成手段⑪）、アジア・太平洋マネーロンダリング対策グループ（APG）分担金（達成手段⑫））

【測定指標4－3 途上国等に対する能力向上支援の強化 ＊】

途上国等に対する能力向上支援の強化については、主として補正予算により、国際機関が策定した能力向上に資する各種プロジェクトを支援しており、特に、外国人テロ戦闘員（FTF）の帰還・移転対策を含む航空保安分野での支援の効果が大きかった。同分野では平成29年12月に安保理決議第2396号が採択され、外国人テロ戦闘員の帰還及び移転問題への対応が広く要請されていたところ、我が国は、平成31年2月に我が国主催でアジア諸国に対しソフトターゲット対策をテーマに実施したテロ対策地域協力会合、令和元年5月に開催された GCTF のテロリスト渡航対策に関するワークショップへの ASEAN 諸国の参加支援、国際機関への拠出を通じたアジア諸国の実務家に対する乗客予約記録の活用等に係る能力構築支援といった取組を実施した。こうした取組により、我が国はアジア諸国による同決議の履行に大きく貢献し、アジアの一員、さらには国際社会の一員として重要な役割を果たすことができた。

一方で、令和2年度は、新型コロナウイルスの感染拡大により、対面でのプロジェクトは延期ないしオンラインでの実施に切り替えざるを得なかったため、我が国主催でアジア諸国に対するテロ対策地域協力会合を開催することはできなかった。しかし、アジア諸国からテロ対策の実務家が参加するオンラインでの事業には当省からも積極的に出席し、テロ対策の各分野における重点や、我が国の支援方針、具体的施策等について情報発信を行う等、支援の質をおとさないよう努力した。令和3年度以降においては、新型コロナウイルスの感染拡大が継続した場合にも、より効果的な方法で、我が国がイニシアティブをとる形でアジア諸国のテロ対策の実務家に対する情報発信や能力構築支援を行うことが課題である。

（平成30・令和元・2年度：国際テロ・組織犯罪関連条約に関するワークショップ開催経費（達成手段③）、令和2年度：コミュニティの働きかけ及び強靱性に関するグローバル基金（GCERF）拠出金（任意拠出金）（達成手段⑧）、国際連合テロ対策委員会執行事務局（CTED）拠出金（任意拠出金）（達成手段⑨）、国際連合薬物・犯罪事務所（UNODC）拠出金（任意拠出金）（達成手段⑩）、国際連合テロ対策事務所（UNOCT）拠出金（任意拠出金）（達成手段⑮）、関税協力理事会（世界税関機構：WCO）拠出金（任意拠出金）（達成手段⑯）、国際刑事警察機構（ICPO）拠出金（任意拠出金）（達成手段⑰）、国際連合開発計画（UNDP）拠出金（任意拠出金）（達成手段⑱）、国際連合地域間犯罪司法研究所（UNICRI）拠出金（達成手段⑲）、国際暴力的過激主義対策センター（ヘダヤセンター）拠出金（達成手段⑳）、国際連合教育科学文化機関（UNESCO）拠出金（達成手段㉑））

次期目標等への反映の方向性

【施策（施策の必要性に関する分析を含む）】

「イラクとレバントのイスラム国」（ISIL）の影響下にあった外国人テロ戦闘員（Foreign Terrorist Fighters、FTFs）の母国への帰還や第三国への移転により、テロの脅威は世界中に拡散し、アジア地域においてもその脅威が深刻化している。また、新型コロナウイルスの感染拡大・まん延が継続する中、テロリスト等によるオンライン上での違法行為の増大や、アジア地域の一部の国・地域を含む一部地域でのガバナンスのせい弱化によるテロリスト等の活動領域の拡大といった新たな傾向も確認されている。こうした中、我が国にとって、政治的及び経済的につながりが深いアジア地域の安定は極めて重要であることから、引き続き、同地域向けのテロ及び暴力的過激主義対策に注力するとの方針を維持し、二国間や三国間に加え、G7、国連、グローバル・テロ対策フォーラム（GCTF）といった多国間枠組みも活用し、テロ及び暴力的過激主義対策に取り組む。また、テロの資金源となる国際組織犯罪への対策においても、引き続き、国際社会との連携・協力を強化することを通じて貢献していく。特に、我が国が重視するアジア地域を中心とした途上国の能力強化のため、国際機関を通じて、テロ、暴力的過

激主義及び国際組織犯罪に対し、より各国の実情を踏まえたテーラーメイドでの対応を目指す。

【測定指標】

4-1 国際的なテロ対策協力の強化 *

テロ及び暴力的過激主義の脅威に対処するため国際社会との連携・協力を強化するという中期目標の達成に向け、多国間協議における情報発信、二国間・三国間や多数国間でのテロ対策協議の実施及び安保理決議に基づく資産凍結措置の実施に取り組むことは、いずれも有効であったが、上記の施策の分析のとおり、令和2年度は新型コロナウイルスの感染拡大によりテロ対策協議を実施することができなかった。そこで、テロ及び暴力的過激主義の脅威に対処するため国際社会との連携・協力を強化するという中期目標は維持しつつ、令和3年度は特に、新型コロナウイルスの感染拡大がもたらした新たなテロの傾向への対処について多国間協議の場で十分な議論を行うとともに、新型コロナウイルスの感染拡大が継続した場合にも実現可能な形態で二国間等での情報共有を促進することを目標とする。

4-2 国際組織犯罪対策における国際協力の進展 *

国際組織犯罪対策における国際協力の進展に関して、令和2年度の京都コンGRESの実施や、各条約のレビューメカニズムの策定やその実施に向けた準備などにおいて一定の成果を得た。

今後は、京都コンGRESで採択された京都宣言の履行や各条約のレビュー実施による問題点の把握と国際協力の向上を中心としつつ、これまで実施してきた各フォーラムにおける国際協力の推進の取組を継続発展させていくことが必要である。

4-3 途上国等に対する能力向上支援の強化 *

テロ、暴力的過激主義及び国際組織犯罪に対処するためのアジアを含む途上国の能力を強化するという中期目標のため、専門的な知見を有する国際機関への拠出や、アジア諸国に対するテロ対策地域協力会合の開催等を通じ、各国政府のテロ対策等関係者の能力向上支援を行うことは、いずれも有効であったが、上記の施策の分析のとおり、令和2年度は新型コロナウイルスの感染拡大により我が国主催でのアジア諸国に対するテロ対策地域協力会合を実施することができなかった。そこで、中期目標は維持しつつ、令和3年度は特に、国際機関を通じた支援の内容を、新型コロナウイルスの感染拡大がもたらした新たなテロの傾向への対処や感染対策に資するものとするほか、アジア諸国のテロ対策の実務家に対する情報発信を、新型コロナウイルスの感染拡大に適応したより効果的な形態により実施することを目標とする。

作成にあたって使用した資料その他の情報

- ・ 外務省ホームページ
国際組織犯罪に対する国際社会と日本の取組
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/hanzai.html>)
日本の国際テロ対策協力
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/terro/index.html>)
テロ及びテロに通じる暴力的過激主義 (VECT) によるインターネットの悪用の防止に関するG20大阪首脳声明
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/g20/osaka19/jp/documents/final_g20_statement_on_preventing_terrorist_and_vect.html)
第26回ARF閣僚会合議長声明(骨子)(平成元年8月3日)
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000504695.pdf>)
- ・ GIFCT ホームページ
(<https://gifct.org>)
- ・ FATF ホームページ
(<https://www.fatf-gafi.org>)

個別分野5 宇宙に関する取組の強化

施策の概要

安定的かつ持続可能な宇宙環境を確保するため、宇宙活動に関する国際的なルール作りを始めとする国際的な議論に積極的に参画・貢献する。また、宇宙先進国等との各国政府との対話の開催を通じ、各国政府との国際宇宙協力を推進する。これらを通じて、宇宙空間の安定的な利用を確保し、我が国及び国際社会の平和と安定に貢献する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・「宇宙基本計画」（平成 28 年 4 月 1 日 閣議決定）
 - 2.(1)③宇宙協力を通じた日米同盟等の強化
 - 2.(3)①宇宙産業関連基盤の維持・強化
 - 4.(1)① i) 宇宙空間の安定的利用の確保
 - 4.(1)① iii) 宇宙協力を通じた日米同盟等の強化
 - 4.(2)③ ii) 調査分析・戦略立案機能の強化
 - 4.(2)③ iv) 法制度等整備
 - 4.(2)④宇宙外交の推進及び宇宙分野に関連する海外展開戦略の強化
 - i) 宇宙空間における法の支配の実現・強化
 - ii) 国際宇宙協力の強化
- ・宇宙基本計画 工程表（令和元年度改訂）
- ・「国家安全保障戦略」（平成 25 年 12 月 17 日）
 - Ⅲ 1(4)国際公共財（グローバル・コモンズ）に関するリスク
 - Ⅳ 1(9)宇宙空間の安定的利用の確保及び安全保障分野での活用の推進
 - Ⅳ 4(2)法の支配の強化
- ・ 米国提案による国際宇宙探査への日本の参画方針（令和元年 10 月 18 日 宇宙開発戦略本部決定）
 - 外交・安全保障
 - 国際競争力・国際的プレゼンス

測定指標 5－1 宇宙空間における法の支配の確立 *

中期目標（--年度）

宇宙空間における法の支配の確立に向けて、宇宙利用に関する国際ルール作りを推進するため一層大きな役割を果たし、宇宙空間の安定的な利用を確保する。

平成 30 年度目標

- 1 安定的かつ持続可能な宇宙環境を確保するため、国際連合宇宙空間平和利用委員会（COPUOS）等における国際的な議論に参加し、「宇宙活動の長期的持続性」に関するガイドラインを含む国際社会におけるルール作りに貢献する。具体的には、6 月の COPUOS 本委員会でガイドラインに関する合意の形成を目指し、法の支配の確立に役立てる。
- 2 国連等の枠組みにおいて、二国間・多国間の対話・協議の機会を活用したルール作りを積極的に推進する。特に、国連総会第一委員会等を活用し、宇宙空間における法の支配の確立に向けた今後の議論の進め方や合意すべき要素に関する合意形成を目指し、共通認識を醸成することで、ルール作りのプロセスを活性化する。また、宇宙空間における新たな法的課題に関する議論において、宇宙の軍事利用に適用される国際法マニュアル（MILAMOS: Manual on International Law Applicable to Military Uses of Outer Space）策定プロジェクトの本格化に伴い、同マニュアル策定プロセスへの関与を深める。

施策の進捗状況・実績

- 1 宇宙活動に関する国際的なルール作りへの関与については、6 月の COPUOS 本委員会において、ワーキング・グループにおいて既に合意済みの 21 件の宇宙活動の長期的持続可能性ガイドライン（LTS ガイドライン）及びその前文について承認を目指したが、コンセンサスが形成されないまま、ワーキング・グループのマンデート終了に伴い、ガイドラインの交渉が終了した。LTS ガイドラインについては、平成 31 年 2 月に開始された COPUOS 科学技術小委員会において、我が国は有志国と共に、合意済みの 21 件を実施することの重要性を指摘しつつ、他の COPUOS 加盟国にも実施を促す内容のステートメントを行った。また COPUOS 法律小委員会において、令和 2 年及び令和 3 年の議長を青木

節子慶應義塾大学大学院法務研究科教授が務めることとなった。

6月のCOPUOS本委員会の際、宇宙の平和利用のための国際協力の将来について検討する機会として、「第1回国連宇宙会議」開催50周年記念会合(UNISPACE+50)のシンポジウム及びハイレベル・セグメント(各国の主要な代表者による会合)が開催され、安定的かつ持続可能な宇宙環境の確保へ向けて、宇宙の平和利用のための国際協力の将来及び持続可能な開発の推進力としての宇宙の役割について確認された。10月の国連総会ではUNISPACE+50に関する決議が採択された。

- 2 二国間の対話の機会を活用したルール作りの推進については、7月に宇宙に関する包括的日米対話第5回会合、また、平成31年3月に第1回日印宇宙対話及び第4回日EU宇宙政策対話を実施し、国際ルール作り、民生分野(衛星航法、地球観測、産業協力等)及び安全保障に関する情報交換並びに宇宙協力の強化の可能性等に関する議論を行った。

多国間の機会活用については、11月にシンガポールにて開催された第25回アジア・太平洋地域宇宙機関会議(APRSAF-25)において、LTSガイドラインの履行の重要性を含む、宇宙空間における法の支配の実現・強化に向けた国際ルール作りの推進の必要性に関する発表を実施した。また、平成31年3月に内閣府宇宙開発戦略推進事務局が主催した「宇宙空間の安定的利用の確保に関する国際シンポジウム」(東京)に参加し、安定的かつ持続可能な宇宙環境の確保に向けた国際的な議論の進展に貢献していく姿勢を示すとともに、宇宙状況把握、宇宙交通管理(STM)等、新たな課題を含む国際ルール作りについて情報収集を行った。

MILAMOSの策定については、関連する会合にオブザーバー参加し(10月及び平成31年2月)、議論を把握するとともに、情報交換を行った。

令和元年度目標

- 1 安定的かつ持続可能な宇宙環境を確保するため、国際連合宇宙空間平和利用委員会(COPUOS)等における国際的な議論に参加し、「宇宙活動の長期的持続性」に関するガイドラインを含む国際社会における規範強化の議論に貢献する。具体的には、令和元年6月のCOPUOS本委員会及び令和2年2月のCOPUOS科学技術小委員会において、合意済みのLTSガイドラインの各国の実施状況等について継続的に協議を行い、法の支配の確立に役立てる。また、COPUOS加盟国に同ガイドラインの具体的実施を促すべく、国際的な議論を主導する。
- 2 国連等の枠組みにおいて、二国間・多国間の対話・協議の機会を活用した規範強化を積極的に推進する。特に、宇宙空間における法の支配の確立に向けた今後の議論の進め方や合意すべき要素に関する共通認識を醸成することで、規範強化のプロセスを活性化する。また、宇宙空間における新たな法的課題に関する議論において、宇宙の軍事利用に適用される国際法マニュアル策定プロセスに引き続き関与する。
- 3 宇宙ゴミや宇宙資源についての国内議論を踏まえて、国際的な規範の議論に積極的に関与する。また、議論の結果を適時適切に発信し、この問題の重要性と我が国の取組への理解を促進する。

施策の進捗状況・実績

- 1 宇宙活動に関する国際的なルール作りへの関与については、6月のCOPUOS本委員会において、9年間にわたる議論を経て21件の「宇宙活動の長期的持続可能性ガイドライン」(LTSガイドライン)が日本、米国、カナダ及びフランスの4か国の共同提案を契機として採択された。また、採択されたガイドラインの実施などを議論する5年間のワーキング・グループをCOPUOS科学技術委員会に設置することが決定された。またCOPUOS法律小委員会において、令和2年及び令和3年の議長を青木節子慶應義塾大学大学院法務研究科教授が務めることとなった。

令和2年2月のCOPUOS科学技術小委員会において、合意済みのLTSガイドラインの各国の実施状況等について継続的に協議を行った。さらに、持続的かつ安定的な宇宙利用に関するリスクに対処するため国連宇宙部とスペースデブリ問題に関して共同声明を署名した。

また、5月の日米首脳会談において月探査における協力について議論を加速することで一致したことを踏まえ、米国が提案する月周回有人拠点(ゲートウェイ)の整備を含む月探査を国際協力の下で実施する計画について、10月、宇宙開発戦略本部において日本の参画が決定され、同計画について参画機関間で調整を進めた。

- 2 二国間の対話の機会を活用したルール作りの推進については、7月に宇宙に関する包括的日米対話第6回会合を実施し、国際的なルール作り、民生分野(衛星航法、地球観測、産業協力等)及び安全保障に関する情報交換並びに宇宙協力の強化の可能性等に関する議論を行った。

多国間の機会活用については、11月に名古屋にて開催された第26回アジア・太平洋地域宇宙機関会議(APRSAF-26)において、LTSガイドラインの履行の重要性を含む、宇宙空間における法の支配の実現・強化に向けた国際ルール作りの推進の必要性に関する発表を実施し、アジア太平洋地域

における宇宙協力の枠組みの一層の強化が図られた。

また、6月に開催されたG20大阪サミットにおいて、安倍総理大臣は、スペースデブリの増加は宇宙の安定的利用にとってリスクとなっており、国際社会が協力して取り組む必要があること、日本は令和元年から世界に先駆けて大型デブリ除去プロジェクトを開始し、今後もこの分野における取組をリードしていくことを表明した。

令和2年度目標

- 1 宇宙空間の持続的かつ安定的な利用を確保するため、国際連合宇宙空間平和利用委員会（COPUOS）等における国際的な議論に参加し、国際的なルール作りに積極的に関与する。また、COPUOS加盟国に同ガイドラインの実施を促すべく、国際的な議論を主導する。
- 2 国連等の枠組みにおいて、二国間・多国間の対話・協議の機会を活用し、宇宙空間における法の支配の確立に向けた今後の議論の進め方や合意すべき要素に関する共通認識を醸成する。また、宇宙空間における新たな法的課題に関する議論において、宇宙の軍事利用に適用される国際法マニュアル策定プロセスに引き続き関与する。
- 3 スペースデブリや宇宙資源についての国内議論を踏まえて、国際的なルール作りに積極的に関与する。また、議論の結果を適時適切に発信し、この問題の重要性と我が国の取組への理解を促進する。
- 4 米国提案の国際宇宙探査に戦略的に関与すべく、月周回有人拠点（ゲートウェイ）の整備を含め、適切な法的枠組みの検討・策定を始めとして、米国を中心とする国際的なパートナーとの間で協力を促進する。

施策の進捗状況・実績

- 1 令和元年6月に採択された「宇宙活動の長期的持続可能性ガイドライン」（LTS ガイドライン）の実施を議論するため、科学技術小委員会の下に新たに設置されるワーキング・グループに係る議論に積極的に参加した。有志国（日本、米国、カナダ、フランス、イタリア及びナイジェリア）から共同提案書を提出し、ワーキング・グループの議論の進展に貢献した。
- 2 二国間の対話の機会を活用したルール作りの推進については、宇宙に関する包括的日米対話第7回会合や日仏包括的宇宙対話準備会合を通じて、国際的なルール作り、民生分野及び安全保障に関する情報交換並びに宇宙協力の強化の可能性等に関する議論を行った。
- 3 10月、日英等22か国（追加共同提案国を含めると43か国）は、「責任ある行動の規範、規則及び原則を通じた宇宙における脅威の低減」決議案を国連総会第一委員会に提出し、11月、同決議は150か国の賛成を得て採択された。さらに12月、同決議案は国連総会本会議にて164か国の賛成を得て採択された。
- 4 10月、アルテミス計画を念頭に、宇宙探査・利用を行う際の諸原則について定めたアルテミス合意を、日本を含む8か国が署名した。また、12月、日本国政府とアメリカ合衆国航空宇宙局（NASA）との間で「民生用月周回有人拠点のための協力に関する日本国政府とアメリカ合衆国航空宇宙局との間の了解覚書」を締結した。

平成30・令和元・2年度目標の達成状況：b

測定指標5－2 諸外国との重層的な協力関係の構築

中期目標（--年度）

日米宇宙協力を更に強化する。また、既に対話等を実施している国との間で更に協力を深化させるとともに、それ以外の諸外国との宇宙政策に関する政府間・宇宙機関間の対話を促進していく。

平成30年度目標

- 1 米国、豪州、EU、フランス等、既に対話・協議を実施している国との間で対話を継続して行い、協力分野の具体化を通じた国際的な宇宙協力の強化、重層的な協力関係の構築に結び付けていく。
- 2 現在協議・対話を実施していないが、インド等、高い宇宙能力を有し、又は戦略的な重要性が高い諸外国との間で、宇宙政策等に関する政府間や宇宙機関間の対話を促進していく。
- 3 衛星航法システム（GNSS）に関する国際委員会（ICG）等への参加を通じ、他GNSS運用国との協力を深める。

施策の進捗状況・実績

- 1 7月に、宇宙に関する包括的日米対話第5回会合及び第8回日米宇宙政策協議（民生・商業利用）を実施し、安全保障及び民生の両分野において、情報交換及び協力可能性等について議論した。また、平成31年3月に、第4回日EU宇宙政策対話を実施し、国際ルール作りや民生分野（衛星航法、地球観測、産業協力等）等に関する情報交換及び日EU間での宇宙協力の強化の可能性等に関する議論を実施した。
- 2 宇宙主要国との新たな対話・協議の設立の可能性について、様々な機会を捉えて積極的な情報収集・意見交換を行った。インドとの間で宇宙対話を新たに立ち上げ、平成31年3月、第1回日印宇宙政策対話を実施し、民生分野（衛星航法、地球観測、産業協力等）等に関する情報交換及び日印間での宇宙協力の強化の可能性等に関する議論を実施した。
- 3 11月の衛星航法システム（GNSS）に関する国際委員会（ICG）第13回会合（於：西安）に出席し、衛星航法システムの運用状況や今後の整備計画等に関する意見交換を行った。

令和元年度目標

- 1 米国、豪州、EU、フランス、インド等、既に対話・協議を実施している国との間で対話を継続して行い、協力分野の具体化を通じた国際的な宇宙協力の強化、重層的な協力関係の構築に結び付け、適切なタイミングで公表する。
- 2 現在協議・対話を実施していないが、高い宇宙能力を有し、又は戦略的な重要性が高い諸外国との間で、宇宙政策等に関する政府間・宇宙機関間の意見交換を促進し、新規対話国を発掘する。
- 3 衛星航法システム（GNSS）に関する国際委員会（ICG）等への参加を通じ、他GNSS運用国との協力を求める。

施策の進捗状況・実績

- 1 7月に、宇宙に関する包括的日米対話第6回会合を実施し、安全保障及び民生の両分野において、情報交換及び協力可能性等について議論するとともに、宇宙分野での日米協力を更に強化し、現在及び未来の世代のために継続的、安全かつ安定的な宇宙空間の利用の確保に向けて、国際社会と緊密に協力していくという強固かつ共有された意思を示す共同声明を発出した。また、国際会議等の場で、主要国との対話を実施し、宇宙政策に関する情報共有や、今後の協力可能性等につき議論を実施した。
- 2 フランス、インド及びEU等既に対話・協議を実施している国との間で次回開催に向けた調整を行うとともに、英国、ニュージーランド等現在対話・協議を実施していないが、高い宇宙能力を有する諸外国についても様々な機会を捉えて情報収集・意見交換を行った。対話・協議の立ち上げという形式ではなく、国際会議の際などに継続して意見交換を実施していくとの方法も積極的に取り入れた。
- 3 12月の衛星航法システム（GNSS）に関する国際委員会（ICG）第14回会合（於：ベンガルルール）に出席し、衛星航法システムの運用状況や今後の整備計画等に関する意見交換を行った。

令和2年度目標

- 1 米国、EU、フランス、インド等、既に対話・協議を実施している国との間で対話を継続して行い、協力分野の具体化を通じた国際的な宇宙協力の強化、重層的な協力関係の構築に結び付け、適切なタイミングで公表する。
- 2 現在協議・対話を実施していないが、高い宇宙能力を有し、又は戦略的な重要性が高い諸外国との間で、国際会議等の機会を捉えて積極的に宇宙政策等に関する政府間・宇宙機関間の意見交換を実施、情報収集を行うとともに、協力を促進する。
- 3 衛星航法システム（GNSS）に関する国際委員会（ICG）等への参加を通じ、他のGNSS運用国との協力を求める。

施策の進捗状況・実績

- 1 8月に、宇宙に関する包括的日米対話第7回会合を実施し、安全保障及び民生の両分野において、情報交換及び協力可能性等について議論するとともに、宇宙安全保障、国際的なルール作り、宇宙状況把握（SSA）、宇宙探査、商業宇宙活動、全球測位衛星システムを含む多様な分野における二国間協力を拡大し、第三国との協力及び国際社会における協力の機会を追求するとの強い決意を新たにした共同声明を発出した。また、11月に、日仏包括的宇宙対話準備会合を実施し、日仏双方の宇宙政策に関する情報交換を行ったほか、安全保障及び民生分野を含む様々なテーマについて意見交換を実施した。
- 2 インド及びEU等既に対話・協議を実施している国との間で次回開催に向けた調整を行うとともに

に、現在対話・協議を実施していないが、高い宇宙能力を有する諸外国とも様々な機会を捉えて情報収集・意見交換を行った。

3 9月に開催予定だった衛星航法システム（GNSS）に関する国際委員会（ICG）第15回会合（於：ウィーン）は、新型コロナウイルス感染症の影響で中止となった。

平成30・令和元・2年度目標の達成状況：b

測定指標5-3 宇宙に関する法的枠組み等を通じた協力のための国際会議への出席回数							
中期目標値	平成30年度		令和元年度		令和2年度		平成30・令和元・2年度目標の達成状況
一年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	b
—	9回	9回	9回	9回	9回	2回	

測定指標5-4 各国政府との宇宙対話の実施回数								
(注)令和元年度の実績値から国際会議における非公式意見交換等を除く。	中期目標値	平成30年度		令和元年度		令和2年度		平成30・令和元・2年度目標の達成状況
	一年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	
	—	10回	10回	10回	4回	7回	3回	

評価結果（個別分野5）

施策の分析

【測定指標5-1 宇宙空間における法の支配の確立 *】

令和元（2019）年、国連宇宙空間平和利用委員会（COPUOS）にて、宇宙活動に関する長期的持続可能性（LTS）ガイドラインが採択された。我が国は、有志国と協調し、非公式協議等を通じ、LTSガイドラインの採択に貢献した。また、採択後も有志国と連携を行い、右ガイドラインの実施を働き掛けてきた。

宇宙活動に関する国際的なルール作りについては、我が国の政策に反せず、かつ宇宙新興国を含む全ての宇宙活動国が遵守すべき規範が策定されるよう、交渉に積極的に関与し続ける必要がある。また、策定後も、各国における着実な実施が重要であり、そのような観点から、我が国としてLTSガイドラインの採択及び実施の働きかけを行ったことは、安定的かつ持続的な宇宙環境を確保する上で重要と考える。（平成30・令和元・2年度：宇宙に関する取組の強化（達成手段①））

【測定指標5-2 諸外国との重層的な協力関係の構築】

対話の枠組みを有している国である米国とは、宇宙に関する包括的日米対話をこの3年間、毎年実施しており、重層的な協力関係の構築に尽力してきた。また、フランスとは、令和2年度においては、コロナ禍のため、オンラインでの日仏包括的宇宙対話準備会合という位置づけであったが、日仏双方の宇宙政策に関する情報交換を行ったほか、安全保障及び民生分野を含む様々なテーマについて意見交換を実施することができ、コロナ禍においても、オンラインでの実施により、継続的に協力関係を構築できることが示された。（平成30・令和元・2年度：宇宙に関する取組の強化（達成手段①））

【測定指標5-3 宇宙に関する法的枠組み等を通じた協力のための国際会議への出席回数】

国連宇宙空間平和利用委員会（COPUOS）等の国際会議への出席を通じて、宇宙活動に関する国際的なルール作りの議論に参加し、LTSガイドラインを含む国際社会における規範強化の議論に貢献したこ

とは、安定的かつ持続可能な宇宙環境を確保する上で有効であった。令和2年度は、新型コロナウイルスの影響により、当初予定していた国際会議がキャンセルまたは延期となり、例年よりも国際会議への出席回数が減少したが、LTS ガイドラインの実施に係るワーキング・グループの議論に積極的に参加し、議論の進展に貢献することができた。（平成30・令和元・2年度：宇宙に関する取組の強化（達成手段①））

【測定指標5-4 各国政府との宇宙対話の実施回数】

各国政府との宇宙対話を実施することにより、情報収集や協力の促進につながった。令和元年度の実績値から国際会議における非公式意見交換を含まない測定方法になったこと、及び令和2年度は新型コロナウイルスの影響を受けたことにより、実績値は目標値よりも少ないものとなった。そのような状況下でも、令和2年度は、対話の枠組みを有している国である米国とは、宇宙に関する包括的日米対話第7回会合を実施した。フランスとは、コロナ禍のため、今後開催予定の第3回日仏包括的宇宙対話に向けた準備としてオンラインで日仏包括的宇宙対話準備会合を実施した。その他の国とも意見交換を実施した。これらの対話を通じて、双方の宇宙政策などに関する共通認識を醸成し、個別の協力分野の推進について、政府間にて確認することが出来た。（平成30・令和元・2年度：宇宙に関する取組の強化（達成手段①））

次期目標等への反映の方向性

【施策（施策の必要性に関する分析を含む）】

近年、宇宙利用の多様化及び活動国の増加に伴って宇宙空間の混雑化が進むとともに、衛星破壊（ASAT）実験や人工衛星同士の衝突等によるスペースデブリの増加等の問題が発生し、持続的かつ安定的な宇宙環境の確保に関するリスクが増大している。このような問題を解決するためには、時代に適応した新たな国際法規範を策定すること等を通じて、宇宙空間における「法の支配」を確立していくことを始めとして、国際社会が共同して課題に対処していくことが必要である。我が国としても、各国との二国間対話を推進し、プレゼンスを向上させるとともに、国連宇宙空間平和利用委員会（COPUOS）等の国際的な議論に積極的に参加し、国際的なルール作りに貢献していくことが重要である。このような状況を踏まえれば、本施策の目標設定は妥当であった。よって、中期及び令和3年度目標設定において、基本的にその方向性を維持しつつ、令和2年12月に宇宙基本計画工程表が改訂されたことを踏まえ、宇宙空間における法の支配の確立に一層取り組んでいくこと、二国間対話のみならず科学面・産業面での協力を含め国際宇宙協力をより総合的な観点から推進していく。

【測定指標】

5-1 宇宙空間における法の支配の確立 *

宇宙活動に関する国際的なルール作りに積極的に関与することは、安定的及び持続的な宇宙活動を確保する上で重要である。近年の宇宙活動の活発化及び多様化に鑑み、新たな国際法規範策定の必要性、及び各国における国際法の実施の必要性が増大しており、今後も国際的なルール作り及び特にアジア太平洋地域に焦点を当てた宇宙法のキャパシティ・ビルディングへの貢献の取組を更に推進する。具体的には、令和3年度は、国連宇宙部に対し、アジア太平洋地域への宇宙関係法令整備運用能力構築支援事業に係る拠出を予定しており、国連宇宙部と共同して同地域の新興国に対する宇宙空間における法の支配の実現を図る。

5-2 諸外国との重層的な協力関係の構築

宇宙先進国である米国、仏等との対話を行ったことは効果的であり、今後も我が国の安全保障政策との整合性を踏まえ、重層的な協力関係の構築を目指すべく、高い宇宙活動能力を有する又は戦略的な重要性が高い諸外国など、宇宙先進国等との政府間会合等の開催を通じ、二国間宇宙協力を推進する。

5-3 宇宙に関する法的枠組み等を通じた協力のための国際会議への出席回数

宇宙空間における国際ルールの実現に向けた関連会合への出席は引き続き重要であり、今後も必要な会合への出席を目標とする。また、新型コロナウイルスの影響を受け、オンライン会合に変わる例が増えたがオンラインでも我が国の取組を効果的に発信できるよう、関係府省と協力して対応を進める。

5-4 各国政府との宇宙対話の実施回数

宇宙先進国である米国、EU 及びフランスとの対話を継続し、内容を深めていくことが重要であり、今後も同程度の回数の実施を目標とするとともに、他の宇宙主要国との間で対話実現の可能性を模索

する。

作成にあたって使用した資料その他の情報

- ・ 国連宇宙部ホームページ
Fifteenth Meeting of the International Committee on Global Navigation Satellite Systems (ICG-15)
(<https://www.unoosa.org/oosa/en/ourwork/icg/meetings/icg-15/icg15.html>)
- ・ 外務省ホームページ
「宇宙に関する包括的日米対話」第7回会合の開催（結果）（令和2年8月26日）
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_008704.html)
- ・ 日仏包括的宇宙対話準備会合の開催（結果）（令和2年11月30日）
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press3_000382.html)

個別分野 6 国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上、望ましい国連の実現

施策の概要

グテーレス国連事務総長が国連改革を推進しており、この議論に積極的に参画するとともに、安保理改革なくして国連改革は完結しないとの考えの下、安保理改革の議論を推進する。安保理改革を達成するまでの間、できる限り頻繁に安保理非常任理事国となるために、安保理非常任理事国選挙において各国からの支持を獲得する。

また、国連の活動の重要性及び日本の国連を通じた国際貢献について積極的に情報発信や広報活動を行うことで、国内で日本の国連外交に対する理解の促進及び支持の拡大を図る。同時に、国連を始めとする国際機関における日本人職員の一層の増強を目指し、人材の発掘・育成や送り込み等に必要な措置をとる。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・第 74 回国連総会における安倍総理大臣一般討論演説（令和元年 9 月 24 日）
1 段落目
- ・未来投資戦略 2017 ―Society5.0 の実現に向けた改革―（平成 29 年 6 月 9 日 閣議決定）
中短期工程表「人材の育成・活用力の強化」⑪
- ・女性活躍加速のための重点方針 2019（令和元年 6 月 18 日 すべての女性が輝く社会づくり本部決定）
- ・経済財政運営と改革の基本方針 2019（令和元年 6 月 21 日 閣議決定）
第 2 章 5.（6）①外交・安全保障
- ・第 201 回国会外交演説（令和 2 年 1 月 20 日）
地球規模課題への対応

測定指標 6－1 国連改革及び安保理に係る取組の進展 *

中期目標（一年度）

国連通常予算及び PKO 予算の抑制に向けて働き掛けを行うとともに、国連改革（日本の常任理事国入りを含む安保理改革等）の実現に向けた環境を整備する。また、安保理の意思決定に参画するため、安保理改革が達成されるまでは、できる限り頻繁に安保理に席を占める必要があるところ、我が国が立候補している令和 4 年安保理非常任理事国選挙において当選を目指す。

平成 30 年度目標

- 1 国連における行財政改革については、国連が効率的・効果的に運営され、かつ加盟国に対して説明責任を果たす組織となるよう、我が国として以下を達成する。
 - （1）グテーレス事務総長の優先課題である国連のマネジメント改革が加盟国の追加的な財政負担を求めることなく実現するよう働き掛けを行う。
 - （2）2019－2021 年国連分担率交渉においては「支払い能力」の原則に基づき、経済力に見合った応分の負担を反映した算定方式に基づく分担率を追求する。
 - （3）国連総会第 5 委員会での 2018－2019 年度 PKO 予算審議と 2018－2019 年度二か年通常予算の執行において、合理化・効率化の取組拡大を働き掛け、予算の抑制を図る。
 - （4）ジュネーブ・グループの枠組みや二国間国連協議の場を活用し、主要財政貢献国との緊密な関係を維持・強化する。
- 2 安保理改革については以下の取組を行う。
 - （1）NY での安保理改革に関する政府間交渉においてテキスト・ベース交渉を開始するために、各種国際会議や各国との首脳・外相会談及び安保理改革担当参与派遣の機会を捉え、安保理改革等についての我が国の立場に対する加盟国の理解を促進し、支持を拡大する。
 - （2）平成 30 年度中に具体的進展を得るべく、改革推進派との連携強化を目指し、グローバルな働き掛けを積極的に行うとともに、安保理改革に関する率直かつ実質的な非公式の意見交換を行う。
- 3 安保理非常任理事国選挙に向けた我が国への支持拡大については、二国間の首脳・外相会談等及び安保理非常任理事国選挙担当参与派遣の機会を捉え、支持要請を行い、同選挙に対する我が国への支持を拡大する。

施策の進捗状況・実績

- 1 国連における行財政改革

- (1) グテーレス事務総長の国連のマネジメント改革については、7月にマネジメント関連の国連事務局組織の改革案が加盟国に追加的な財政負担を求めることなく国連総会で承認された。また、8月の同事務総長の訪日時安倍総理大臣及び河野外務大臣との会談において、国連の機能の実効性と効率性の向上を目指す同事務総長の取組を支持する旨を表明し、国連改革と並行して安保理改革を進めることについての働きかけを行った。
- (2) 2019－2021年国連分担率については、米国のPKO分担率にシーリングを導入する提案を含め様々な交渉が繰り返されたが、我が国が米国を始めとする各国との緊密な意思疎通に努めた結果、「支払い能力」の原則に沿った現行算定方式に基づいた分担率が12月に国連総会で承認された。我が国の2019－2021年分担率は2016－2018年の分担率(9.680%)から1.116ポイント低下した8.564%となった。
- (3) 国連総会第5委員会でのPKO予算及び二か年通常予算については、我が国として国連予算における財政規律の原則を重視し各国と連携して働き掛けた結果、国連総会で7月に承認された2018－2019年PKO予算及び12月に承認された2018－2019年二か年通常予算のいずれについても、国連事務局から要請された金額を抑制することができた。
- (4) ジュネーブ・グループの会合(4月及び10月)への参加や、米国(4月)及びドイツ(5月)との二国間国連協議の実施により、主要財政貢献国との緊密な関係の維持・強化に努めた。

2 安保理改革

- (1) 9月の第73回国連総会では、安倍総理大臣の一般討論演説において、国連の意義が問われている今こそ、日本は変わらず安保理改革に取り組むとの決意を国際社会に再度表明した。また、河野外務大臣は、G4外相会合で安保理改革の今後の方針について議論を深めるとともに、日・カリコム外相会合やその他の会談でも、安保理改革について各国と協力していくことを確認した。

河野外務大臣、佐藤外務副大臣、山田外務大臣政務官及び辻外務大臣政務官が出席した10月のTICAD閣僚会合では、19か国の閣僚等と安保理改革を前進させる必要性や日本とアフリカの協力強化の必要性等を確認した。

また、安保理改革及び安保理非常任理事国選挙担当大使(外務省参与)を東南アジア(6月)及び東欧(7月)に派遣する等して、各国首脳・閣僚や事務方ハイレベルに対して安保理改革に関する日本の立場を説明するとともに、日本の立場に対する加盟国の理解を促進し、支持を拡大するための働きかけを実施した。

G4各国との間では、9月にG4外相会合(於：NY)を開催したほか、局長級会合を3回(6月、9月及び11月)開催した。G4外相会合においては、今会期の政府間交渉でテキスト・ベース交渉を開始すべくG4の取組を強化すること、この点、アフリカ共通ポジションがテキスト・ベース交渉に反映されることを支持すること等で一致し、安保理改革前進に向けた今後の取組に関する検討作業を各国の事務方に指示することで合意した。局長級会合においては、政府間交渉でのテキスト・ベース交渉を開始するべくあらゆる手段を講じると同時に、政府間交渉開始から10年となる令和元年や国連創設75周年の令和2年といった節目で新たな取組を検討していくことで一致した。

- (2) アフリカやカリコム諸国等に対し、政府要人の招へいの機会に、安保理改革における日本の立場への理解促進及び早期の常任理事国入りに向けた支持要請を行うとともに、立場の収れんや今後の方針に関し、政務・幹部レベルでの率直な意見交換及び働きかけを実施した。

3 安保理非常任理事国選挙

我が国が立候補を表明している令和4年安保理非常任理事国選挙にて当選できるよう、二国間の首脳・外相会談等の機会を活用し、支持要請を行い、他国からの支持を獲得した。加えて、同選挙における我が国への支持拡大に向け、各国の国連常駐代表を招へいする一方、安保理改革及び安保理非常任理事国選挙担当大使(外務省参与)の東南アジア(6月)、東欧(7月)等への派遣を通じ、我が国の外交政策への理解を促進すると同時に、同選挙への支持を要請した。

令和元年度目標

- 1 国連における行財政改革については、国連が効率的・効果的に運営され、かつ加盟国に対して説明責任を果たす組織となるよう、我が国としては以下を達成する。
- (1) グテーレス事務総長の国連のマネジメント改革については、同事務総長の提案に基づいて平成29年12月に導入が承認された単年度の通常予算が令和2年1月から試験的に導入される機会に、現行の二か年通常予算から単年度予算への円滑な移行を確保するとともに、同移行の過程で大幅な予算増が生じないよう国連総会第5委員会において国連事務局及び加盟国に働きかけ、予算の抑制を図る。
- (2) 国連総会第5委員会での2019－2020年PKO予算審議において、合理化・効率化の取組拡大を働きかけ、予算の抑制を図る。

(3) ジュネーブ・グループの枠組みや二国間国連協議の場を活用し、主要財政貢献国との緊密な関係を維持・強化する。

2 安保理改革については以下の取組を行う。

(1) NY での安保理改革に関する政府間交渉においてテキスト・ベース交渉を開始するために、各種国際会議及び各国との首脳・外相会談並びに安保理担当参与派遣の機会を捉え、我が国の立場や取組に関する加盟国の理解を促進し、支持を拡大する。

(2) 改革を前進させるために広範なプラットフォームを構築し、令和元年度中に具体的進展を得るべく、改革推進派との連携強化を目指し、グローバルな働き掛けを行うとともに、安保理改革に関する率直かつ実質的な非公式の意見交換を行う。

3 安保理非常任理事国選挙に向けた我が国への支持拡大については、二国間の首脳・外相会談等及び各国要人の日本への招へいの機会を捉え、積極的に支持要請を行い、同選挙に対する我が国への支持を拡大する。

施策の進捗状況・実績

1 国連における行財政改革

(1) グテーレス事務総長によるマネジメント改革のもと試験導入された単年度通常予算の初年度となる 2020 年予算案は、2019 年秋の国連総会第 5 委員会における交渉を経て、同年末に成立した。我が国は、二か年予算から単年度予算に円滑に移行するよう年内の予算成立に向けて加盟国間の建設的な議論を推進するとともに、予算交渉においては主要財政貢献国と協力しつつ、国連事務局及び他の加盟国に予算抑制を働き掛けた結果、最終的に、建設関連経費の増加や新規特別政治ミッションの設立による追加経費等を含め、対前年比 5 % の増加にとどめ、年内に成立した。

(2) PKO 予算についても、主要財政貢献国と協力しつつ、マンデート実施に必要なリソースを確保しながらも最大限の効率と無駄の排除を目指し各国と交渉した結果、対前年 8 % の減で妥結した。

(3) ジュネーブ・グループの会合（5 月及び 9 月）への参加等を通じ、主要財政貢献国との関係強化に継続して取り組んだ。

2 安保理改革

(1) 9 月の第 74 回国連総会では、安倍総理大臣の一般討論演説において、国連設立から四半世紀が経つ今こそ安保理改革の早期実現に取り組むべきであるとの決意を国際社会に改めて表明した。また、茂木外務大臣は、G 4 外相会合で安保理改革の今後の方針について議論を深めるとともに、その他の会談でも、安保理改革について各国と協力していくことを確認した。

8 月に横浜で開催された TICAD 7 では、各国要人と安保理改革を前進させる必要性や日本とアフリカの協力強化の必要性等を確認した。また、安保理改革及び安保理非常任理事国選挙担当大使（外務省参与）を東欧（10 月）に派遣する等して、各国首脳・閣僚や事務方ハイレベルに対して安保理改革に関する日本の立場を説明するとともに、国連創設 75 周年の機会に向けてテキスト・ベース交渉の早期開始を目指す日本の主張に対する加盟国の理解を促進し、支持を拡大するための働きかけを実施した。

加えて、NY における安保理改革に関する政府間交渉（IGN）の共同議長を招へい（令和 2 年 1 月）し、安保理改革の実現に向けた連携を確認した。

(2) G 4 各国との間では、9 月に G 4 外相会合（於：NY）を開催したほか、局長級会合を 4 回（4 月、6 月、9 月及び令和 2 年 1 月）開催した。G 4 外相会合においては、未だ実質的な進展が得られていないことに対して懸念を表明し、①ムハンマド＝バンデ総会議長と連携して、IGN のプロセス改善に取り組むこと、②令和 2（2020）年の国連創設 75 周年を念頭に、G 4 が緊密に連携しつつ、アフリカを含む他の有志国に対する関与を継続していくことで一致し、今後の取組に関する事務レベルでの調整・検討を加速させることを確認した。局長級会合においては、テキスト・ベース交渉の開始といった具体的進展を得るための戦略について議論し、G 4 間でそのための今後の方針を定めた。

アフリカや中南米諸国等に対し、政府要人の招へいの機会に、安保理改革における日本の立場への理解促進及び早期の常任理事国入りに向けた支持要請を行うとともに、立場の収れんや今後の方針に関し、政務・幹部レベルでの率直な意見交換及び働き掛けを実施した。

3 安保理非常任理事国選挙

我が国が立候補を表明している令和 4 年安保理非常任理事国選挙にて当選できるよう、二国間の首脳・外相会談等の機会を活用し、支持要請を行い、他国からの支持を獲得した。加えて、同選挙における我が国への支持拡大に向け、各国の国連常駐代表を招へいする一方、安保理改革及び安保理非常任理事国選挙担当大使（外務省参与）の東欧（10 月及び令和 2 年 2 月）等への派遣を通じ、我が国の外交政策への理解を促進すると同時に、同選挙への支持を要請した。

令和2年度目標

1 国連における行財政改革

国連が効率的・効果的に運営され、かつ加盟国に対して説明責任を果たすよう、我が国としては以下を達成する。

- (1) マネジメント改革による効率化として具体的な成果が現れるよう、他の加盟国と協調しつつ国連事務局に働き掛ける。また、国連総会第5委員会において、通常予算については単年予算試行の2年目となる2021年予算及びPKO予算については2020-21年予算の審議が行われるため、国連の合理化・効率化の取組拡大を働き掛け、予算の抑制を図る。
- (2) ジュネーブ・グループの枠組みや二国間国連協議の場を活用し、主要財政貢献国との緊密な関係を維持・強化する。

2 安保理改革については以下の取組を行う。

- (1) テキスト・ベース交渉といった具体的進展を得るために、各種国際会議及び各国との首脳・外相会談並びに安保理担当参与派遣の機会を捉え、我が国の立場や取組に関する加盟国の理解を促進し、支持を拡大する。
 - (2) これまでのG4間での議論を踏まえつつ、NYでの安保理改革に関する政府間交渉における実質的な交渉の実現及びプロセス改善や他の改革推進派との一層の連携強化を目指し、令和元年度と同様に引き続きグローバルな働き掛けを行うとともに、安保理改革に関する率直かつ実質的な意見交換を行う。
- 3 安保理非常任理事国選挙に向けた我が国への支持拡大については、二国間の首脳・外相会談等及び各国要人の日本への招へいの機会を捉え、積極的に支持要請を行い、同選挙に対する我が国への支持を拡大する。
- 4 国連平和構築基金拠出金や政務案件支援信託基金拠出金等を通じた支援を通じて、安保理が主要な責任を担う国際社会の平和と安全の維持に対して貢献するとともに、同分野における我が国のプレゼンスを高める。

施策の進捗状況・実績

1 国連における行財政改革

- (1) グテーレス事務総長によるマネジメント改革のもと試験導入された単年度通常予算の2年目となる2021年予算が、2020年秋の国連総会第5委員会における交渉を経て、同年末に成立した。我が国は、単年度予算試験導入の目的である予算プロセスの効率化及び直近のニーズへの即応性が確保された形で円滑に実施されるよう年内の予算成立に向けて加盟国間の建設的な議論を推進するとともに、予算交渉においては主要財政貢献国と協力しつつ、国連事務局及び他の加盟国に予算抑制を働き掛けた結果、最終的に、新規特別政治ミッションの設立による追加経費等を含め、対前年比4%の増加にとどめ、年内に成立した。
- (2) PKO予算についても、主要財政貢献国と協力しつつ、マンデート実施に必要なリソースを確保しながらも最大限の効率と無駄の排除を目指し各国と交渉した結果、対前年3%の減で妥結した。
- (3) ジュネーブ・グループの会合（4月及び10月）への参加等を通じ、主要財政拠出国との関係強化に継続して取り組んだ。

2 安保理改革

- (1) 第74回国連総会の政府間交渉は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で4月以降会合が開催されなかった。一方で、国連創設75周年記念宣言の採択に向けた加盟国間の交渉において、日本は安保理改革の重要性を強調し、他の改革推進派との連携を図りつつ、積極的に文言交渉に参加した。交渉の結果9月に採択された同宣言では、全世界の首脳が「安保理改革の議論に新しい命を吹き込む」ことを誓約した。

9月の第75回国連総会では、菅総理大臣の一般討論演説において、国連創設75周年の今、21世紀の現実を反映した形での安保理改革を含め、国連改革は、待ったなしの課題であると述べた。また、茂木外務大臣は、一般討論演説に先立ち行われた国連創設75周年記念ハイレベル会合においてビデオメッセージを発出し、安保理改革をこれ以上先送りにしてはならないことを強調した上で、重責を担う能力と意思を持つ国が拡大された安保理にその席を占めるべきであり、日本は、常任理事国として、真摯にこの責務を果たし、平和で安定した国際社会の実現に貢献していく覚悟があることを表明し、全ての加盟国に対し、テキストに基づく交渉を開始することを呼び掛けた。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて、安保理改革の働きかけを目的とした各国政府要人の招へいや担当大使の出張を実施することはできなかったが、各国との二国間又は多国間のオンライン会談や電話会談等を活用し、各国首脳・閣僚や事務方ハイレベルに対して、安保

理改革における日本の立場への理解促進や日本の常任理事国入りに向けた支持要請を行った。また、政府間交渉は、第 75 回国連総会において令和 3 年 1 月に対面形式にて会合が再開された。

- (2) G 4 各国との間では、9 月に G 4 外相会合をオンライン形式で開催したほか、局長級会合を 3 回（5 月、9 月及び令和 3 年 2 月）開催し、コロナ禍においても協力関係を強化した。G 4 外相会合においては、第 75 回国連総会における政府間交渉の早期開始を求めるとともに、引き続き政府間交渉のプロセス改善及び文書に基づく具体的交渉の開始を目指すことを確認した。また、G 4 の外相は、国際社会が直面する課題に対応する安保理の能力を強化するため、国際の平和及び安全の維持に責任を負う能力と意思を有する国やアフリカの代表性向上が不可欠である点を強調し、安保理の早期改革に向けて他の有志国との緊密な連携を更に強化することで一致した。

また NY や各国首都において、有志国・グループとの意思疎通を強化し、国連創設 75 周年の機会を捉えてテキスト・ベース交渉の早期開始を目指す日本の主張に対する加盟国の理解を促進するとともに、今後の方針や立場の収れんを目指した率直な意見交換及び働きかけを実施した。

3 安保理非常任理事国選挙

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて、安保理非常任理事国選挙の支持要請も目的とした各国要人の日本への招へいや担当大使の出張を実施することはできなかったが、各国との二国間又は多国間のオンライン会談や電話会談等を活用し、各国首脳・閣僚や事務方ハイレベルに対して、安保理非常任理事国選挙の支持要請を行った。

4 国連平和構築基金拠出金・政務案件支援信託基金

(1) 国連平和構築基金拠出金

令和 2 年度当初予算及び第 3 次補正予算による拠出を行った（令和 2 年度当初予算による拠出額：110,000 千円、令和 2 年度第 3 次補正予算による拠出額：132,000 千円）。新型コロナウイルス感染症の発生・拡大により、特にアフリカ地域を始めとしたぜい弱な国における経済・社会的状況が悪化し、和平プロセスが危機に直面したり、これまでの開発・平和構築分野における進捗が脅威にさらされたりしていることにより、情勢の不安定化や暴力が起こる可能性が高まっていることを受け、そうした状況に対応するための支援となる国連平和構築基金への拠出の必要性が一層高まった。

(2) 政務案件支援信託基金

我が国は「国連と ASEAN の関係強化」プロジェクトに 24,750 千円を拠出。同拠出金は、ジャカルタにおけるリエゾンオフィス関係費用に使用された。コロナ禍の困難な状況の中でも、オンライン上で WPS 及び YPS の概念に基づき、ASEAN 地域内の 100 名以上の若者や女性リーダーが参加する平和フォーラムの実施等を行った。

平成 30・令和元・2 年度目標の達成状況：b

測定指標 6－2 国連の活動及び我が国の国連外交に対する国民の理解と支持の更なる増進

中期目標（一年度）

広報・啓発活動を積極的に推進することで、若者を始めとする国民の国連の活動や国連を通じた日本の取組に対する理解を促進する。また、こうした取組を通じ、より多くの日本人に国際機関勤務への関心を喚起する。

平成 30 年度目標

G 20 や TICAD 7 等の大型行事が控えていることも踏まえつつ、国連の活動や日本の国連政策に対する国民の理解と支持を一層増進すべく、以下の取組を行う。

- 1 国連関連の民間団体とも協力しつつ、若者を主たる対象とする参加型のイベントや広報事業を実施する。
- 2 学生を始めとする国際機関勤務希望者や国連外交に関心のある者等を対象に、国連に関する講演会等を実施する。
- 3 国連の活動の重要性及び日本の国連への貢献をまとめた「日本と国連」パンフレットを、グローバル人材として将来国際社会で活躍することが期待される若者を中心に配布し、広報を行う。
- 4 外務省ホームページにおける国連関連情報をより一層充実させるとともに、分かりやすいものとする。
- 5 国連・マルチ外交研究会及び安保理学界ネットワーク会合を開催し、有識者との連携を深める。

施策の進捗状況・実績

- 1 奥・井ノ上記念日本青少年国連訪問団事業の国連協会との共催、国連に対する興味関心の強い中

高生による NY 訪問に対する側面支援、模擬国連への後援名義付与、国連英検（国連協会主催）の広報強化（パンフレットの改訂など）、東京国連広報センター（UNIC 東京）に対する活動支援（若者を主たる対象とする参加型イベントや広報事業など）等を実施した。また、国連でのインターンについて若者が具体的なイメージを持てるよう、UNIC 東京と連携して、UNIC 東京及び国連本部でのインターン活動を紹介する動画を作成・周知した。

- 2 学生を始めとする国際機関勤務希望者や国連外交に関心のある者等を対象に、国連における日本の取組に関する講演会（平成 30 年度中 15 回）等を実施した。
- 3 「日本と国連」パンフレットについては、平成 29 年 3 月に作成したバージョン（当初 1,000 部作成後、300 部増刷）を、国際機関人事センター主催の大学生向けガイダンス等を中心に配布し、平成 31 年 3 月末時点で 1,300 部を配布した。また、国連の活動及び日本の国連への貢献に関する最新動向を反映した改訂版 1,000 部を平成 31 年 3 月に作成した。
- 4 外務省ホームページにおける国連関係情報拡充の一環として、国連調達に関する情報提供及び理解促進を目的に、「国連外交」のページ内にある「国連調達」ページを更新した。また、若者を対象とする国連協会と外務省の共催事業である「奥・井ノ上記念日本青少年国連訪問団」に関する広報を促進するため、「国連外交」内に「奥・井ノ上記念日本青少年国連訪問団」ページを新たに立ち上げた。
- 5 安保理が取り組む諸課題や日本の安保理政策等をテーマに安保理学界ネットワーク会合を平成 31 年 3 月に開催し、国連を研究する有識者に対して日本の安保理政策等について情報提供した上で、闊達な意見交換を行うことにより、連携して諸課題の検討を行った。

平成 31 年 2 月、駐日国連機関代表及び国連調達の実績がある日本企業関係者を講師として招き、国連調達に関する国連・マルチ外交研究会を実施した。同研究会では、国連関係機関における日本企業の受注拡大に向けた実践的な助言を講師から受け、省内関係者間で共有するとともに、国連調達に関する支援体制拡充の取組に活用した。

令和元年度目標

G20 や TICAD 7 等の大型行事等の機会を捉え、国連の活動や日本の国連政策に対する国民の理解と支持をより一層増進すべく、以下の取組を行う。

- 1 国連協会を始めとする国連関連の民間団体とも協力しつつ、若者を主たる対象とする参加型のイベントや広報事業を実施する。
- 2 学生を始めとする国際機関勤務希望者や国連外交に関心のある者等を対象に、国連に関する講演会等を実施する。
- 3 国連の活動の重要性及び日本の国連への貢献をまとめた「日本と国連」パンフレットを、グローバル人材として将来国際社会で活躍することが期待される若者を中心に配布し、広報を行う。
- 4 外務省ホームページにおける国連関連情報をより一層充実させるとともに、分かりやすいものとする。
- 5 国連・マルチ外交研究会及び安保理学界ネットワーク会合を開催し、有識者との連携を更に深める。

施策の進捗状況・実績

- 1 奥・井ノ上記念日本青少年国連訪問団事業の国連協会との共催（本年度は新型コロナウイルス感染症拡大を受け、渡航中止のため、代替案としてオンラインセッションを令和 2 年 3 月に実施。）、模擬国連への後援名義付与、東京国連広報センター（UNIC 東京）に対する活動支援（若者を主たる対象とする参加型イベントや広報事業など）等を実施した。その結果、58 回のシンポジウム・セミナーが開催され、延べ 26,900 人の参加があった（UNIC 東京集計）。
- 2 学生を始めとする国際機関勤務希望者や国連外交に関心のある者等を対象に、国連における日本の取組に関する講演等を様々な機会を捉えて実施した。
- 3 「日本と国連」パンフレットを廃止する代わりに、より広い読者に情報を発信するため、SNS やマスコミを通じて有効的な広報活動を行った。国連広報局部長、管理戦略・政策・コンプライアンス担当事務次長等の来日の機会を捉えて、朝日新聞、日本経済新聞を始めとする大手プレスを活用した発信を行った。また、事務次長来日の際には国連創設 75 周年記念講演会を行ったほか、有識者との意見交換を行った。その結果、プレス対応・記事・インタビューの実施回数は、延べ 230 回であった（UNIC 東京集計）。
- 4 安保理が取り組む諸課題や日本の安保理政策等をテーマに安保理学界ネットワーク会合を令和 2 年 3 月に開催し、諸課題の検討を行う予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大を受け、やむを得ず今年度は開催を見送ることとなった。なお、令和 3 年度以降は例年どおり実施する予定。

令和 2 年度目標

国連創設 75 周年の機会を捉え、国連の活動や日本の国連政策に対する国民の理解と支持をより一層増進すべく、以下の取組を行う。

- 1 国連広報センターや国連協会を始めとする国連関連の団体とも協力しつつ、特に若者世代に重点を置きつつ、広報事業を実施する。
- 2 国際機関勤務希望者や国連外交に関心のある者等を対象に行われている講演会やイベントへ協力し、国連への関心や理解を促進する。
- 3 外務省ホームページにおける国連関連情報をより一層充実させ、整理して全体像を把握しやすく内容的にも分かりやすいものとする。関連情報を SNS 等でも多重的に発信し、より広い対象に対して国連や国際社会で働くことへの関心・理解を促進する。
- 4 安保理学界ネットワーク会合等を開催し、有識者との連携を更に深める。

施策の進捗状況・実績

- 1 奥・井ノ上記念日本青少年国連訪問団事業の国連協会との共催（本年度は新型コロナウイルス感染症拡大を受け、オンラインセッションを令和 3 年 3 月に実施）、模擬国連や国連 75 周年記念行事等への協力や後援名義付与、東京国連広報センター（UNIC 東京）に対する活動支援等を実施した。その結果、50 回のシンポジウム・セミナーが開催され、延べ 351,496 人の参加があった（UNIC 東京集計）。
- 2 学生を始めとする国際機関勤務希望者や国連外交に関心のある者等を対象に行われているオンライン講演会やイベントに協力した。
- 3 外務省ホームページにおける国連関係情報拡充の一環として、第 75 回国連総会ハイレベル・ウィークの機会に合わせ、「国連外交」ページの項目を整理・更新し、同ページ内の各情報も簡潔でわかりやすい文章にすべく改訂した。また、国連創設 75 周年の機会を捉え、より広い層に情報発信するため、UNIC 東京と連携した SNS 発信など有効的な広報活動を行った。その結果、UNIC 東京のフェイスブック「いいね数」は 45,361 となり、ツイッターフォロワー数は 27,158 であった（UNIC 東京集計）。
- 4 安保理が取り組む諸課題や日本の安保理政策等をテーマに安保理学界ネットワーク会合を令和 2 年度中に開催して、諸課題の議論を行うことを検討したが、新型コロナウイルス感染症の感染状況が落ち着かないことを受け、昨年度同様今年度も開催を見送ることとなった。なお、令和 3 年度以降状況を見て実施可能性を検討する予定。

平成 30・令和元・2 年度目標の達成状況：b

測定指標 6－3 国際機関における日本人職員増強に向けた取組の推進

中期目標（令和 7 年度）

国際機関に対する人的貢献を通じた国際協力や国際社会における日本のプレゼンスの強化のため、国連関係機関で勤務する日本人職員数を 1,000 人とする。

平成 30 年度目標

国際社会における日本のプレゼンスを強化すべく国際機関に対する人的貢献を推進するため、以下の取組を実施し、国連を始めとする国際機関で勤務する日本人職員を増強する。

- 1 国連関係機関で勤務する日本人職員数を 1,000 人とする中期目標を達成する観点から、毎年、20 名強の純増を達成すべく、優秀な日本人 JP0、中堅職員を含め、一人でも多くの日本人を国際機関（特に、我が国の外交上、重要な国際機関）に送り込む。
- 2 国際機関で勤務するにふさわしい優秀な候補者の発掘・育成のため、海外での実施を含め、ガイダンスの積極的な実施や外部有識者による候補者の育成を実施する。
- 3 優秀な日本人や獲得すべきポスト等の情報を収集し、日本人職員を増強すべく国際機関との対話や国際機関への働きかけを強化する。

施策の進捗状況・実績

- 1 国連関係機関における日本人職員数は 850 名（平成 29 年度実績）から 882 名に増加し、平成 30 年度目標である「20 名強の純増」を達成した。平成 30 年度の JP0 派遣者の派遣後の国際機関への採用率（（注）3 年度前に派遣手続をとった者の採用率）は令和元年 6 月時点で 75.0%であり、家庭

事情等により一旦国際機関を離職した JP0 がいたこと等から前年度より採用率こそ下がったものの、人数としては 42 名が採用されており、日本人職員数全体の増加に貢献した。また、中堅派遣により、当初見込みどおり、平成 29 年度派遣者（任期 2 年目）と合わせ 5 名を派遣した。

- 2 国際機関の仕事を紹介するガイダンス活動を国内外で 214 回実施し、対前年比約 1.3 倍の延べ 13,140 名が参加した。このうち海外でのガイダンスは 48 回であり、対前年比約 1.5 倍の 1,323 名が参加した。また、外部有識者による CV 添削・面接指導を 19 名に対して実施した結果、幹部ポストも含め採用につながった。
- 3 平成 29 年度に設置した省内のタスクチームの会合を定期的に行い、タスクチーム全体として各国国際機関の日本人職員の在籍状況や獲得すべきポスト等の情報収集・集約を行い、JP0 の正規採用や、日本人職員の採用・昇進を含むより戦略的な日本人職員増強に向けた支援を実施した。

令和元年度目標

- 1 令和 7 年までに国連関係機関で勤務する日本人職員数を 1,000 人とする中期目標を達成する観点から、毎年、20 名強の純増を達成すべく、優秀な日本人 JP0、中堅職員を含め、一人でも多くの日本人を国際機関（特に、我が国の外交上、重要な国際機関）に送り込む。
- 2 国際機関で勤務するにふさわしい優秀な候補者の発掘・育成のため、海外での実施、小中高生を対象とする形式を含め、ガイダンスを積極的に実施する。また、多様な国際機関の存在を知ってもらうため、国際機関人事センターの SNS による発信、ガイダンスへの講師派遣等により、国際機関が個別に実施するガイダンスに積極的に協力する。また、外部有識者による CV 添削・模擬面接、オンライン講座等を通じた候補者の育成を実施する。
- 3 優秀な日本人や獲得すべきポスト等の情報を収集し、日本人職員を増強するべく国際機関との対話や国際機関への働きかけを強化する。
- 4 日本人の職員増だけでなく、幹部職員の強化を図るため、リボルビングドア方式により将来の幹部職員を育成すべく、現職国家公務員を JP0 として派遣する制度を復活させる。また、マルチ外交分野の人材育成の観点から外務省員の博士号又は修士号取得を促進する取組を開始する。

施策の進捗状況・実績

- 1 国連関係機関における日本人職員数は 912 名（令和元年末時点）であり前年比 30 名増加し、令和元年度の目標である「20 名強の純増」を達成した。令和元年度の JP0 派遣者の派遣後の国際機関への採用率（（注）3 年度前に派遣手続をとった者の採用率）は令和 2 年 7 月時点で 78.0%であり、日本人職員数全体の増加に貢献した。
- 2 国際機関を目指す層の裾野を広げるべく、国内外で国際機関への就職方法や国際機関で働く魅力を紹介するセミナーを実施、ないしは外部イベントに参加した。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により一部のイベントが中止になるなどの影響があったが、前年同様、1 万人を超える対象に直接発信を行った。また、国際機関広報ツール（ホームページ、SNS 及びメーリングリスト）を活用して、日々情報を発信した。
- 3 競争力のある日本人候補者を育成するため、従来からの有識者による CV 添削・面接指導を実施したほか、令和元年度から新規に JP0 向けのオンライン講座を開始し、幹部を含むポスト獲得につながった。（CV 添削・面接指導：13 名、JP0 向けのオンライン研修：約 90 名。）
- 4 日本人職員増強に向けて省内タスクチーム会合を定期的に行い、日本人職員増強に向けた情報の集約や知見の共有を行った。
- 5 日本人職員を増強するべく国際機関との対話や国際機関への働きかけを強化した。結果として、幹部を含むポスト獲得や、国際機関によるアウトリーチ活動（ポラード国連事務局管理戦略・政策・コンプライアンス担当事務次長及びホンソク・クウォン同人的資源部戦略人材管理課長の訪日時の講演等）の実施につながった。
- 6 現職国家公務員を JP0 として派遣する制度を復活させ、1 名を派遣した。外務省員の博士号又は修士号取得支援制度を開始した。

令和 2 年度目標

- 1 令和 7 年までに国連関係機関で勤務する日本人職員数を 1,000 人とする中期目標を達成する観点から、毎年、20 名程度の純増を達成すべく、優秀な日本人 JP0、中堅職員を含め、一人でも多くの日本人を国際機関（特に、我が国の外交上、重要な国際機関）に送り込む。
- 2 国際機関を目指す層の裾野を広げるべく戦略的広報を強化する。従来から行っているセミナーへの参加や広報ツールを活用した情報発信に加え、職能団体との協働や転職市場へのアプローチ等、「即戦力」となり得る層への広報も強化する。

- 3 優秀な日本人や獲得すべきポスト等の情報を収集し、日本人職員を増強するべく国際機関との対話や国際機関への働きかけを強化する。
- 4 競争力のある人材育成に向けた取組、省内タスクチーム会合の定期開催、現職国家公務員の JP0 の派遣、外務省員の博士号又は修士号取得支援といった日本人職員増強に向けた諸施策を継続する。

施策の進捗状況・実績

- 1 令和 2 年末時点における国連関係機関における日本人職員数は、新型コロナ情勢の影響等もあって 918 名と前年比 6 名増加に止まったが、過去最多を更新できた。
- 2 「若手職員」の増加にとって効果的なツールである JP0 派遣制度については、より我が国外交上の重要性を意識した戦略的な実施のためにスキームを改善した（各国際機関の主管課や在外公館と連携した重点分野・ポストの特定等）。令和 2 年度の派遣後の国際機関への採用率（（注）3 年度前に派遣手続をとった者の採用率）は令和 3 年 7 月時点で 85.2%であり、日本人職員数全体の増加に貢献した。この採用率の向上を目的として令和元年度に開始した JP0 向けのオンライン講座（応募書類添削・面接指導等）も継続し、約 80 名が参加した。さらに、令和元年に復活させた現職国家公務員の JP0 派遣についても継続して募集を受け付けたが、令和 2 年度試験では合格者が出なかったため派遣者はいなかった。
- 3 「中堅・幹部職員」の増加にも取り組んだ。「中堅職員」については、平成 29 年度に新たに創設された「国際機関幹部候補職員派遣制度」の枠組みでの派遣者が、派遣終了後も国際機関に正規ポストを獲得し、幹部を目指して国際機関に定着するケースが出てきた。また、「幹部職員」の増加に向け、引き続き省内関係課室によるタスクチーム会合も開催し、日本人職員増加に向けた情報の集約や知見の共有を行ったことに加え、関係省庁連絡会議を初開催し、関係省庁間におけるコミュニケーション及び連携を強化した。加えて、従来から実施している国際機関人事経験者等有識者による応募書類添削・面接指導を計 14 名に対して実施した結果、化学兵器禁止機関（OPCW）や世界気象機関（WMO）などで複数の幹部ポストの獲得につながった。
- 4 「国際機関を目指す層」の裾野拡大に向け、新型コロナウイルス感染症の流行という状況に鑑み、オンライン広報を強化した。国際機関人事センターのロゴの作成を通じたブランディングを強化したほか、専門家を雇用して国際機関人事センターホームページ（HP）のコンテンツ強化、見やすさの改善に取り組んだ。ターゲティング広告を活用して国際機関人事センター SNS をプロモーションした結果、令和 3 年 3 月末時点でフェイスブックのフォロワーは 47,555 人、ツイッターのフォロワーは 9,615 人となり、これは過去最多である。また、従来から課題であった「即戦力」へのアプローチを実施すべく、転職市場への広告掲出を行った。さらには、オンラインセミナーを複数回開催し、東京在住者に限らず、地方や、世界中の日本人に向けて、国際機関で働く魅力を訴求することに成功した。取り分け、国連事務局への働き掛けを行った結果、国連事務局と共催のオンラインセミナーの実施につながった。また複数の動画を作成し、常時 HP からセミナーの内容等にアクセスできるよう志望者の便宜を図った。これらの施策が奏功し、令和 3 年度 JP0 試験の応募者は 352 名となり、前年度比で 8.3%増加した。

平成 30・令和元・2 年度目標の達成状況：a

参考指標 1：JP0 派遣者の派遣後の国際機関への採用率

(注) 3 年度前に派遣手続をとった者の採用率	実績値			
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	82.9%	75.0%	78.0%	85.2%

参考指標 2：国連関係機関で勤務する日本人職員数（12 月現在）

	実績値			
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	850	882	912	918

評価結果（個別分野 6）

施策の分析

【測定指標 6－1 国連改革及び安保理に係る取組の進展 ＊】

1 安保理改革・行財政改革

安保理改革については、平成 30 年度から令和 2 年度にかけて、各種ハイレベルの協議で安保理改革を扱うとともに、平成 30 年度及び令和元年度に担当大使の各国への派遣を実施したことは、テキスト・ベース交渉開始の重要性を各国と共有する上で有用であった。日本はこうした認識を広げるべく政府間交渉に関与した結果、第 73 回国連総会の政府間交渉においては次会期に引き継ぐ文書を 2 つの文書に絞り込む議論を行うことができ、交渉の土台となる単一文書の作成に向けて一定の効果があつた。令和元年度の TICAD 7 を含む各国との協議におけるハイレベルの働き掛けの実施は、取り分けアフリカを含む広範な国と安保理改革に関する連携を確認することができ、有意義であつた。G 4 としてもアフリカ諸国を含む幅広い関係国との協力を強化するとの姿勢を明確に示せたことも、こうした連携の強化に寄与した。また、G 4 間では、テキスト・ベース交渉開始や IGN のプロセス改善といった具体的進展を得るための今後の方針について実質的な議論を行うことができ、具体的な取組の準備及び実施に役立った。政府間交渉の共同議長を日本に招へいするとの試みは、政府間交渉の会合開始前に、日本の考えを共同議長に明確に伝達し、理解を促進する上で効果があつた。令和 2 年度には、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で NY における政府間交渉が中断したため、第 74 回国連総会中は政府間交渉において具体的進展は得られなかった。一方で、日本が G 4 と協力しつつ、政府間交渉の早期再開を求め、第 75 回国連総会において同交渉が対面で開始されたことは、今後の議論の前進に向けた環境整備につながった。また、国連創設 75 周年の機会を捉えたグローバルな働き掛けの展開は各国との連携強化に効果があり、現に第 75 回国連総会では一般討論演説、安保理改革に関する総会討論、政府間交渉会合等の様々な機会において、改革の進展やテキスト・ベース交渉の開始を求めて発言する加盟国の数が増加した。（平成 30・令和元・2 年度：国連政策（達成手段①））

行財政改革については、平成 30 年度に 2019－2021 年国連分担率を各国の「支払い能力」の原則に沿って改定したほか、令和元年度以降は、国連マネジメント改革のもと、従来の二か年予算に代わり 2020 年から試験的に導入された単年予算について、国連事務局の要請額を抑制しつつ承認、成立させてきた。こうしたことは、第 3 位の国連分担金負担国である日本として、国連の財政規律の強化とともに、国連の活動がより効果的・効率的に実施されることを重視して、他の主要財政拠出国と緊密に連携して国連総会における交渉に当たってきた結果といえる。（平成 30・令和元・2 年度：国連政策（達成手段①））

2 安保理非常任理事国選挙

各種ハイレベルの協議で安保理選挙を扱ったが、とりわけ令和元年度の TICAD 7 において、ほぼ全てのアフリカ諸国との協議において安保理選挙の支持要請を行ったところ、多くのアフリカ諸国から支持を得ることができ、有意義であつた。また、平成 30 年度から令和元年度にかけて計 11 か国の常駐代表を日本へ招へいし、担当大使を計 9 か国へ派遣したことは、各国からの支持を獲得する上で有用であつた。令和 2 年度には新型コロナウイルス感染症拡大の影響で安保理非常任理事国選挙の支持要請を目的とした各国要人の日本への招へいや担当大使の出張を実施することはできなかったが、各国との二国間又は多国間のオンライン会談や電話会談等を活用し、各国首脳・閣僚や事務方ハイレベルに対して、安保理非常任理事国選挙の支持要請を行ったことは、各国からの支持を獲得する上で有用であつた。（平成 30・令和元・2 年度：国連政策（達成手段①））

3 国連平和構築基金

平成 30 年度から令和 2 年度にかけては、当初予算または補正予算による拠出を行い、我が国として継続的に国際社会の平和と安全の維持に対して貢献する意思を示した。取り分け令和 2 年度には、新型コロナウイルス感染症の発生・拡大により、特にアフリカ地域を始めとしたぜい弱な国における経済・社会的状況が悪化し、和平プロセスが危機に直面したり、これまでの開発・平和構築分野における進展が脅威にさらされたりしていることにより、情勢の不安定化や暴力が起こる可能性が高まっていることを受け、そうした状況に対応するための支援となる国連平和構築基金への拠出を行うことにより、我が国の国際社会の平和と安全の維持に対する意思がより強固に示され、プレゼンス向上に寄与した。（令和 2 年度：国際連合平和構築基金（PBF）拠出金（任意拠出金）（達成手段⑨））

4 政務案件支援信託基金

国連政務平和構築局（DPPA）は、世界各地における紛争予防、危機対応、平和の持続等の活動を行っており、DPPA の活動に対する需要は年々増えているものの、DPPA の通常予算は減少傾向にあり、信託基金への依存が高まっている。我が国は、平成 30 年度から令和 2 年度にかけて、信託基金への拠出を通じて DPPA の活動を支援し、国際的平和への貢献を行っている。また、本件拠出は、我が国の国連政策の効果的活用に資するものとなっている。（令和 2 年度：政務案件支援信託基金拠出金（達成手段⑩））

【測定指標 6-2 国連の活動及び我が国の国連外交に対する国民の理解と支持の更なる増進】

グテーレス国連事務総長の訪日（平成 30 年 8 月（長崎原爆犠牲者慰霊平和祈念式典出席）、令和元年 6 月（G20 大阪サミット出席）及び 8 月（TICAD7 出席））は、市民社会や学生・青少年にもアウトリーチし、広く報道され、国連の活動や日本の国連政策について広く周知する機会となり、国民の理解や支持を一層増進する上で有益であった。また、平成 30 年 8 月のエスピノサ第 73 回国連総会議長の訪日や令和 2 年 2 月のボラード国連管理戦略・政策・コンプライアンス局長の訪日に際し、講演会や国際機関への就職に役立つセミナー等の実施に協力し、大手報道機関を活用した発信が行われたことは、若者を始めより多くの日本人に国連や国際機関勤務への関心を喚起する上で有用であった。令和 2 年度に中高生、若者、企業関係者等を対象に、国連における日本の取組に関するオンラインセッションやセミナーを実施したことは、若者の国連や国際機関勤務への関心を高め、また、国連調達への日本企業の参入促進に資する機会となり、有意義であった。

安保理が取り組む諸課題や日本の安保理政策等をテーマに安保理学界ネットワーク会合を平成 31 年 3 月に開催し、国連を研究する有識者に対して日本の安保理政策等について情報提供した上で、関連した意見交換を行うことにより、諸課題の検討を行ったことは、国連政策を立案する上での参考情報を得るとともに安保理に関する研究を更に発展させる上で有意義であった。

（平成 30・令和元・2 年度：国連政策（達成手段①））

【測定指標 6-3 国際機関における日本人職員増強に向けた取組の推進】

JP0 や中堅職員の派遣スキームを活用するのみならず、JP0 に対するオンライン講座を開始したり、在外公館や国際機関主管課、各省庁との連携を強化したりした結果、正規ポスト獲得の後押しとなり、国際機関における日本人職員の増加に極めて高い効果があった。令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響等で増加数が 6 名と年度目標の 20 名を下回ったが、過去 3 年間平均では 22 名と年度目標を上回っており、国連関係機関で勤務する日本人職員数を増加するとの目標を達成したと認めるのに十分な成果があった。（平成 30・令和元・2 年度：国際機関邦人職員増強（達成手段②）、令和 2 年度：国際機関職員派遣信託基金（JP0）拠出金（達成手段④）、国際機関幹部職員増強拠出金（達成手段⑥））

次期目標等への反映の方向性

【施策（施策の必要性に関する分析を含む）】

1 国連改革の進展に向けた働き掛けの強化

193 か国が加盟する国連は、普遍性と正統性を有し、世界の平和と安全の維持を始め、多岐にわたる課題において、国際社会の意思形成及び規範構築に重要な役割を果たしている機関である。国連を通じて国際社会共通の利益を実現し、その中で日本の国益を確保していくためには、グローバルな課題の解決に効果的に対処できるよう安保理改革を含む国連改革を進めることが不可欠である。特に国際の平和と安全の維持に主要な責任を負う安保理の早期改革は、日本が安保理で扱われる重要な国際課題等に対してより継続的かつ直接的に関与していく上で必要である。

日本は、安保理の意思決定に今後も参画し、国際社会の平和と安全の維持に貢献し続けるために、日本の常任理事国入りを含む安保理改革が実現するまでの間、可能な限り頻繁に非常任理事国となるべく努めていく考えであり、この観点から、11 回目の非常任理事国としての任期が終わる平成 29 年 12 月、日本は令和 4 年安保理非常任理事国選挙（任期は令和 5～6 年）への立候補を発表しており、支持獲得のための働き掛けを積極的に行っていく必要がある。

また、米国及び中国に次ぐ第三の分担金拠出国として、国連が効率的・効果的に運営されることは、我が国の政策目標の実現及び我が国の分担金の活用に直結する。それゆえ、我が国としては、引き続き、マネジメント改革を含む国連改革に関する議論に積極的に参加し、主要財政拠出国との連携を強化しながら、予算抑制を図りつつ、効率的・効果的な組織運営の具体的な成果の実現に向けて働き掛けを強化していく。

2 国連の活動及び我が国の国連外交に対する国民の理解と支持の更なる増進

日本の国連政策及び国連の活動に関する国民の理解を深めることは、我が国として重要視するアジェンダを国連を始めとする国際機関において国民の理解を得つつ効果的に進めるため、また、日本が国連に対して多大な分担金、拠出金の拠出を行っている点につき、国民への説明責任を果たすという観点からも必要である。引き続き、日本の国連を活用した国際貢献及び国連の活動について積極的な情報発信や広報活動を行うことで、国内外において、日本の国連外交に対する理解の促進と支持の拡大を図る。

3 国際機関における日本人職員増加に向けた取組の推進

国際機関における日本人は、国際機関と我が国とをつなぐ存在であり、その増加は、国際機関と我

が国との連携を深め、国際機関と協働してグローバル課題に対処していく上で非常に重要である。国際機関における日本人職員数は着実に増加しており、令和元年末には、幹部 88 名を含む 912 名の方が国連関係機関で専門職以上のポストに就いて活躍しており、これは過去最多の数字であることから、着実な成果を上げているといえよう。しかしながら、依然として G 7 中で最も少ないという状況は変わらないことから、令和 7 年までに 1,000 名とするとの平成 27 年度成長戦略ほかに書き込まれた政府目標を視野に入れ、積極的に日本人職員の増加に努める必要がある。一方で、職員数という「数」だけでなく、どのような国際機関のどのようなポストを得ていくことが国際機関と我が国との関係を深める上で重要かという長期的・戦略的観点も必要であり、次期目標については当該戦略性も評価に含めることが望ましい。

【測定指標】

6-1 国連改革及び安保理に係る取組の進展 *

- 1 日本は常任理事国入りを含む安保理改革及びその他の国連改革の実現に向けた環境を整備する。特に安保理改革については、テキスト・ベース交渉開始や政府間交渉のプロセス改善といった具体的進展を得ることを求めている。

安保理の意思決定に参画するため、安保理改革が達成されるまでは、できる限り安保理非常任理事国として席を占める必要があるところ、日本が立候補している令和 4 年安保理非常任理事国選挙において当選できるよう、二国間の首脳・外相会談のほかにも安保理非常任理事国選挙担当参与を始めとする政府ハイレベルの各国への派遣や各国国連常駐代表の日本への招へいを実施し、相手国要人との会談などの機会を捉え、支持要請を行い、同選挙に対する日本支持を拡大する。

- 2 国連平和構築基金拠出金や政務案件支援信託基金拠出金等を通じた支援を通じて、安保理が主要な責任を担う国際社会の平和と安全の維持に対して貢献するとともに、同分野における我が国のプレゼンスを高める。特に、我が国は令和 4 年安保理非常任理事国選挙に立候補しており、令和 5 年から理事国を務めることを目指していることから、国連平和構築支援事務局 (PBSO) 及び DPPA との協力が一層重要なものとなることに鑑みて、中期的観点から国連平和構築基金拠出金及び政務案件支援信託基金を引き続き拠出するのみならず、同額を増加させ我が国のプレゼンスを確保することが不可欠である。そのためにも令和 3 年度には、国際社会の平和と安全の維持と密接に関係する支援を実施する国連平和構築基金拠出金を積極的に支援し、安保理の活動に直結する DPPA のプロジェクトを支援すべく優良案件を選出することが重要である。

- 3 行財政改革については、国連が効率的・効果的に運営され、かつ加盟国に対してアカウンタビリティを果たす組織となるよう、事務総長が推進する国連諸改革の実現をサポートするとともに、引き続き主要財政拠出国と連携しつつ、通常予算及び PKO 予算の抑制に努めていく。

令和 3 年度は、令和 4 (2022) 年に予定されている単年度予算のレビューに向けて加盟国の議論が進むことが見込まれる中、国連予算の増額を抑えながらマネジメント改革が国連運営の効率化・効果の向上という目的を達成するよう議論に参加するとともに、国連事務局に対しては、改革が加盟国にとって具体的な成果として現れるよう働き掛ける。

6-2 我が国の国連を活用した外交及び国連の活動に対する国民の理解と支持の更なる増進

新型コロナウイルス感染症拡大を受け増加したオンライン広報の利点をいかしつつ、国連協会や国連広報センターなどの国連関連の団体と協力し、若者世代を中心に、広く国民に対して、日本の国連を活用した国際的取組等について周知する広報活動を継続し、日本及び日本国民にとって国連を始めとする国際機関と連携しその関係を活用することがいかに有用であるかを周知していく。また、奥・井ノ上記念日本青少年国連訪問団事業等の継続事業について、より効果的かつ効率的な実施を促進していく。

6-3 国際機関における日本人職員増加に向けた取組の推進

国際機関との連携を深める上で、国際機関と我が国とをつなぐ存在である日本人職員の存在は重要であり、その増加を掲げた前回の目標設定は妥当であった。

平成 30 年度行政事業レビューで指摘された、派遣後 JP0 の採用率向上については JP0 オンライン研修が創設され、他省庁との連携強化については関係省庁連絡会議が創設され、また、広報の強化については特にオンラインを活用した広報強化が実施されている。

今後は、職員「数」だけでなく、どこの機関の職員を増やすべく取り組むかという「戦略性」も考慮しつつ、引き続き、JP0 拠出金や幹部増強拠出金を活用した若手・中堅職員の増加、関係省庁とも連携した幹部ポストの獲得、そしてオンラインツールも活用して日本だけでなく世界中で活躍する日本人に向けた国際機関志望者の裾野を広げるための広報に取り組んでいく。

--

作成にあたって使用した資料その他の情報
・ 外務省ホームページ 国連改革・安保理改革 (https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/un_kaikaku/index.html) 国連外交 (https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/un.html) ・ 外務省 国際機関人事センター (https://www.mofa-irc.go.jp) ・ 令和2年版外交青書（外交青書2020） 第3章 第1節 5 国際連合（国連）における取組 ・ 令和元年版外交青書（外交青書2019） 第3章 第1節 5 国際連合（国連）における取組 ・ 国連政務平和構築局ホームページ (https://dppa.un.org/en)

個別分野 7 国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進

施策の概要

- 1 国連の各種人権フォーラム（国連総会第3委員会、人権理事会等）における議論への積極的参加や関係機関への拠出、人権対話等を通じた人権・民主主義の保護・促進に向けた取組を行う。これらの取組を効果的に実施するため、国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）との連携を深める。
- 2 主要人権条約・人道法を着実に履行しつつ、我が国の人権人道分野における取組を国際社会に適切に発信する。
- 3 第三国定住による難民の受入れ、難民認定申請者及び難民に対する支援の実施及び右に係る関係省庁、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）、国際移住機関（IOM）、NGO 等との連携を進める。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・第201回国会外交演説（令和2年1月20日）

測定指標 7-1 人権・民主主義の保護・促進 *

中期目標（一年度）

多国間及び二国間の議論・対話への積極的な参加等を通じ、国際社会の関心事であり、我が国にとって重要な基本的価値の一つである人権・民主主義の国際的な保護・促進に取り組むとともに、国際社会における日本の役割や信頼性の向上に努め、我が国にとって望ましい国際環境を実現する。また、この点を踏まえ、国際社会の責任ある一員として、主要人権条約を着実に履行する。

平成30年度目標

1 国際社会

- （1）国連人権理事会及び国連総会第3委員会等の国際人権フォーラムにおいて、各種人権状況決議の調整・採択や人権の保護・促進のための議論への積極的参画を通じ、国際社会の意思形成や規範の構築に貢献する。
- （2）特に、国連総会及び人権理事会における北朝鮮人権状況決議の採択に引き続きイニシアティブを取る。具体的には、内容に我が国の考えを反映するとともに、無投票採択を目指しつつ、本決議が投票に付される場合には、可能な限り多くの国の賛成を得て採択されることを確保する。そのほか、我が国が主提案国及び共同提案国となっている決議等についても、多数の国の支持を得て、採択されることを目指す。
- （3）国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）の活動を始め、社会的弱者の権利の保護・促進を目的とした国連等による各種取組を支援していく。
- （4）民主主義共同体における議論への参加等を通じ、引き続き国際社会における民主化の促進に貢献する。

2 二国間関係

人権状況に深刻な問題がある国については、国際社会と協調しつつ、改善を求めるとともに、二国間外交においても、積極的に各国の人権の保護・促進に向けた働き掛けを行う。特に、二国間人権対話の実施等を通じ、当事国による人権分野の取組を促すとともに、意見交換を通じて我が国自身の取組の共有や国連等の多国間の場における協力を図る。

3 主要人権条約・人道法の履行等、我が国の取組の説明・発信

- （1）政府報告の提出、審査対応や条約委員会の総括所見に基づくフォローアップ等を着実に実施する。
- （2）関係省庁とともに、個人通報制度の受入れの是非について、我が国の司法制度や立法政策との関連での問題の有無及び個人通報制度を受け入れる場合の実施体制等の課題に関し、検討等を行う。
- （3）人道法の履行強化に関する国際社会の取組に積極的に参加するとともに、国内での人道法の普及に努める。
- （4）我が国の人権人道分野における取組に対する国際社会の理解を促進すべく国連を始めとした国際社会における適切な説明・発信を行う。

施策の進捗状況・実績

1 国際社会

- （1）国際社会における人権問題の解決に貢献するため、アジアにおける人権状況に関する決議の採択や議論を通じて、国際社会の意思や規範の形成に積極的に貢献した。

(2) 拉致問題を含む北朝鮮の人権状況について、第 73 回国連総会にて北朝鮮人権状況決議案（北朝鮮の深刻な人権侵害を非難し、北朝鮮に対し、その終結を強く要求するとともに、拉致問題及び全ての拉致被害者の即時帰国の重要性及び緊急性並びに拉致被害者及び家族の多大な苦しみと留意し、日本人に関する全ての問題の解決、特に全ての拉致被害者の帰国の可能な限り早期の実現を期待する内容）を EU と共同で提出し、無投票で採択された。なお、平成 31 年 3 月の第 40 回人権理事会決議における北朝鮮人権状況決議については、諸情勢を総合的に検討した結果、決議案の提出国とならなかったが、EU が提出した同決議は無投票で採択され、我が国も採択に参加した。

平成 31 年 2 月の人権理事会ハイレベルセグメントに辻外務大臣政務官が出席し、拉致問題を含む北朝鮮の人権状況改善の重要性を訴えるとともに、国内外における人権保護・促進の取組等に関しステートメントを実施し、国際社会にアピールした。なお、同ステートメントでは、慰安婦問題に関する我が国政府の立場や取組についても言及した。

(3) OHCHR の活動に関しては、任意拠出金を通じて、人権条約体改革への支援を行った。また、9 月に就任したパツェレ人権高等弁務官を平成 31 年 3 月の第 5 回国際女性会議（WAW！／W20）の機会に我が国に招待し、安倍総理大臣表敬、阿部外務副大臣との会談、第二回日・OHCHR 政策協議等の実施を通じ、関係を強化した。

社会的弱者の権利の保護・促進に関しては、国連における障害者関連の様々なイベントを共催し、障害者の権利の保護と促進の取組を行った。

子どもの権利の分野に関しては、我が国は、「子どもに対する暴力撲滅グローバル・パートナーシップ（GPeVAC）」（SDGs のターゲット 16.2「子どもに対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する」の実現を目的とする政府、国連機関、NGO、企業等が参加する国際的な枠組み。）の理事国及び「パスファインディング国」（GPeVAC において、自国内の子どもに対する暴力撲滅に向けて取り組むことを約束する国。）として、国内外において、子どもに対する暴力撲滅に向けた取組を推進した。また、GPeVAC の活動を支える「子どもに対する暴力撲滅基金」の人道分野への初の拠出国として、平成 29 年度補正予算にてイヤマーク拠出した 6.5 億円を活用し、ナイジェリア及びウガンダの紛争下の子ども保護事業を引き続き実施した。

さらに、我が国は、第 17 回国連人権理事会において支持された「ビジネスと人権に関する指導原則：国連「保護、尊重及び救済」枠組の実施」の履行に向けて、「ビジネスと人権に関する国別行動計画」の策定に向けて取り組んだ。そのための第一段階として、企業活動における人権保護に関する既存の法制度や施策についての現状を確認するため、関係府省庁間でベースラインスタディ（現状把握調査）を実施し、その過程でステークホルダーとの意見交換会を第 10 回まで開催し、12 月末に結果報告書を公表した。同報告書を踏まえ、国別行動計画に盛り込むべき優先分野を特定していく上で、平成 31 年 1 月末までパブリック・コメントを実施した。

(4) 9 月の国連総会の機会に開催された民主主義共同体のサイドイベントに参加し、民主主義に関する様々な議論を行った。

2 二国間関係

カンボジア（5 月）、イラン（平成 31 年 1 月）及びミャンマー（平成 31 年 3 月）との二国間人権対話を開催した。それぞれ人権分野における双方の取組について情報を交換するとともに、国連などの多国間場における協力について意見交換を行い、我が国から各国の人権の保護・促進に向けた働き掛けを行った。

3 主要人権条約・人道法の履行等、我が国の取組の説明・発信

(1) 6 月、第 36 回自由権規約締約国会合において、自由権規約委員会委員選挙が行われ、我が国から立候補した古谷修一早稲田大学法科大学院教授が当選を果たした。我が国は、昭和 62 年から現在まで、自由権規約委員会に継続して委員を輩出しており、古谷教授は我が国出身の 3 人目の委員となる。

各条約体の日本政府報告審査に関しては、ジュネーブにおいて、8 月に人種差別撤廃委員会による審査が、11 月に強制失踪委員会による審査が、平成 31 年 1 月に児童の権利委員会による審査がそれぞれ行われた。いずれの審査においても、外務省を含む関係省庁から成る代表団が出席し、各条約の実施に関する政府の立場や取組について説明した。

(2) 個人通報制度の受入れの是非について、諸外国における個人通報制度の導入前の準備や運用等の実態等を踏まえ、引き続き検討を行った。

(3) 国際人道法の履行強化に関する政府間プロセスの会合（5 月及び 12 月）に参加し、積極的な意見交換を行った。また、5 月に国際人道法国内委員会を開催し、国内における国際人道法の普及及び実践についての意見交換を行った。

(4) 世界人権宣言の採択 70 周年を記念して、国内外での様々な会合に出席した。例えば、12 月に法務省等と共催した「世界人権宣言・人権擁護委員制度 70 周年記念シンポジウム」においては、鈴木

外務大臣政務官がスピーチを行う等、日本の人権外交におけるこれまでの取組を国内及び国連を始めとする国際社会に積極的に発信した。

令和元年度目標

1 国際社会

- (1) 国連人権理事会及び国連総会第3委員会等の国際人権フォーラムにおいて、各種人権状況決議の調整・採択や人権の保護・促進のための議論への積極的参画を通じ、国際社会の意思形成や規範の構築に貢献する。
 - (2) 特に、アジアにおける人権状況に関し、決議の採択を含め、引き続きイニシアティブを取る。
 - (3) 国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）の活動を始め、社会的弱者の権利の保護・促進を目的とした国連等による各種取組を支援していく。例えば、「子どもに対する暴力撲滅グローバル・パートナーシップ（GPeVAC）」と協力・連携し、引き続き子どもに対する暴力撲滅に向けた取組を推進していく。また、ビジネスと人権の分野においては、企業行動に係る国別行動計画を策定し、日本企業に先進的な取組を促すことにより、企業活動における人権の保護・促進を推進するとともに、日本企業の競争力の確保及び向上を図っていく。
 - (4) G7即応メカニズム（RRM）（注）の取組、民主主義共同体等への参加等を通じ、引き続き国際社会における民主主義の促進と保護に貢献する。
- （注）G7シャルルボワ・サミット（6月）の成果文書の一つとして発出された「外国の脅威からの民主主義の擁護に関するシャルルボワ・コミットメント」に基づき設置。G7各国は、民主主義の介入に対処するためのフォーカルポイントを定め、情報共有及び分析並びに協調した対応のための機会の特定等を通じて、多様かつ変化する民主主義への脅威を特定し対応する。

2 二国間関係

人権状況に深刻な問題がある国に対し、国際社会と協調しつつ、改善を求めるとともに、二国間外交においても、積極的に各国の人権の保護・促進に向けた働きかけを行う。特に、二国間人権対話の実施等を通じ、当事国による人権分野の取組を促すとともに、意見交換を通じて我が国自身の取組の共有や国連等の多国間の場における協力を図る。

3 主要人権条約・人道法の履行等、我が国の取組の説明・発信

- (1) 政府報告の提出、審査対応や条約委員会の総括所見に基づくフォローアップ等を着実に実施する。
- (2) 関係省庁とともに、個人通報制度の受入れの是非について、我が国の司法制度や立法政策との関連での問題の有無及び個人通報制度を受け入れる場合の実施体制等の課題に関し、研究会の実施を含めて検討等を行う。
- (3) 人道法の履行強化に関する国際社会の取組に積極的に参加するとともに、国内での人道法の普及に努める。
- (4) 我が国の人権人道分野における取組に対する国際社会の理解を促進すべく国連を始めとした国際社会における適切な説明・発信を行う。

施策の進捗状況・実績

1 国際社会

- (1) 国際社会における人権問題の解決に貢献するため、社会的弱者やアジアにおける人権状況に関する決議の採択や議論を通じて、国際社会の意思や規範の形成に積極的に貢献した。
- (2) 拉致問題を含む北朝鮮の人権状況について、第74回国連総会にEUが提出し、日本が共同提案国となった北朝鮮人権状況決議（拉致問題及び全ての拉致被害者の即時帰国の緊急性及び重要性、拉致被害者及び家族が長きにわたり被り続けている多大な苦しみ、被害者の家族に対して被害者の安否及び所在に関する正確な情報提供、さらには、日本人拉致被害者の帰国の問題の早期解決等に言及する内容）が無投票で採択された。令和2年3月の第43回人権理事会においても、北朝鮮人権状況決議（拉致問題及び全ての拉致被害者の即時帰国の緊急性及び重要性、拉致被害者及び家族が長きにわたり被り続けている多大な苦しみ、被害者の家族に対して被害者の安否及び所在に関する正確な情報提供、さらには、日本人拉致被害者の即時帰国等に言及する内容）が提出された。同人権理事会は、新型コロナウイルスの影響で一時的に中断されていたが、令和2年6月に再開され、同決議は同月採択された。

また、9月の第42回人権理事会において、カンボジア人権状況決議（カンボジアにおける最近の人権状況に対する国際社会の懸念を反映しつつ、カンボジアの人権状況に関する特別報告者のマンデートを2年間延長することを決定する内容）を主提案国として提出し、全会一致で採択された。

- (3) OHCHRの活動に関しては、任意拠出金を通じて、カンボジア事務所の能力構築支援及びアフリカ

における紛争予防に関する若者意識調査プロジェクトへの援助を行った。また、9月の第42回人権理事会において、人権理事会諮問委員会（研究の結果と調査に基づく助言を主に行うことにより、人権理事会に専門的意見を提供している委員会）委員選挙が行われ、我が国から立候補した中井伊都子甲南大学法学部教授が当選を果たした。さらに、10月に人権理事会理事国選挙が行われ、令和2年1月から引き続き理事国を務めることとなった。

社会的弱者の権利の保護・促進に関しては、令和2年2月に国連ハンセン病差別撤廃特別報告者が来日し、尾身外務大臣政務官を始めとする政府関係者、ハンセン病療養所職員及び入居者、市民社会関係者等と意見交換を行った。また、12月に北朝鮮人権状況特別報告者が来日し、拉致被害者御家族及び政府関係者を始めとする関係者と意見交換を行った。

子どもの権利の分野に関しては、子どもに対する暴力撲滅グローバル・パートナーシップ(GPeVAC) (SDGsのターゲット16.2「子どもに対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する」の実現を目的とする政府、国連機関、NGO、企業等が参加する国際的な枠組み)の理事国及びパスファインディング国(GPeVACにおいて、自国内の子どもに対する暴力撲滅に向けて取り組むことを約束する国)として、国内外において、子どもに対する暴力撲滅に向けた取組を推進した。その一環として、市民社会や民間企業と協力しながら、子どもに対する暴力撲滅に向けた国別行動計画の策定に取り組んでおり、7月には第1回子どもに対する暴力撲滅円卓会議を開催した。また、同行動計画に子どもの意見を取り入れるため、8月から10月までインターネット上で子どもパブコメ(パブリック・コメント)が実施され、900を超える意見が寄せられた。

さらに、第17回国連人権理事会において支持された「ビジネスと人権に関する指導原則：国連「保護、尊重及び救済」枠組みの実施」の履行に向けて、「ビジネスと人権」に関する行動計画の策定に引き続き取り組んだ。同行動計画の策定に向けて、関係府省庁間の調整を図る連絡会議を設置、また、幅広い意見を聴取することを目的とし、諮問委員会、及び作業部会を設置し、経済界、労働界、法曹界、学術界、市民社会、消費者団体等からの意見を踏まえつつ、議論を重ね、7月に同行動計画の優先分野を特定した。令和2年2月には、同行動計画の原案を公表し、広く国民からの意見を募るため、同年3月までパブリック・コメントを実施した。同行動計画の策定過程においては、国連「ビジネスと人権」作業部会委員を含む国外からの有識者との意見交換や、大阪で「ビジネスと人権」に関する周知を図ることを目的とした国内セミナーを開催するなど、様々な意見交換の場を設けることに努めた。

- (4) 7月にフランスで開催された民主主義共同体のサイドイベントや9月の国連総会の機会に開催されたサイドイベントに参加し、民主主義に関する様々な議論を行った。11月にカナダで開催されたG7即応メカニズム(RRM)関連会合及びシンポジウムに参加し、選挙介入等の民主主義への介入について議論を行った。また、令和2年1月及び3月に開催された電話会議に参加し、G7諸国と民主主義への介入事案等について情報共有・意見交換を実施した。

2 二国間関係

8月、カンボジアにおいて、第10回日・カンボジア人権対話を開催した。本人権対話では、政治活動の自由、表現、集会、結社の自由及び司法の独立等の一般的な人権分野における課題のほか、カンボジアに対する日本の能力強化支援、人権分野における国際社会での協力等について意見交換を行った。また、令和2年2月、ミャンマーにおいて、第7回日・ミャンマー人権対話を開催した。本人権対話では、ラカイン州の状況改善及び避難民帰還の進展に向けた協議を行ったほか、ミャンマーの少数民族地域における和平プロセスや人権分野における国際社会での協力等についても議論した。

3 主要人権条約・人道法の履行等、我が国の取組の説明・発信

- (1) 各条約体の日本政府報告審査に関しては、各委員会の総括所見に基づくフォローアップ等を引き続き実施した。具体的には、人種差別撤廃条約第10回・11回政府報告審査に関する人種差別撤廃委員会の総括所見に対するフォローアップ回答、及び強制失踪条約第1回政府報告審査に関する強制失踪委員会の総括所見に対するフォローアップ回答をOHCHRに提出した。また、自由権規約第7回政府報告をOHCHRに提出した。
- (2) 個人通報制度の受入れの是非について、諸外国における個人通報制度の導入前の準備や運用等の実態等を踏まえ、引き続き検討を行った。これに関連し、4月に個人通報制度関係省庁研究会を開催した。本研究会では、関係省庁のほかに外部講師が出席し、児童の権利委員会における活動や個人通報制度をめぐる最近の状況について議論した。
- (3) 12月に第33回赤十字・赤新月国際会議に参加し、国際人道法(IHL)の国内履行強化に関する決議の採択に向けた文言交渉に関与したほか、IHLを巡る最近の動向に関する議論に参加した。さらに、本国際会議では、政府としてステートメントを実施し、国際社会に対して、医療従事者及び人道支援関係者の保護や、サイバー空間を用いた戦闘及び自律型兵器システムの使用に関するIHL

の履行強化を訴えた。また、10月及び令和2年2月に国際人道法国内委員会を開催し、国内における国際人道法の普及及び実践についての意見交換を行った。

- (4) 令和2年2月の人権理事会ハイレベルセグメントに尾身外務大臣政務官が出席してステートメントを実施し、拉致問題を含む北朝鮮の人権状況改善の重要性を訴えるとともに、国内外における人権保護・促進のための日本の取組等を国際社会に紹介した。なお、同ステートメントでは、慰安婦問題に関する我が国政府の立場や取組についても言及した。

令和2年度目標

1 国際社会

- (1) 国連人権理事会及び国連総会第3委員会等の国際人権フォーラムにおいて、各種人権状況決議の調整・採択や人権の保護・促進のための議論への積極的参画を通じ、国際社会の意思形成や規範の構築に貢献する。特に、ハンセン病差別撤廃決議に関し、決議の採択を含め、引き続きイニシアティブを取る。
- (2) 国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）の活動を始め、社会的弱者の権利の保護・促進を目的とした国連等による各種取組を支援していく。例えば、「子どもに対する暴力撲滅グローバル・パートナーシップ（GPeVAC）」と協力・連携し、引き続き子どもに対する暴力撲滅に向けた取組を推進していく。また、ビジネスと人権の分野においては、企業活動における人権の尊重に係る行動計画の策定を通じ、責任ある企業活動の促進を図ることにより、国際社会を含む社会全体の人権の保護・促進に貢献し、日本企業の信頼・評価を高め、国際的な競争力及び持続可能性の確保及び向上を図っていく。
- (3) G7即応メカニズム（RRM）（注）の取組、民主主義共同体等への参加等を通じ、引き続き国際社会における民主主義の促進と保護に貢献する。G7即応メカニズムでは、対面による会合に加え、担当官による電話会議を定期的実施することとしており、こうした会合の場において、民主主義に脅威を与える偽情報に対する対策等について継続して議論していく。
- （注）G7シャルルボワ・サミット（平成30年6月）の成果文書の一つとして発出された「外国の脅威からの民主主義の擁護に関するシャルルボワ・コミットメント」に基づき設置。G7各国は、民主主義への介入に対処するためのフォーカルポイントを定め、情報共有及び分析並びに協調した対応のための機会の特定等を通じて、多様かつ変化する民主主義への脅威を特定し対応する。

2 二国間関係

人権状況に深刻な問題がある国に対し、国際社会と協調しつつ、改善を求めるとともに、二国間外交においても、積極的に各国の人権の保護・促進に向けた働きかけを行う。特に、二国間人権対話の実施等を通じ、当事国による人権分野の取組を促すとともに、意見交換を通じて我が国自身の取組の共有や国連等の多国間の場における協力を図る。

3 主要人権条約・人道法の履行等、我が国の取組の説明・発信

- (1) 政府報告の提出や審査への対応、各条約体委員会の総括所見に基づくフォローアップ等を着実に実施する。令和2年度に予定されている自由権規約委員会及び障害者権利委員会による対日審査に真摯に対応し、各条約の履行を確保する。
- (2) 関係省庁と共に、個人通報制度の受入れの是非について、我が国の司法制度や立法制度との関連での問題の有無及び個人通報制度を受け入れる場合の実施体制等の課題に関し、研究会の実施を含めて検討等を行う。
- (3) 国際事実調査委員会（IHFFC）グループ・オブ・フレンズ会合等を通じた、IHFFCの活動の支援や国際人道法（IHL）の履行強化に関与する等、IHLの履行強化に関する国際社会の取組に積極的に参加する。また、日本赤十字社と共同したIHL国内委員会の開催等を通じて国内での人道法の普及に努める。
- (4) 我が国の人権人道分野における取組に対する国際社会の理解を促進すべく国連を始めとした国際社会における適切な説明・発信を行う。

施策の進捗状況・実績

1 国際社会

- (1) 国際社会における人権問題の解決に貢献するため、社会的弱者やアジアにおける人権状況に関する決議の採択や議論を通じて、国際社会の意思や規範の形成に積極的に貢献した。特に7月には、第44回人権理事会において、ハンセン病差別撤廃決議（全世界でハンセン病に関連する差別問題に苦しむ人々の人権を守るため、人権理事会としてハンセン病差別撤廃に関する特別報告者の任期を3年間延長することを決定する等の内容が記載）を主提案国として提出し、全会一致で採択された。また、6月には第43回人権理事会において、10月には第75回国連総会第三委員会において香港・

新疆に関する共同ステートメントにアジアからの唯一の参加国として参加した。

(2) 拉致問題を含む北朝鮮の人権状況について、第 75 回国連総会に EU が提出し、日本が共同提案国となった北朝鮮人権状況決議（拉致問題及び全ての拉致被害者の即時帰国の緊急性及び重要性、拉致被害者及び家族が長きにわたり被り続けている多大な苦しみ、被害者の家族に対して被害者の安否及び所在に関する正確かつ詳細な情報提供、さらには、全ての日本人拉致被害者の即時帰国等に言及する内容）が無投票で採択された。令和 3 年 3 月の第 46 回人権理事会においても、北朝鮮人権状況決議（拉致被害者及び家族の高齢化の中での拉致問題及び全ての拉致被害者の即時帰国の緊急性及び重要性、拉致被害者及び家族が長きにわたり被り続けている多大な苦しみ、被害者の家族に対して被害者の安否及び所在に関する正確かつ詳細な情報の誠実な提供、さらには、日本人拉致被害者の即時帰国の実現等に言及する内容）が無投票で採択された。

(3) OHCHR の活動に関しては、任意拠出金を通じて、カンボジア事務所の能力構築支援への援助を行った。社会的弱者の権利の保護・促進に関しては、以下のとおり、子どもの権利やビジネスと人権の分野において取組を行った。

子どもに対する暴力撲滅グローバル・パートナーシップ (GPeVAC) (SDGs のターゲット 16.2「子どもに対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する」の実現を目的とする政府、国連機関、NGO、企業等が参加する国際的な枠組み) の理事国及びパスファインディング国 (GPeVAC において、自国内の子どもに対する暴力撲滅に向けて取り組むことを約束する国) として、国内外において、子どもに対する暴力撲滅に向けた取組を推進した。その一環として、市民社会や民間企業と協力しながら、子どもに対する暴力撲滅に向けた国別行動計画の策定に取り組んでおり、令和 3 年 2 月には第 2 回子どもに対する暴力撲滅円卓会議を開催した。また、これに先立つ 7 月には、NP0 法人チャイルド・ファンドと共に、新型コロナウイルス感染症と子どもに対する暴力撲滅のテーマで国連ハイレベル政治フォーラム (HLPF) サイドイベントを共催した。

第 17 回国連人権理事会において支持された「ビジネスと人権に関する指導原則：国連「保護、尊重及び救済」枠組みの実施」の履行に向けて、積極的に取り組んでいる。そのコミットメントの一つとして、企業活動における人権尊重の促進を図るため、10 月、関係府省庁連絡会議において、「ビジネスと人権」に関する行動計画 (2020－2025) を策定した。幅広い意見を聴取することを目的として設置された諮問委員会及び作業部会からの意見や、パブリック・コメントで寄せられた意見を踏まえて作成された行動計画においては、「ビジネスと人権」に関して、今後政府が取り組む各種施策を記載するとともに、企業に対し、人権デュー・ディリジェンス (企業活動における人権への影響の特定、予防・軽減、対処、情報提供を行うこと) 導入促進への期待を表明した。策定後には、国際会議等の場では、11 月、ジュネーブで開催された国連ビジネスと人権フォーラムにおいて宇都外務副大臣がビデオステートメントを実施し、行動計画の周知を実施した。また、12 月には、在タイ日本大使館とタイ法務省の共催で、「ビジネスと人権」に関する日タイ・ジョイントセミナーを開催するなど、アジアにおける「ビジネスと人権」の理解の促進に努めた。国内においては、経済団体やステークホルダー団体が開催した会合など様々な機会において、行動計画の周知に努めた。

(4) 6 月にオンラインで開催された民主主義共同体設立 20 周年記念閣僚級会合に参加し、民主主義に関する様々な議論を行った。オンラインで定期的に開催される G 7 即応メカニズム (RRM) 関連会合に参加し、G 7 諸国と民主主義への介入事案等について情報共有・意見交換を実施した。

2 二国間関係

5 月、第 24 回日・EU 人権対話をオンラインで開催し、人権分野における両者の取組について情報を交換するとともに、国連などの多国間の場での協力について意見交換を行った。

10 月、第 45 回人権理事会において、フィリピンの人権状況の改善のための技術協力決議案が議論され、フィリピンの人権状況改善に資するような決議内容とするべく、主提案国のフィリピン及びアイスランドと連携しつつ、議論に関与した。また、令和 2 年 3 月の第 43 回人権理事会及び 11 月の第 75 回国連総会第 3 委員会において採択されたミャンマー関連決議案では、我が国は、バングラデシュに逃れた避難民の人権・人道状況に関する国際社会の懸念を共有しつつ、ラカイン州における人権侵害疑惑については、ミャンマー自身による国内の取組を後押しするとの立場から、決議案の議論に積極的に関与した。

3 主要人権条約・人道法の履行等、我が国の取組の説明・発信

(1) 11 月、ニューヨークの国連本部で開催された第 18 回児童の権利条約締約国会合において、児童の権利委員会委員選挙が行われ、日本が候補として擁立した大谷美紀子氏 (弁護士) が再選を果たした。

(2) 各条約体の日本政府報告審査に関しては、各委員会の総括所見に基づくフォローアップ等を引き続き実施した。なお、令和 2 年に予定されていた自由権規約委員会及び障害者権利委員会による日本政府報告審査のための準備を行ったが、新型コロナ感染拡大により審査は延期された。

- (3) 個人通報制度の受入れの是非について、諸外国における個人通報制度の導入前の準備や運用等の実態等を踏まえ、引き続き検討を行った。これに関連し、8月に個人通報制度関係省庁研究会を開催した。本研究会では、関係省庁のほか外部講師が出席し、自由権規約委員会及び女子差別撤廃委員会における活動やこれら条約における個人通報制度をめぐる最近の状況について議論した。
- (4) 11月、赤十字国際委員会(ICRC)が主催する国際人道法(IHL)模擬裁判大会に裁判官役として参加し、特に学生間におけるIHLの普及に寄与した。また、令和3年2月、日本赤十字社(日赤)が主催によるIHLセミナーにおいて、日赤職員に対し、IHL分野の外交実務における日本政府の取組について紹介した。
- (5) 令和3年2月には、人権理事会ハイレベルセグメントに茂木外務大臣がビデオメッセージによってステートメントを実施し、我が国が開催予定の国際行事を紹介するとともに、アジア地域及び国際社会の人権状況の改善に貢献し、「対話」と「協力」を重視した取組を進めていくとの決意を述べた。また、ミャンマー情勢への重大な懸念を表明し、関係者の解放と民主的な政治体制の早期回復を強く求めるとともに、中国について、香港や新疆ウイグル自治区の人権状況を含め、昨今の情勢を深刻に懸念しており、建設的で具体的な行動を強く求めた。加えて、菅内閣の最重要課題である拉致問題の早期解決を求めた。さらに、国内外における人権保護・促進のための日本の取組等を国際社会に紹介した。

平成30・令和元・2年度目標の達成状況：b

測定指標7-2 人道分野での取組(難民等への支援)*

中期目標(一年度)

国内における難民等への支援、第三国定住による難民の受入れ等を通じ、我が国の社会的安定を維持しつつ、人道分野で国際貢献を行う。

平成30年度目標

- 1 第三国定住によるミャンマー難民の受入れを行う。また、第三国定住難民の受入れに当たり、定住先の地方展開の在り方も含め、適切に見直し・改善を行う。
- 2 国内の難民等に対する支援を行う。
- 3 UNHCR、IOM及びNGOとの連携を強化し、円滑な難民支援を実施する。また、受け入れた難民が自立した生活を営めるような施策を推進する。

施策の進捗状況・実績

- 1 国際貢献等の観点から、第三国定住によるミャンマー難民(5家族22名)の受入れを行い、さらに受入れ難民に対する定住支援を行った。また、平成29年度から、難民問題への理解が全国規模で広がることを期待して、定住先を可能な限り首都圏以外の自治体とすることを新たな方針としており、平成30年度は第三国定住で受け入れた難民を兵庫県神戸市に定住させることを実現した。加えて、10月以降、「第三国定住による難民の受入れ事業の拡大等に係る検討会」を内閣官房とともに主催し、第三国定住制度に基づく受入れ対象等の拡大について議論を行った。
- 2 条約難民に対する定住促進支援に加え、生活に困窮する難民認定申請者の生活保護等の支援(月平均172人)を実施した。
- 3 国連難民高等弁務官の訪日やIOM及び難民支援を行うNGOとの協議の機会を活用してUNHCR、IOM及びNGOとの連携を強化し、必要な情報交換等を行い、円滑な難民支援を実施した。

令和元年度目標

- 1 第三国定住によるミャンマー難民の受入れを行う。また、第三国定住難民の受入れに当たり、定住先の地方展開の在り方も含め、適切に見直し・改善を行う。加えて、令和2年度から実施する第三国定住の受入れ対象等の拡大に向けて、適切な準備を行う。
- 2 国内の難民等に対する支援を行う。
- 3 UNHCR、IOM及びNGOとの連携を強化し、円滑な難民支援を実施する。また、受け入れた難民が自立した生活を営めるよう適切な定住支援プログラム、定住後の支援等を実施する。

施策の進捗状況・実績

- 1 国際貢献等の観点から、第三国定住によるミャンマー難民(6家族20名)の受入れを行い、受入れ難民に対する定住支援を行った。また、平成29年度から、難民問題への理解が全国規模で広がる

ことを期待して、定住先を可能な限り首都圏以外の自治体とすることを新たな方針としており、令和元年度は第三国定住で受け入れた難民を愛知県名古屋及び春日井市に定住させることを実現した。

平成 30 年 10 月から「第三国定住による難民の受入れ事業の拡大等に係る検討会」を内閣官房と共に主催し、その報告を受け、令和元年 6 月、第三国定住による難民の受入拡大が決定された。

- 2 条約難民に対する定住促進支援に加え、生活に困窮する難民認定申請者への支援(月平均 186 人)を実施した。
- 3 9 月には UNHCR 保護局長との難民保護における協議を実施したほか、IOM 及び難民支援を行う NGO との定期的な協議の機会を活用して UNHCR、IOM 及び NGO との連携を強化し、必要な情報交換等を行い、円滑な難民支援を実施した。

令和 2 年度目標

- 1 第三国定住によるアジア地域に滞在する難民及び第三国定住により受け入れた難民の親族の受入れを行う。また、第三国定住難民の受入れに当たり、定住先の地方展開の在り方も含め、適切に見直し・改善を行う。
- 2 国内の難民等に対する支援を行う。
- 3 UNHCR、IOM 及び NGO との連携を強化し、円滑な難民支援を実施する。また、受け入れた難民が自立した生活を営めるよう適切な定住支援プログラム、定住後の支援等を実施する。

施策の進捗状況・実績

- 1 令和 2 年度は、当初、第 1 回目の受入れ(第 11 陣)を 9 月に、第 2 回目の受入れ(第 12 陣)を令和 3 年 3 月に予定していた。しかしながら、昨年から続く世界的な新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、我が国とマレーシアとの間の出入国が制限され、また、国内における受入準備も困難であったことから、関係省庁や UNHCR 及び IOM といった国際機関等からの意見を踏まえ、7 月、受入れスケジュールを変更することとした。すなわち、令和 2 年 2 月に面接調査を実施し、9 月に受入予定であった第 11 陣の受入れを令和 3 年 3 月以降とし、また、令和 3 年 3 月に受入予定であった第 12 陣に係る面接調査の実施を令和 3 年 1 月から 2 月に実施するべくスケジュール変更を行った。その後した変更スケジュールでの受入れ等を目指してきたが、昨年末以降、国内外において、新型コロナウイルス感染症の感染が再拡大し、マレーシアでは活動制限令が発令され、個人の国内での移動が制限されたことから、面接調査の対象となる第三国定住難民の候補者を面接会場へ来させることができず、面接を行うことが困難となった。また、我が国においても緊急事態宣言の発令に伴い厳格な感染防止措置が実施されたことや、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により国内における受入準備も困難な状況にあったこと等の事情から、関係省庁や UNHCR 及び IOM といった国際機関等からの意見聴取を行った結果、変更後のスケジュールでの受入れ及び面接調査の実施も困難であると判断し、令和 3 年 1 月、再度受入れスケジュールを変更することとなり、その結果、令和 2 年度には第三国定住難民を受け入れるには至らなかった。しかしながら、国内及びマレーシアでの感染状況を見据えながら、必要な感染対策と両立させた対象者への選定プロセス、入国や研修の方法などを検討し、準備を進めてきたところ、今後の受入再開に際しても必ず有益となる知見が蓄積された。
- 2 条約難民に対する定住促進支援に加え、生活に困窮する難民認定申請者への支援(月平均 230 人)を実施した。
- 3 新型コロナウイルス感染拡大に伴う影響はあったものの、従来から UNHCR、IOM 及び難民支援を行う NGO との定期的な協議についてはオンラインで実施することで国内難民支援に係る必要な情報交換等を行い、連携の強化に努めた。

平成 30・令和元・2 年度目標の達成状況：b

測定指標 7-3 人権理事会に我が国が提出・提案する人権状況決議の採択状況							
中期目標値	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度		平成 30・令和元・2 年度目標の達成状況
一年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	

多くの国の賛成を得て採択されることを確保する。	平成 29 年度同様、無投票採択を目指しつつ、本決議が投票に付される場合は、26 年度（注：27, 28 年度は無投票採択）より多くの賛成票を確保する。	無投票採択	人権理事会に我が国が提出・提案する決議に関し、同決議が幅広い支持を得て採択されることを確保する。	全会一致採択（カンボジア人権状況決議）	人権理事会に我が国が提出・提案する決議に関し、同決議が幅広い支持を得て採択されることを確保する。	全会一致採択（ハンセン病差別撤廃決議）	b
-------------------------	--	-------	--	---------------------	--	---------------------	---

（注）平成 30 年度の測定指標「人権理事会に我が国が提出する北朝鮮人権状況決議の採択状況」における年度目標値及び実績値

評価結果（個別分野 7）	
施策の分析	
【測定指標 7－1 人権・民主主義の保護・促進 ＊】 1 国際社会 各国の人権状況の改善に向けたステートメントの実施、決議の対応を行い、例えば人権理事会においてカンボジア人権状況決議やハンセン病差別撤廃決議をそれぞれ主提案国として提出し、いずれも全会一致で採択されたほか、拉致問題を含む北朝鮮の人権状況については、国連総会及び人権理事会において、それぞれ全会一致で採択され、人権・民主主義の保護・推進等のための国際社会の認識の向上につながった。加えて、香港・新疆ウイグル自治区の人権状況に関しては、人権理事会・国連第三委員会における共同ステートメントにアジアから唯一の参加国として参加し、国連人権高等弁務官等による新疆への早急で効果的で自由なアクセスを許可することを含め改善を要求し、こうした我が国の対応について、各国から高い評価を得ている。（平成 30・令和元・2 年度：人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進（達成手段①）） また、任意拠出金を通じ、我が国人権外交の重点政策に関する各種プロジェクトに関し OHCHR への援助を行ったほか、日・OHCHR 政策協議等の実施を通じ関係を強化した。加えて、様々なイベントの共催や参加、特別報告者来日の際の意見交換等を通じ、障害者や子ども等の社会的弱者の権利の保護と促進に貢献したほか、民主主義に関する議論に積極的に参加し、国際的な議論に大きく貢献した。特に子どもの権利については、補正予算にて「子どもに対する暴力撲滅基金(GPeVAC)」にイヤマール拠出した 6.5 億円を活用し支援を継続し、特にボコ・ハラム等から 1,900 人以上の子どもが救出されるなど、我が国拠出金が有意義に活用され、国際社会から評価された。（平成 30・令和元・2 年度：国際連合人権高等弁務官事務所(OHCHR)拠出金（任意拠出金）（達成手段②）、令和 2 年度：児童に対する暴力撲滅基金拠出金（達成手段⑦）） さらに、3 年間を通じ、「ビジネスと人権」に関する行動計画の策定に取り組み、成果として令和 2 年 10 月に同行動計画を策定。政府として、企業活動における人権尊重の重要性を示すことで、責任ある企業行動の促進を後押しすることとなり、国際社会を含む社会全体の人権の保護・促進に貢献という観点から、大きな意義があった。本行動計画は、これまで各省庁が人権分野で取り組んできた個別の措置を「ビジネスと人権」という横串で捉え、関係府省庁間の一貫性の確保を図った観点からも、我が国では新しい分野である企業活動における人権尊重の推進につながった。さらに、企業活動における人権尊重は、日本企業への信頼・評価を高め、海外からの投資呼び込みにも資することから、本行動計画の策定は、日本企業の国際競争力強化や持続可能性の確保にも寄与していくと考えている。また、行動計画の策定過程で、関係府省庁間の調整を図る連絡会議を設置し、また、幅広い意見を聴取することを目的として、諮問委員会及び作業部会を設置し、経済界、労働界、法曹界、学識経験者、市民社会、消費者団体等、さらには海外の有識者の間でも議論をしたほか、パブリック・コメントの募集も行うなど、様々な意見を聴取し、関係省庁とも共有した。これにより、関係省庁における「ビジネスと人権」に関する意識啓発・連携の強化にもつながったことも今後、取組を推進するにあたり大きな意義があったと考えている。（令和元・2 年度：「ビジネスと人権」に関する国別行動計画策定経費（令和元年度達成手段④、令和 2 年度達成手段⑥）） 2 二国間関係 二国間関係については、カンボジア、イラン、ミャンマーとの二国間人権対話、また EU との間でも人権対話を実施し、それぞれ人権分野における双方の取組について情報を交換するとともに、多	

国間の場における協力について意見交換を行い、我が国から各国の人権の保護・促進に向けた働き掛けを行い、我が国の「対話」「協力」を中心とする人権外交の推進において非常に有意義であった。

(平成 30・令和元・2 年度：人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進 (達成手段①))

また、第 45 回人権理事会においてフィリピンの人権状況の改善のための技術協力決議案が提出された際、我が国は、主提案国のフィリピン及びアイスランドと連携しつつ議論に建設的に関与し、同決議案の共同提案国となり、高く評価された。(平成 30・令和元・2 年度：人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進 (達成手段①))

3 主要人権条約・人道法の履行等、我が国の取組の説明・発信

平成 30 年 6 月の自由権規約委員会委員選挙で古谷修一早稲田大学法科大学院教授が、令和 2 年 11 月の児童の権利委員会委員選挙で大谷美紀子弁護士がそれぞれ当選、再選を果たし、主要人権条約体での議論に積極的に貢献している。(平成 30・令和元・2 年度：人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進 (達成手段①))

各条約体の日本政府報告審査については、新型コロナウイルスの影響を受けて、令和 2 年度に予定されていた自由権規約委員会及び障害者権利委員会による対日審査は延期されたものの、平成 30 年 8 月人種差別撤廃委員会対日審査、同年 11 月強制失踪委員会対日審査においては代表団が出席し、各条約の実施に関する政府の立場や取組について説明した上でそれぞれ令和元年にフォローアップ回答を提出する等、我が国はこれまで政府報告の提出や審査への対応、各条約体の総括所見に基づくフォローアップ等を着実に実施し、我が国の立場を正確に発信し、理解促進を図る上で有意義であった。(平成 30・令和元・2 年度：人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進 (達成手段①))

また、国際人道法 (IHL) の履行強化についても、政府間プロセスの会合への参加、赤十字・赤新月国際会議への参加、同会議でのステートメントやプレッジの実施、IHL 国内委員会の開催等を通じ、積極的な意見交換や国内における国際人道法の普及に大きく貢献した。(平成 30・令和元・2 年度：人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進 (達成手段①))

さらに、「世界人権宣言・人権擁護委員制度 70 周年記念シンポジウム」や人権理事会ハイレベルセグメント等において、外務大臣等から日本の人権外交におけるこれまでの取組を積極的に発信した。特に人権理事会における外務大臣のステートメントは史上初であり、国際的に人権への関心が高まるタイミングで、外務大臣から我が国の人権外交の立場をしっかりと発信したことは、人権外交上、極めて有意義であった。(平成 30・令和元・2 年度：人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進 (達成手段①))

【測定指標 7-2 人道分野での取組 (難民等への支援) *】

第三国定住による難民の受入れについては、令和元年 6 月に改正された閣議了解において、過去 10 年間における受入れや難民定住支援の実績を踏まえ、受入対象国及び受入人数のいずれについても拡大することが決定された。閣議了解改正後、最初の受入れ年度となる令和 2 年度においては、世界的な新型コロナウイルス感染拡大の影響により受入れには至らなかったものの、国際的な難民受入れに係る負担分担の観点から、引き続き、第三国定住難民の受入れに取り組んでいく必要がある。(平成 30・令和元：第三国定住による難民の受入れ (達成手段③)、令和 2 年度：難民等定住者支援業務委託事業 (達成手段④)、令和 2 年度：国際移住機関 (IOM) 拠出金 (第三国定住難民支援関係) (任意拠出金) (達成手段⑤))

国内に滞在する難民等への支援については、インドシナ難民、第三国定住難民、条約難民及びその家族らを対象に各種相談や定住支援プログラムを始めとした各種の自立定住支援を実施しており、我が国における難民の社会統合の観点から大きな役割を果たしている。昨今の難民認定申請者の増加傾向を受け、生活に困窮する難民認定申請者からの支援要望が増加し、また新型コロナウイルス感染拡大の影響下における難民条約上の難民に対する定住促進支援への対応も急務となっているところ、今後も引き続き、国際機関や国内難民支援機関と協調しながら、国内難民支援事業の実施に適切に取り組んでいく (平成 30・令和元・2 年度：難民等救援業務委託事業 (平成 30・令和元年度達成手段②、令和 2 年度達成手段③))

【測定指標 7-3 人権理事会に我が国が提出・提案する人権状況決議の採択状況】

人権理事会に我が国が提出・提案する人権状況決議の採択状況について、平成 30 年度は北朝鮮人権状況決議が、令和元年度はカンボジア人権状況決議が、令和 2 年度はハンセン病差別撤廃決議が、いずれも全会一致で採択されたことは、我が国にとって特に重要なアジアにおける人権状況の改善や社会的弱者の権利の保護・促進の上で有意義であった。今後も引き続き、これらの決議が全会一致で採択されることを目指すと同時に、より幅広い支持を得て採択されることを目指し、取り組んでいく必要が

ある。(平成 30・令和元・2 年度：人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進 (達成手段①)、令和 2 年度：国際連合人権高等弁務官事務所(OHCHR) 拠出金 (任意拠出金) (達成手段②))

次期目標等への反映の方向性

【施策(施策の必要性に関する分析を含む)】

人権は普遍的な価値であり、また、国連においても「人権の擁護と推進」は「国際の平和と安全の維持」、「経済社会開発の推進」と並ぶ三本柱の 1 つとされている。その一方で、昨今の国際情勢を見ると、人権状況が深刻に懸念される事案が引き続き多数発生している。そのような状況下で、国内外において人権・民主主義を保護・促進する政策は、我が国の国際社会での役割、信頼性を強化する上で変わらず重要である。そのため、上記のとおり、多国間及び二国間での意見交換を取り込みつつ、国際社会における人権及び民主主義の保護・促進に取り組むとの施策目標は引き続き妥当であり、今後も同目標を維持し、その達成に向けた施策を実施していく。

【測定指標】

7-1 人権・民主主義の保護・促進 *

上記の施策の分析のとおり、本政策評価において設定した各年度の目標を着実に実施することで、各国から日本の取組が高く評価され、我が国の人権分野での取組は成果を上げてきており、OHCHR の活動支援を含め、社会的弱者の権利の保護・促進に向けた現在の取組を継続する。また、国際人道法(IHL) の履行強化に関する国際社会の取組に積極的に参加するとともに、国内での IHL の普及に努める。

近年、国内外において人権分野への関心が高まっていることや、令和 5 年は世界人権宣言採択 75 周年の節目の年であることに留意しつつ、既存の取組を始めとして、より一層我が国の人権分野への貢献を加速させていく。

7-2 人道分野での取組(難民等への支援) *

近年の国際社会における難民問題への関心の高まりを受け、難民及び難民認定申請者等への支援や第三国定住事業を着実に実施していくことは、人道分野における重要な国際貢献であり、我が国の社会的安定にとっても重要であることからこれらの取組の着実な実施を継続する。また、平成 29 年度から新たに実施している第三国定住の定住先の地方展開については、この取組により、難民問題への理解が全国規模で広がることが期待されることから、取組の成果や課題の検討を含め、より適切な第三国定住事業のあり方を追求する。さらに、令和元年の閣議了解改正により第三国定住難民の受入拡大が決定されたことを踏まえ、今後とも国際的な難民問題の解消に向けた取組を進めていく。

7-3 人権理事会に我が国が提出・提案する人権状況決議の採択状況

上記の施策分析のとおり、人権理事会に我が国が提出・提案する人権状況決議の採択状況について、平成 30 年度は北朝鮮人権状況決議が、令和元年度はカンボジア人権状況決議が、令和 2 年度はハンセン病差別撤廃決議が、いずれも全会一致で採択されたことは成果であり、令和 3 年度以降も引き続き全会一致で採択されることを目指すと同時に、より幅広い支持を得て採択されることを目指す。

作成にあたって使用した資料その他の情報

- ・外務省ホームページ
ビジネスと人権
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/hr_ha/page22_001608.html)
- ・令和元年版外交青書(外交青書 2019)
第 3 章 第 1 節 日本と国際社会の平和と安定に向けた取組 7 人権
- ・令和 2 年版外交青書(外交青書 2020)
第 3 章 第 1 節 日本と国際社会の平和と安定に向けた取組 7 人権
- ・令和 3 年版外交青書(外交青書 2021)
第 4 章 第 2 節 日本と国際社会の平和と安定に向けた取組 7 人権

個別分野 8 女性の権利の保護・促進に向けた国際協力の推進

施策の概要

女性・ジェンダーに関する外交課題の情報や知見の集約、及び女性関連施策の企画・調整を通じた、女性の権利の保護・促進に向けた取組を行う。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・第 201 回国会施政方針演説（令和 2 年 1 月 20 日）
五（一億総活躍社会）
- ・「HeForShe IMPACT10×10×10 男女平等報告書発表式」における安倍総理大臣スピーチ（平成 29 年 9 月 20 日）
- ・第 5 回国際女性会議 WAW！／W20 における安倍総理大臣開会挨拶（平成 31 年 3 月 23 日）

測定指標 8－1 女性の権利の保護・促進 *

中期目標（一年度）

女性の権利の保護・促進に係る国際的な連携・協力を引き続き推進するとともに、我が国が「女性が輝く社会」を国内外で実現するために行っている取組を積極的に発信することにより、我が国のジェンダー分野における国際的なプレゼンスの維持・向上を図る。

平成 30 年度目標

- 1 我が国が女性分野において国際社会をリードするため、国際女性会議 WAW！2018 の開催等を通じて我が国の国内外における取組を積極的に発信するとともに、各国政府や国際機関、市民社会等とのネットワークを構築する。
- 2 我が国の女性活躍推進の取組を諸外国と協力しながら国内外で広く周知し、また、WINDS 大使なども活用しつつ、各国の女性活躍推進に携わる政府、経済界、学术界等とのネットワーク構築を図るため、我が方在外公館主催でフォローアップセミナーを開催するとともに、令和元年の G20 及び W20 の我が国開催を見据えて、G20 及び G7 の議論・対話に積極的に参加する。また、国際機関や我が方在外公館が関与する女性分野に関するセミナー、シンポジウム等において、女性分野における我が国の取組について理解を深めるべく、サイドイベントの開催や我が国代表の派遣を行う。
- 3 ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（国連女性機関（UN Women））や紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表（SRSG-SVC）事務所への拠出等を通じ、女性の社会進出とエンパワーメント、平和と安全保障、女性に対する性暴力の防止などといった女性の参画・保護等を促進しつつ、我が国のジェンダー分野における国際的なプレゼンスの維持・向上を図る。
- 4 女性・平和・安全保障に関する国連安保理決議履行のための我が国の行動計画の着実な実施を促進するため、モニタリング作業部会と評価委員による年次報告書を策定する。また、行動計画見直しのための枠組みやスケジュールを含めた意見交換を市民社会とも行い、同行動計画の初めての改訂版を策定する。
- 5 女子差別撤廃条約の理念を実現すべく、国内省庁と連携しつつ取組を進める。

施策の進捗状況・実績

- 1 平成 31 年 3 月に、5 回目となる国際女性会議 WAW！を、内閣府を始めとする関係省庁の協力も得つつ、G20 のエンゲージメント・グループの一つである W20 と同時に開催した。「WAW！ For Diversity」をテーマに、W20 と WAW！の合同セッションを設け、民間の視点も取り入れつつ、経済界、学术界、男性、若者を含む多様な背景を持つ参加者が国内外の課題について議論し、2 日間で約 3,000 人が来場した。また、2 日間にわたる議論の結果を取りまとめた総括文書を作成した。
- 2 6 月の G7 シャルルボワ・サミット（カナダ）では、分野横断的なテーマとしてジェンダーが取り上げられ、首脳宣言でジェンダー平等に向けた取組の継続が確認されたほか、「途上国の女兒・思春期の少女・女性のための質の高い教育の推進に関するシャルルボワ宣言」、「デジタル文脈におけるジェンダーに基づく暴力の撲滅に対するシャルルボワ・コミットメント」などが採択された。日本はこの機会に、途上国の女兒・思春期の少女・女性に対する質の高い教育、人材育成支援のために 2 億ドルのコミットメントを発表した。
12 月の G20 ブエノスアイレス・サミット（アルゼンチン）では、女性のエンパワーメントについて、女性の労働参画推進、デジタル化や理系分野への参画におけるジェンダーギャップの解消、職業や育児休暇へのアクセス、女性起業家への継続的な支援などの観点から議論が行われた。平成 29

年7月のG20 ハンブルク・サミット（ドイツ）の際に立ち上げが発表され、日本が5,000 万米ドルの拠出を行った女性起業家資金イニシアティブ（We-Fi）については、継続的な実施を歓迎することがブエノスアイレス・サミットの首脳宣言の中に盛り込まれた。

女性活躍推進に向けたネットワーク構築のためのフォローアップセミナーとして、平成31年3月に在トロント総領事館が日本政府の取組紹介やSTEM分野で輝く女性の活躍についてビデオ上映を実施し、約500名の女性起業家が参加した。このほか、女性政策に関する発信のため、平成31年1月の欧州評議会に大崎麻子関西学院大学客員教授を派遣し、講演会及び意見交換会を実施した。

- 3 国連女性機関（UN Women）に対して約2,366万米ドルを拠出し、特に人道危機対応に関するフラッグシッププログラムである「危機の対応下における女性のリーダーシップ、エンパワーメント、アクセス及び保護」（LEAP）のチャンピオン国（指導的役割を果たす国）として同分野を重点的に支援した。具体的には、シリア難民女性のエンパワーメントやアフリカにおける暴力過激主義対策などを実施した。12月には「G20、女性活躍、そしてSDGsゴール5へ～ジェンダーギャップを解消するためにできること」をテーマにした女性活躍を国際的に推進する議員連盟と国連女性機関日本事務所共催のシンポジウムに西村女性担当大使が出席し、挨拶を行うなど連携した。

また、紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表（SRSG-SVC）事務所に対し、110万米ドルの財政支援を行い、支援対象国の警察・司法能力強化などに貢献した。また、国際刑事裁判所の被害者信託基金への拠出の一部を紛争下における性的暴力対策にイヤーマーク（使途指定）し、被害者保護対策に取り組んだ。

- 4 女性・平和・安全保障（Women, Peace and Security: WPS）について、平成27年に策定した国連安保理決議第1325号の履行に向けた「行動計画」の実施状況について、モニタリング及び評価結果をまとめた第3回の年次報告書の公表に向けた作業を行った。また、同計画には策定から3年後に改訂を行うことが明記されているところ、関係省庁との調整、有識者、NGO・市民社会との意見交換、パブリック・コメントを経て、平成31年3月のWAW！に合わせて改訂版を策定し、外務省ホームページで公表した。改訂版では国連PKO要員だけでなく、人道支援、開発援助及び災害派遣に関わる全ての支援者による性的搾取虐待（SEA）の防止が盛り込まれた。また、それにより、実施主体に海上保安庁も新たに含まれた。

6月のG7シャルルボワ・サミットにおいて、G7WPSパートナーシップ・イニシアティブが外相コミットメントとして立ち上げられたことを踏まえ、また、行動計画の実施目標に含まれる他国へのWPS分野の支援の一環として、日本はスリランカをパートナー国として、平成31年4月からスリランカのWPS行動計画策定及び関連分野の実施を支援していくこととなった。

- 5 第5回WAW！／W20の機会に、国連人権条約対日理解促進プログラムの一環として、ニコル・アムリーヌ女子差別撤廃委員会副委員長及びバンダナ・ラナ委員を招へいた。来日中、片山内閣府担当大臣や内閣府男女共同参画局長から女性活躍推進のための日本の施策・取組について説明し、日本政府の女性分野の施策に対する理解を促進した。また、松川るい参議院議員（女性活躍を国際的に推進する議員連盟事務局長）と面会し、女性の政治参画等について意見交換した。両委員からは、「女子差別撤廃条約の信条を理解いただけた」、「安倍総理大臣は目的にかなった具体的な施策を多数実行しており、女性のエンパワーメントについて非常に重要に考えている」と好評価を得た。また、6月にニューヨークの国連本部で開催された第20回女子差別撤廃条約締約国会合において、女子差別撤廃委員会委員選挙が行われ、秋月弘子亜細亜大学教授が当選を果たした。

- 6 国連女性の地位委員会（CSW）

平成31年3月の第63回CSWに、田中由美子日本代表（城西国際大学招へい教授）、各府省庁、国際協力機構（JICA）及びNGOから成る代表団が出席した。「ジェンダー平等及び女性と女児のエンパワーメントのための社会保護システム、公共サービス及び持続可能なインフラストラクチャーへのアクセス」を優先テーマに議論が展開され、田中代表は、一般討論演説で、保育・介護受け皿の拡大、性犯罪・性暴力対策の推進といった国内の取組をアピールした上で、海外における安全で快適な公共交通機関への支援を紹介したほか、閣僚級ラウンドテーブルでは、雇用における男女の均等機会・待遇の確保を実現するための取組や、ひとり親家庭への支援の重要性を強調した。

令和元年度目標

- 1 我が国が女性分野において国際社会をリードするため、国際女性会議WAW！の開催等を通じて国内外における取組を積極的に発信するとともに、各国政府や国際機関、市民社会等とのネットワークを構築する。
- 2 （1）女性活躍推進の取組を諸外国と協力しながら国内外で広く周知し、各国の女性活躍推進に携わる政府、経済界、学術界等とのネットワーク構築を図るため、在外公館主催でフォローアップセミナーを開催するとともに、国際機関や在外公館が関与する女性分野に関するセミナー、シンポジ

ウム等において、イベントの開催や我が国代表の派遣を行う。

(2) G20 大阪サミット開催に向けて、G20 及びG 7の議論・対話に積極的に参加する。G20 では、女性の労働参画・STEM 分野を含む女子教育支援、女性ビジネスリーダー・女性起業家の声の反映について議論し、特に女性の労働参画については各国の進捗を把握できるような仕組みの構築を主導する。

- 3 国連女性機関 (UN Women) や紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表 (SRSG-SVC) 事務所への拠出等を通じ、女性の社会進出とエンパワーメント、平和と安全保障、女性に対する性暴力の防止などといった女性の参画・保護等を促進しつつ、我が国のジェンダー分野における国際的なプレゼンスの維持・向上を図るとともに、これら機関との連携を強化する。
- 4 女性・平和・安全保障 (WPS) に関する国連安保理決議履行のための我が国の行動計画の着実な実施を促進するため、モニタリング作業部会によるモニタリング実施状況報告書を作成する。また WPS に関する行動計画実施の強化につながるよう、実施主体となりうる日本の国際 NGO との意見交換等を実施する。評価委員とは今後の取組や次の行動計画策定に向けて引き続き意見交換を続ける。
- 5 女子差別撤廃条約の理念を実現すべく、また、令和2年3月に提出が予定されている政府報告の作成に向けて、関係省庁と連携しつつ作業を進める。

施策の進捗状況・実績

- 1 第6回 WAW! については、前回は平成31年3月末に開催されたことから、令和元年度には開催せず、令和2年4月3日及び4日に開催することを決定し、準備を進めていたが、新型コロナウイルス感染症をめぐる状況を踏まえ、開催を延期することとした。

- 2 6月28日及び29日に大阪にて開催されたG20 大阪サミットでは、我が国は議長国としてリーダーシップを発揮し、首脳宣言に (a) 女性の労働参画、(b) STEM 分野を含む女子教育支援、(c) 女性起業家を含む女性ビジネスリーダーの声の反映等が盛り込まれた。また、6月29日に公式プログラムの一部として、日本政府は、「女性のエンパワーメントに関する首脳特別イベント」を開催し、22か国・機関の首脳 (メキシコのみ代理として外相)、特別ゲストとしてマキシマ開発のための金融包摂に関する国連特使 (オランダ王妃) 及びイバンカ・トランプ米国大統領補佐官等が参加した。

8月24日から26日にかけて、G7 ビアリッツ・サミットが開催され、「不平等との闘い」をテーマとしてジェンダー平等が議論された結果、「ジェンダー平等及び女性のエンパワーメントに関するG7宣言」が採択された。日本の制度として、幼保無償化がグッドプラクティスとして掲載された。アフリカのセッションでは、アフリカにおける女性の起業の促進も議論され、付属文書として「女性起業家支援」が発出された。また、紛争関連の性的暴力生存者のためのグローバル基金 (GSF) について議論されたことを受け、令和2年度に拠出を行うべく予算確保に尽力した。

12月9日から13日までの間、向井千秋東京理科大学特任副学長をタイに派遣し、アジア工科大学及びサシン経営大学院において教育機関や研究におけるジェンダー平等の重要性につき講演会を開催したほか、在タイ日本国大使公邸において、西本伴子 ILO アジア太平洋総局長及びバンコクで働く日本人女性108名との交流会を兼ねた講演会を開催。いずれも、参加者から有意義であったとの好評を得た。また、令和2年2月25日に国連女性機関 (UN Women) 主催G7 国際女性の日イベントに、川村駐カナダ大使が出席し、我が国の女性活躍推進に向けた取組につき、広く発信・広報するとともに、海渡千佳 (株) フロークリエイション代表取締役を派遣し、日本人女性起業家の視点から見た日本のジェンダー平等の事情につき参加各国の関係者と情報共有・議論が行われた。このほか、在フランス大使館、在ストラスブール総領事館、在バルセロナ総領事館、EU 代表部等が、それぞれ、現地の関係機関との共催、あるいは、現地の関係機関に対する支援 (資金的支援、人材派遣等) をすることで、ジェンダー平等に関する広報・啓発活動を行った。

- 3 国連女性機関 (UN Women) との協力を通じた女性のエンパワーメント促進については、同機関に対して約1,750万米ドルを拠出し、特に人道危機対応に関するフラッグシッププログラムである「危機の対応下における女性のリーダーシップ、エンパワーメント、アクセス及び保護」(LEAP) のチャンピオン国 (指導的役割を果たす国) として同分野を重点的に支援した。具体的には、中東における女性の経済的エンパワーメントやアジア・アフリカにおける暴力過激主義対策などを実施した。また、6月のG20 大阪サミットにおける「首脳特別イベント」へのムランボ＝ヌクカ同機関事務局長を招へいしたほか、同事務局長に上智大学と共催のキャリアセミナーへの出席の機会を作り、啓発活動を行った。さらに9月には、第1回日・国連女性機関政策協議を実施し協力関係を深化させた。

紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表 (SRSG-SVC) 事務所に対しては、153.5万米ドルの財政支援を行い、支援対象国であるイラク、コンゴ民主共和国及び中央アフリカの警察・司法能力強化などに貢献した。また、国際刑事裁判所 (ICC) の被害者信託基金への拠出の一部を紛争下におけ

る性的暴力対策にイヤーマーク（使途指定）し、被害者保護対策に取り組んだ。

- 4 平成 31 年 3 月、女性・平和・安全保障（Women, Peace and Security: WPS）に関する「行動計画」を改訂した第 2 次行動計画を策定し、市民社会・NGO に対して周知説明及び意見交換を 7 月と 12 月に開催した。また、7 月には別途、評価委員と市民社会・NGO との意見交換も実施し、同会合において外務省から ODA を使った具体的な案件形成の際にも WPS の視点を入れることや、国際機関との連携を視点の 1 つとして取り入れることの重要性につき説明を行った。年次報告書の作成が隔年となったため、モニタリング作業として、政府モニタリング作業部会による行動計画の実施状況報告書を作成し外務省ウェブサイトで公表した（日本語のみ）。
- 5 女子差別撤廃条約の報告は簡易報告手続で行うことが決定され、女子差別撤廃委員会から令和 2 年 3 月に国内実施状況に関する事前質問票が送付された。

令和 2 年度目標

- 1 我が国が女性分野において国際社会をリードすることを目的とし、国際女性会議 WAW! の開催等を通じて日本政府の国内外における取組を積極的に発信するとともに、各国政府や国際機関、市民社会等とのネットワークを構築する。その際、内閣府男女共同参画局を始めとする関係各省と連携・協力する。
- 2 （１）女性活躍推進の取組を諸外国と協力しながら日本国政府の取組等を国内外で広く周知し、各国の女性活躍推進に携わる政府、経済界、学術界等とのネットワーク構築を図るとともに、女性のエンパワーメントについての認識を各国と共有するため、在外公館主催でフォローアップセミナーを開催するとともに、国際機関や在外公館が関与する女性分野に関するセミナー、シンポジウム等において、イベントの開催や我が国代表の派遣を行う。その際、内閣府男女共同参画局を始めとする関係各省と連携・協力する。
（２）G20 大阪サミットの結果を踏まえて、G20（サウジアラビア）及び G7（米国）における議論・対話に積極的に参加する。取り分け、G20 では、G20 大阪サミットにおいて立ち上げられた「女性のエンパワーメントと経済参画促進のための民間セクターアライアンス（EMPOWER）」の円滑な運営をサウジアラビア、イタリア及びカナダと連携して進める。その際、EMPOWER の設立目的である G20 各国の民間セクター代表間の自発的・自立的なネットワーク構築を促すことができるよう民間の女性起業家や W20 関係者等と緊密に連携する。
- 3 国連女性機関（UN Women）や紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表（SRSG-SVC）事務所への拠出等を通じ、主に中東・アフリカにおいて女性のエンパワーメント、女性・平和・安全保障、紛争下の性的暴力の防止等、関連分野を支援し、女性の参画を促進しつつ、我が国のジェンダー分野における国際的なプレゼンスの維持・向上を図るとともに、これら機関との連携を強化する。
- 4 女性・平和・安全保障（WPS）に関する国連安保理決議履行のための我が国の行動計画の着実な実施を促進するため、モニタリング作業部会によるモニタリング実施状況報告書を作成し、評価委員による評価報告書を策定する。また、行動計画実施の強化につながるよう、実施主体となりうる日本の国際 NGO との意見交換等を実施する。平成 30 年の G7 シャルボワ・サミットにおいて立ち上げられた G7 WPS パートナリシップ・イニシアティブを引き続き実施する。また、紛争関連の性的暴力生存者の国際基金への拠出及び運営の参画を通じ、この分野への我が国の取組を強化する。
- 5 女子差別撤廃委員会から令和 2 年 3 月に送付された質問票に過不足なく回答するよう、関係省庁と連携しつつ、準備を進める。

施策の進捗状況・実績

- 1 第 6 回 WAW! については、新型コロナウイルス感染症をめぐる状況を踏まえ、開催を延期することとした（令和 2 年度中は開催できず）。他方で、令和 2 年は、北京宣言採択 25 周年、女性・平和・安全保障安保理決議採択 20 周年、国連女性機関創設 10 周年、SDGs 採択 5 周年など女性課題にとって特別な年であったため、そうした年であることを記念して、令和 3 年 3 月末にジェンダー平等に関する意識啓発を目的としたウェビナーを開催した。その際、林伴子内閣府男女共同参画局長がパネリストとして出席し、日本国内のジェンダー平等に向けた取組、とりわけ、新型コロナウイルス感染症が拡大する中での現状と取組につき紹介を行う等、内閣府と連携・協力して、ウェビナーの内容に幅を持たせた。
- 2 G20 では、G20 大阪サミットにおいて立ち上げられた「女性のエンパワーメントと経済参画促進のための民間セクターアライアンス（EMPOWER）」の円滑な運営を、日本の民間代表 2 名がサウジアラビア、イタリア及びカナダと連携して進めるための側面支援を行った。令和 3 年 1 月からは、インドネシアも共同議長国として参画し、意思決定層への女性の参画促進に向けた活発な議論と活動を行っている。EMPOWER の設立目的である G20 各国の民間セクター代表間の自発的・自立的なネッ

トワーク構築を促すことができるよう民間の女性起業家やW20 関係者等と緊密に連携しており、EMPOWER の日本代表による各種会合への参加や EMPOWER の国内活動の展開に際し、内閣府を始めとする関係省庁と連携し、様々な形で支援している。

G 7サミットでは、議長国である米国の事情により、ジェンダー分野においては特段の進展はなかったが、令和 3 年の G 7サミットに向け、議長国である英国主導の下で、全ての閣僚トラックにジェンダー平等の視点を取り入れるとし、新型コロナウイルス感染症からの回復の中心に女性を据えろとの観点から議論が行われた。

令和 3 年 3 月には、在バングラデシュ大使館、在モンゴル大使館及び在インド大使館にて、女性のエンパワーメント・ジェンダー平等に関する我が国の政策の広報・啓発活動の一環として、現地との関係機関との共催を含むウェビナーが開催された。女性の起業や政治参画に関する各国の有識者と日本の有識者との議論を通して、ジェンダー平等に関する議論の契機を作るとともに、各国の講師及びセミナー視聴者の日本に対する親近感が醸成された。

- 3 国連女性機関（UN Women）との協力を通じた女性のエンパワーメント促進については、同機関に対して約 2,580 万米ドルを拠出し、特に人間の安全保障を重視する観点から重点的に支援した。具体的には、この拠出を通じて、UN Women が、アジア、中東、アフリカ、欧州及び中央アジアにおける新型コロナウイルス感染症拡大により経済的・社会的影響を受けた女性や女兒に対し、感染症対策、感染予防の啓発活動、職業訓練及びジェンダーに基づく暴力対策等を行った。さらに 11 月には、第 2 回日・国連女性機関政策協議をオンラインで実施し、同機関のニューヨーク本部の関係者のみならず、各地域事務所の関係者とも協力関係を深化させた。

紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表（SRSG-SVC）事務所に対しては、18.6 万米ドルのコア拠出に加えて、3 件のプロジェクトに対し 109 万米ドルの財政支援を行い、支援対象国であるソマリア、コンゴ民主共和国及び中央アフリカの警察・司法能力強化などに貢献した。また、新型コロナウイルス感染症への対応に係るイラク、ヨルダン及びレバノンでのプロジェクトに対し 89.5 万米ドルの支援を行った。

- 4 平成 31 年 3 月、女性・平和・安全保障（Women, Peace and Security: WPS）に関する「行動計画」を改訂した第 2 次行動計画を策定したことに基づき、令和 2 年度も市民社会・NGO に対して周知説明及び意見交換を 7 月と 12 月に開催した。また、12 月には別途、評価委員と市民社会・NGO との意見交換も実施し、その際、外務省から ODA を使った具体的な案件形成の際にも WPS の視点を入れることや、国際機関との連携を視点の 1 つとして取り入れることの重要性につき説明を行った。また、評価委員会は、隔年の評価報告書を作成した。今後、評価報告書（和文）を英訳し、双方について外務省ホームページに掲載予定。
- 5 女子差別撤廃条約の報告は簡易報告手続で行うことが決定され、女子差別撤廃委員会から令和 2 年 3 月に国内実施状況に関する事前質問票が送付されたことに基づき、書面回答を、国内政策のとりまとめ役である内閣府を始めとする関係省庁と連携し作成している。

平成 30・令和元・2 年度目標の達成状況：b

測定指標 8-2 国連女性機関（UN Women）に対するコア拠出額の順位							
中期目標値	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度		平成 30・令和元・2 年度目標の達成状況
一年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	
—	8 位以内	9 位	8 位以内	14 位	8 位以内	13 位	b

（出典：国連女性機関（UN Women）ホームページ）

評価結果（個別分野 8）

施策の分析

【測定指標 8-1 女性の権利の保護・促進 ＊】

女性のエンパワーメントの促進に関して、様々な国際会議体を通してコミットメントを確認し、支援を行うことで、また、「女性・平和・安全保障」行動計画の策定・実施・（外部有識者による）評価を通じて、さらに、コロナ禍においてもオンラインを駆使してジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関する議論を行うことで、国際社会におけるジェンダー平等の実現及び女性のエンパワーメントの促進に貢献するとともに、日本の取組と姿勢を国際社会に示すことができた。

例えば、G 7 の枠組みでは、平成 30 年の G 7 シャルルボワ・サミット（カナダ）において、分野横断的なテーマとしてジェンダーが取り上げられ、首脳宣言でジェンダー平等に向けた取組の継続が確認された。この中で、日本は、途上国の女兒・思春期の少女・女性に対する質の高い教育、人材育成支援のために 2 億ドルのコミットメントを発表した。

また、G 20 の枠組みにおいては、令和元年度の G 20 大阪サミットで我が国が議長国を務め、首脳宣言に、女性の労働参画、STEM 分野を含む女子教育支援、女性起業家を含む女性ビジネスリーダーの声の反映等が盛り込まれた。また、公式プログラムの一部として「女性のエンパワメントに関する首脳特別イベント」を開催し、ムランボ＝ヌクカ国連女性機関事務局長を招へいた。令和 2 年のサウジアラビア議長国下では、G 20 大阪サミットで立ち上げが歓迎された「女性のエンパワメントと経済参画促進のための民間セクターアライアンス（EMPOWER）」の円滑な運営に資するよう、日本の民間代表がサウジアラビア、イタリア及びカナダと連携して進めるための側面支援（内閣府、厚生労働省及び経済産業省等、国内関連省庁と事前に調整・働きかけする等）を行い、日本国内企業における女性の意思決定層への参画等、女性のエンパワメントの促進に弾みをつけることに貢献した。

紛争下の性的暴力への対応に関して、令和 2 年度には、令和元年の G 7 ビアリッツ・サミットで採択された「ジェンダー平等及び女性のエンパワメントに関する宣言」において奨励された紛争関連の性的暴力生存者のためのグローバル基金（GSF）に対し、200 万ユーロを拠出し、また我が国は第 1 回理事会から理事国としてオンライン定期会合・緊急会合等に参加し発言することで積極的に運営に関与し、同基金の生存者救済を目的とする取組に貢献している。令和元年度には、紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表（SRSG-SVC）事務所に対して初めて 18.6 万米ドルのコア拠出を行い、人件費や維持運営費の財政支援としつつ、さらなる連携強化を図った。（令和 2 年度：紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表（SRSG-SVC）拠出金（任意拠出金）（達成手段⑥）、紛争関連の性的暴力生存者のための国際基金拠出金（達成手段⑦））

国連安保理決議で求められている女性の平和・安全保障への参画推進に関する取組として、我が国は平成 27 年に初めて「女性・平和・安全保障（WPS）」行動計画を策定したが、平成 31 年 3 月の国際女性会議 WAW！に合わせて日本の WPS 行動計画を改訂し、外務省ホームページで公表した。改訂版では国連 PKO 要員だけでなく、人道支援、開発援助及び災害派遣に関わる全ての支援者による性的搾取虐待（SEA）の防止を盛り込み、政府側実施主体に海上保安庁を加えるなど、国内外での WPS 行動計画の実施案件を通して、決議 1325 号及び関連決議が定める WPS アジェンダの更なる実施に尽力した。そうした日本の WPS 行動計画の実施目標に含まれる他国への WPS 分野における支援の一環として、また、G 7 WPS パートナリシップ・イニシアティブが外相コミットメントとして立ち上げられたことに基づき、日本はスリランカをパートナー国として、平成 31 年 4 月からスリランカの WPS 行動計画策定及び関連分野の実施を支援していくこととなり、着実に成果を上げている。さらに、バングラデシュにおける行動計画策定を支援したほか、東ティモールではオーストラリアと協力して WPS アジェンダ関係者に対するトレーニングの実施等を行うなどの貢献を行った。その結果、令和 3 年 4 月に発出された外部有識者による評価報告書において、取組の質・量ともに向上が見られたとされ、とりわけ、女性を紛争解決や予防、復興と開発に重要な役割を果たす「主体」と位置づけて、その役割や能力を強化する事業が明らかに目立つようになっていることは大きな進展と評価された。また、保護・救済の対象者という立場にある女性・少女への支援が、栄養改善やプロダクティブヘルス、生計向上、ジェンダーに基づく暴力（GBV）予防教育等、女性・少女たちの安全保障の構築につながる取組が拡充されたことも評価すべき点とされた。これらは、我が国のジェンダー平等の実現及び女性のエンパワメントの推進に係る政策がより質的に向上しているとともに、国外において我が国の支援対象となっている裨益者の女性たちの権利の保護・促進にもより一層資するものとなっていると評価できる。（平成 30・令和元・2 年度：女性・平和・安全保障に関する行動計画関連経費（達成手段①））

国際女性会議 WAW！に関して、平成 31 年 3 月には、5 回目となる国際女性会議 WAW！を、内閣府を始めとする関係省庁の協力を得つつ、G 20 のエンゲージメント・グループの一つである W20 と同時に開催した。女性活躍推進を支援する民間団体である W20 と連携し、「WAW！for Diversity」をテーマに、民間の視点も取り入れつつ、経済界、学術界、男性、若者を含む多様な背景を持つ参加者が国内外の課題について議論したところ、2 日間で約 3,000 人という過去の WAW！の来場者数の倍の来場者を得るなど、第 5 回 WAW！はジェンダー平等・女性のエンパワメントに関する啓発を行うとともに、日本の取組を世界に発信する機会として、有益な取組となった。（平成 30・令和元・2 年度：女性関連国際シンポジウム開催経費（達成手段③））

さらに、令和 2 年 3 月には、外務省主催のウェビナーを開催し、「女性のエンパワメントをよりよい社会の原動力に」、「スポーツ界における女性のエンパワメント」、「女性・平和・安全保障って何？」という 3 つのテーマについて国内外の専門家や内閣府男女共同参画局長による意見交換の場を設け、500 人以上の視聴者の参加を得た。コロナ禍において、不釣り合いな影響を受けた女性・女兒の現状が

浮き彫りになる中で、女性の権利の促進につながる非常に時宜を得たテーマであったとの高い評価を登壇者及び視聴者から受けた（事後のアンケートでは9割以上が「非常に満足」「満足」と回答。）。（令和2年度：女性関連国際シンポジウム開催経費（達成手段③））

このほか、女性の活躍推進に関するセミナーを、平成30年度は在トロント総領事館、令和元年度は在タイ大使館及び在カナダ大使館において、さらに、令和2年度は、在モンゴル大使館、在バングラデシュ大使館及び在インド大使館において、開催し、当該国のジェンダー平等の実現及び女性のエンパワーメントの推進に一定の貢献をしたほか、我が国の女性関連政策の広報をする機会となり、有益なものとなった。（平成30・令和元・2年度：在外公館における女性関連セミナー開催経費（達成手段④））

【測定指標8-2 国連女性機関（UN Women）に対するコア拠出額の順位】

令和2年は、北京宣言採択25周年、女性・平和・安全保障安保理決議採択20周年、国連女性機関（UN Women）創設10周年、SDGs採択5周年など女性課題にとって特別な年であったことから、女性の権利の保護・促進に向けた国際社会における動きをリードすべく、UN Women主催の各種オンライン会議に積極的に参加することで、UN Womenとの連携を強化し、右分野における我が国の国際社会におけるプレゼンスを更に高めた。

我が国は、平成28年に実施された執行理事国選挙において、平成29年から3年間引き続き執行理事国を務めることとなったところ、主要ドナーとしてプロジェクト実施能力向上の必要性につき機会を捉えて指摘した。また、非公式協議の場においても効果的な資源配分や資金調達の改善等に向けた働きかけを行い、執行理事会の運営に重要な役割を果たした。

また、第63回国連女性の地位委員会（CSW63）では、NGOへのブリーフィング会合等を開催すると同時に、NGOが主催するサイドイベントの開催支援を行った。

令和元年度及び令和2年度にUN Womenとの更なる連携の強化を図るため、政策協議を実施し、課題を共有するとともに、現状認識及び相互理解を深めた。また、コア拠出を続け、主要なドナー国の一つとしてUN Womenの運営およびプロジェクトの実行に貢献した。コア拠出額の順位は、平成30年度は9位、令和元年度は14位、令和2年度は13位となっており、いずれも目標を達成できていないが、我が国の同機関に対するノンコア拠出と合わせた合計拠出額の順位では、平成30年度は4位、令和元年度が7位、また、令和2年度は6位となっており、この順位を踏まえて目標達成状況を「b」とした。（令和2年度：ジェンダー平等と女性のためのエンパワーメントのための国連機関（UN Women）拠出金（任意拠出金）（達成手段⑤））

次期目標等への反映の方向性

【施策（施策の必要性に関する分析を含む）】

国際社会において、女性のエンパワーメントや性暴力を含むジェンダーに基づく暴力といった課題は、新型コロナウイルス感染症が拡大する中で一層重要性を増しており、我が国において、女性のエンパワーメント・ジェンダー平等は引き続き重要な政策課題の一つである。我が国は国内外での女性のエンパワーメントの促進・ジェンダー平等の実現に向け、引き続き国際機関や諸外国と協力しながらジェンダー分野の諸課題の解決に寄与するとともに、我が国の取組を国外に発信し、世界におけるエンパワーメント・ジェンダー平等の動きをリードする。

現在の施策目標「女性の権利の保護・促進に向けた国際的な連携・協力を推進する。」の「女性の権利の保護・促進」という表現は、女性をただ優遇するかのように受け止められかねず、現状のジェンダー不平等な社会を「ジェンダー平等の観点から正していく」という方向性を明確にするため、次期施策目標は「ジェンダー平等の実現に向けた国際的な連携・協力を推進する。」に変更する。

また、国際社会において、あらゆる分野においてジェンダー平等を主流化していくという動きが年々活発化している中で、外務省が担うジェンダー平等の実現に向けた政策も多様化しており、単に国際協力の推進や国連女性機関（UN Women）に対する拠出額という指標では十分に測定できない状況となっている。コロナ禍において、従前からのジェンダー不平等が一層浮き掘りとなり、ジェンダー平等の実現と女性のエンパワーメント推進の重要性が重みを増す中、外務省としては、国際的な対外発信と国際的動向の国内政策・取組への反映、そして、国際協力案件実施や国内でのジェンダー平等定着に向けた啓発活動の着実な実施をも政策評価の対象に含めることが適当と考える。そうした観点から、測定指標については、以下のとおりとする。

【測定指標】

8-1 ジェンダー平等の実現に向けた国際的議論への参画・対外発信 *

各国・国際機関との多国間及び二国間での議論・対話は、女性のエンパワーメントの促進・ジェンダー平等のための政策や課題について議論を行う場であると同時に、我が国の取組をアピールする上で

非常に重要な場である。また、我が国のジェンダー平等の促進に資する国際的な取組を国内向けに発信する上でも、こうした議論に参画することは非常に重要である。このことから今後も、我が国は引き続きジェンダー平等の実現に向けた多国間・二国間の議論・対話により積極的に参加する。

国際会議等の開催に関しては各国、国際機関等と連携して、ジェンダー分野の国際的な課題に関する最新のトピックに注意を払いつつ、一層活発な議論を行うとともに、国際社会に対し日本の取組を積極的に発信していくとともに、国内のジェンダー平等実現に資すると考えられる国際的な取り組みについては、関係省庁と連携しつつ国内向けにも発信していく。

8-2 「女性・平和・安全保障（WPS）行動計画」に資する政策の推進 *

女性を平和構築の主体者としてとらえ、紛争予防や平和構築における女性の参画を確保し、また、紛争関連の性的暴力及びジェンダーに基づく暴力からの保護・予防や様々な分野における女性のエンパワーメントを実施して、平和な社会の実現に取り組むことを趣旨とする「女性、平和・安全保障（WPS）」に関する国連安保理決議に基づく行動計画の実施は、我が国の外交政策におけるジェンダー平等推進の要となるものである。とりわけ、国連女性機関（UN Women）への拠出を通じた国際協力は WPS アジェンダの実施のみならず、ジェンダー平等の実現及び女性のエンパワーメントの促進に資する我が国の女性関連重要政策となっており、同機関との協力を質量ともに拡充させることが重要である。我が国では、平成 27 年に初めて行動計画を策定して以降、国際協力及び国内での取組の両面から行動計画の実施に努めているが、引き続き、国連女性機関（UN Women）や紛争下の性的暴力国連事務総長特別代表（SRSG-SVC）事務所との協力や紛争関連性的暴力生存者のためのグローバル基金（GSF）での理事国としての活動を始め、国際機関や実施団体等と連携し、また、国内においては市民社会や有識者等と協力することによって、国際社会においてジェンダー平等と平和構築に資する施策を推進する。

作成にあたって使用した資料その他の情報

- ・ 外務省ホームページ
ジェンダー平等と女性のエンパワーメント
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/women/index.html>)
- ・ 令和 2 年度版外交青書（外交青書 2020）
第 3 章 第 1 節 日本と国際社会の平和と安定に向けた取組 8 女性
- ・ 国連女性機関（UN Women）ホームページ
(<http://www.unwomen.org/en>)
- ・ 第 5 次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～（令和 2 年 12 月 25 日閣議決定）
(https://www.gender.go.jp/about_danjo/basic_plans/5th/index.html)

個別分野 9 軍備管理・軍縮・不拡散への取組

施策の概要

大量破壊兵器の軍備管理・軍縮・不拡散体制の維持・強化は、国際社会の平和と安全を確保し、我が国の安全保障を担保するために重要であることから、我が国は、以下の取組を実施する。

- 1 核軍縮については、NPT を基礎とする国際的な核軍縮・不拡散体制の維持・強化、軍縮・不拡散イニシアティブ (NPDI) の取組主導、国連総会への核兵器廃絶決議案の提出・採択、包括的核実験禁止条約 (CTBT) の早期発効、核兵器用核分裂性物質生産禁止条約 (FMCT) の早期交渉開始に向けた取組、その他国際的枠組みにおける取組、「非核特使」及び「ユース非核特使」制度を活用した軍縮・不拡散教育等の取組を積極的に行う。
- 2 大量破壊兵器 (WMD) 等の不拡散については、関連国連安保理決議等の着実な履行及び関係国による履行の支援等を行うとともに、保障措置強化のため、IAEA との各種の協力や、IAEA 保障措置協定の追加議定書発効促進に向けた取組等を行う。また、国際輸出管理レジームの強化に向けた取組、拡散に対する安全保障構想 (PSI) への貢献、セミナー等の開催によるアジア地域を中心とした働きかけ等を実施する。
- 3 生物・化学兵器については、生物兵器禁止条約 (BWC) 及び化学兵器禁止条約 (CWC) の普遍化、国内実施の強化等を含む国際レジームの維持・強化のための取組に貢献する。
- 4 通常兵器の軍備管理・軍縮の国際的枠組みの履行と普遍化に積極的に貢献する。また、通常兵器分野の信頼醸成措置の促進に向けた取組を継続する。

関連する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)

- ・第 201 回国会・衆議院安全保障委員会における茂木外務大臣所信 (令和 2 年 3 月 5 日)
「核兵器のない世界の実現」

測定指標 9-1 国際的な核軍縮を追求するための取組 *

中期目標 (一年度)

核兵器のない世界の実現に向け、国際的な核軍縮を追求するための現実的かつ実践的な取組を強化する。

平成 30 年度目標

- 1 2020 年核兵器不拡散条約 (NPT) 運用検討会議の第 2 回準備委員会において、NPT 体制の維持・強化及び 2020 年 NPT 運用検討会議に向けた機運を高めるべく積極的に議論に貢献する。
- 2 軍縮・不拡散イニシアティブ (NPDI) の枠組みを通じ、国際的な核軍縮を追求するための現実的かつ実践的な取組の重要性を発信する。また、その他多国間の協議枠組みや二国間協議等を通じて、地域・国際的な核問題に迅速かつ適切に対処する。
- 3 「核軍縮の実質的な進展のための賢人会議」や我が国が国連総会に提出している核兵器廃絶決議を通じて、核軍縮の進め方をめぐって立場の異なる様々な国々の橋渡し役として、国際社会が一致して取り組むことのできる「共通の基盤」を提供する。
- 4 CTBT 早期発効に向け、未批准国及び未署名国に対する働きかけを行うとともに、日本と豪州が主導する CTBT フレズ外相会合の成功に向けて取り組む。
- 5 核兵器用核分裂性物質生産禁止条約 (FMCT) の早期交渉開始に向けた議論の進展に取り組む。特に、国連でのハイレベル専門家準備会合に出席し、条約の交渉開始に向け具体的に議論に貢献をする。
- 6 核軍縮検証の国際パートナーシップ (IPNDV) 等の国際的な枠組みにおいて、現実的かつ実践的な取組として核軍縮検証や核戦力の透明性等の核軍縮の進展に向けた議論に積極的に貢献する。
- 7 被爆の実相を世代や国境を越えて伝達するため「非核特使」及び「ユース非核特使」を国際会議等に派遣するとともに、我が国の核軍縮政策に対する理解促進のため、国連軍縮会議等の国際会議を活用する。

施策の進捗状況・実績

- 1 4 月にジュネーブで開催された 2020 年 NPT 運用検討会議第 2 回準備委員会に、河野外務大臣が出席し、核軍縮をとりまく厳しい国際環境の中、重要な成果を上げてきた NPT 体制の維持・強化が引き続き日本の取組の中心であることを強調するとともに、「核軍縮の実質的な進展のための賢人会議」の提言 (効果的な核軍縮への橋渡し-2020 年 NPT 運用検討会議のための提言) (平成 30 年 3 月

- 提出)に示されている取組として、透明性、検証や対話型討論を紹介し、国際社会に具体的な行動を呼びかけた。また、河野外務大臣はサイドイベントにおいても、「賢人会議」の提言を紹介した。
- 2 NPTDIとして、上記第2回準備委員会に、4本の作業文書(透明性、北朝鮮、NPT運用検討プロセス強化、保障措置)を提出した。また、透明性・報告に関するサイドイベントを開催し、具体的な議論に資するよう貢献した。その他、韓国(6月)、豪州(7月)、インド(7月)、イスラエル(11月)及びロシア(12月)との間で軍縮・不拡散協議を実施し、二国間の軍縮・不拡散に関する様々な問題につき意見交換を行った。
 - 3 「核軍縮の実質的な進展のための賢人会議」第3回会合を11月に長崎で開催した。日本人委員7名のほか、核兵器国、中道国、核兵器禁止条約推進国の外国人有識者8名の計15名が参加した。同会合では、平成30年3月の「賢人会議」の提言を踏まえて、核兵器の廃絶に向けた道筋において解決すべき、軍縮と安全保障の関係に関する困難な問題等について活発な議論が行われた。
また、12月、第73回国連総会に我が国が提出した核兵器廃絶決議案が162か国の幅広い支持を得て採択された。同決議案は、核軍縮を実質的に前進させるべく、国家間の信頼関係を再構築し、立場の異なる国々との間の橋渡しを行い、国際社会が一致して取り組むための共通の基盤の形成に貢献することを目指したものであり、核兵器国である英国が共同提案国となった。また、核兵器禁止条約に賛成した122か国中、101か国が賛成するなど幅広い国々の支持を得た。
 - 4 4月の2020年NPT運用検討会議第2回準備委員会及び7月のゼルボCTBT事務局長との共同アピールにおいて北朝鮮に、また、10月の日印首脳共同声明においてインドに、CTBT批准・署名を求めた。5月には、第8回太平洋・島サミットにおいて発出された首脳宣言でCTBTの重要性を確認した。9月には、ニューヨークで河野外務大臣が第9回CTBTフレンズ外相会合をペイン豪外相と共同議長として主催し、約30か国の外相が参加するなどCTBTの発効に向けた幅広い国のハイレベルのコミットメントを確認した。また、同外相会合の機会に、タイがCTBTを批准し、ツバルが署名した。さらに、10月に開催されたTICAD閣僚会合の際、我が国ハイレベルからアフリカの未署名・未批准国に働きかけを行い、このうちジンバブエが平成31年2月にCTBTを批准した。
 - 5 5～6月、ジュネーブの国連欧州本部において、FMCTハイレベル専門家準備グループの第2回会合が開催され、将来の条約の要素について考える選択肢等を盛り込んだ報告書が採択された。我が国からは佐野外務省参与(前軍縮代表部大使)を専門家として派遣し、条約の実質的な要素と勧告の議論に貢献した。
 - 6 IPNDVについては、7月にソウルで行われた作業部会及び12月にロンドンで行われた全体会合・作業部会において、核弾頭を解体するプロセスに焦点を当てつつ、検証技術や方途、課題を洗い出す作業について、既存の軍縮条約の現地査察を含む検証措置等の経験に基づく作業文書等を提出し、議論に貢献した。
 - 7 7件12名に「非核特使」、5件40名に「ユース非核特使」を委嘱し、被委嘱者が2020年NPT運用検討会議第2回準備委員会等へ出席した。また8月に、我が国の核軍縮政策に対する理解促進のため、ユース非核特使としてジュネーブを訪問した高校生平和大使と各国外交官との意見交換会を軍縮代表部大使主催により実施した。なお、国連軍縮会議の開催はなかった。

令和元年度目標

- 1 2020年核兵器不拡散条約(NPT)運用検討会議の第3回準備委員会において、NPT体制の維持・強化及び2020年NPT運用検討会議に向けた機運を高めるべく、NPT体制の維持・強化に貢献する作業文書を提出するとともに、少なくとも2020年NPT運用検討会議の開催において重要な議題選定や議長を選任等の手続き事項を決定すべく、積極的に議論に貢献する。
- 2 軍縮・不拡散イニシアティブ(NPTDI)の枠組みを通じ、国際的な核軍縮を追求するための現実的かつ実践的な取組の重要性を発信する。また、その他多国間の協議枠組みや二国間協議等を通じて、地域・国際的な核問題に迅速かつ適切に対処する。
- 3 「核軍縮の実質的な進展のための賢人会議」や我が国が国連総会に提出する核軍縮に関する決議等を通じて、核軍縮の進め方をめぐって立場の異なる様々な国々の橋渡しに努めつつ、国際社会が一致して取り組むことのできる共通の基盤の形成に貢献する。
- 4 CTBT早期発効に向け、未批准国及び未署名国に対する働きかけを行うとともに、令和元年に開催予定の第11回CTBT発効促進会議に向けて議長を補佐する等、同会議の成功に向けて取り組む。
- 5 核兵器用核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)の交渉開始に向けた議論の進展に取り組み、種々の会合の場において、条約の交渉開始に向け具体的に議論に貢献する。
- 6 核軍縮検証の国際パートナーシップ(IPNDV)等の国際的な枠組みにおいて、現実的かつ実践的な取組として核軍縮検証や核戦力の透明性等の核軍縮の進展に向けた議論に積極的に貢献する。
- 7 被爆の実相を世代や国境を越えて伝達するため「非核特使」及び「ユース非核特使」を2020年NPT

運用検討会議第3回準備委員会等に派遣するとともに、国連総会第一委員会での軍縮不拡散教育に関するステートメント等を通じて我が国の核軍縮政策に対する理解促進に取り組む。

施策の進捗状況・実績

- 1 5月にニューヨークで開催された2020年NPT運用検討会議第3回準備委員会に辻外務大臣政務官が出席。会議初日に一般討論演説を行い、2020年がNPT発効50周年であるとともに、核兵器が最後に使用されてから75年という節目の年であることを述べた。加えて日本は、「賢人会議」の「京都アピール」や透明性向上に関するサイドイベントを開催した。NPDIとしては、透明性や軍縮・不拡散教育を含む計5本の作業文書を提出するなど、各分野別の議論に積極的に貢献した。また、同委員会では、同運用検討会議の議題、手続規則等に合意した。
- 2 11月、愛知県名古屋市の第10回NPDI外相会合を開催した。同会合では、茂木外務大臣がペイン豪外相とともに共同議長を務めた。本会合では、NPT体制の維持・強化の重要性に関するNPDIのコミットメントを示すNPDI外相共同声明が発出され、2020年NPT運用検討会議に向けて、NPDIとして引き続き緊密に連携していくことが確認された。また、令和2年1月の日露軍縮・不拡散協議、日エジプト軍縮・不拡散協議を初めとする二国間協議において、軍縮・不拡散における現下の諸課題について議論した。
- 3 「賢人会議」については、平成31年3月に京都で第4回会合を開催し、現下の状況において核軍縮を進めるために必要な国際社会の取組について議論した結果として、4月、白石座長から河野外務大臣に「京都アピール」を提出。同月のNPT運用検討会議第3回準備委員会において、辻外務大臣政務官が同アピールの内容を紹介した。さらに、7月、東京で第5回会合を開催。核兵器の廃絶に向けて真に乗り越えなければならない、軍縮と安全保障の関係に関する困難な問題に焦点を当てながら、2020年NPT運用検討会議及びその後を見据えて、国際社会として核軍縮の進展をどのように図っていくかについて議論が行われた。上記の議論の結果、これまでの賢人会議における議論を総括する報告書を作成することで委員の間で意見が一致。10月、白石座長から若宮外務副大臣に「議長レポート」を提出した。令和2年3月には、核軍縮の実質的な進展のための1.5トラック会合を東京にて開催した。
また、11月2日、我が国が国連総会第一委員会に提出した核兵器廃絶決議案が148か国の支持を得て採択され、12月13日には、国連総会本会議において160か国の支持を得て採択された。同決議案は、核兵器国と非核兵器国の共通基盤の構築に資するものとして、核軍縮について国際社会として直ちにに取り組むべき共同行動の指針と未来志向の対話の重要性に焦点を当てたものであり、2020年NPT運用検討会議を見据え、各国共通の基盤形成に寄与した。
- 4 9月にニューヨークで開催された第11回CTBT発効促進会議に茂木外務大臣が出席し、CTBTの発効促進に向けた日本の取組を紹介するとともに、核軍縮・不拡散の取組が着実に進展することへの期待と決意を表明した。また、参加国の総意として、発効要件国を中心とする未署名国・未批准国に対する早期の署名・批准の呼び掛け、核実験モラトリアムの維持の呼び掛け、検証体制構築に関する支援の確認、さらに北朝鮮による核実験への非難及び全ての関連安保理決議の遵守及び完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な朝鮮半島の非核化の重要性の表明等を盛り込んだ最終宣言が採択された。
- 5 我が国が国連総会第一委員会に提出した核兵器廃絶決議において、直ちにに取り組むべき措置の一つとして、FMCTの交渉開始を呼び掛けた。また、ジュネーブ軍縮会議や軍縮・不拡散協議を始めとする関係国との二国間協議の機会にFMCTの交渉開始に向けた取組を求めた。
- 6 IPNDVの全体会合及び作業部会に本省担当者及び専門家を派遣し、軍縮条約違反の疑いが生じた場合の解決メカニズムに関する作業文書の提出、演習計画等の策定、技術的デモンストレーション等への参加を通じた貢献を行った。また、平成28年の国連総会決議で設置が決定された核軍縮検証政府専門家会合においては、専門家を派遣し、作業文書の提出等を通じて議論に参加し、核軍縮の推進における検証の役割に関する報告書の作成に貢献した。
- 7 4件延べ6名に「非核特使」、3件延べ40名に「ユース非核特使」を委嘱し、ユース非核特使の被委嘱者が2020年NPT運用検討会議第3回準備委員会へ派遣された。また、高校生平和大使が国連欧州本部等を訪問し、各国外交団との意見交換を行った。なお、我が国は2020年NPT運用検討会議第3回準備委員会において軍縮・不拡散教育に関する共同ステートメントに参加した。

令和2年度目標

- 1 来たるべきNPT運用検討会議が意義ある成果を収めるものとなるよう、作業文書の提出等によって、現実的で具体的な取組や提案を継続し、NPT体制の維持・強化に向けて貢献していく。
- 2 我が国と豪州が主導する軍縮・不拡散イニシアティブ(NPDI)の枠組みを通じ、国際的な核軍縮

を追求するための現実的かつ具体的な取組の重要性を国際社会に対し発信していく。また、その他多国間の協議枠組みや軍縮・不拡散協議などの二国間協議等を通じて、地域・国際的な核軍縮・不拡散の問題に迅速かつ適切に対処する。

- 3 「核軍縮の実質的な進展のための賢人会議」や我が国が例年国連総会に提出している核軍縮に関する決議等を通じて、核軍縮の進め方をめぐって立場の異なる様々な国々の橋渡しに努めつつ、国際社会が一致して取り組むことのできる共通の基盤の形成に積極的に貢献する。
- 4 CTBT 準備委員会に拠出金を通じて大きく貢献している我が国として、CTBT 発効促進に向け、未批准国及び未署名国に対する働き掛けを行うとともに、令和 2 年に開催予定の第 10 回 CTBT フレンド外相会合に向け、共同議長として、同会議の成功に向けて取り組む。
- 5 核兵器用核分裂性物質生産禁止条約 (FMCT) の交渉開始に向けた議論の進展に積極的に取り組み、我が国も参加する様々な会合の場において、条約の交渉開始に向け具体的に議論に貢献する。
- 6 核軍縮検証の国際パートナーシップ (IPNDV) 等の国際的な枠組みにおいて、作業文書の提出等を通じ、現実的かつ実践的な取組として核軍縮検証や核戦力の透明性等の核軍縮の進展に向けた議論に積極的に貢献する。
- 7 被爆の実相を世代や国境を越えて伝達するため「非核特使」及び「ユース非核特使」を来たるべき NPT 運用検討会議に派遣するとともに、国連総会第一委員会での軍縮不拡散教育に関するステートメント等を通じて我が国の核軍縮政策に対する幅広い理解の促進に取り組む。

施策の進捗状況・実績

- 1 新型コロナウイルス感染症の影響により、4 月下旬からの開催が予定されていた NPT 運用検討会議の延期が令和 2 年 3 月に決定し、今年度中は開催されなかった。そのため、提出済みの履行報告書は未公表であり、また提出予定であった作業文書の調整も停止している。他方で、NPT 運用検討会議に向けての議論は継続している。
- 2 軍縮・不拡散イニシアティブ (NPDI) では、4 月には、高級実務者レベルで共同メッセージを発出し、延期となった第 10 回 NPT 運用検討会議が開催されるまでの間、核兵器国と非核兵器国に対して、NPDI が橋渡し役として前向きな関与を深めていくことを表明したほか、5 月、9 月及び令和 3 年 2 月に高級実務者会合を実施し、第 10 回 NPT 運用検討会議に向けて作業文書を提出すべく、協議を行った。また、6 月及び令和 3 年 1 月には、ストックホルム・イニシアティブの閣僚会合に若宮外務副大臣及び鷲尾外務副大臣が各々出席し、日本の方針・政策に関するステートメントを実施した。このように、NPT 体制の維持・強化に向けて貢献すべく、現実的で具体的な取組を継続している。
- 3 「核軍縮の実質的な進展のための賢人会議」については、令和 2 年 3 月に続き、令和 3 年 3 月に、同会議における議論の成果のフォローアップ及び更なる発展を目的として、第 2 回 1.5 トラック会合を開催した。核兵器国及び非核兵器国を含む各国の有識者及び政府関係者に加え、中満泉国連事務次長・軍縮担当上級代表やグスタヴォ・スラウビネン核兵器不拡散条約 (NPT) 運用検討会議議長候補が参加し、令和 3 年 8 月に開催が見込まれる同会合において意義ある成果を得るべく、有識者からの提言を得るとともに政府関係者も含めた意見交換を行った。また、第 10 回 NPT 運用検討会議を見据え、国連総会に核軍縮について国際社会として直ちにに取り組むべき共同行動の指針と未来志向の対話の重要性に焦点を当てた核兵器廃絶決議を提出し、同決議は 12 月の国連総会本会議で 150 か国の支持を得て採択された。
- 4 CTBT については、9 月に開催予定であった第 10 回 CTBT フレンド外相会合は、新型コロナウイルス感染症の影響に鑑み、会合開催の代わりに、CTBT フレンド各国外務大臣がビデオメッセージを発出することとなり、10 月、日本からも茂木外務大臣のビデオメッセージを発出し、我が国の CTBT にかかる取組を発信した。その他、7 月に開催されたオランダ主催の CTBT にかかるオンライン閣僚級会合等様々な場でも日本の CTBT に関する取組等を発信した。
- 5 核兵器用核分裂性物質生産禁止条約 (FMCT) の交渉開始に向け、我が国が国連総会第一委員会に提出した核兵器廃絶決議において、直ちにに取り組むべき措置の一つとして、FMCT の交渉開始を呼び掛けた。また、ジュネーブ軍縮会議 (ハイレベルセグメントを含む) や軍縮・不拡散協議を始めとする関係国との二国間協議の機会に FMCT の交渉開始に向けた取組を求めた。
- 6 IPNDV では、具体的なシナリオに基づく核軍縮検証の演習や検証技術にかかる検討等が行われた。我が国は、作業文書の提出やオンライン会議への出席等を通じて我が国の知見を提供する等積極的に参加した。
- 7 新型コロナの影響により NPT 運用検討会議が延期となったほか、「非核特使」及び「ユース非核特使」を委嘱することはできなかったが、国連総会第一委員会において軍縮不拡散教育に関するステートメントを行った。

測定指標 9－2 大量破壊兵器等の拡散防止のための取組 *

中期目標（一年度）

大量破壊兵器等の拡散防止のための取組を強化する。

平成 30 年度目標

1 大量破壊兵器等の不拡散に向けた取組として以下を実施する。

（1）北朝鮮やイラン等に係る一連の国連安保理決議の履行のため、関係国と緊密に協議を行い、また、アジアを中心とした途上国によるこれら決議の履行のための能力の向上を支援（会合の開催等）する。また、イランの核合意（イランの核問題に関する最終合意（包括的共同作業計画（JCPOA））履行及び北朝鮮の核問題への対応のため、以下を実施する。

ア イランの核合意履行支援のため、IAEA との協力の下、平成 29 年度にイラン向け保障措置トレーニングを行ったのに引き続き、イラン向けのトレーニング・セミナー等を実施する。

イ 北朝鮮の核問題については、IAEA が関係国間での政治的合意がなされた後の北朝鮮における査察活動再開を見据え、準備体制を強化していることを踏まえ、IAEA に対する資金面・人材面での協力を行う方向で準備を進める。

（2）各種輸出管理レジーム等の場で、国際不拡散体制の強化・発展に向けた連携を強化するためのイニシアティブを発揮する。特に、原子力供給国グループ（NSG）においては、在ウィーン国際機関日本政府代表部が連絡事務局としての役割を継続し、円滑な運営に協力する。

2 国際的な核不拡散体制強化の重要な要素である保障措置体制の強化のため、以下を実施する。

（1）IAEA や関係諸国と緊密に協力し、IAEA 追加議定書の未締結国に対する能力構築支援を通じた同議定書の締結を促進するためのトレーニング・セミナー等を開催し、締結国の増加を図る。

（2）IAEA 理事会及び総会に然るべく対応するとともに、IAEA 保障措置シンポジウム（4 年に一度開催）や、アジア太平洋保障措置ネットワーク（APSN）等、保障措置関連の国際・地域会議に我が国として参加し、成功裏の開催に貢献する。

（3）IAEA による保障措置の効率化・実効化の取組を支援するとともに、我が国として、IAEA の保障措置体制の強化に貢献すべく、保障措置局における日本人職員増強を図る。

3 アジア地域諸国の輸出管理体制強化のため、以下を実施する。

（1）二国間レベルでは、輸出管理体制強化について協議等を通じた働き掛けを強化する。

（2）地域レベルでは、アジア不拡散協議（ASTOP）、アジア輸出管理セミナー等を開催する。

4 大量破壊兵器等の拡散を阻止するため、以下を含む国際的な枠組みに積極的に参加し、プレゼンテーション等我が国からのインプットを行う。

（1）拡散に対する安全保障構想（PSI）のハイレベル政治会合及びオペレーション専門家(OEG)会合

（2）我が国主催 PSI 訓練「Pacific Shield 18」

施策の進捗状況・実績

1 （1）大量破壊兵器等の不拡散の観点から、関連国連安保理決議の履行を含め、米国、インド、パキスタン各国との軍縮・不拡散協議の実施やその他の機会を捉え、関係国と緊密に協議した。また、第 15 回アジア不拡散協議（ASTOP）（平成 31 年 3 月）や第 26 回アジア輸出管理セミナー（平成 31 年 2 月）等を通じて、国際的な義務の履行のための各国の取組の共有等により、アジアを中心とした途上国の能力向上支援を実施した。

ア 7 月に日本原子力研究開発機構（JAEA）の協力の下、IAEA 主催のイラン向け保障措置トレーニング・セミナーを支援した。イラン国内の保障措置実施に関与する担当者及び管理職等 26 名に対し、追加議定書に基づく申告等に関するセミナーを実施し、具体的な形で核合意履行支援を実施し、IAEA 及びイラン側から高い評価を受けた。

イ 7 月の河野外務大臣のウィーン訪問や 12 月の天野 IAEA 事務局長の訪日等を始め、様々なレベルで、不拡散上の課題について IAEA との意思疎通を重ねた。

（2）NSG 総会（6 月）、オーストラリア・グループ総会（6 月）、ミサイル技術管理レジーム拡大ポイント・オブ・コンタクト会合（12 月）、ワッセナー・アレンジメント総会（12 月）を始めとする各種輸出管理レジーム等の場で、国際不拡散体制の強化・発展のため、各国の輸出管理の在り方について議論したほか、無形技術移転対策に関する我が国の取組や懸念国が調達を企図する品目・技術について情報共有を行い、さらにキャッチオール規制の重要性について意見交換を行って他国の

取組を促すなど様々な国際的取組を行った。また、在ウィーン国際機関日本政府代表部が NSG の連絡事務局として、参加国との連絡・調整、文書管理、会議場提供等、円滑な運営のために不可欠な役割を果たすことを通じ、NSG の強化・発展と参加国の連携強化のためにイニシアティブを発揮した。

- 2 保障措置体制の強化に関しては、関係国と協力しつつ様々な機会を捉えて IAEA 追加議定書の締結に向けた働き掛けを行ったところ、締約国数は 2 か国増加し（リベリア及びセルビア）134 か国となった。また、アルジェリアが署名、タイが批准した。
 - (1) 第 15 回アジア不拡散協議（ASTOP）（平成 31 年 3 月）では追加議定書（AP）に関するセッションを設け、原子力の平和的利用を行う上での保障措置の着実な実施を働き掛けるとともに東南アジア諸国に対する我が国のキャパシティ・ビルディングの取組につき紹介した。その上で、今後の実効性あるキャパシティ・ビルディングに向け、新たに AP 締約国となったタイや未締結国のラオスやミャンマー等の経験や課題につき参加国間での共有を行った。また、イラン向け保障措置トレーニングについては、AP に基づく申告を取り上げ、イランによる AP 履行の能力の向上を支援した。
 - (2) 年 5 回開催される IAEA 理事会において、指定理事国として、重要な不拡散問題に関する議論に積極的に参加し、IAEA 事務局の取組を支援するとともに、北野在ウィーン国際機関日本政府代表部大使等からステートメントを実施するなど我が国の立場を表明した。9 月の IAEA 総会に松山内閣府担当大臣が政府代表として参加し、政府代表による政府代表演説や米国及びフランスのカウンターパートとの会談を実施した。また、10 月から 11 月にかけて開催された IAEA 保障措置シンポジウム及び APSN 年次会合に、原子力規制庁等の関係政府機関とともに参加し、アジア太平洋諸国に対するキャパシティ・ビルディングに関するプレゼンテーション等を実施したほか、地域の保障措置関係者のデータベース構築など作業計画を明確化し、地域における保障措置体制強化に貢献した。さらに、IAEA 理事会での意思決定に我が国の考え方がより反映されるようにするため、平成 31 年 2 月に、IAEA 理事国（英国、エジプト及びインドネシア）の在ウィーン代表部大使を招へいし、東電福島第一原発事故の我が国の取組や放射線医療等の原子力の平和的利用の状況につき理解を促すとともに、同理事国との一層の関係構築を進めた。
 - (3) IAEA 理事会等の場を通じて、指定理事国として、保障措置の実効性向上・効率化に向けた IAEA の取組を支持する旨を表明した。12 月の天野事務局長の訪日や平成 31 年 1 月のヘイワード事務次長（予算計画担当）訪日といった機会を捉え、保障措置局を含む IAEA における日本人職員増強に向け、辻外務大臣政務官を始め様々なレベルで意見交換等を実施した。
- 3 (1) アジア地域諸国の輸出管理体制強化のため、インドネシア政府関係者の能力構築支援（11 月）や米国等の関係国との輸出管理政策対話などの二国間レベルの働き掛けや情報交換を実施した。
 - (2) 第 15 回アジア不拡散協議（ASTOP）（平成 31 年 3 月）や第 26 回アジア輸出管理セミナー（平成 31 年 2 月）を開催し、アジア各国・地域の輸出管理担当者の輸出管理に関する共通認識を醸成するとともに、体制強化に係る取組の促進を働き掛けた。
- 4 (1) 5 月に、拡散に対する安全保障構想（PSI）の 15 周年記念ハイレベル政治会合及びオペレーション専門家（OEG）会合に参加した。ハイレベル政治会合では、今後の取組方針を確認した 4 つの共同声明を採択する際の共同議長を務めるなど、PSI の取組に積極的に参加した。
 - (2) 7 月に、我が国主催 PSI 海上阻止訓練「Pacific Shield 18」を実施した。国内からは、外務省、警察庁、財務省、海上保安庁、防衛省等が参加した。また、豪州、ニュージーランド、韓国、シンガポール及び米国が艦船や哨戒機、人員等を派遣したほか、アジア太平洋地域を中心に、19 か国がオブザーバーとして参加し、各国の拡散阻止能力の向上や連携強化、PSI の取組への理解促進等を図った。

令和元年度目標

- 1 国際的な不拡散上の課題に効果的に対処するため、二国間及び多国間の枠組みを活用し、関係国と意思疎通を重ね、緊密に協力する。
- 2 国際的な核不拡散体制強化の重要な要素である IAEA 保障措置体制の強化のため、以下を実施する。
 - (1) IAEA や関係諸国と緊密に協力し、IAEA 追加議定書の未締結国に対する能力構築支援を通じた同議定書の締結を促進するためのトレーニング・セミナー等を開催し、締約国の増加を図る。
 - (2) IAEA 理事会及び総会に然るべく対応するとともに、アジア太平洋保障措置ネットワーク（APSN）等、保障措置関連の国際・地域会議に参加し、成功裏の開催に貢献する。
 - (3) IAEA による保障措置の効率化・実効化の取組を支援するとともに、保障措置局における日本人職員増強を始め、IAEA の保障措置体制の基盤強化を支援する。

- (4) イランの核合意については、国際情勢を踏まえつつ、イランによる履行の支援を然るべく行う。
- 3 各種輸出管理レジーム等の場で、国際不拡散体制の強化・発展に向けた連携を強化するためのイニシアティブを発揮する。特に、原子力供給国グループ (NSG) においては、在ウィーン国際機関日本政府代表部が連絡事務局としての役割を果たす等を通じ、円滑な運営に協力する。
- 4 アジア地域諸国の輸出管理体制強化のため、以下を実施する。
 - (1) 二国間レベルでは、輸出管理体制強化について協議等を通じた働き掛けを強化する。
 - (2) 地域レベルでは、アジア不拡散協議 (ASTOP)、アジア輸出管理セミナー等を開催する。
- 5 大量破壊兵器等の拡散を阻止するため、以下を含む国際的な枠組みに積極的に参加し、プレゼンテーション等我が国からのインプットを行うとともに、我が国関係機関の能力の向上を図る。
 - (1) 拡散に対する安全保障構想 (PSI) のオペレーション専門家グループ (OEG) 会合
 - (2) 他国主催 PSI 訓練

施策の進捗状況・実績

- 1 大量破壊兵器等の不拡散に関する国際的な課題に効果的に対処する観点から、米国、ロシア、豪州、中国、イラン、インド及びエジプトとの間で実施した二国間の軍縮・不拡散協議やG 7 不拡散局長級会合 (NPDG) 等の機会を捉え、関係国と累次にわたり緊密に協議した。また、IAEA 理事会等の多国間枠組みの機会に、北朝鮮やイランの核問題について我が国ステートメントを実施し、我が国の立場を発信するとともに、意見交換を行うなど関係国・IAEA 等と緊密に意思疎通を図った。
- 2 (1) 関係国と協力しつつ様々な機会を捉えて IAEA 追加議定書 (AP) の締結に向けた働き掛けを行い、令和元年に締約国数は2か国増加し (エチオピア及びボリビア)、136 か国となった。また、AP 未締結国や AP 普遍化への関心国 (フレンズ国) 等が参加する8月のアジア太平洋保障措置ネットワーク (APSN) や9月の IAEA 総会の間を活用し、AP 普遍化を重視する我が国の明確な立場をあらゆるレベルで発信するとともに、ウィーンにおいて AP 普遍化へのフレンズ国間の会合に参加し、議論を主導することを通じて、AP 未締結国に対する各種取組を継続して行った。
- (2) 年に5回開催される IAEA 理事会や年次総会の間において、指定理事国として、重要な不拡散問題に関する議論に積極的に参加し、核不拡散体制のための中核的手段である IAEA の保障措置の強化・効率化に向けた様々な取組を支持するとともに、引原在ウィーン国際機関日本政府代表部大使等からステートメントを実施するなど我が国の立場をあらゆるレベルで表明した。8月にインドネシアで開催されたアジア太平洋保障措置ネットワーク (APSN) には、原子力規制庁等の関係政府機関とともに参加し、アジア太平洋諸国に対するキャパシティ・ビルディングに関するワーキング・グループにおいて調整役を務めるなど、会合における議論を主導することを通じて、地域における保障措置体制強化に貢献した。9月の IAEA 総会には、竹本内閣府特命担当大臣が政府代表として参加し、政府代表演説や IAEA 加盟国のカウンターパートとの会談を実施した。IAEA 理事会での意思決定に我が国の考え方がより反映されるようにするため、令和2年2月には、IAEA 理事国 (モンゴル、ドイツ、スウェーデン、パラグアイ及び南アフリカ) の在ウィーン代表部大使を我が国に招へいし、東電福島第一原発事故の我が国の取組や放射線医療等の原子力の平和的利用の状況につき理解を促すとともに、同理事国との一層の関係構築を進めた。さらに、12月に IAEA 事務局長に新たに就任したグロッシー事務局長と我が国との強固な関係を構築するため、令和2年2月に同事務局長の早期の訪日を実現させ、安倍総理大臣表敬、茂木外務大臣との会談、原子力関係閣僚等との会談を通じ、日 IAEA 間の一層の協力関係強化に向けた連携を確認した。
- (3) IAEA の効率的な監視・検証活動を実現するため、IAEA の保障措置制度の基盤の安定化・強化を支援することが極めて重要であるとの認識の下、我が国が単独で拠出している特別拠出金である核不拡散基金を通じて、IAEA サイバースドルフ保障措置分析研究所への日本人専門家の派遣を行った。また、同基金を通じた分析用機材調達支援について調整を行い、IAEA の保障措置活動及び体制強化を支援している。
- (4) イランが核合意のコミットメントの低減などを行う中で、年5回の IAEA 理事会において、指定理事国である我が国から、イランに対して核合意のコミットメントへの復帰や遵守、IAEA との完全な協力を求めるステートメントを行った。
- 3 原子力供給国グループ (NSG) 総会 (6月)、オーストラリア・グループ (AG) 総会 (6月)、ミサイル技術管理レジーム (MTCR) 総会 (10月)、ワッセナー・アレンジメント (WA) 総会 (12月) を始めとする各種輸出管理レジーム等の場で、国際不拡散体制の維持・強化のため、各国の輸出管理の在り方について議論したほか、アジア諸国へのアウトリーチ活動や無形技術移転対策に関する我が国の取組や、懸念国が調達を企図する品目・技術について情報共有を行うなど、輸出管理体制の連携強化のための取組を行った。また、在ウィーン国際機関日本政府代表部が NSG の連絡事務局と

して、参加国との連絡・調整、文書管理、会議場提供等、円滑な運営のために不可欠な役割を果たすことを通じ、NSG の強化・発展と参加国の連携強化のためにイニシアティブを発揮した。

- 4 (1) アジア地域諸国の輸出管理体制強化のため、インドネシア政府関係者の能力構築支援（7月）を実施したほか、米国等の関係国との協議を通じてアジア諸国へのアウトリーチの取組について意見交換を行うなど、二国間レベルの働き掛けや取組を実施した。
- (2) 第 27 回アジア輸出管理セミナー（令和 2 年 2 月）を開催し、アジア各国・地域の輸出管理担当者の輸出管理に関する共通認識を醸成するとともに、体制強化に係る取組の促進を働き掛けた。また、同セミナーのマージンで輸出管理レジームによるアウトリーチ会合を開催し、アジア諸国に対してより高いレベルでの輸出管理の実施を促した。令和 2 年 3 月に予定していた第 16 回 ASTOP については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、開催を延期することとした。
- 5 12 月に、大量破壊兵器等の拡散を阻止するため、拡散に対する安全保障構想（PSI）に関して本年度新たに開催されたフィリピン主催「東南アジアワークショップ（SAWS）」に参加した。我が国からは「瀬取り」に関するプレゼンを行うことで、輸出管理レジームに参加しておらず輸出管理体制が未整備の東南アジア諸国の不拡散の重要性への認識を高めるとともに、アジア地域での阻止事例に関する実際の取組等について情報共有を行うことで、参加国間の相互理解を深めた。同ワークショップに加え、以下の枠組みに参加した。
- (1) 9 月に、拡散に対する安全保障構想（PSI）のオペレーション専門家グループ（OEG）会合に参加し、我が国からは「瀬取り」に関するプレゼンテーションを行ったほか、机上訓練や各種分科会に出席するなど、PSI の取組に積極的に参加した。
- (2) 7 月に、韓国主催 PSI 訓練「Eastern Endeavor 19」に参加し、外務省、警察庁、海上保安庁及び防衛省・自衛隊が参加した。米豪のほかアジア太平洋地域を中心とする各国とともに拡散阻止能力の向上や連携強化、PSI の取組への理解促進等を図った。

令和 2 年度目標

- 1 国際的な不拡散上の課題に効果的に対処するため、二国間及び多国間の枠組みを活用し、関係国と意思疎通を重ね、緊密に協力する。
- 2 令和元年に新たに就任したグロッシ事務局長下の IAEA の取組を最大限支援し、国際的な核不拡散体制強化の重要な要素である IAEA 保障措置体制の強化のため、我が国の分担金、任意拠出金等も活用し、以下を実施する。
- (1) IAEA や関係諸国と緊密に協力し、IAEA 追加議定書の未締結国に対する各種働き掛けを行い、締約国の増加を図る。また、IAEA 理事会及び総会に然るべく対応するとともに、アジア太平洋保障措置ネットワーク（APSN）等、保障措置関連の国際・地域会議に積極的に参加し、開催の成功に貢献する。
- (2) 核不拡散体制強化のため、IAEA による保障措置の効率化・実効化の取組を支援するとともに、保障措置局における日本人職員や専門家の派遣を始め、IAEA の保障措置体制の基盤強化を支援する。
- (3) イランの核問題については、イランによる核合意のコミットメントへの復帰を求めるとともに IAEA との完全な協力を行うよう、関係国や国際機関と連携しつつ取り組む。
- 3 各種輸出管理レジーム等の場で、国際不拡散体制の強化・発展に向けた連携を強化するためのイニシアティブを発揮する。特に、原子力供給国グループ（NSG）においては、在ウィーン国際機関日本政府代表部が連絡事務局としての役割を果たす等を通じ、円滑な運営に協力する。
- 4 アジア地域諸国の輸出管理体制強化のため、以下を実施する。
- (1) 二国間レベルでは、輸出管理体制強化について協議等を通じた働き掛けを強化する。
- (2) 地域レベルでは、アジア不拡散協議（ASTOP）、アジア輸出管理セミナー等を開催する。
- 5 大量破壊兵器等の拡散を阻止するため、以下を含む国際的な取組に積極的に参加し、プレゼンテーション等我が国からのインプットを行うとともに、我が国関係機関の能力の向上を図る。
- (1) 拡散に対する安全保障構想（PSI）のオペレーション専門家グループ（OEG）会合
- (2) 他国主催 PSI 訓練
- (3) 東南アジアワークショップ（SAWS）

施策の進捗状況・実績

- 1 大量破壊兵器等の不拡散に関する国際的な課題に効果的に対処する観点から、豪州、ドイツ及びインドとの間で実施した二国間の軍縮・不拡散協議や G 7 不拡散局長級会合（NPDG）等の機会を捉え、関係国と累次にわたり緊密に協議した。また、IAEA 理事会等の多国間枠組みの機会に、北朝鮮

やイランの核問題について我が国ステートメントを実施し、我が国の立場を発信するとともに、意見交換を行うなど関係国・IAEA等と緊密に意思疎通を図った。

- 2 (1) 関係国と協力しつつ様々な機会を捉えて IAEA 追加議定書 (AP) の締結に向けた働き掛けを行った (令和 2 年末時点の AP 締約国数は 136 か国)。9 月の IAEA 総会場を活用し、AP 普遍化を重視する我が国の明確な立場を発信するとともに、ウィーンにおいて AP 普遍化へのフレンズ国間の会合に参加し、議論を主導することを通じて、AP 未締結国に対する各種取組を継続して行った。
- (2) 年に 5 回開催される IAEA 理事会の場において、指定理事国として、重要な不拡散問題に関する議論に積極的に参加し、核不拡散体制のための中核的手段である IAEA の保障措置の強化・効率化に向けた様々な取組を支持するとともに、引原在ウィーン国際機関日本政府代表部大使等からステートメントを実施するなど我が国の立場をあらゆるレベルで表明した。9 月の IAEA 総会では、井上信治内閣府特命担当大臣が一般討論演説 (ビデオ録画) を行った。12 月にはアジア太平洋保障措置ネットワーク (APSN) がオンラインにて開催され、我が国は設立国の一つとして議論に積極的に参加した。
- (3) IAEA の効率的な監視・検証活動を実現するため、IAEA の保障措置制度の基盤の安定化・強化を支援することが極めて重要であるとの認識の下、我が国が単独で拠出している特別拠出金である核不拡散基金を通じて、IAEA サイバースドルフ保障措置分析研究所への日本人専門家派遣や分析用機材調達支援を行った。
- (4) イランが核合意上のコミットメントの低減などを行う中で、IAEA 理事会において、指定理事国である我が国から、イランに対してコミットメントの遵守、IAEA との完全な協力を求めるステートメントを行った。
- 3 原子力供給国グループ (NSG)、オーストラリア・グループ (AG)、ミサイル技術管理レジーム (MTCR)、ワッセナー・アレンジメント (WA) の各輸出管理レジームのオンライン会合や情報共有システムを通じ、国際不拡散体制の維持・強化のため、各国の輸出管理の在り方や取組について議論したほか、機微な品目・技術の移転に関する情報交換などを実施し、輸出管理体制の連携強化のための取組を行った。また、在ウィーン国際機関日本政府代表部が NSG の連絡事務局として、参加国との連絡・調整、文書管理等、円滑な運営のために不可欠な役割を果たすことを通じ、NSG の強化・発展と参加国の連携強化のためにイニシアティブを発揮した。
- 4 (1) アジア地域諸国の輸出管理体制強化のため、ミャンマー政府関係者等に対するオンラインセミナー (12 月) を実施した。
- (2) 12 月に第 16 回アジア不拡散協議 (ASTOP) をオンラインで開催した。新たに EU が参加し、北朝鮮の核・ミサイル問題や輸出管理の強化について議論を行い、参加者間の情報共有を図るとともに共通認識を醸成した。また、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、毎年 2～3 月頃開催しているアジア輸出管理セミナーは、開催を延期することとした。
- 5 8 月に米国主催 PSI 訓練「Fortune Guard 20」、9 月にイタリア主催オペレーション専門家グループ (OEG) 会合が予定されていたが、新型コロナウイルス感染症の影響により開催延期となった。

平成 30・令和元・2 年度目標の達成状況 : b

測定指標 9-3 生物兵器禁止条約 (BWC) 及び化学兵器禁止条約 (CWC) の実施強化のための取組

中期目標 (---年度)

生物兵器禁止条約 (BWC) 及び化学兵器禁止条約 (CWC) の普遍化及び実施強化のための取組を推進する。

平成 30 年度目標

- 1 生物兵器禁止条約 (BWC) に関し以下を実施する。
 - (1) 非締約国・地域に対して加入を呼び掛け、締約国・地域の増加に努める。
 - (2) BWC の締約国会合、専門家会合及び G 7 の枠組みであるグローバル・パートナーシップ等の各種関連の国際会合等に積極的に参画し、関連分野の情報交換・相乗効果を促進する。また、条約の実施強化に向けて、我が国の提案を作業文書として提出し、BWC の実施強化に貢献する。
 - (3) 国内実施措置の強化のため、条約の関連分野の国内外関係者を対象に公衆衛生と安全保障の関わり等の議論の共有などを中心に啓蒙・啓発を行う。
 - (4) BWC に関係する省庁との連携強化をしつつ、年 2 回関係省庁や有識者との関係者会合を開催する。

- (5) 国連軍縮部が実施するバイオセキュリティ対応能力強化のプロジェクトにおいて、国内の専門家による発表や我が国のベスト・プラクティスの共有を行い、ASEAN 諸国の能力構築（キャパシティ・ビルディング）を支援し、BWC の実施強化に貢献する。
- 2 化学兵器禁止条約（CWC）に関し以下を実施する。
- (1) 米露のストックパイル化学兵器や申告された化学兵器の廃棄は着実に進んでいるが、シリア等において化学兵器の使用事案が度々発生しており、化学兵器の使用の禁止に関する国際規範を堅持するため、使用者特定のための国際的メカニズムの設置の提案や、より効果的な査察検証体制の実現に向けて、化学兵器禁止機関（OPCW）締約国会議、執行理事会（定期的に年3回、及び必要に応じて随時開催）、条約実施のための各種協議などの定例会合及び5年に1回開催される第4回運用検討会議（11月）において積極的に議論に参加する。
- (2) 北朝鮮の大量破壊兵器の脅威に関する各国の理解を深め、北朝鮮の CWC 加盟の重要性に関する各国の理解の拡大にも取り組み、非締約国・地域（北朝鮮、イスラエル及びエジプト）の加入に関する働きかけを継続し、条約の普遍化に努める。
- (3) OPCW 締約国会議、執行理事会、条約実施のための各種協議などの定例会合及び第4回運用検討会議へ積極的に参加し、我が国として化学兵器のない世界の実現を目指す。特に、第4回運用検討会議は5年に1回開催され、今後の方向性を定める節目の会議であることを踏まえ、CWC の各締約国の国内実施措置の強化への貢献を行うべく、積極的に準備会合等での議論に参加し、OPCW の化学兵器のない世界を目指した取組を促進する。
- (4) 専門家派遣、研修員受入等締約国の国内実施措置の強化のための国際協力を実施し、各国の条約の実施強化を目指す。
- (5) OPCW による査察（対遺棄化学兵器（ACW）、対国内産業等）を適切かつ効率的に受け入れ、我が国の CWC 履行に対する一層の透明性確保及び信頼醸成を図る。

施策の進捗状況・実績

1 生物兵器禁止条約（BWC）

- (1) 非締約国・地域に対して加入を呼び掛けた結果、南アフリカが新たに締約国・地域となった。
- (2) 8月の専門家会合に専門家とともに参加し、信頼醸成措置の段階的アプローチ、国際機関との連携強化、条約の制度的強化などの提言をまとめた作業文書を提出し、条約の実施強化に向けた議論の深化に貢献した。また年に複数回開催される、G7の枠組みであるグローバル・パートナーシップ等の国際会合に参加し、関連分野の情報交換を行った。
- 12月の締約国会合では、生物案件への迅速な対応に係る取組に関する作業文書等を提出して議論に貢献したほか、成果文書の採択に尽力した。
- (3) バイオセキュリティに関わる民間企業社員、学術関係者、政府関係者等を対象とする会合において、外務省から生物兵器禁止条約の議論の進展についてのプレゼンテーションを実施するなど、国内研究者への啓蒙を行った。
- (4) 国内関係省庁や専門家との情報共有のための意見交換会を外務省において3回開催し、バイオセキュリティについての情報共有及び啓蒙を行った。意見交換会での議論を踏まえ、条約の制度的強化などに関する作業文書を作成し、締約国会合において提出した。
- (5) 国連軍縮部が実施するバイオセキュリティ対応能力強化のプロジェクトにおいて、我が国の専門家を派遣して我が国の対応準備に関する発表を行い、BWC 締約国による条約実施の促進に貢献した。また、ASEAN 諸国のキャパシティ・ビルディングに向けた事業の準備も行った。

2 化学兵器禁止条約（CWC）

- (1) 第4回特別締約国会議で、我が国も共同提案国となり、有志国とともに他国に支持要請を行った化学兵器使用者の特定のための仕組みに関する決定が採択された。この決定により、シリアにおける化学兵器使用の抑止につながる「使用者特定チーム」が設置されることになり、令和元年早期に活動を開始すべく準備を進めた。その後、関係国と連携した働き掛けにより、同チームの設置を含む予算案の OPCW 締約国会議（11月）での採択、運用検討会議（11月）での同仕組みに関する議長テキストへの反映に貢献した。
- (2) 非締約国・地域（イスラエル、エジプト、北朝鮮及び南スーダン）に対する CWC 加入の呼び掛けを OPCW と共に実施した。北朝鮮の CWC 加入の重要性について、OPCW 会合等の機会での我が国からの働きかけの結果、各国の理解を深めており、北朝鮮加入に向けた少数関係国と OPCW の協議を平成31年3月に開始することにつなげた。
- (3) OPCW 運用検討会議、締約国会議、執行理事会（年3回開催）に参画し、作業文書の提出などを通じて我が国のプレゼンスを示しつつ、遺棄化学兵器の廃棄やシリアの化学兵器の廃棄に関する声明の発出など国際社会の化学兵器のない世界の実現に向けた取組に積極的に貢献した。

- (4) OPCW との協力の下、ネパール及びスリランカからの研修生各 1 名を国内の化学事業所に受け入れ、化学プラントの保安体制、事故の被害拡大防止策などのノウハウを提供し、締約国の国内実施措置の強化のための国際協力を実施した。また、国内実施当局である経済産業省から、国際的セミナーに職員を専門家として派遣し、国内実施措置の促進に関するプレゼンテーションを行った。
- (5) 25 件の OPCW による査察を滞りなく受け入れ、我が国の CWC 履行に対する透明性確保及び信頼醸成に努めるとともに、OPCW の検証査察制度の適切な運営に貢献した。
- (6) 「化学兵器使用への不処罰に関する閣僚会合」(5 月) や同専門家会合(11 月) に参加し、CWC の各締約国の国内実施体制の強化及び CWC の普遍化が重要である旨声明を発出し、我が国のプレゼンスを示しつつ、国際社会の化学兵器の使用者への不処罰との闘いに積極的に貢献した。

令和元年度目標

- 1 生物兵器禁止条約(BWC)に関し以下を実施する。
 - (1) 非締約国・地域に対して加入を呼びかけ、締約国・地域の増加に努める。
 - (2) BWC の締約国会合、専門家会合及び G 7 の枠組みであるグローバル・パートナーシップ等の各種関連の国際会合等に積極的に参画し、関連分野の情報交換・相乗効果を促進する。また、条約の実施強化に向けて、我が国の提案を作業文書として提出し、BWC の実施強化に貢献する。
 - (3) 国内実施措置の強化のため、条約の関連分野の国内関係者を対象に公衆衛生と安全保障の関わり等の議論の共有などを中心に啓蒙・啓発を行う。
 - (4) 国連軍縮部が実施するバイオセキュリティ対応能力強化のプロジェクトにおいて、国内の専門家による発表や我が国のベスト・プラクティスの共有を行い、ASEAN 諸国等の対応能力の強化などを通じて BWC の実施強化に貢献する。
- 2 化学兵器禁止条約(CWC)に関し以下を実施する。
 - (1) シリア等において化学兵器の使用事案が引き続き発生しており、化学兵器の使用の禁止に関する国際規範を堅持するため、使用者特定のための仕組みの安定的な運用開始に向けて、また、より効果的な査察検証体制の実現に向けて、OPCW 締約国会議、執行理事会(定期的に年 3 回、及び必要に応じて随時開催)、条約実施のための各種協議などの定例会合で積極的に議論に参加する。
 - (2) 北朝鮮の大量破壊兵器の脅威及び北朝鮮の CWC 加盟の重要性に関する各国の理解の拡大に取り組み、非締約国・地域(北朝鮮、イスラエル及びエジプト)の加入に関する働きかけを継続し、条約の普遍化に努める。
 - (3) OPCW 締約国会議、執行理事会、条約実施のための各種協議などの会合に積極的に参加し、化学兵器のない世界の実現に向けて、特に CWC の各締約国の国内実施措置の強化への貢献などの取組を促進すべく、積極的に議論に参加する。
 - (4) 専門家派遣、研修員受入等締約国の国内実施措置の強化のための国際協力を実施し、各国の条約の実施強化を目指す。
 - (5) OPCW による査察(対遺棄化学兵器(ACW)、対国内産業等)を適切かつ効率的に受け入れ、我が国の CWC 履行に対する一層の透明性確保及び信頼醸成を図る。

施策の進捗状況・実績

- 1 生物兵器禁止条約(BWC)
 - (1) 他の締約国と共同し、非締約国・地域に対して加入を呼びかけた結果、タンザニアが新たに締約国となった。
 - (2) 8 月の専門家会合に専門家とともに参加し、「信頼醸成措置の提出向上に向けたアプローチ」、「エボラ出血熱流行を踏まえた日本の対策」及び「バイオセキュリティ対応能力強化に関するワークショップ」に関する作業文書 3 本を提出したほか、同ワークショップの成果に関するサイドイベントを実施し、条約の実施強化に向けた議論の深化に貢献した。また、グローバル・パートナーシップ等の生物兵器関連の国際会合に積極的に参加し、各国と意見交換及び情報収集を行った。12 月の締約国会合では、BWC の場での課題や提案に関する我が国の立場を積極的に発信するとともに、各締約国の立場の相違に留意しつつ、合意に向けて関係国と調整、文言の提案を行うことで同会合報告書の採択に向けて尽力した。
 - (3) バイオセキュリティ分野の国内学術関係者や政府関係者等から情報収集し、我が国方針の形成に役立てるとともに、最新科学技術の進展と BWC との関わり合いなど、生物兵器に関する国際的議論のすう勢について情報共有し、国内研究者への啓蒙を行った。
 - (4) 我が国の国連軍縮部拠出金により国連軍縮部が実施するプロジェクト(ジュネーブにおけるセミナー 2 回及びアジア諸国でのワークショップ 3 回)に関し、効果的な実施に努め、我が国専門家の知見やベスト・プラクティスをセミナーで共有し、国際的な対応の在り方や重要事項について理

解を深めるとともに、ワークショップを通じて東南アジア諸国等の対応能力の強化を図り、BWC 体制の強化に貢献した。

2 化学兵器禁止条約 (CWC)

- (1) 平成 30 年 6 月の第 4 回特別締約国会合で採択された化学兵器使用者の特定のための仕組みに関する決定の確実な履行及び同決定に基づき設置された化学兵器の使用者調査特定チーム (IIT) の安定的活動を支援するため、関係国と連携した働き掛けにより、関連予算案が締約国会議 (11 月) で採択され、締約国会議報告書に同決定及び IIT に関する記載が反映された。また、IIT の分析活動を支援するため、化学兵器禁止機関 (OPCW) ラボラトリー改修事業に拠出した。
- (2) 非締約国・地域 (イスラエル、エジプト、北朝鮮及び南スーダン) に対する CWC 加入の呼び掛けを OPCW と共に実施した。また、北朝鮮の CWC 加入の重要性について、OPCW 会合等の機会で発信した。
- (3) OPCW 締約国会議及び執行理事会 (年 3 回開催) の議論に参加し、我が国の遺棄化学兵器の廃棄事業の説明やシリアの化学兵器の廃棄の重要性の発信など、国際社会の化学兵器のない世界の実現に向けた取組に関する議論に貢献した。また、国内当局である経済産業省と連携しつつ、各締約国による条約の国内実施の促進や産業査察の在り方などに関する議論に積極的に貢献した。さらに、アリアス OPCW 事務局長を外務大臣賓客として招へいし、遺棄化学兵器廃棄事業やシリアにおける化学兵器問題に関する我が国の立場につき理解を得るとともに、化学兵器の廃絶及び再出現の防止に向け、今後の連携・協力を確認した。
- (4) 国内実施当局である経済産業省から、6 月の第 17 回アジア国内当局者会合で国内実施の重要性に関するプレゼンテーションを行い、我が国の知見を提供し、他の締約国の国内実施を支援した。
- (5) 20 件以上の OPCW による産業査察及び 6 件の遺棄化学兵器廃棄査察を滞りなく受け入れ、我が国の CWC 履行に対する透明性確保及び信頼醸成に努めるとともに、OPCW の検証査察制度の適切な運営に貢献した。

令和 2 年度目標

1 生物兵器禁止条約 (BWC) に関し以下を実施する。

- (1) BWC 非締約国・地域に対して、二国間協議などを通じて加入を呼び掛け、締約国・地域の増加を通じた条約の普遍化に努める。
- (2) 12 月の BWC 締約国会合、8 月の専門家会合等の各種関連の国際会合等に積極的に参画し、条約の実施強化に関する我が国の提案を作業文書として提出し、サイドイベントも実施することで、BWC 体制強化に係る議論に貢献する。同時に、締約国との議論を通じて来年の運用検討会議において合意しうる事項を特定し、同会議が意義ある成果を収めるよう努める。
- (3) 最新科学技術の進展と BWC の関わりなど、BWC の議論を国内の議論や検討につなげるため、国内関係者を対象に公衆衛生と安全保障の関わり等の議論の共有などを中心に啓蒙・啓発を行う。
- (4) 我が国の国連軍縮部拠出金により、国連軍縮部が実施する東南アジア地域における国内対応強化 (1 回)、BWC 国内実施促進ワークショップ (1 回) 及び国連事務総長調査メカニズムの強化事業 (複数回) を効果的に実施し、生物兵器の不拡散及び生物兵器使用の際の国際的な対応体制の強化を図る。

2 化学兵器禁止条約 (CWC) に関し以下を実施する。

- (1) 11 月の締約国会議、7 月、10 月及び令和 3 年 3 月の執行理事会、条約実施のための各種協議などの会合に積極的に参加し、昨今の化学兵器の使用を踏まえて化学兵器の使用禁止の国際規範を堅持するため、使用者特定のための仕組みに関する決定の履行を含む条約強化に係る措置を推進する。
- (2) 北朝鮮の大量破壊兵器の脅威及び北朝鮮の CWC 加盟の重要性に関する各国の理解の拡大に取り組むとともに、二国間協議などにおいて非締約国・地域の加入に関する働き掛けを継続し、条約の普遍化に努める。
- (3) 化学兵器のない世界の実現に向けて、OPCW への拠出を通じて、OPCW が実施する検証活動、締約国による条約の実施促進及び国際協力の推進に向けた議論などに関わり、CWC 体制の強化に貢献する。
- (4) OPCW による、年 12 回程度行われる遺棄化学兵器関連査察や、約 20 件行われる国内産業査察を適切かつ効率的に受け入れ、我が国の CWC 義務履行に対する一層の透明性の確保及び信頼醸成を図る。

施策の進捗状況・実績

1 生物兵器禁止条約 (BWC)

- (1) 非締約国・地域に対して加入を呼び掛けており、南スーダンが批准準備を行っている。

- (2) 本年は新型コロナウイルス感染症の影響により、BWC 関連会合が中止となった。他方で、次回専門家会合に提出予定の作業文書 2 本を作成し、議論の深化の貢献するために、すでに締約国に共有したほか、サイドイベントの準備も進めた。また、運用検討会議に向けて、締約国間で合意しうる事項を見出すために、我が国のイニシアティブで主要国や提案国を集めた会合を開催し、合意事項の調整を図っている。
- (3) バイオセキュリティに関わる学術関係者、政府関係者等に対して、国内関係者を対象に公衆衛生と安全保障の関わり等の議論を共有した。また、G 7 研究所バイオリスク管理強化専門家会合や BWC 事前専門会合などの国際会議において、国内関係者を参加させ、目下の国際的議論を理解してもらうとともに、我が国の知見及び意見をいかせる機会にもした。
- (4) 新型コロナウイルス感染症により、予定された国連軍縮部拠出金事業が延期となったが、少しでも進捗を図る観点から、東南アジア地域諸国を対象とした BWC 国内実施促進ワークショップをオンラインで 2 週間まで実施期間を拡大して実施し、BWC 体制の強化に貢献できた。

2 化学兵器禁止条約 (CWC)

- (1) 平成 30 年 6 月の第 4 回特別締約国会合で採択された化学兵器使用者の特定のための仕組みに関する決定に基づき設置された化学兵器の使用者調査特定チーム (IIT) に対して、我が国は拠出金も用いて活動支援を行い、4 月、無事に IIT 第 1 回報告書が発出された。また、同報告書が、シリアが化学兵器使用事案 3 件で責任を有すると結論付けたことから、有志国と連携し、シリアに説明責任を課す決定の採択に貢献した。さらに、シリアが説明責任を果たさなかったことから、条約上の権利・特権を停止する決定の採択に向けて、有志国とともに連携した。このほか、IIT 活動経費を含む予算案の OPCW 締約国会議 (11 月) での採択、IIT の客観性や信頼性を支持し、活動継続を可能にする取組を行った。
- (2) 非締約国に対する CWC 加入の呼び掛けを実施した。北朝鮮の CWC 加入の重要性について、OPCW 会合等の機会に主張し、締約国からの理解を深めることができた。また、非締約国が CWC に加入することを想定した OPCW の準備作業を支援した。
- (3) OPCW 締約国会議及び執行理事会 (年 3 回開催) の議論に参加し、化学兵器のない世界の実現に向けた取組に関する議論に貢献した。また、国内当局である経済産業省と連携しつつ、各締約国による条約の国内実施の促進や産業査察の在り方などに関する議論に積極的に貢献した。
- (4) 9 件の OPCW による我が国内での査察を滞りなく受け入れ、我が国の CWC 履行に対する透明性確保及び信頼醸成に努めるとともに、OPCW の検証査察の履行に貢献した。

平成 30・令和元・2 年度目標の達成状況 : b

測定指標 9-4 通常兵器の軍備管理・軍縮の促進及び軍事関連情報の透明性向上に関する取組

中期目標 (---年度)

通常兵器の軍備管理・軍縮の促進及び軍事関連情報の透明性向上に資する取組を強化する。

平成 30 年度目標

- 1 武器貿易条約 (ATT) については、我が国は平成 29 年 8 月から第 4 回締約国会議議長を務めているところ、締約国の拡大に向けた各種働き掛け、条約の実効的な履行について、引き続き建設的かつ積極的に議論に参画する。特に、国連加盟国 (193 か国) の半数を超える 97 か国の締結に向けた働き掛けを実施する。
- 2 対人地雷禁止条約については、未締結国の多いアジア太平洋諸国を中心に、二国間会談、国際機関及び NGO が主催する関連シンポジウムの機会を利用して、普遍化の働き掛けを継続する。締約国会議においては、国際社会の中での条約の効率的な実施を確保できるよう、条約の履行及び運用に関する議論に積極的に参加する。また、会議の場を通じて、我が国が積極的に取り組む地雷除去及び被害者支援等の国際協力について発信し、地雷対策における世界有数のドナー国としての我が国のプレゼンスを示す。
- 3 クラスター弾に関する条約については、未締結国の多いアジア太平洋諸国を中心に、二国間会談、国際機関及び NGO が主催する関連シンポジウムの機会を利用して、普遍化の働き掛けを行う。関連会議においては、将来のクラスター弾の廃絶を目指して、締約国だけでなく、未締結国を含む国際社会が受入れ可能な目標を提示すべく、建設的なインプットを行う。また、会議の場を通じて、世界第 2 位のドナー国である我が国の国際協力について発信する。
- 4 特定通常兵器使用禁止制限条約 (CCW) の枠組みでは、我が国が既に締結している附属議定書に定められた特定通常兵器の使用の禁止・制限や報告義務の適切な履行に加えて、自律型致死兵器シス

テム（LAWS）に関する政府専門家会合において、LAWS に関連するロボット技術や人工知能（AI）は、産業、医療、災害対応等、経済や社会の様々な分野で利用され、今後も急速な発展が見込まれていることから、我が国の経済や社会の健全な発展の阻害や、安全保障に対する負の影響が生じないよう指摘しつつ、建設的に議論に参画する。

- 5 小型武器については、我が国は長らく主導的役割を果たしており、毎年、南アフリカ、コロンビアと共に小型武器決議案を提出している。平成 30 年の国連第一委員会及び国連総会においても、実質的な内容をもつ決議となるよう、採択までの作業プロセスに積極的かつ建設的に関与する。

施策の進捗状況・実績

- 1 武器貿易条約に関し、8 月に第 4 回締約国会議をアジア太平洋地域で初めて東京にて主催し、締約国・地域、オブザーバー国、産業界、有識者、NGO 等、世界各地から約 400 名の参加を得た。同会議では、条約の実効的履行や普遍化、透明性の促進等に関する議論とともに、条約事務局の強化、国際協力の推進等についても活発な意見交換が行われた。また、在外公館を通じ、未締結の 21 か国への働き掛けを実施した。平成 30 年末の時点で締約国・地域数は 100 に達した。
- 2 対人地雷禁止条約に関し、締約国会議（11 月）等の条約関連会合を含め、対人地雷対策に係る種々の国際会議に出席し、同条約の履行を含めた対人地雷対策に係る国際的な議論に積極的に参加した。また、平成 30 年度においては、シリア向け人道的地雷対策支援プロジェクト等、対人地雷対策に関して総額約 41.7 億円の支援を実施した。
- 3 クラスター弾に関する条約に関し、締約国会議（9 月）において、国内履行の重要性につき指摘しつつ、条約の普遍化を働き掛けるとともに、国際機関等を通じた日本の支援について説明した。また、国連総会第一委員会において、ラオス政府とサイドイベントを共催し、我が国の NGO 等を通じた不発弾対策に関する支援について説明した。
- 4 特定通常兵器使用禁止制限条約（CCW）に関し、4 月及び 8 月に開催された政府専門家会合へ代表団を派遣し、各議題において積極的に発言し、議論に建設的に貢献した。河野外務大臣主催による有識者との意見交換会を 3 回（7 月、10 月及び平成 31 年 3 月）開催し、自律型致死兵器システム（LAWS）に関する政府としての理解増進に努めた。
- 5 6 月に開催された国連小型武器行動計画第 3 回履行検討会議において、アジア大洋州地域選出の副議長国として、成果文書のコンセンサス採択に向け、建設的に議論へ参加した。また、12 月、コロンビア及び南アフリカと共同で国連総会へ提出した小型武器決議がコンセンサスで採択された。小型武器の問題に取り組んできた日本として、同問題について国際社会が一丸となって取り組む機運を醸成すべく、これらの国際的枠組みに積極的かつ建設的に参加した。

令和元年度目標

- 1 武器貿易条約（ATT）普遍化に関する作業部会の共同議長として、平成 30 年末時点で締約国・地域数が 100 に達したモメンタムを維持すべく、条約の効果的な履行の議論と、アジア大洋州地域を中心とした条約普遍化に積極的に関与する。
- 2 発効から 20 年を経た対人地雷禁止条約に関し、地雷対策における世界有数のドナーである我が国として、条約の着実な履行に関する議論に積極的に参加する。また、令和元年 11 月に予定される検討会議では、条約の普遍化とともに今後 5 年間における行動計画等の議論に積極的に貢献する。
- 3 クラスター弾に関する条約については、未締結国の多いアジア大洋州地域を中心に、二国間及び多国間の枠組みを活用し、条約の普遍化（締結国・地域の更なる拡大）に取り組む。また、被害者支援や危険回避教育等の不発弾対策への支援を継続することにより、未締結国を含め、クラスター弾の問題に取り組む環境の醸成に努める。
- 4 特定通常兵器使用禁止制限条約（CCW）の枠組みでの、科学技術の発展が通常兵器に与える影響に関する政府専門家会合の場で、3 年間の議論を踏まえた成果をまとめる段階において、特に、自律型致死兵器システム（LAWS）に関する国際的なルール作りに建設的に参画する。
- 5 小型武器問題については、令和 2 年の国連小型武器行動計画（UNPOA）第 7 回隔年会合（7BMS）の開催に向け、令和元年を通じ開催が見込まれる非公式会合において、国際社会が一丸となって同問題に取り組む機運を醸成するため議論に積極的に参加する。また、コロンビア及び南アフリカと共同で国連総会第一委員会へ提出している小型武器決議案についても、実質的な内容をもつ決議となるよう、採択までの作業プロセスに建設的に関与する。

施策の進捗状況・実績

- 1 ATT 普遍化に関する作業部会共同議長として、アジア地域の主要な武器貿易国を中心に、ATT への加入を呼び掛けた結果、令和元年末時点で、締約国・地域数は 105 に達した。また、締約国として

のみならず管理委員会メンバーとしても、条約の効果的な履行、透明性向上と報告等、条約に関する諸分野につき提案やコメントを行い、議論に積極的に貢献した。

- 2 対人地雷禁止条約に関し、第4回検討会議（11月）には尾身外務大臣政務官が出席し、ハイレベル・セッションでステートメントを行い、我が国の長年にわたる地雷対策支援の実績を強調するとともに、地雷除去支援に加えて、地雷リスク教育や地雷被害者支援等も含む包括的な支援を実施してきた旨述べた。さらに同会議においては、東北大学との共催により、同大学が開発する先進型地雷探知器やその活用について紹介するとともに、カンボジア及びコロンビアの地雷対策関係者も招き、同地雷探知器活用の経験や見通し等につき当事者から紹介するサイドイベントを実施した。また、その他条約関連会合を含め、対人地雷対策に係る種々の国際会議に出席し、同条約の新たな行動計画や履行を含めた対人地雷対策に係る国際的な議論に積極的に参加した。また、令和元年度においては、対人地雷対策に関して総額約40.5億円の支援を実施した。
- 3 クラスター弾に関する条約に関し、第9回締約国会議（9月）において、国内履行の重要性につき指摘しつつ、条約の普遍化を働き掛けるとともに、二国間や、国連地雷対策サービス部（UNMAS）や赤十字国際委員会（ICRC）等の国際機関等を通じた日本の支援について説明した。
- 4 LAWSをめぐる議論について、我が国が平成31年3月に国際社会に示した作業文書は、我が国が主要論点での共通認識を形成すること及び人道と安全保障との間でのバランスの取れた議論をすることが重要であるとの立場を表明し、令和元年度のLAWS専門家会合での国際的な議論をすることの方向性を提示し、国際社会から好評価を得た。
- 5 国連総会や、国連小型武器行動計画（UNPOA）第7回隔年会合（BMS7）に向けた非公式会合等の議論に積極的に参加し、小型武器問題に取り組む機運の醸成に努めた。国連総会においては、コロンビア及び南アフリカと共同で小型武器に関する決議案を提出し、本会議においてコンセンサスで採択された。同決議は、小型武器のテロリスト等への移転を含む非合法的取引の根絶、各国が国連小型武器行動計画を効果的に実施することの重要性を強調し、さらに、国連内に新たに設立された小型武器管理促進のための「人命を救う軍縮」基金（SALIENT fund）を歓迎する内容となっており、国際社会が同問題への取組を促進する上で意義を有するものとなった。

令和2年度目標

- 1 武器貿易条約（ATT）について、令和元年末時点で締約国・地域数が105に達したモメンタムを維持すべく、条約の効果的な履行の議論と、アジア大洋州地域を中心とした条約普遍化に積極的に関与する。
- 2 発効から20年を経た対人地雷禁止条約に関し、地雷対策における世界有数のドナーである我が国として、条約の着実な履行に関する議論に積極的に参加する。11月に予定されている第18回締約国会議においては、我が国の取組を国際社会にアピールするとともに、締約国と共に対人地雷条約の普遍化・強化のための取組を実施する。
- 3 クラスター弾に関する条約については、未締結国の多いアジア大洋州地域を中心に、二国間及び多国間の枠組みを活用し、条約の普遍化（締結国・地域の更なる拡大）に取り組む。また、被害者支援や危険回避教育等の不発弾対策への支援を継続することにより、未締結国を含め、クラスター弾の問題に取り組む環境の醸成に努める。11月に予定されている第2回検討会議においては、我が国の取組を国際社会にアピールするとともに、締約国と共にクラスター弾に関する条約の普遍化・強化のための取組を実施する。
- 4 特定通常兵器使用禁止制限条約（CCW）の枠組みでの、科学技術の発展が通常兵器に与える影響に関する政府専門家会合の場で、令和2年及び3年の議論を踏まえて成果をまとめることとなっているところ、我が国としても、特に自律型致死兵器システム（LAWS）に関する国際的なルール作りに建設的に参画するとともに、アジア諸国への議論の普遍化を行っていく。
- 5 小型武器問題については、国際社会が一丸となって同問題に取り組む機運を醸成するため議論に積極的に参加する。また、毎年コロンビア及び南アフリカと共同で国連総会第一委員会へ提出している小型武器非合法取引に関する決議案についても、実質的な内容をもつ決議となるよう、採択までの作業プロセスに建設的に関与する。

施策の進捗状況・実績

- 1 ATTについて、締約国としてののみならず管理委員会メンバーとしても、条約の効果的な履行、透明性向上と報告等、条約の諸分野につき提案やコメントを行い、議論に積極的に貢献した。ATT締約国・地域数は、令和2年末時点で110に達し、アジア地域では、中国及びアフガニスタンが新たに加入した。
- 2 対人地雷禁止条約に関しては、11月に開催された第18回締約国会議において、我が国の取組を

国際社会にアピールするとともに、締約国と共に対人地雷条約の普遍化・強化のための取組を実施した。また、令和3年2月に開催された対人地雷禁止条約第6回プレッジング会合には、鷲尾外務副大臣がビデオメッセージの形で参加し、我が国の対人地雷対策の取組等を紹介した。

- 3 クラスター弾に関する条約に関しては、第2回検討会議準備会合における議論に積極的に参加するとともに、11月に開催された第2回検討会議第一部において、我が国の取組を国際社会にアピールするとともに、締約国と共にクラスター弾に関する条約の普遍化・強化のための取組を実施した。
- 4 LAWSをめぐる議論について、9月に行われたLAWS専門家会合において、国際的なルール作りの在り方について、我が国から積極的に意見発信を行うとともに、議長国や主要国との調整等を通じて令和3年の議論を見据えて準備を行った。アジア諸国への議論の普遍化については、新型コロナウイルスの影響が鎮静化した後を見据えつつ、現下の状況において段階的に実施した。
- 5 小型武器については、国連総会において、コロンビア及び南アフリカと共同で小型武器非合法取引決議案を第一委員会に提出し、同決議案は本会議においてコンセンサスで採択された。同決議は、小型武器の非国家主体等への移転を含む非合法的取引の根絶や、各国が国連小型武器行動計画(PoA)を効果的に実施することの重要性を強調し、さらに小型武器管理促進のための「人命を救う軍縮」基金(SALIENT fund)を歓迎する内容となっており、国際社会が同問題への取組を促進する上で意義を有する。

平成30・令和元・2年度目標の達成状況：b

評価結果(個別分野1)

施策の分析

【測定指標9-1 国際的な核軍縮を追求するための取組 *】

- 1 NPT 運用検討会議の意義ある成果に向けては、核軍縮について国際社会として直ちにに取り組むべき共同行動の指針と未来志向の対話の重要性に焦点を当てた核兵器廃絶決議の提出、軍縮・不拡散イニシアティブ(NPDI)やストックホルム・イニシアティブを通じた地域横断的な取組と立場の異なる国々の間での共通の基盤の提示、賢人会議及び1.5トラック会合の実施を通じて、具体的な提案や取組を数多く実施し、NPT体制の維持・強化に向けて有効な成果を収めてきた。他方、新型コロナウイルス感染症の影響により会議自体が延期となったため、令和2年度の年度目標については未達成となっている。(令和2年度：核兵器不拡散条約(NPT)運用検討会議分担金(達成手段⑧))
- 2 NPDIについては、第10回NPT運用検討会議に向け、平成30年から令和2年の間に、計15本の作業文書を提出し、国際的な核軍縮を追求するための現実的かつ実践的な取組の重要性を発信してきた。令和元年11月には、名古屋で第10回NPDI外相会合を主催し、NPT体制の維持・強化の重要性に関するNPDIのコミットメントを示すNPDI外相共同声明を発出し、引き続きNPDIとして緊密に連携していくことが確認された。(平成30・令和元・2年度：軍備管理・軍縮・不拡散への取組(達成手段②))
- 3 「核軍縮の実質的な進展のための賢人会議」について、令和3年3月に開催された第2回1.5トラック会合は、次回の核兵器不拡散条約(NPT)運用検討会議に向けた極めて有意義な取組だった。特に、同会議が意義ある成果を収める上で重要な役割を担っているスラウビネン同会議議長候補に対して有識者から提言を行う場を提供するというイニシアティブは他にないものであり、日本独自の貢献として極めて有意義であった。核兵器廃絶決議については、令和2年の国連総会に、第10回NPT運用検討会議を見据え、核軍縮について国際社会として直ちにに取り組むべき共同行動の指針と未来志向の対話の重要性に焦点を当てた決議を提出した。同決議は12月の国連総会本会議で150か国の支持を得て、27年連続で採択された。(平成30・令和元・2年度：核軍縮の実質的な進展のための賢人会議(達成手段④))
- 4 CTBTについては、発効促進会議やフレンズ外相会合等の取組を通じ、我が国のCTBTにかかる取組を発信するとともに発効促進に向けた世界的な気運を高めることができ、この3年間に於いて、タイ、ツバル、ジンバブエ、キューバ及びコモロが新たにCTBTを批准するなど、早期発効に向けた効果があった。(令和2年度：包括的核実験禁止条約機関(CTBT)準備委員会分担金(達成手段⑩))
- 5 FMCTについては、核兵器廃絶決議において、FMCTの交渉開始に向けて、核兵器用核分裂性物質生産禁止モラトリアムの宣言や軍縮会議(CD)における実質的議論の深化を含めた措置を働きかけ、関連パラグラフが158か国から支持を得たことは、本件の重要性を改めて強調するとともに今後の議論の後押しとなった。
- 6 IPNDVでは、具体的なシナリオに基づく核軍縮検証の演習や検証技術にかかる検討等が行われる

中で、複数の作業文書を提出し、IPNDV の作業に貢献した。

- 7 「非核特使」及び「ユース非核特使」を委嘱し、被委嘱者が令和2年 NPT 運用検討会議第2回及び第3回準備委員会へ派遣されたほか、高校生平和大使が国連欧州本部等を訪問し、各国外交団との意見交換を行った。また、令和2年 NPT 運用検討会議第3回準備委員会や、国連総会第一委員会において、軍縮・不拡散教育に関するステートメントを行った。これら取組は、我が国の核軍縮政策に対する幅広い理解を促進する上で有益であった。（平成30・令和元・2年度：軍備管理・軍縮・不拡散への取組（達成手段②））

【測定指標9-2 大量破壊兵器等の拡散防止のための取組 *】

北朝鮮の核・ミサイル問題等が我が国を含む国際社会全体にとって脅威となる中、アジア不拡散協議（ASTOP）やアジア輸出管理セミナーの開催は、不拡散・輸出管理分野の諸問題について包括的に情報・意見交換する場を提供することによって、アジアにおける不拡散の取組及び輸出管理を強化し、参加者間の理解を促進する上で、有益であった。令和2年度のアジア輸出管理セミナーについては、新型コロナウイルス感染症の影響により、延期せざるを得なかった。（平成30・令和元・2年度：軍備管理・軍縮・不拡散への取組（達成手段②））

拡散に対する安全保障構想（PSI）については、各国主催訓練やオペレーション専門家グループ（OEG）会合、PSI15 周年記念ハイレベル政治会合等に出席するなど、PSI の取組に積極的に参加し、特に、平成30年に我が国主催訓練「Pacific Shield 18」を実施したことは、参加各国及び関係機関の連携強化及び能力向上につながり、大量破壊兵器等の不拡散に係る国際的な取組の強化に大きく貢献した。

（平成30・令和元・2年度：軍備管理・軍縮・不拡散への取組（達成手段②））

保障措置に関しては、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年9月のIAEA総会は規模が縮小された形での開催となったが、我が国は一般討論演説（ビデオ演説）を実施し、予定された決議が全て採択される等、開催の成功に寄与した。アジア保障措置ネットワーク（APSN）については、令和2年12月にオンラインで開催され、参加国と保障措置についての情報共有等を行うことができた。（平成30・令和元・2年度：軍備管理・軍縮・不拡散への取組（達成手段②））

【測定指標9-3 生物兵器禁止条約（BWC）及び化学兵器禁止条約（CWC）の実施強化のための取組】

1 生物兵器禁止条約（BWC）

（1）BWC 実施強化の議論への貢献については、主に作業文書の提出、サイドイベントの提出などにより、我が国のプレゼンスを示しつつ、締約国の議論の深化に貢献できたと考える。また、その取組を通じて関係国から得た信頼を基に、関係国を集めて、5年に1度の運用検討会議で合意しうる事項を模索する協議を主導することができ、同会議での成功の確保に向けて目に見える貢献を行うことができた。

（2）国連軍縮部拠出事業に関しても、我が国が国際協力の推進及び生物事案の対応の在り方に関する議論の推進に積極的である姿勢を示すことができ、BWC 体制の強化に貢献できる効果的事業となった。実務能力及び専門的知見の高いBWC 履行支援ユニット（ISU）と効果的に連携協力できたことが、事業の成功の一因でもあると考える。（令和2年度：国連軍縮部拠出金（達成手段②⑧））

（3）BWC の普遍化については、近年は少数国が批准しているものの、未だ14か国が未締約国となっている。新型コロナウイルス感染症の発生により、普遍化に向けた働きかけが困難となったものの、我が国を含む多国間による取組やISU の取組の支援など、今後の取組についての議論を推進した。

2 化学兵器禁止条約（CWC）

（1）CWC 関連会議に積極的に参加し、CWC 体制を維持・強化することに関しては、昨今の化学兵器使用事案に対応する必要性を踏まえ、締約国に働きかけた上での必要な措置の決定の採択、共同声明の発出に貢献することができた。同様の問題意識を持つ関係国との連携を密にし、効果的に取組を行ったことが成功の一因と考える。また、化学兵器使用事案の対応のためには、OPCW の活動強化が重要なところ、我が国は財政的にも支援を提供することができ、安定的な活動に貢献できた。（令和2年度：化学兵器禁止機関（OPCW）任意拠出金（達成手段②⑨））

（2）OPCW 検証活動、CWC 実施の促進及び国際協力の推進に関しては、我が国としてOPCW での議論に積極的に貢献してきており、また、実際に知見のある経済産業省とともに他締約国によるCWC 実施を支援する国際協力を実施すべく取り組んだ。

【測定指標9-4 通常兵器の軍備管理・軍縮の促進及び軍事関連情報の透明性向上に関する取組】

- 1 ATT については、平成30年8月に東京において締約国会議を開催し、また、締約国会議議長、普遍化作業部会議長、管理委員会委員等の役職を務め、ATT における我が国のプレゼンスを高めるとともに、条約履行促進や普遍化、条約の運営に大きく貢献した。（平成30年度：武器貿易条約第4回

- 締約国会議開催経費（達成手段⑤）、令和2年度：武器貿易条約締約国会議等分担金（達成手段③））
- 2 対人地雷禁止条約及びクラスター弾に関する条約に関しては、条約履行の上での国際協力を積極的に実施するとともに、二国間及び多国間の枠組みを活用し、条約の普遍化（締結国・地域の更なる拡大）に取り組んだ。検討会議及び締約国会議等の関連会合においては、条約の履行を一層推進する観点から国際的な議論に積極的に参加するとともに、我が国の取組を国際社会にアピールすることができた。（令和2年度：対人地雷禁止条約締約国会議等分担金（達成手段①⑦）、クラスター弾に関する条約締約国会議等分担金（達成手段①⑨）、対人地雷禁止条約拠出金（達成手段②④）、クラスター弾に関する条約履行支援ユニット拠出金（達成手段②⑩））
 - 3 特定通常兵器使用禁止制限条約（CCW）に関しては、自律型致死兵器システム（LAWS）をめぐる国際的な規制の在り方を始めとする諸課題について議論が行われ、我が国としては、国際社会が LAWS に関して人道と安全保障の観点も勘案したバランスの取れた議論を行い、将来目指すべき取組の方向性を示すことに貢献すべく、我が国の考え方等を取りまとめた作業文書を提出する等、国際的なルール作りに積極的かつ建設的に参加したことは、議論への建設的な前進に貢献した。（令和2年度：特定通常兵器使用禁止・制限条約（CCW）締約国会議等分担金（達成手段①⑤）、特定通常兵器使用禁止・制限条約（CCW）締約会議等拠出金（達成手段②②））
 - 4 小型武器対策では、国連やシンクタンクを通じて、小型武器対策向上のための案件を、補正予算を通じて支援した。特に、グテーレス国連事務総長が「軍縮アジェンダ」内でコミットした「人命を救う軍縮」基金（SALIENT fund）については、ニューヨークでの立ち上げイベントに国連代表部大使が参加してスピーチを行うなど、小型武器問題に対する日本の協力を一層アピールした。また、毎年、コロンビア及び南アフリカとともに、国連総会に小型武器非業砲取引決議案を提出し、本会議においてコンセンサスで採択された。同決議案の採択は、小型武器の非国家主体等への移転を含む非法な取引の根絶や、各国が国連小型武器行動計画（PoA）を効果的に実施することの重要性を確認する機会となり、同時に我が国のプレゼンス向上にもつながった。（令和2年度：国連軍縮研究所拠出金（達成手段②⑨）、ジュネーブ国際開発研究大学院拠出金（達成手段③⑩）、国連軍縮部拠出金（SALIENT）（達成手段③④）、国連軍縮部拠出金（SARCOM）（達成手段③③））

次期目標等への反映の方向性

【施策（施策の必要性に関する分析を含む）】

大量破壊兵器の軍備管理・軍縮及び不拡散の進展は、国際社会の平和と安全を確保し、我が国の安全保障を担保するために必要不可欠な施策の一つであることから、現在の施策目標は妥当であり、引き続きその達成に向けた施策を実施していく。

【測定指標】

9-1 国際的な核軍縮を追求するための取組 *

- 1 唯一の被爆国として、国際的な核軍縮の取組を主導する責任を有する日本政府にとって、国際的な核軍縮・核不拡散体制の礎石である NPT 体制の維持・強化は引き続き極めて重要であり、日本の安全保障にとっても有益。その観点から、NPT 運用検討会議の準備委員会においては、我が国政務を派遣するのみならず、作業文書の提出やサイドイベントの実施、積極的なステートメントの実施等で会議に貢献するとともに、我が国の核軍縮・不拡散政策を効果的に説明することに努めたところ、新型コロナウイルス感染症の影響で、第10回 NPT 運用検討会議が延期となつてはいるが、準備委員会で積み重ねてきた議論や取組を引き続き継続し、核兵器廃絶決議、NPDI、ストックホルム・イニシアティブ、賢人会議等を通じ、運用検討会議に向けた取組・議論を推進していく。また、第10回 NPT 運用検討会議以降は、同会議の結果も踏まえながら、今後の中期・長期的な取組の方向性を見直した上で、取組を引き続き推進していく。
- 2 我が国と豪州が主導する軍縮・不拡散イニシアティブ（NPDI）の枠組みを通じた、国際的な核軍縮を追求するための現実的かつ具体的な取組は、多国間軍縮における日本のコミットメントとしてその重要性を国際社会に対し示しており、極めて有効である。今後とも、NPDI を通じた取組とともに、その他多国間の協議枠組みや軍縮・不拡散協議などの二国間協議等を通じて、地域・国際的な核軍縮・不拡散の問題への迅速かつ適切な対処に努めていく。
- 3 「核軍縮の実質的な進展のための賢人会議」及び「核軍縮の実質的な進展のための 1.5 トラック会合」については、次回 NPT 運用検討会議を見据え、令和3年3月に開催された第2回 1.5 トラック会合の議論の成果をしっかりと活用していく。また、核兵器廃絶決議についても、核軍縮の進め方をめぐる立場の異なる様々な国々が一致して取り組むことのできる「共通の基盤」を提供すべく、引き続き提出していく。
- 4 CTBT は核兵器国と非核兵器国の双方が参加し協力できる現実的かつ実践的な取組であり引き続

き我が国にとって重要である。CTBT の早期発効に向けて、一部の発効要件国の批准の見通しは立っていないが、令和3年2月にはキューバやコモロが批准するなど、CTBT の普遍化に向けた前向きな成果も出てきている。引き続き CTBT 発効促進会議や CTBT フレンド外相会合等のあらゆる取組を通じて発効促進に向けた機運を醸成していく。

5 核兵器用核分裂性物質生産禁止条約 (FMCT) の交渉開始に向けた議論の進展に積極的に取り組み、我が国も参加する様々な会合の場において、条約の交渉開始に向けた機運を高めるような具体的な議論に貢献する。

6 核軍縮検証の国際パートナーシップ (IPNDV) 等の国際的な枠組みにおいて、作業文書の提出等を通じ、現実的かつ実践的な取組として核軍縮検証や核戦力の透明性等の核軍縮の進展に向けた議論に積極的に貢献する。

7 被爆の実相を世代や国境を越えて伝達するため「非核特使」及び「ユース非核特使」を引き続き委嘱するとともに、国連軍縮フェローシッププログラムの一環として、広島及び長崎に若手外交官等を招待することや、軍縮不拡散教育に関するステートメント等を積極的に行うことにより、我が国の核軍縮政策に対する幅広い理解の促進に向けた取組を引き続き推進する。

9-2 大量破壊兵器等の拡散防止のための取組 *

北朝鮮の核・ミサイル問題、イランの核合意及び保障措置協定上の義務の履行の重要性及びアジア諸国における不拡散の取組強化の必要性等を踏まえ、引き続き関係国との緊密な協議や情報収集を行う。北朝鮮の核問題については、アジア諸国における北朝鮮関連国連安保理決議の完全な履行及びIAEA に北朝鮮が復帰する際の迅速な初動を支援する。

イランの核問題については、我が国は国際不拡散体制と中東の安定に資する核合意（包括的共同作業計画 (JCPOA)）を支持しており、イランに対し、核合意を遵守し、核合意上のコミットメントに即座に戻るよう求める我が国として、IAEA の取組に更に協力していく。イランの保障措置関連の問題については、IAEA や IAEA 理事国と協力しつつ、イランに対して IAEA との完全な協力を求めていく。

追加議定書の普遍化について、締結国増加は、未締結国の意識向上や法整備等キャパシティ・ビルディングが必要とされるため容易ではないが、地域におけるセミナー等を通じた能力構築や情報共有を引き続き実施することにより、保障措置体制強化に向けた着実な取組を継続する。

近年、アジア諸国が、その経済発展に伴い、大量破壊兵器開発に転用可能な物資・技術の生産能力を獲得してきている一方、北朝鮮を始めとする懸念国による違法な調達活動が巧妙化している。アジア諸国が不拡散の「抜け穴」にならないよう、懸念主体による関連物資・技術の調達を阻止するための輸出管理を推進していくことが必要であることから、これら取組の強化に向け、引き続き途上国を中心とした輸出管理制度が未整備又は執行能力の向上が必要な国に対する息の長い働きかけや国際社会との協力を推進する。

9-3 生物兵器禁止条約 (BWC) 及び化学兵器禁止条約 (CWC) の実施強化のための取組

1 生物兵器禁止条約 (BWC)

BWC 実施強化については、我が国のプレゼンスを示した効果的な貢献ができていると考えるが、新型コロナウイルス感染症により運用検討会議等が延期されたことを踏まえ、同会議までに時間があることから、さらに我が国として合意しうる事項を模索する取組を行い、同会議の成功を確実なものにする必要がある。

また、国連軍縮部拠出金事業についても、これまで着実な成果が得られているが、新型コロナウイルス感染症を受けて、物理的開催が困難になる中でも、BWC 体制の強化につながるように効果的に実施を促進するため支援していく。

BWC 非締約国に対しては、新型コロナウイルス感染症の発生を機に、多国間の取組や BWC 履行支援ユニット (ISU) の取組を支援するなど、より効果的に取り組む必要がある。

2 化学兵器禁止条約 (CWC)

今後の化学兵器の使用を抑止するためにも、昨今の化学兵器使用事案に引き続き毅然と対応し、関係国としっかり連携して必要な措置を採択できるようにすることが必要である。また、CWC 体制の維持及び強化のため、OPCW の活動を維持及び強化できるようにすることも必要であるところ、引き続き、我が国の知見を活用し、我が国として国際協力を実施し、または、OPCW による国際協力を支援することで、我が国の顔が見える形で CWC 体制の強化に貢献していく。

9-4 通常兵器の軍備管理・軍縮の促進及び軍事関連情報の透明性向上に関する取組

1 ATT については、引き続き管理委員等の役職を担うことから、条約に関する国際的な議論において我が国のプレゼンスを示すべく、しっかりと対応していく。また、条約履行に関する議論が深まって

いく見込みであることから、我が国としても議論に積極的に参加・貢献していく。

- 2 発効から 20 年を経た対人地雷禁止条約に関し、地雷対策における世界有数のドナーである我が国として、条約の着実な履行に関する議論に積極的に参加する。
- 3 クラスター弾に関する条約については、未締結国の多いアジア大洋州地域を中心に、二国間及び多国間の枠組みを活用し、条約の普遍化（締結国・地域の更なる拡大）に取り組む。また、被害者支援や危険回避教育等の不発弾対策への支援を継続することにより、未締結国を含め、クラスター弾の問題に取り組む環境の醸成に努める。締約国会議においては、我が国の取組を国際社会にアピールするとともに、締約国と共にクラスター弾に関する条約の普遍化・強化のための取組を実施する。
- 4 LAWS を含む CCW については、国際的な規制の在り方を始めとする諸課題について引き続き議論が行われる見込みであることから、我が国としては、国際社会が LAWS に関して人道と安全保障の観点も勘案したバランスの取れた議論を行い、将来目指すべき取組の方向性を示すことに貢献すべく、国際的なルール作りに積極的かつ建設的に参加する。
- 5 小型武器対策分野は紛争やテロとの関係で国際的な関心の高い分野であることから、国連総会における小型武器非合法取引決議案の提出・採択等の貢献を通じ、同分野への日本の役割をアピールしていく。

作成にあたって使用した資料その他の情報

- ・ 外務省ホームページ
軍縮・不拡散・原子力の平和的利用
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/hosho.html>)

個別分野 10 原子力の平和的利用のための国際協力の推進

施策の概要

- 1 国際的な原子力の平和的利用の促進、原子力安全及び核セキュリティ強化のための各国及び国際機関との協力を推進する。
- 2 東電福島第一原発事故対応に係る国際的な情報発信及び国際協力を行う。
- 3 二国間原子力協定の締結交渉・運用等を行う。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 2015 年 NPT 運用検討会議における岸田外務大臣一般討論演説(平成 27 年 4 月 28 日)
- ・ 第 5 次エネルギー基本計画(平成 30 年 7 月 3 日 閣議決定)
第 2 章
第 2 節 4. (3) 原子力利用における不断の安全性向上と安定的な事業環境の確立
第 2 節 11. (1) ②二国間エネルギー協力体制の高度化
第 4 節 4. (5) ③世界の原子力平和利用と核不拡散への貢献

測定指標 10-1 国際協力を通じた原子力安全及び核セキュリティの強化 *

中期目標（一年度）

- 1 IAEA や G 7 各国との関連会合への積極的な参加、国際協力等を通じ、より安全でセキュリティの確保された原子力の平和的利用を促進する。
- 2 我が国の核セキュリティの更なる向上を図りつつ、他国にも同様の取組を促し、結果として世界全体の核セキュリティが強化されるよう努める。

平成 30 年度目標

- 1 IAEA や G 7 各国との関連会合への積極的な参加、国際協力等を通じ、より安全でセキュリティの確保された原子力の平和的利用を促進する。
- 2 「東京 2020 年オリンピック・パラリンピック競技大会の機会における核セキュリティ措置の実施支援分野における日 IAEA 間の実施取決め」に基づき、令和 2 年に向け、日 IAEA 間の核テロ対策協力を具体化していく。

施策の進捗状況・実績

- 1 平成 30 年 9 月に IAEA 総会が開催され、政府代表として松山内閣府担当大臣が参加し、政府代表による政府代表演説や米国及びフランスのカウンターパートとの会談を実施した。
平成 30 年 5 月に IAEA 本部（ウィーン）で開催された使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約の検討会合に出席し、国別討議において日本の活動及び今後の取組や、前回の検討会合（平成 27 年 5 月）で言及された課題（廃炉によって生じる放射性廃棄物の処分に関する規制の制定、人材育成の強化、総合規制評価サービス（IRRS）ミッション（注）からの提案の実施）への取組などを報告した。
（注）IAEA 加盟国の原子力規制機関の専門家等によって構成され、規制の枠組みのほか、原子力、放射線、放射性廃棄物等に係る安全を含む幅広い課題について総合的に調査を行う。
5 月に日米核セキュリティ・ワーキング・グループ（NSWG）を東京にて開催し、過去 1 年間の核セキュリティに関する日米間の取組やゴールの進捗状況を確認し、現状認識及び今後の取組の方向性等について、具体的なイメージを両国間で共有した。
また、核セキュリティ関連条約の普遍化のため、局長級の軍縮・不拡散協議やその他国際会議等の場を用いて、未加入国（パキスタン等）に対し、加入に際しての障壁を照会するとともに加入の重要性について働き掛けを行い、さらに、G 7 各国と共に共同デマルシュを実施した。
- 2 平成 30 年 2 月に署名した「東京 2020 年オリンピック・パラリンピック競技大会の機会における核セキュリティ措置の実施支援分野における日 IAEA 間の実施取決め」に基づく IAEA との協力具体化のため、オリンピックや主要競技の世界大会等の開催国と IAEA との間の協力事例を関係省庁に共有するとともに、関係省庁・機関のニーズの聞き取り及び国内の具体的なニーズの指定作業を実施した。

令和元年度目標

- 1 IAEA やG 7 各国との関連会合への積極的な参加、国際協力等を通じ、より安全でセキュリティの確保された原子力の平和的利用を促進する。
- 2 「東京 2020 年オリンピック・パラリンピック競技大会の機会における核セキュリティ措置の実施支援分野における日 IAEA 間の実施取決め」等を念頭に、核テロ対策協力の具体化に向けて日 IAEA 間で更に緊密に協議していく。
- 3 IAEA 核セキュリティに関する閣僚級国際会議（令和 2 年 2 月開催予定）に向け、関係省庁と共に、前回会合以降の日本の核セキュリティ強化に向けた取組や、更なる取組が必要な分野の特定を行い、国内外の核セキュリティ強化に向けた機運を高める。

施策の進捗状況・実績

- 1 7 月に日米核セキュリティ・ワーキング・グループ（NSWG）が米国で開催され、過去 1 年間の核セキュリティに関する日米間の取組やゴールの進捗状況を確認するとともに、現状認識及び今後の取組の方向性等について両国間で議論した。また、4 月には NSWG の下での協力として、外務省において国内関係省庁と米国関係機関との間での意見交換を実施した。
- 2 平成 30 年 2 月に署名された「東京 2020 年オリンピック・パラリンピック競技大会の機会における核セキュリティ措置の実施支援分野における日 IAEA 間の実施取決め」に基づき、10 月に IAEA 及び米国の専門家の参加を得て、国内関係機関より約 45 名の出席の下、大規模公共行事における核セキュリティ対策に関する机上訓練を外務省で実施し、大規模公共行事における核セキュリティ事案を想定したシナリオに基づいて、各関係機関がどのような対応をするか等について議論を行った。
- 3 11 月に、日本原子力研究開発機構（JAEA）の核不拡散・核セキュリティ総合支援センター（ISCN）の協力の下、核物質及びその他の放射性物質の輸送セキュリティに関する国際シンポジウムを開催した。同シンポジウムには、IAEA 等の国際機関や核物質等の輸送セキュリティに関心を有する 37 か国から 100 名以上の専門家が参加し、輸送セキュリティに関するグッドプラクティスの共有や共通の課題について意見交換を行った。
- 4 令和 2 年 2 月に、IAEA 核セキュリティに関する国際会議が開催され、我が国から政府代表として、若宮外務副大臣が出席し、政府代表演説において、核セキュリティ分野における我が国の取組や国際貢献についてアピールしたほか、グロッシェー IAEA 事務局長やブルーエット米エネルギー省長官等との会談を行った。

令和 2 年度目標

- 1 東京オリンピック・パラリンピック大会が令和 3 年夏に延期されたことを受け、今年度の核セキュリティ強化の取組は極めて重要となる。IAEA やG 7 各国との関連会合への積極的な参加、国際協力等を通じ、より安全でセキュリティの確保された原子力の平和的利用を促進する。また、令和 2 年中に日本で開催予定の日米核セキュリティ作業グループ等の機会を通じ、核セキュリティ分野における日米間での協力を更に深化・拡大させていく。
- 2 令和 3 年度に開催予定の改正核物質防護条約のレビュー締約国会議に向けて、準備委員会の会合が令和 2 年度中に予定されているところ、関係省庁と連携を取りながら我が国の対応について検討し、これらの会合に向けて然るべく準備していく。

施策の進捗状況・実績

- 1 議長国である米国のリーダーシップの下、12 月にG 7 の原子力安全及び核セキュリティグループ会合（NSSG）がオンラインにて開催、さらに 5 月、7 月、10 月及び 12 月にグローバル・パートナーシップの核・放射線セキュリティ作業グループ会合（NRSWG）もオンラインにて開催され、関係省庁と連携しつつ、人材育成を始めとした核セキュリティ分野における議論に参加し、引き続き日本からも協力を継続する旨、発言した。なお、今年度開催される予定であった日米核セキュリティワーキンググループの開催は新型コロナウイルス感染症拡大のため延期となった。さらに令和 3 年 3 月にヨーロッパ対象の輸送セキュリティに関するウェビナーにおいて、我が国からは輸送セキュリティに関する日本のイニシアティブおよび本シンポジウムに関してプレゼンテーションを行った。
- 2 12 月及び令和 3 年 2 月、改正核物質防護条約の運用検討締約国会議の準備委員会がオンラインで開催された。本条約は、核セキュリティ分野における中心的な条約であり、令和 4 年 3 月に第 1 回目の運用検討締約国会議の開催を予定しているところ、我が国からも同会議の準備のための委員会に出席し、運用検討締約国会議開催に向けて必要となる事項について検討を進めた。

平成 30・令和元・2 年度目標の達成状況：b

測定指標 10-2 東電福島第一原発事故後の対応

中期目標（一年度）

事故や廃炉等の取組を通じて得られた経験と教訓を国際社会と共有し、国際的な原子力安全の強化に貢献する。

平成 30 年度目標

- 1 東電福島第一原発における廃炉・汚染水対策の進捗状況や我が国の取組について、SNS 等多様な情報発信ツールを活用して積極的な情報発信を行う。
- 2 廃炉・汚染水対策に関し、海洋モニタリング等 IAEA を始めとする国際社会との協力を進める。

施策の進捗状況・実績

- 1 東電福島第一原発のモニタリング結果、除染状況、食物関係等の包括的な情報を 6 月に IAEA 事務局へ提供した。我が国が提供した情報は、IAEA 事務局の評価コメントが付された形で、IAEA のホームページ（HP）に掲載された。また、11 月に東電福島第一原発の廃炉に向けた取組についての第 4 回 IAEA レビューミッションを実施した。本レビューミッションの最終報告書（平成 31 年 1 月に受領）を反映した包括的な情報提供を行い、IAEA の HP で公開予定。
放射線モニタリングと除染分野における IAEA と福島県との協力プロジェクトに関し、平成 25 年から平成 29 年までの活動成果の最終報告書が完成し、11 月に福島県の HP に公開（英語版）された。また、一般広報用のリーフレット（日本語版及び英語版）も福島県の HP 上で公開された。
東電福島第一原発の汚染水発生量を低減する目的で、東電福島第一原発の手前で汲み上げ海洋放出している地下水（地下水バイパス及びサブドレン水）の放射性物質濃度、及び放出地点近傍の海洋中の放射性物質濃度のデータを、毎月 IAEA 及び各国の在京大使館へ送付した。
- 2 海洋モニタリングに関し、我が国が発信しているデータの信頼性及び透明性の向上のため、10 月に IAEA の専門家の訪日を得て、国内の分析機関の分析能力、正確性及び試料採取方法の適切性を確認した。

令和元年度目標

- 1 東電福島第一原発における廃炉・汚染水対策の進捗状況や我が国の取組について、積極的な情報発信を行う。
- 2 廃炉・汚染水対策に関し、海洋モニタリング等 IAEA を始めとする国際社会との協力を進める。

施策の進捗状況・実績

- 1 平成 30 年 11 月に IAEA により行われた、東電福島第一原発の廃炉に向けた取組についての第 4 回 IAEA レビューミッションの最終報告書が取りまとめられ（平成 31 年 1 月に受領）、平成 31 年 1 月に IAEA の HP で公開された。この報告書において、分かりやすい情報発信の重要性が言及されたこともあり、東電福島第一原発における汚染水の処理状況について、特に混同しやすい汚染水と ALPS 処理水（注）の違いにつき国際社会に対し分かりやすく説明する観点から、英文広報資料を作成し、9 月にウィーンで開催された IAEA 総会を始めとする国際会議において配布した。また、8 月に、東電福島第一原発のモニタリング結果、除染状況、食物関係等の包括的な情報を IAEA 事務局へ提供したほか、原則毎月 1 回の在京外交団及び IAEA 向けの現状の通報を実施し、原発事故以来 100 回以上に上る在京外交団向け説明会を開催する等在外公館を通じた積極的な情報提供なども行った。
（注）ALPS 処理水：ALPS（Advanced Liquid Processing System）を含む複数の浄化設備で浄化処理した水。
- 2 海洋モニタリングに関し、我が国が発信しているデータの信頼性及び透明性の向上のため、6 月に IAEA の専門家の訪日を得て、国内の分析機関の分析能力、正確性及び試料採取方法の適切性を確認した。
- 3 令和 2 年 2 月 10 日に公表された「多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会」による報告書について、同日、ウィーン訪問中の若宮外務副大臣から同報告書の英訳版をグロッシェー IAEA 事務局長に手交するとともに、在ウィーン代表部を通じて IAEA による同報告書のレビューを要請した。
- 4 令和 2 年 2 月 26 日、訪日中のグロッシェー IAEA 事務局長が東電福島第一原発を視察し、同事務局長からは、同原発の廃炉に向けた我が国の取組への評価と、IAEA による協力について言及があった。また、IAEA の HP にも我が国の取組への評価が掲載された。

令和 2 年度目標

- 1 東電福島第一原発における廃炉・汚染水対策の進捗状況や我が国の取組について、国際社会に対し、科学的根拠に基づいた、透明性のある説明を、IAEA 総会や IAEA 理事会等の関連会合、在京外交団向け説明会等を通じて、積極的な情報発信を行う。
- 2 廃炉・汚染水対策に関し、海洋モニタリング等で IAEA を始めとする国際社会との協力を進める。

施策の進捗状況・実績

- 1 第 4 回 IAEA レビューミッション最終報告書を踏まえ、今年度も引き続き、東電福島第一原発における汚染水の処理状況や同原発の敷地内でタンク保管されている ALPS 処理水の状況等について、国際社会に対して透明性を持った説明を行ってきた。具体的には 12 月に、東電福島第一原発のモニタリング結果、除染状況、食物関係等の包括的な情報を IAEA 事務局へ提供したほか、4 月及び 10 月に在京外交団向けの説明会を実施し、原則毎月 1 回の在京外交団及び IAEA 向けの現状の通報を実施するなど、積極的な情報提供などを行った。
- 2 海洋モニタリングに関し、我が国が発信しているデータの信頼性及び透明性の向上のため、11 月に IAEA によって指名された国内の独立した研究機関の環境放射能の専門家を受け入れ、国内の分析機関の分析能力、正確性及び試料採取方法の適切性を確認した。
- 3 令和 2 年 2 月 10 日に公表された「多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会」による報告書について、IAEA による同報告書のレビューを要請し、4 月 2 日に IAEA によるレビュー報告書が公表された。同レビュー報告書中では、(処分方法として検討されている) 海洋放出と水蒸気放出の 2 つの選択肢について、技術的に実行可能であり、時間軸上の要求も満たす等の所見及び助言が示された。

平成 30・令和元・2 年度目標の達成状況：b

測定指標 10－3 原子力の平和的利用に関する国際協力の実施

中期目標（--年度）

IAEA との連携を通じて効果的・効率的に国際的な課題に取り組み、原子力の平和的利用の促進を図る。また、これらの連携強化を通じて、国際社会における日本の更なるプレゼンス強化を図る。

平成 30 年度目標

- 1 技術協力基金（TCF）及び平和的利用イニシアティブ（PUI）拠出金を通じた IAEA の原子力の平和的利用分野における活動強化
- 2 「原子力科学技術に関する研究、開発及び訓練のための地域協力協定（RCA）」の枠組みなどを通じた、原子力科学技術分野に知見・技術を有する日本の人材、企業及び機関と IAEA との連携拡大、IAEA の調達活動への日系企業の参画拡大
- 3 IAEA の原子力の平和的利用分野における活動を通じた SDGs 達成支援

施策の進捗状況・実績

- 1 我が国は、TCF に対して、平成 30 年度に 797 万ユーロを拠出し、開発途上国を中心とする IAEA 加盟国に対して、保健、食糧、環境、産業、原子力安全等の分野に係る原子力関連技術の移転・人材育成を支援した。また、PUI 拠出金により、IAEA に対して 374 万米ドルを拠出、アフリカ、東南アジア、中南米カリブ地域を中心とする 57 の IAEA 加盟国に対するがんや感染症対策、農業支援、水資源管理、原子力安全等の 12 の IAEA プロジェクトを支援した。
- 2 IAEA と国内人材、企業及び機関の協力強化に向け、以下のような様々な取組を実施した。
 - ・ IAEA が実施する技術協力活動に係る研修員の受入れや専門家の派遣、会合の開催について、国内組織の協力強化を支援するため、IAEA に対する国内の人材や組織の提示、国内機関との調整を行った。
 - ・ 日本国内の 11 大学・医療機関によるコンソーシアムと IAEA との間の核医学分野における協力強化に向けた実施取決めの署名（11 月）を側面支援したほか、この分野の IAEA プロジェクトに対して PUI 拠出金を割り当て、同コンソーシアムによる研修の開催等の IAEA との協力強化を促進した。
 - ・ 平成 31 年 1 月に、ヘイワード IAEA 事務次長を日本に招へいし、国内の研究機関や大学等における意見交換や講演等を実施して、日本国内の人材や組織の IAEA への理解を強化し、IAEA との協力関係構築や IAEA での勤務に対する関心を高めた。また、各訪問先との意見交換や原子力関連施設の視察等を通じて、原子力の平和的利用分野における我が国の取組を同事務次長にインプットし、IAEA

における日本との協力強化に向けた関心強化を図った。

- ・ IAEA の調達活動への日系企業の参画拡大を図るため、我が国が開催した国連ビジネスセミナー（7 月）に際する IAEA への働き掛け・調整、IAEA と企業間の連絡・調整の側面支援を行った。同セミナーでは、IAEA による参加企業に対するプレゼンテーションや個別相談が行われ、相互理解が深まった。
 - ・ RCA に基づく活動推進のため、日本政府として、RCA の政府代表者会合、総会、各種ワーキング・グループ等に参加し、RCA の戦略的なプロジェクト形成及び実施に貢献した。また、本件に係る政策決定に資するよう、関連分野の日本人専門家の RCA プロジェクトへの参画や関連会合への出席、関連会合の開催を支援した。これにより、平成 30 年度に実施された RCA プロジェクト 12 件のうち 11 件に日本人専門家の参画や、日本人専門家の IAEA 講師としての派遣が行われたほか、医療分野 3 件及び水資源管理分野 1 件の関連会合の国内開催に至った。
- 3 IAEA は原子力に関連する技術協力等のプロジェクトを通じて SDGs（特に、目標 2（飢餓）、3（保健）、6（水・衛生）、7（エネルギー）、9（イノベーション）、13（気候変動）、14（海洋資源）、15（陸上資源）、17（パートナーシップ））の達成に向けて取り組んでおり、TCF 及び PUI 拠出金を通じて、IAEA による取組を支援した。

11 月に、原子力の平和的利用、特に保健・医療、農業・食料、環境、水資源等の分野における原子力科学技術の応用と SDGs 達成に向けた取組促進を目的とした IAEA 原子力科学技術閣僚会議が開催され、辻外務大臣政務官が出席し、コスタリカと共に共同議長を務めた。

令和元年度目標

- 1 技術協力基金（TCF）、平和的利用イニシアティブ（PUI）拠出金、「原子力科学技術に関する研究、開発及び訓練のための地域協力協定（RCA）」の枠組みを通じた原子力の平和的利用の促進に向けた IAEA の活動を支援する。また、原子力科学技術分野に知見・技術を有する日本の人材、企業及び機関と IAEA との連携拡大、IAEA の調達活動への日系企業の参画拡大を通じ、平和的利用分野における国際協力を推進する。
- 2 1 を含む IAEA の原子力の平和的利用分野における活動の支援を通じ、SDGs 達成に係る取組を促進する。

施策の進捗状況・実績

- 1（1）TCF に対して 802 万ユーロを拠出し、開発途上国を中心とする IAEA 加盟国に対して、保健、食糧、環境、産業及び原子力安全等の分野に係る原子力関連技術の移転・人材育成を支援した。また、PUI に対して 160 万米ドルを追加拠出。PUI を通じて、アジア、アフリカ及び中南米カリブ地域を中心とする IAEA 加盟国に対して、がんや感染症対策、農業支援、水資源管理、原子力安全等様々な分野にかかる 59 の IAEA プロジェクトを支援した。
- （2）IAEA と国内人材、企業及び機関の協力強化に向け、以下のような様々な取組を実施した。
- ・ IAEA が実施する技術協力活動への国内の人材や組織の協力（研修員の受入れ、専門家の派遣、会合の開催等）を強化するため、IAEA に対する国内の人材や組織についての情報提供や、IAEA と国内機関による協力に向けた調整を支援した。
 - ・ 日本国内の 11 大学・医療機関によるコンソーシアムと IAEA との間の核医学分野における協力強化に向けて、PUI を通じて、IAEA の関連プロジェクトを支援することで活動強化を促したほか、同コンソーシアムによる IAEA 会合の開催や IAEA 研修員の受入れを支援した。
 - ・ IAEA のサイバースドルフ原子力応用研究所の改修（ReNuAL）事業に対して、PUI を通じて 130 万ユーロを支援し、IAEA による原子力応用分野における活動強化に貢献した。同事業により新設された研究棟の一つは、9 月の IAEA 総会において、故天野前 IAEA 事務局長の名を冠して「ユキヤ・アマノ・ラボラトリー」と命名された。
 - ・ 令和 2 年 2 月のグロッシー IAEA 事務局長の訪日に際しては、大阪大学などの教育機関及びサイバースドルフ研究所に質量分析計を提供した島津製作所への訪問、経団連主催の原子力関連企業・団体との意見交換などの機会を設け、日本国内の人材や組織の IAEA への理解を深め、IAEA との協力関係構築・強化や IAEA での勤務に対する関心向上を促した。また、各訪問先での意見交換や視察等を通じて、原子力の平和的利用分野における我が国の取組を同事務局長にインプットし、日本との協力強化に向けた IAEA の関心向上を図った。
 - ・ RCA に基づく活動推進のため、日本政府として、RCA の政府代表者会合、総会、各種ワーキング・グループ等に参加し、RCA の戦略的なプロジェクト形成及び実施に貢献した。また、本件に係る政策決定に資するよう、関連分野の日本人専門家の RCA プロジェクトへの参画や関連会合への出席、関連会合の開催を支援した。これにより、令和元年度に実施された RCA プロジェクト 12 件すべ

てにおいて、日本人専門家の参画を実現したほか、医療分野 2 件及び農業・食糧分野 1 件の関連会合の国内開催に至った。

- 2 IAEA は原子力に関連する技術協力等のプロジェクトを通じて SDGs（特に、目標 2（飢餓）、3（保健）、6（水・衛生）、7（エネルギー）、9（イノベーション）、13（気候変動）、14（海洋資源）、15（陸上資源）、17（パートナーシップ））の達成に向けて取り組んでおり、日本の TCF 及び PUI 拠出金を通じて、IAEA による取組を支援した。

令和 2 年度目標

- 1 技術協力基金（TCF）拠出金、平和的利用イニシアティブ（PUI）拠出金、「原子力科学技術に関する研究、開発及び訓練のための地域協力協定（RCA）」等の枠組みを通じて、IAEA による原子力の平和的利用促進に向けた活動を支援する。また、これら支援等を通じ、原子力科学技術分野に知見・技術を有する日本の人材、企業及び機関と IAEA との連携拡大、IAEA の調達活動への日系企業の参画拡大を後押しし、平和的利用分野における日本の国際協力を推進する。また、こういった日本の取組につき、IAEA 総会や理事会等の関連会合を通じて、国際社会に対して発信する。
- 2 1 を含む IAEA の原子力の平和的利用にかかる活動の支援を通じ、SDGs 達成に向けた取組を促進する。
- 3 グロッシェー IAEA 事務局長は、加盟国に対する新型コロナウイルス感染症対策を IAEA の最優先事項と位置づけて取り組んでおり、この取組を支援することで、日・IAEA 協力を強化しつつ、国際的な新型コロナウイルス感染防止の取組を支援する。
- 4 令和 2 年 3 月にグロッシェー IAEA 事務局長が立上げを発表したマリー・キュリー・フェローシップ・プログラムを支持し、原子力分野における人材育成や女性の活躍促進に貢献する。

施策の進捗状況・実績

- 1（1）IAEA 技術協力基金（TCF）に対して 725 万ユーロを拠出し、開発途上国を中心とする IAEA 加盟国に対して、保健、食糧、環境、産業及び原子力安全等の分野に係る原子力関連技術の移転・人材育成を支援した。また、平和的利用イニシアティブ（PUI）を通じて 15 億円以上を追加拠出し、以下の取組を実施し、原子力の平和的利用の促進やこれを通じた新型コロナウイルス感染症対策や SDGs の達成といった地球規模課題へ取組を支援した。IAEA は、関連会合や IAEA ホームページ（HP）、グロッシェー事務局長のツイッターやスピーチ等を通じて、こういった我が国支援について対外的に発信している。
 - ・ 新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、グロッシェー事務局長の下で新たに開始された IAEA による新型コロナウイルス感染症対策や同ウイルスを含む感染症対策能力強化に向けた取組である統合的人畜共通感染症行動事業（ZODIAC）に対して、グロッシェー事務局長からの緊急支援要請に基づく支援を行ない、各国の PCR 検査体制確立等に大きく貢献するなど、時宜にかなった機動的な支援を実施した。
 - ・ グロッシェー事務局長が新たに立ち上げた IAEA マリー・キュリー奨学金に対して 50 万ユーロを拠出し、これによりインドネシア、マレーシア、フィリピン及びタイの奨学生を支援した。このうち 1 名は、群馬大学での修学が予定されている。
 - ・ 天野 IAEA 事務局長が開始したサイバースドルフ原子力応用研究所の改修（ReNuAL）事業の後継事業として、9 月、グロッシェー事務局長は ReNuAL 2 を立ち上げた。我が国は、原子力の平和的利用の促進に向けた IAEA による取組の支援や天野前事務局長が開始した同研究所改修事業の完遂といった観点から、PUI を通じて、ReNuAL 2 に対して、100 万ユーロを支援した。
- （2）IAEA と国内人材、企業及び機関の協力強化に向け、以下のような様々な取組を実施した。
 - ・ IAEA が実施する技術協力活動への国内の人材や組織の協力（研修員の受入れ、専門家の派遣、会合の開催等）を強化するため、IAEA に対する国内の人材や組織についての情報提供や、IAEA と国内機関による協力に向けた調整を支援した。
 - ・ IAEA と日本の 8 つの製薬会社の間で、双方の協力強化に向けた意見交換を実施した。
 - ・ 日本国内の 11 大学・医療機関によるコンソーシアムと IAEA との間の核医学分野における協力強化に向けて、PUI を通じて、IAEA の関連プロジェクトを支援することで活動強化を促したほか、同コンソーシアムによる IAEA 会合の開催準備や IAEA 研修員の受入れ準備を支援した。
 - ・ RCA に基づく活動推進のため、日本政府として、RCA の政府代表者会合、総会、各種ワーキング・グループ等に参加し、RCA の戦略策定やプロジェクト形成及び実施に貢献した。また、本件に係る政策決定に資するよう、関連分野の日本人専門家の RCA プロジェクトへの参画や関連会合への出席、関連会合の開催を支援した。これにより、令和 2 年度に実施された RCA プロジェクト 14 件において、日本人専門家の参画を実現したほか、医療分野 1 件のオンライン会合を主催した。

2 IAEA は原子力に関連する技術協力等のプロジェクトを通じて SDGs（特に、目標 2（飢餓）、3（保健）、6（水・衛生）、7（エネルギー）、9（イノベーション）、13（気候変動）、14（海洋資源）、15（陸上資源）、17（パートナーシップ））の達成に向けて取り組んでおり、日本は、TCF 及び PUI 拠出金を通じて、IAEA による同取組を支援した。

平成 30・令和元・2 年度目標の達成状況：a

測定指標 10－4 二国間協定の交渉・協議

中期目標（一年度）

二国間原子力協定の適切な交渉・協議を通じ、原子力の平和的利用を推進する。

平成 30 年度目標

協定の枠組みを整備するかどうかについては、核不拡散の観点や、相手国の原子力政策、相手国の日本への信頼と期待、二国間関係等を総合的に勘案し、個別具体的に検討していくというのが、原子力協定締結に関する我が国の考え方。この考え方に沿って、メキシコとの二国間原子力協定等、交渉中の二国間原子力協定交渉を行う。

施策の進捗状況・実績

交渉中のメキシコとの二国間原子力協定等については引き続き交渉を継続した。また、10 月に、日英原子力協定の改正について交渉を開始することで一致した。

令和元年度目標

協定の枠組みを整備するかどうかについては、核不拡散の観点や、相手国の原子力政策、相手国の日本への信頼と期待、二国間関係等を総合的に勘案し、個別具体的に検討していくというのが、原子力協定締結に関する我が国の考え方であり、これに沿って、二国間原子力協定等、交渉中の二国間原子力協定交渉を行う。

施策の進捗状況・実績

英国の EU 離脱に伴い必要となった現行の日英原子力協定の改正について、6 月に東京で英国との間で交渉を行って以降、妥結に向け、交渉を継続した。

令和 2 年度目標

協定の枠組みを整備するかどうかについては、核不拡散の観点や、相手国の原子力政策、相手国の日本への信頼と期待、二国間関係等を総合的に勘案し、個別具体的に検討していくというのが、原子力協定締結に関する我が国の考え方であり、これに沿って、二国間原子力協定の交渉を行う。現在交渉中の日英原子力協定の改正については、年内の署名及び締結を目指す。

施策の進捗状況・実績

英国の EU 離脱に伴い必要となった現行の日英原子力協定の改正について、英国政府との間で協議を重ねた結果、最終的な合意に至り、12 月に同協定改正議定書の署名を行った。同協定改正議定書は、その締結について国会の承認を求めるため、令和 3 年常会に提出されている。

平成 30・令和元・2 年度目標の達成状況：b

評価結果（個別分野 10）

施策の分析

【測定指標 10－1 国際協力を通じた原子力安全及び核セキュリティの強化 ＊】

核セキュリティの分野では、平成 30 年 4 月及び令和元年 11 月に、日本原子力研究開発機構（JAEA）の核不拡散・核セキュリティ総合支援センター（ISCN）の協力の下、核物質及びその他の放射性物質の輸送セキュリティに関する国際シンポジウムを開催した。同シンポジウムには、IAEA 等の国際機関や核物質等の輸送セキュリティに関心を有する 37 か国から 100 名以上の専門家が参加し、輸送セキュリ

ティに関するグッドプラクティスの共有や共通の課題について意見交換を行った。さらに令和3年3月にヨーロッパ対象の輸送セキュリティに関するウェビナーにおいて、我が国からは輸送セキュリティに関する日本のイニシアティブ及び本シンポジウムに関してプレゼンテーションを行った。これら活動は、輸送核セキュリティ向上に貢献する上で大きな意義があった。

また、令和2年2月には、IAEA 核セキュリティに関する国際会議が開催され、我が国から政府代表として、若宮外務副大臣が出席し、政府代表演説において、核セキュリティ分野における我が国の取組や国際貢献についてアピールしたほか、グロッシェーIAEA 事務局長やブルーイェット米エネルギー省長官等との会談を行い、グローバルな核セキュリティ対策を更に強化するための方策や各国の知見の共有を促進することができたことは、世界的な核セキュリティの向上に大きな意義のあることであった。

令和2年12月、議長国である米国のリーダーシップの下、G7の原子力安全及び核セキュリティグループ会合（NSSG）が開催、さらにグローバル・パートナーシップの核・放射線セキュリティ作業グループ会合（NRSWG）もオンラインにて開催され、関係省庁と連携しつつ、核セキュリティ分野における議論に参加することで、情報共有や意見交換を行い、核セキュリティ強化に向けた国際的連携を進める上で大きな意義があった。

令和2年12月及び令和3年2月、改正核物質防護条約の運用検討締約国会議の準備委員会がオンラインで開催された。本条約は、核セキュリティ分野における中心的な条約であり、令和4年3月に第1回目の運用検討締約国会議の開催を予定しているところ、我が国からも同会議の準備のための委員会に出席し、検討を進めた。改正核物質防護条約の普遍化を進める上で重要なことであり、引き続き取り組んでいく必要がある。（平成30・令和元・2年度：原子力の平和的利用のための国際協力の推進（達成手段①））

原子力安全の分野では、令和2年6月に原子力事故早期通報条約及び原子力事故援助条約の締約国会合がオンライン形式で実施され、日本から東電福島第一原発事故から得た教訓を踏まえた取組についてプレゼンテーションを実施し、国際的な原子力安全の向上に貢献した。また、我が国の締結により平成27年4月に発効した原子力損害の補完的な補償に関する条約（CSC）の締約国数拡大に向け、令和3年2月に各国のウィーン代表部に対して、オンライン形式での説明会を開催した。説明会の開催を通じ、CSC 締結の意義や我が国の取組を各国に紹介し、締結を奨励した。これは、IAEA 等国際社会で累次その重要性が確認されている、国際的な原子力損害賠償制度の強化に資する取組であり、国際的な原子力安全の強化・国際的な原子力損害賠償制度構築への貢献という目標を達成する上で効果が高かった。（平成30・令和元・2年度：IAEA、G7等を通じての原子力安全関連条約や安全基準等の強化（達成手段②））

また、欧州復興開発銀行（EBRD）が管理するチェルノブイリ新シェルター建設プロジェクト等の効果的な実施のために拠出国総会などに積極的に参加し、G7を始めとする拠出国及びEBRDとの国際的な取組を推進したことにより、チェルノブイリ・サイトの安全と安定化及び世界的な原子力安全の向上・強化に大きく貢献できた。チェルノブイリ原発及びその周辺の安全のみならず、国際的な原子力安全の強化の観点からも極めて重要であるため、福島第一原子力発電所事故の当事国である我が国として、主体的な貢献を行うことの意義は極めて大きい。

【測定指標 10-2 東電福島第一原発事故後の対応】

平成30年度から令和2年にかけて、東電福島第一原発の廃炉・汚染水対策に関して、権威ある国際機関であるIAEAの評価を得た包括的情報レポートを継続して定期的に発出したことは、我が国の対応について、国際社会からの信頼醸成に有益だった。また、ALPS 処理水の取扱いに関し、令和2年4月に公表されたALPS 小委員会報告書に係るIAEA レビュー報告書において、（処分方法として検討されている）海洋放出と水蒸気放出の2つの選択肢について、技術的に実行可能であり、時間軸上の要求も満たす等の所見が示された点は、国際社会に対する透明性をもった情報発信を継続する上で非常に有益であった。その他、サブドレン（注：建屋まわりの井戸）及び地下水バイパスによる地下水の排水実績に係る外交団通報を平成30年度から令和2年にかけて定期的に発出したこと、平成30年10月、令和元年9月、11月、令和2年2月、4月及び10月に在京外交団向け説明会を実施し、国際的にも関心が高いALPS 処理水の検討状況等について情報提供を行うことにより、ALPS 処理水の取扱いについて国際社会から理解を得る上で大きな意義があった。

海洋モニタリング・レビューについては、我が国の信頼性及び透明性の向上を目的として、毎年1回IAEAの専門家もしくはIAEAの指名する国内専門家の受入れを実施した。（平成30・令和元・2年度：東電福島第一原発の現状に係る各国への情報提供及び事故収束に関する専門知識等の各国との協力調整（達成手段③））

【測定指標 10-3 原子力の平和的利用に関する国際協力の実施】

IAEA 技術協力基金(TCF)、平和的利用イニシアティブ(PUI)及び原子力科学技術に関する研究、開発及び訓練のための地域協力協定(RCA)を利用し、アジア・大洋州、アフリカ、中南米等の開発途上国に対して、発電分野及び保健・医療、食糧・農業、環境等の非発電分野における人材育成や技術移転などの開発協力を実施したことは、原子力の平和的利用の促進及び国際的な原子力安全の向上に貢献する上で効果があった。(令和2年度：国際原子力機関(IAEA)技術協力基金拠出金(達成手段④))

加えて、PUI を通じて、グロッシー事務局長の支援要請に基づく IAEA による新型コロナウイルスを含む感染症対策支援や IAEA サイバースドルフ原子力応用研究所の改修(ReNuAL)事業に取り組んだ点は、途上国支援という観点に加え、適時適切な支援を行うことによる IAEA 加盟国や IAEA 事務局との関係強化や IAEA における我が国のプレゼンス強化という観点からも大きな効果があった。なお、ReNuAL 事業により新たに建設された研究棟は、故天野前事務局長の名前を冠し、天野之弥研究棟と命名され、国際社会における我が国のプレゼンス強化にも貢献した。(令和2年度：平和的利用イニシアティブ拠出金(達成手段⑤))

また、グロッシー事務局長が新たに立ち上げた IAEA マリー・キュリー奨学金に対する支援を通じて、インドネシア、マレーシア、フィリピン及びタイの奨学生を支援することで、原子力分野における人材育成や女性の活躍促進に貢献し、ジェンダーの観点も踏まえた原子力の平和的利用の促進に貢献したほか、我が国が支援する研修生は日本国内の大学にて修学予定であり、我が国知見の国際社会への共有と我が国の国際的なプレゼンス強化にも貢献した。(令和2年度：平和的利用イニシアティブ拠出金(達成手段⑤))

さらに、グロッシー事務局長が民間組織との協力強化を重視している点を踏まえ、日本国内の8つの製薬会社と IAEA の間での意見交換の実施を支援し、双方の考え方やニーズについて理解を深めるなど、IAEA と国内人材、企業及び機関の協力強化に向けて進展があった。

RCA の枠組みにおいては、日本人専門家の参画の場を更に拡大し、我が国の優れた知見を活用して開発途上国に対する IAEA の活動を支援したことは、我が国の技術協力活動への関与拡大の観点から効果が高かった。こうした我が国の取組を含む加盟国からの支援を通じ、IAEA は、原子力の平和的利用の促進に向けた活動を効果的・効率的に実施しており、IAEA 総会決議や事務局長報告、その他公式文書において、IAEA の活動の重要性や PUI の有用性などが言及されており、その成果が評価されている。

(平成30・令和元・2年度：原子力の平和的利用のための国際協力の推進(達成手段①))

以上のとおり、平成30年度から令和2年度を通じ、IAEA に対する拠出を通じた原子力の平和的利用や原子力安全向上に関する国際協力の実施や、その促進に向けての国内企業、研究機関及び大学との協力強化など、目標を達成したと認めるのに十分な成果があった。(令和2年度：国際原子力機関(IAEA)技術協力基金拠出金(達成手段④)、平和的利用イニシアティブ拠出金(達成手段⑤))

【測定指標 10-4 二国間協定の交渉・協議】

二国間原子力協定等に基づき、平成30年度から令和2年度にかけて、各年度約100件の二国間原子力協定等に基づく外交手続を実施したことは、適切な核物質・原子力関連品目の移転を実施する上で有効であった。(平成30・令和元・2年度：原子力の平和的利用のための国際協力の推進(達成手段①))

次期目標等への反映の方向性

【施策(施策の必要性に関する分析を含む)】

近年、国際的なエネルギー需要の拡大や地球温暖化問題への対処の必要性等から、原子力発電の拡充や新規導入を計画する国が増加しており、東電福島第一原子力発電所の事故後も、原子力発電は国際社会における重要なエネルギー源となっている。

一方、原子力発電に利用される核物質、機材及び技術は軍事転用が可能であり、また一国の事故が周辺国にも大きな影響を与え得ることから、原子力の平和的利用の促進に当たっては、保障措置(Safeguards)、原子力安全(Safety)、核セキュリティ(Security)の「3S」を確保する必要がある。特に、原子力安全の分野において、福島第一原発事故の経験と教訓を国際社会と共有し、国際的な原子力安全の向上に貢献していくことは、我が国が果たすべき責務である。

上記を踏まえれば、国際協力を通じて、我が国は国際的な原子力安全及び核セキュリティの強化に貢献していく必要がある。また、福島第一原発事故を経験した我が国は、IAEA 等から知見や協力を得て同原発の廃炉・汚染水対策を進めるとともに、国際社会に対する我が国の取組に関して積極的に情報発信を行うことにより、国際社会に対して開かれ、かつ透明性をもった形で事故対応を進めていくことが重要である。

また、二国間原子力協定の締結、協定等に基づいた核物質・原子力関連品目の適切な移転の確保、及び放射性物質の安全かつ円滑な輸送の実施は、「3S」を確保しつつ原子力の平和的利用に係る国際協力を促進する上で不可欠である。

さらに、発電分野に加え、非発電分野においても原子力の平和的利用を促進していくことが重要である。特に、非発電分野において IAEA が実施する技術協力活動への支援は、ニーズが高く、TCF、PUI 及び RCA 等の枠組を通じて支援を行うことは、原子力の平和的利用にかかる国際協力を推進し、ひいては日本が重視する SDGs への貢献につながるため非常に重要である。

以上を踏まえ、本施策は今後も継続的・恒常的な取組を要するものであり、令和 3 年度以降も各施策目標を維持し、これらの達成に向けて取り組んでいく。

【測定指標】

10-1 国際協力を通じた原子力安全及び核セキュリティの強化 *

より安全でセキュリティの確保された原子力の平和利用を推進することが引き続き重要であり、今後も IAEA や G 7 各国との関連会合への積極的な参加、人材育成を通じた国際協力等を実施する。また、IAEA との間で、令和元年に実施した「東京 2020 年オリンピック・パラリンピック競技大会の機会における核セキュリティ措置の実施支援分野における日 IAEA 間の実施取決め」に基づく机上訓練の成果を踏まえ、今後の核セキュリティ関連の政策策定及び関連する会合に出席し、情報収集及び関係機関に共有することを目標とする。

10-2 東電福島第一原発事故後の対応

東電福島第一原発における廃炉・汚染水対策の進捗状況や我が国の取組について、引き続き積極的な情報発信を行っていくとともに、事故後の対応に関し、IAEA を始めとする国際社会との協力を進める。

10-3 原子力の平和的利用に関する国際協力の実施

原子力の平和的利用の促進や原子力安全の向上に向けた国際協力の実施は引き続き重要であり、IAEA 等の国際機関や G 7 を始めとする関係国との協力を通じ、原子力分野における国際協力に取り組み、また、開発途上国への開発協力や SDGs の達成といった地球規模課題に貢献するため、TCF や PUI による財政的支援や、IAEA と国内の大学、研究機関、企業等の組織との協力を強化し、RCA の枠組みの活用等を通じて、原子力の平和的利用の促進に向けた IAEA の活動を支援していく。

10-4 二国間協定の交渉・協議

二国間原子力協定の交渉・協議を適切に進めることは引き続き重要であり、核不拡散の観点、相手国の原子力政策、相手国の我が国への信頼と期待、二国間関係等を総合的に勘案しつつ、個別具体的に検討していく。

作成にあたって使用した資料その他の情報

- ・ 外務省ホームページ
原子力の平和的利用
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/atom/index.html>)
原子力の平和的利用／核セキュリティ
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/dns/n_s_ne/page22_000968.html)

個別分野 11 科学技術に係る国際協力の推進

施策の概要

我が国の優れた科学技術を活用し、世界の平和と安定及び我が国の安全と繁栄に貢献する「科学技術外交」を推進する。具体的には、科学技術協力協定下の二国間対話等を通じた二国間科学技術協力や、核融合、大量破壊兵器の不拡散、地球規模課題への対応などの分野における二国間・多国間科学技術協力を積極的に実施するとともに、外務大臣科学技術顧問を通じた科学的知見の外交への活用を促進する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・第 201 回国会施政方針演説（令和 2 年 1 月 20 日）
四 成長戦略（イノベーション）
- ・統合イノベーション戦略 2019（令和元年 6 月 21 日 閣議決定）
第 II 部
第 1 章（3）エビデンスに基づく政策立案／大学等法人運営の推進
第 4 章 知の国際展開
第 5 章 特に取組を強化すべき主要分野
- ・第 193 回国会外交演説（平成 29 年 1 月 20 日）
科学技術の外交への一層の活用を引き続き推進
- ・第 201 回国会外交演説（令和 2 年 1 月 20 日）
重要技術の流出への対処
- ・第 5 期科学技術基本計画（平成 28 年 1 月 22 日 閣議決定）
第 7 章（3）科学技術イノベーション政策の戦略的国際展開

測定指標 11-1 二国間科学技術協力の各種枠組みの維持・発展・拡大

中期目標（一年度）

科学技術協力を通じた二国間関係の緊密化によって、国際社会の平和と安定及び我が国の安全と繁栄の確保に貢献する。

平成 30 年度目標

- 1 科学技術外交を推進するため、8 か国・機関以上と科学技術協力協定に基づく政府間合同委員会を開催する。
- 2 二国間科学技術外交強化のため、科学技術協力協定に加え、経済連携協定（EPA）等を含むあらゆる協力枠組みを活用し、新興国等との間でも積極的に科学技術関係を強化する。
- 3 限られた予算・人員の中で戦略的・効果的に合同委員会を実施するためにも、引き続き、国内関係府省・機関及び在外公館との情報交換の促進に努め、科学技術外交ネットワーク（STDN）の一層の活用を図る。

施策の進捗状況・実績

- 1 ロシア、シンガポール、ノルウェー、中国、スウェーデン、カナダ及びドイツの計 7 か国それぞれとの間で政府間合同委員会を実施し、各種分野の協力について議論した。これら政府間会合の実施を通じて各国との科学技術政策等に関する共通認識を醸成するとともに、個別の協力分野について更なる協力を推進することを確認した。また、スペイン、豪州、英国等とも開催へ向けて調整を行っていたが、総選挙実施その他の相手国側の事情により日程が合わず、令和元年度に持ち越すこととなった。
- 2 新興国との科学技術協力関係の強化については、8 月に第 16 回日中科学技術協力委員会を東京で実施した。EPA に基づく政府間会合としては初めて、4 月にシンガポールとの第 1 回科学技術合同委員会を実施し、両国間の科学技術協力の現状や、バイオメディカル、ICT、宇宙及び北極分野での協力等について意見交換を行った。
- 3 STDN を通じ国内関係府省・機関と定期的に連絡会議を行った。国内関係府省との科学技術合同委員会戦略会議（平成 31 年 2 月）においては、科学技術外交上の重要性を考慮した戦略的な二国間合同委員会の実施に向けた方策について協議し、二国間合同委員会の優先開催国等について政府内で共通認識を確立した。また、STDN メーリングリストを活用し、科学技術関連情報を集約した情報発信を行った。

令和元年度目標

- 1 科学技術外交を推進するため、8か国・機関以上と科学技術協力協定に基づく政府間合同委員会を開催する。
- 2 二国間科学技術外交強化のため、科学技術協力協定に加え、経済連携協定（EPA）等を含むあらゆる協力枠組みを活用し、新興国等との間でも積極的に科学技術関係を強化する。
- 3 限られた予算・人員の中で戦略的・効果的に合同委員会を実施するためにも、引き続き、国内関係府省・機関及び在外公館との情報交換の促進に努め、科学技術外交ネットワーク（STDN）の一層の活用を図る。

施策の進捗状況・実績

- 1 オランダ、米国、豪州、EU、南アフリカ及びセルビアの計6か国・機関との間で政府間合同委員会を実施し、双方の科学技術イノベーション政策の進展や量子技術等各種分野の協力について議論した。
- 2 令和2年1月に実施された南アフリカとの合同委員会等、新興国も含めた政府間会合の実施を通じて各国との科学技術政策等に関する共通認識を醸成し、個別の協力分野について更なる協力を推進することを確認した。なお、米国（実務級）やベトナム等とも開催へ向けて調整を行っていたが、新型コロナウイルス感染の状況も踏まえ、令和2年度に持ち越すこととなった。
- 3 STDNを通じ国内関係府省・機関と定期的に連絡会議を行った。国内関係府省との科学技術合同委員会戦略会議（令和2年1月）においては、科学技術外交上の重要性を考慮した戦略的な二国間合同委員会の実施に向けた方策について協議し、二国間合同委員会の優先開催国等について政府内で共通認識を確立した。また、STDN メーリングリストを活用し、科学技術関連情報を集約した情報発信を行った。

令和2年度目標

- 1 科学技術外交を推進するため、8か国・機関以上と科学技術協力協定に基づく政府間合同委員会を開催する。令和2年度に持ち越しとなった米国やベトナム等との協議実現に向け調整を継続する。
- 2 二国間科学技術外交強化のため、科学技術協力協定に加え、経済連携協定（EPA）等を含むあらゆる協力枠組みを活用し、新興国等との間でも積極的に科学技術関係を強化する。
- 3 限られた予算と人員の中で戦略的・効果的に合同委員会を実施するためにも、引き続き、戦略会議を開催するなど国内関係府省・機関及び在外公館との情報交換の促進に努め、科学技術外交ネットワーク（STDN）の一層の活用を図る。

施策の進捗状況・実績

- 1 フィンランド、インド及び米国の計3か国との間で政府間合同委員会を実施し、双方の科学技術イノベーション政策の進展や量子技術等各種分野の協力について議論した。新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大を受け、関係者が一同に会す対面形式での開催を希望する国とは合同委員会の開催が延期となり、令和3年度に持ち越すこととなった。
- 2 11月に実施されたインドとの合同委員会では、新興国との科学技術政策等に関する共通認識を醸成し、個別の協力分野について更なる協力を推進することを確認した。
- 3 STDNを通じ国内関係府省・機関と定期的に連絡会議を行った。国内関係府省との科学技術合同委員会戦略会議（令和3年1月）においては、科学技術外交上の重要性を考慮した戦略的な二国間合同委員会の実施に向けた方策について協議し、各国の科学技術政策情報の共有を行うとともに、二国間合同委員会の優先開催国等について政府内で共通認識を確立した。また、STDN メーリングリストを活用し、科学技術関連情報を集約した情報発信を行った。

平成30・令和元・2年度目標の達成状況：b

測定指標 11-2 イーター計画及び日欧ブローダー・アプローチ活動の実施に向けた協力の推進

中期目標（--年度）

国際熱核融合実験炉（ITER（イーター））計画及び日欧ブローダー・アプローチ活動（核融合エネルギーの早期実現を目指す広範な取組を通じた活動）への参加を通じ、多国間の科学技術協力に貢献するとともに、参加国との関係を増進する。

平成 30 年度目標

多国間の科学技術協力を通じ、我が国及び国際社会全体の平和と安全に貢献するという中期目標に向け、イーター計画とブローダー・アプローチいずれも、限られた予算での効率的なプロジェクトの実施に取り組む。

- 1 イーター計画については、今後本格的な建設期に移行していくことを踏まえ、同計画参加極として実験炉の建設計画に沿った建設に着実に取り組む。
- 2 ブローダー・アプローチについては、EU との協力の下、引き続き各プロジェクトにおける核融合エネルギーの研究開発に向けた活動の効果的かつ効率的な実施に取り組む。

施策の進捗状況・実績

- 1 イーター計画の進展に向け、加盟極間の協力・信頼関係の一層の構築に尽力した。イーター理事会等各加盟極が出席する定例会議等の機会を捉え、他の加盟極やイーター機構との間で個別の会談等を行うことにより、コミュニケーションの向上を図った。また、実験炉の建設計画について、平成 29 年 11 月時点では約 50%の建設が完了していたのに対し、11 月時点では約 60%まで建設が進む等、着実な進展を見せた。
- 2 ブローダー・アプローチについては、EU と連携し活動を進めた。同計画の国内サイト地である茨城県那珂市及び青森県六ヶ所村において、JT-60SA（サテライト・トカマク（核融合実験装置））の建設等が引き続き順調に進められた。令和 2 年 4 月以降のブローダー・アプローチの新たなフェーズの協力活動内容について、政府レベルを含め、議論が進められた。

令和元年度目標

- 1 イーター計画の進展に向け、加盟極として実験炉の建設計画に沿った建設が着実に進むよう、個別の諸事案に係るイーター機構や各極との円滑な調整に取り組む。
- 2 ブローダー・アプローチについては、EU と協力し、引き続き各プロジェクトにおける核融合エネルギーの研究開発に向けた活動の効果的かつ効率的な実施に取り組む。特に、令和 2 年以降の新たなフェーズの協力について、日 EU 間の協力内容の調整に引き続き取り組む。

施策の進捗状況・実績

- 1 イーター計画の進展に向け加盟極間で緊密に連携し、実験炉の建設計画に沿った取組に尽力した。また、定例理事会や下部委員会での議論を通じ、各極とのコミュニケーションの強化に貢献した。実験炉の建設計画の進捗については、11 月時点で全体の約 65%まで建設が完了したほか、令和 2 年 1 月末には、日本が制作において貢献しているトロイダル磁場コイル初号機の完成式典が明石市で行われるなど、着実な進展を見せた。また、同完成式典出席のため来日したビゴ・イーター機構長は、尾身外務大臣政務官と意見交換し、日本とイーターとの間で引き続き協力を進めることを確認した。
- 2 ブローダー・アプローチについては、茨城県那珂市にて行われている JT-60SA（サテライト・トカマク（核融合実験装置））の建設が順調に進んだ。また、EU との連携が進展し、令和 2 年 4 月から始まるブローダー・アプローチの新たなフェーズにおける協力活動内容について政府間の議論が断続的に進められた。

令和 2 年度目標

- 1 イーター計画の進展に向け、加盟極として実験炉の建設計画に沿った建設が着実に進むよう、個別の諸事案に係るイーター機構や各極との円滑な調整に引き続き取り組む。
- 2 ブローダー・アプローチについては、EU と協力し、引き続き各プロジェクトにおける核融合エネルギーの研究開発に向けた活動の効果的かつ効率的な実施に取り組む。また、4 月以降の新たなフェーズの協力が順調に行われるよう、日 EU 間の協力内容の更なる調整に引き続き取り組む。さらに、JT-60SA の建設完了に向け、EU と一層緊密に連携し調整に取り組む。

施策の進捗状況・実績

- 1 イーター計画の進展に向け、加盟国間で緊密に連携の上、実験炉の建設計画に沿った取組に引き続き尽力した。新型コロナウイルス感染拡大への対処が必要となる中、我が国は定例理事会や下部委員会ほか様々な議論の場を通じて、各極とのコミュニケーションの強化を図り、加盟極間の連携強化に貢献した。そのような中、実験炉の建設計画の進捗については着実に進展を見せ、7 月には、実験炉が主要機器の組立・据付を開始できる新たな段階に入ったことを祝う「ITER 組立・据付開始式典」が南仏サン・ポール・レ・デュランスに所在するイーター本部で開催された。同式典では各

極要人から祝意が述べられたほか、萩生田文部科学大臣によるビデオメッセージが上映され、その中で安倍総理大臣のメッセージが代読されるなど、日本政府としてイーター計画の進展への祝意を述べた。

- 2 ブローダー・アプローチについては、4月から日 EU 間の協力フェーズが新たな段階に入るとして、令和2年3月ブリュッセルにて、日 EU 間の引き続きの協力関係を確認する共同宣言への署名が開催された。署名式には、日本側から児玉 EU 代表部特命全権大使が、EU 側からシムソン欧州委員（エネルギー担当）が出席し、署名を行った。また、4月には、日 EU 間の取組の一つである JT-60SA の建設が完了するなど、日 EU 間の協働プロジェクトの着実な進展が見られた。

平成 30・令和元・2 年度目標の達成状況：b

測定指標 11－3 ISTC への支援を通じた協力の推進

中期目標（一年度）

国際科学技術センター（ISTC）への支援を通じ、多国間の科学技術協力関係を増進するとともに、大量破壊兵器の拡散防止に向けた効率的な取組を推進する。

平成 30 年度目標

- 1 ISTC の事務局運営に関して、引き続き予算・人員面での合理化に取り組み、事務局運営費を対プロジェクト・プログラム事業費 10%以内に収めることを目標に、事務局の効率的・効果的な活動を促進する。
- 2 大量破壊兵器の研究開発に従事した旧ソ連諸国の科学者・技術者を平和目的の研究開発に従事させることに資する有望な新規プロジェクトへの支援を行う。

施策の進捗状況・実績

- 1 我が国を始め関係国から ISTC の事務局運営の一層の合理化・効率化に向けた働きかけを行い、ISTC は引き続き予算・人員面での合理化に取り組んだ結果、事務局運営経費は前年比 25%減の予算の枠内で活動を実施した。平成 30 年の事務局運営費の対プロジェクト・プログラム事業費は 11%の見込み（平成 29 年は 15%）であり、10%目標達成へ向けて着実に進んだ。
- 2 外務省及び文部科学省は、ISTC に対して事務局運営経費の支援として拠出金を拠出したほか、事務局職員 1 名を文部科学省所管の国立研究開発法人日本原子力協力研究開発機構から派遣し、ISTC を人的・財政的に支援した。また、我が国は EU との共同ファンディングを含め新規に 6 件のプロジェクトを開始した。これらを通じ、旧ソ連諸国から潜在的な危険国及びテロ組織への大量破壊兵器の拡散防止に取り組むとともに、日本と中央アジア諸国との科学技術協力の強化、また、ISTC を支援する米国や EU と日本との政策協調を進めた。

令和元年度目標

- 1 ISTC の事務局運営に関して、引き続き予算・人員面での合理化に取り組み、事務局運営費を対プロジェクト・プログラム事業費 10%以内に収めることを目標に、事務局の効率的・効果的な活動を促進する。
- 2 大量破壊兵器の研究開発に従事した旧ソ連諸国の科学者・技術者を平和目的の研究開発に従事させることに資する有望な新規プロジェクトへの支援を行う。

施策の進捗状況・実績

- 1 我が国を始め関係国から ISTC の事務局運営の一層の合理化・効率化に向けた働き掛けを行い、ISTC は引き続き予算・人員面での合理化に取り組んだ結果、事務局運営経費は前年比同額の予算の枠内で活動を実施した。令和元年度の事務局運営費の対プロジェクト・プログラム事業費は 10%の見込みであり、10%目標を踏まえて活動している。
- 2 外務省及び文部科学省は、ISTC に対して事務局運営経費の支援として拠出金を拠出したほか、事務局職員 1 名を群馬大学重粒子線医学研究センターから派遣し、ISTC を人的・財政的に支援した。また、我が国は EU との共同ファンディングを含め新規に 3 件のプロジェクトを開始した。これらを通じ、旧ソ連諸国から潜在的な危険国及びテロ組織への大量破壊兵器の拡散防止に取り組むとともに、日本と中央アジア諸国との科学技術協力の強化、また、ISTC を支援する米国や EU と日本との政策協調を進めた。

令和2年度目標

- 1 ISTCの事務局運営に関して、引き続き予算・人員面での合理化に取り組み、事務局運営費を対プロジェクト・プログラム事業費10%以内に収めることを目標に、事務局の効率的・効果的な活動を促進する。
- 2 大量破壊兵器の研究開発に従事した旧ソ連諸国の科学者・技術者を平和目的の研究開発に従事させることに資する有望な新規プロジェクトへの支援を行う。

施策の進捗状況・実績

- 1 我が国を始め関係国からISTCの事務局運営の一層の合理化・効率化に向けた働き掛けを行い、ISTCは引き続き予算・人員面での合理化に取り組んだ結果、事務局運営経費は前年比同額の予算の枠内で活動を実施した。令和2年度の事務局運営費のプロジェクト・プログラム事業費に対する割合はコロナ禍で事業の執行率が低下したことを受け上昇する見込みであるが、10%目標を踏まえて活動している。
- 2 外務省及び文部科学省は、ISTCに対して事務局運営経費の支援として拠出金を拠出したほか、令和元年度に群馬大学重粒子線医学研究センターから派遣した事務局職員1名が引き続き勤務し、ISTCを人的・財政的に支援した。また、我が国は新規に3件のプロジェクトの支援を決定し、日本と中央アジア諸国との科学技術協力の強化に取り組んだ。さらに、旧ソ連諸国から潜在的な危険国及びテロ組織への大量破壊兵器の拡散防止に取り組んできたISTCの知見を同地域以外でもいかし、食料安全保障やエネルギー・環境問題を含む平和的取組に様々な地域の科学者を従事させるべく、ISTCを支援する米国やEUと日本との政策協調を進めた。

平成30・令和元・2年度目標の達成状況：b

測定指標 11-4 科学的知見の外交への活用促進 *

中期目標（--年度）

科学技術分野の専門的知見を外交に活用することにより、国際社会の平和と安定及び我が国の安全と繁栄の確保に貢献する。

平成30年度目標

- 1 外務大臣科学技術顧問の活動や科学技術外交推進会議の開催等を通じ、産学官の関係主体との連携を通じ、各種知見や取組を結び付け、助言・提言活動及び国内外のネットワークの活用を通じ、外交上の成果に結び付けていく。特に、今後予定される主要外交機会（大阪G20、TICAD7及びSDGs首脳級レビュー）に向けて、世界が直面するグローバル課題への対応に科学技術の強みをいかしていく取組を進める。
- 2 科学技術を通じて国際社会に貢献するというメッセージを一層明確にすることにより、我が国のソフトパワーを高めるべく、科学技術外交に係る各種対外発信の取組を進める。

施策の進捗状況・実績

1 外務大臣科学技術顧問の活動

- (1) 提言について、持続可能な開発目標達成のための科学技術イノベーション（STI for SDGs）に関しては、科学技術外交推進会議の下でスタディグループを立ち上げ、2回の会合結果を踏まえ、5月に、「SDGs達成のための科学技術イノベーションとその手段としてのSTIロードマップ～世界と共に考え、歩み、創るために～」を提言として取りまとめ、同顧問から中根外務副大臣に提出した。また、6月に国連本部で開催されたSDGsと科学技術との関係を討議する第3回STIフォーラムのSTIロードマップに関するセッションにて、同提言について発信した。またTICAD7に向けてアフリカ・スタディグループを立ち上げ、2回の会合結果を踏まえ、平成31年3月に、TICAD7に向けた提言「イノベーション・エコシステムの実現をアフリカと共に」を策定し、阿部外務副大臣に提出した。さらに、デジタル技術に関する取組に関して、7月に安西祐一郎氏（慶應義塾 学事顧問・同大学名誉教授、独立行政法人日本学術振興会 顧問・学術情報分析センター所長）が国連「デジタル協力に関するハイレベルパネル」のメンバーに選任された機会を捉えて、同推進会議の下で、「STI for SDGsを支える人材育成に関する考察」を策定した。
- (2) ネットワーク構築活動については、同顧問が11月に東京で開催された第6回外務省科学技術顧問ネットワーク（FMSTAN）に出席し、STI for SDGsに関する提言について発信した（第5回会合（5月、於：スイス）及び第7回会合（平成31年2月、於：オマーン）は代理が出席。）。また、科学技

術外交推進会議を3回開催（5月、12月及び平成31年3月）し、産学官の関係者との意見交換を行ったほか、科学技術関係者とのネットワーク構築及び強化のために、国内のほか、米国、カタール、中国、フランス、スペイン、アルゼンチン及びブラジルにおいて、科学技術担当大臣や科学技術顧問等との意見交換や、大学及び研究所等の視察を行った。

- （3）G20大阪サミットに向けての取組としては、5月に策定されたSDGs達成のための科学技術イノベーション（STI for SDGs）に関する提言を基に作成された、「STI for SDGs ロードマップ策定の基本的考え方（案）」をG20大阪サミットの成果物とすべく、G20作業部会の中で2回議論を行った。
- 2 外務大臣科学技術顧問による対外発信については、科学技術イノベーションの対外発信事業（「SIP キャラバン」）を11月にカタール（第10回）にて、平成31年2月にフランス（第11回）、同3月にアルゼンチン（第12回）及びブラジル（第13回）にて実施した。また、国内外で他機関が主催する11回の講演会等に招待され、科学技術外交に関する講演を実施した。また、外務省内において、若手職員を対象とする研修における講義（5月）及び省内セミナー（4回）を開催した。

令和元年度目標

- 1 （1）外務大臣科学技術顧問の活動や科学技術外交推進会議の開催等及び、産学官の関係主体との連携を通じて、各種知見や取組を提言などに取りまとめ、外交上の成果に結びつけていく。
- （2）特に、主要外交機会（G20大阪サミット、TICAD7及びSDGs首脳級会合等）に向けて、世界が直面するグローバル課題への対応に科学技術の強みをいかしていく取組及び発信を進める。具体的には、STI for SDGsの発信について、G20開発作業部会において議論を行った後、シェルパ会合において議論を行い、G20大阪サミットの成果物に盛り込むことを目指す。また、国連の下でも、STIフォーラム、ハイレベル政治フォーラム（HLPF）及びSDGs首脳級会合等において発信を行うことにより、科学技術外交に係る対外発信を効果的に実施する。
- 2 科学技術顧問のネットワーク構築活動や対外発信を通じて、科学技術を通じて国際社会に貢献するという我が国のメッセージを一層明確にするとともに、我が国のソフトパワーを高めるべく、科学技術外交に係る各種対外発信の取組を進める。

施策の進捗状況・実績

1 外務大臣科学技術顧問の活動

（1）提言

科学技術外交促進会議が、平成30年5月に策定した提言「SDGs達成のための科学技術イノベーションとその手段としてのSTIロードマップ～世界と共に考え、歩み、創るために～」等を基に、我が国はG20の議長国として、「STI for SDGs ロードマップ策定の基本的考え方」を取りまとめ、同「基本的考え方」は、G20大阪サミット首脳宣言の附属文書として採択された。

また、TICAD7に向けて平成31年3月に策定した提言「イノベーション・エコシステムの実現をアフリカと共に」に盛り込まれた要素は、TICAD7における安倍総理大臣のスピーチや成果文書に反映された。また、同提言を受けて、SATREPS（地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム）の令和2年度分の研究提案募集では、アフリカ地域においてICTを積極的に活用することにより社会課題の解決を目指す提案を奨励することになった。

（2）ネットワーク構築活動

11月にウィーンにて開催された第8回外務省科学技術顧問ネットワーク（FMSTAN）会合に出席し、STI for SDGs ロードマップ策定方法等について提言した。科学技術外交推進会議を3回開催（7月、11月及び令和2年3月）し、産学官の関係者との意見交換を行ったほか、科学技術関係者とのネットワーク構築及び強化のために、国内のほか、イスラエル、パレスチナ、エジプト、ハンガリー、英国、中国、オーストラリア、シンガポール及び米国において、科学技術担当大臣や科学技術顧問等との意見交換や、大学及び研究所の視察を行った。

（3）発信

科学技術イノベーションの対外発信事業（「SIP キャラバン」）を5月にエジプト（第14回）にて実施した。また、国内外での他機関が主催する13回の講演会等に招待され、科学技術外交に関する講演を実施した。外務省内において、職員を対象とするセミナー（3回）を開催した。

さらに、12月、外務省は政策研究大学院大学と共催で、第2回科学技術外交シンポジウムを開催し、これまでの顧問活動を振り返り、今後の顧問制度の方向性について議論を行い、方向性を示す提言を行った。

2 外務大臣次席科学技術顧問の活動

4月に、同顧問の活動を補佐するために、外務大臣次席科学技術顧問を設置した。本年度におい

ては、国内外での他機関が主催する6回の講演会等に招待され、科学技術外交に関する講演を実施したほか、ラオス、ベトナム及びインドにおいて、科学技術担当の政府要人や科学技術顧問等と意見交換を行い、特に南・東南アジア諸国を中心とした科学技術関係者とのネットワークを強化した。

令和2年度目標

- 1 外務大臣科学技術顧問の活動や科学技術外交推進会議の開催等及び、産学官の関係主体との連携を通じて、各種知見や取組を提言などに取りまとめ、外交上の成果に結びつけていく。特に、主要外交機会に向けて、世界が直面するグローバル課題への対応に科学技術の強みをいかしていく取組及び発信を進める。
- 2 科学技術顧問のネットワーク構築活動や対外発信を通じて、科学技術を通じて国際社会に貢献するという我が国のメッセージを一層明確にするとともに、我が国のソフトパワーを高めるべく、科学技術外交に係る各種対外発信の取組を進める。

施策の進捗状況・実績

1 外務大臣科学技術顧問の活動

(1) 助言・提言

4月1日、二代目の外務大臣科学技術顧問として松本洋一郎・東京理科大学学長が就任し、同顧問の下に、9月、委員を新たにした科学技術外交推進会議を立ち上げ、様々な科学技術分野における専門的な知見を集め、科学技術外交の企画・企画立案に活用している。具体的には、①科学技術と安全保障の連関、②地球の健康:食料システム転換のための科学技術、③デジタル・AI 国際連携、④科学技術外交を支える我が国の科学技術力の基盤強化といったテーマに沿って議論を深めている。

また、外務省員の科学技術リテラシー向上のために、科学技術外交推進会議委員等の専門家を招き、科学技術外交セミナーを開催してきている。コロナ禍のためオンライン開催としたことで、在外公館の幹部や科学技術担当官らの聴講が可能となり、様々なテーマでセミナーを開催し、活発なやりとりが行われている。

(2) ネットワーク構築活動

7月及び10月にオンラインで開催された第9、10回外務省科学技術顧問ネットワーク（FMSTAN）会合に出席し、ポスト COVID 時代の科学的助言及び科学外交等について議論した。政府に対する科学的助言に関する国際ネットワーク（INGSA）会合への参加や、グルックマン INGSA 議長（国際学術会議次期会長）、米国国務省科学技術顧問等との意見交換を行ったほか、在京大使館科学技術外交サークルのメンバーや、産学官の研究所関係者との意見交換を行った。

(3) 発信

10月に開催した日本工業アカデミー主催ポストコロナ検討委員会、11月に開催された JST 主催日スウェーデン合同シンポジウム、科学技術国際交流センター（JISTEC）・在京科学技術外交官サークル共催セミナー、日仏財団主催日仏シンポジウム等において、日本の科学技術外交や科学技術イノベーションの動向・成果について発信した。令和3年2月には、アジア中南米協力フォーラム若手リーダー招へいプログラム参加者に、日本の科学技術外交や持続可能な社会と環境のための日本の科学技術等について発信した。また、令和3年3月には、日独若手専門家交流事業参加者に、日本の科学技術外交や水素社会実現に向けた取組等について発信した。

2 外務大臣次席科学技術顧問の活動

INGSA ウェブサイトにおいて、新型コロナウイルス感染症パンデミックに係る各国の公共政策をトラッキングし情報共有しているところ、日本政府の基本政策について投稿した。また、12月及び令和3年3月に開催された FMSTAN 会合においては、COVID-19 への対応等を中心に議論されたところ、医学を専門とする外務大臣次席科学技術顧問が本会合に対応した。

平成 30・令和元・2 年度目標の達成状況：a

参考指標：ISTC 事務局の職員数

(出典：ISTC 理事会文書) 注：ISTC 事務局の職員数（ムル スルタン本部＋4 支部事務所） の合計人数	実 績 値			
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	32	31	30	32

評価結果(個別分野 11)

施策の分析

【測定指標 11-1 二国間科学技術協力の各種枠組みの維持・発展・拡大】

日本はその優れた科学技術・イノベーションをいかし、二国間関係に基づく科学技術協力によって、日本と世界の科学技術の発展に寄与し、各国との関係増進に務めてきており、国際社会の平和と安定及び我が国の安全と繁栄の確保に貢献してきた。

3年間で、新興国5か国を含む計16か国・機関との間で、科学技術協定に基づく合同委員会を実施した。セルビアやシンガポールとは初めての開催となるなど、多様な国との間で、科学技術協力関係を強化した。

合同委員会は、双方の科学技術政策等に関する共通認識を醸成し、協力関係を確認する場として高い効果を上げることができ、双方の科学技術関係者（関係省庁や資金配分機関）が一堂に会する会合でもあることから、個別の協力分野について更なる協力を推進する有益な機会となっている。我が国のムーンショット型研究開発制度は、主要国の科学技術政策も踏まえており更なる連携が期待され、また、令和元年の米国との合同委員会で採り上げた量子技術は、同年末の日米欧量子シンポジウムにつながることで主要国間の更なる連携強化に帰結した。

毎年年初には関係府省の参加を得て、戦略会議を開催し、科学技術外交上の重要性を考慮した戦略的な二国間合同委員会の実施に向けた方策について協議し、二国間合同委員会の優先開催国等について政府内で共通認識を確立した上で、各国との合同委の調整・実施を行っており、その時々外交的成果も念頭に、時宜を得た形で効率的に合同委員会を実施してきた。令和元年のEUとの合同委員会の議論を素地とした双方の関心分野の特定作業は、令和2年5月の日EU首脳テレビ会議の成果の一つにつながった。（平成30・令和元・2年度：科学技術に関する二国間政府間対話の推進（平成30・令和元年度達成手段①、令和2年度達成手段②））

【測定指標 11-2 イーター計画及び日欧ブローダー・アプローチ活動の実施に向けた協力の推進】

我が国は他の加盟極と連携しながらイーター計画の実現に向けて取り組んでおり、実験炉の運転開始に必要な工程は、平成30年に約60%の達成具合だったところが、令和2年秋時点では約70%と確実に進展してきている。令和2年来コロナ禍による各極への影響も懸念されているが、定例理事会等の機会を通じて加盟極間の緊密な連携が確認されており、その中で我が国も着実に協力関係の強化を図ることができている。令和2年7月には、実験炉の主要機器の組立開始を祝う式典が開催されるなど、我が国と各加盟極との連携が適切に進捗に結びついている。

ブローダー・アプローチ活動についても、日EU間の緊密な連携の下、令和2年3月に新たな協力フェーズにおける長期的な協力関係を掲げる共同宣言への両政府による署名が実現し、同年4月から予定どおり新たな協力フェーズに入った。また、令和2年4月には実験炉 JT-60SA の組立が完了し、運転開始に向けた統合試験運転に移行するなど、日EU間の協働プロジェクトは円滑に進められていることから、効果的な連携が図られていると言える。（平成30・令和元・2年度：イーター計画等の推進（平成30・令和元年度達成手段②、令和2年度達成手段③））

【測定指標 11-3 ISTC への支援を通じた協力の推進】

我が国はISTCへの支援を通じ、多国間の科学技術協力関係を増進するとともに、大量破壊兵器の拡散防止に向けた取組を効果的に推進してきている。同センターはG8グローバル・パートナーシップの優先分野である科学者の雇用への取組として評価を得ていることから、当該機関への支援は我が国の不拡散に対する取組として適切と考える。また、近年は旧ソ連圏の大量破壊兵器に関わる科学者・技術者に限定せず、食料安全保障やエネルギー・環境問題を含む平和的取組に様々な地域の科学者を従事させる事業を実施してきており、ISTCへの支援を継続する意義は大きい。

我が国は、他の加盟国とともに、運営理事会等を通して、同センターの運営の効率化や経費削減を求めてきており、事務局経費総額に関し、平成29年は前年度比23%減、平成30年は前年度比25%減、令和元年は前年比0.2%減とし、令和2年も同規模の予算を維持するなど、合理化を着実に進めてきた。事務局運営費の執行面では、事務局経費の事業比に対する割合が、平成30年及び令和元年の2年連続で目標10%ラインを下回る等、効率的運営を着実に実現させている。財政のスリム化を受け、我が国分担金請求額が想定より小さくなり、予算要求額に対する執行実績が低くなったことを受け、近年は予算要求額を精査した結果、令和2年度執行率は95%に達するなど、改善傾向にある。

支援事業を審査する科学諮問委員会（SAC）議長職に我が国関係者が選出されてきたほか、事務局にはシニアプロジェクトマネージャー（SPM）を継続的に1名派遣してきた。同センターの事業に継続的に拠出・支援してきているが、支援事業候補を審査するSACにおいて我が国の考えが反映され、また

案件形成や執行にも SPM が関与していることから、効率的な運用が確保されてきたと評価できる。（令和 2 年度：国際科学技術センター（ISTC）拠出金（任意拠出金）（達成手段⑤））

【測定指標 11－4 科学的知見の外交への活用促進】

外務大臣科学技術顧問を座長とし、科学技術外交推進会議において、関係分野の学識経験者である委員の知見を集め、今後の科学技術外交の方向性を見出した。その上で、主要なテーマについて、今後の外交機会も見据えながら、科学的知見の外交への活用を図ってきた。特に科学技術推進会議が作成した「イノベーション・エコシステムの実現をアフリカと共に」は TICAD 7 における総理大臣スピーチや成果文書に反映されており、また STI for SDGs ロードマップに関する提言等を基に、令和元年、我が国は G20 議長国として、「STI for SDGs ロードマップ策定の基本的考え方」をとりまとめ、G20 大阪サミット首脳宣言の附属文書として採択された。その後も関連する国際会議等で適切にフォローアップを行っている。

令和 2 年 4 月、二代目の外務大臣科学技術顧問が就任した時期は、コロナ禍の中ではあったが、科技外交推進会議の委員を一新し、女性の割合を増やし、若手や民間・事業経営経験のある委員の先生方にも就任いただき多様性を確保し、積極的な助言・提言活動のためテーマ別に議論を進めている。また、オンライン形式の会合を最大限活用することにより、省員への科学技術セミナーを国内のみならず、在外公館職員にも配信することが可能となり、広範かつ効果的な省員の科学技術リテラシー向上・知見の蓄積や意見交換の促進につながった。

加えて、FMSTAN や INGA 等の国際的な科学技術外交ネットワークに積極的に参加し、平成 30 年度に INGA 年次会合を東京で開催し、その後も継続して米国、英国、EU、NZ、カナダ等、主要各国の科学技術顧問との関係強化を図るとともに、同ネットワークのキーパーソンであるグルックマン INGA 議長（現・国際学術会議会長）との個別の意見交換等を行うとともに、在京外交団や、関係省庁幹部・産官学の研究所関係者らとの意見交換を行う等、有意義な人脈形成を図ることができた。

さらに、各種シンポジウムやセミナー等において、日本の科学技術外交の在り方、日本の科学技術イノベーションの動向・成果や国際協力の事例等について積極的に発信を行い、国内外にアピールするとともに、特に、JISTEC と在京科学技術外交官サークル主催のオンラインセミナーにおいては、米国国務省科学技術顧問との対話を通じ、日米の科学技術政策の現状や優先順位を説明し、科学技術分野における日米の協力・連携が今後も継続することを効果的に発信できたことは極めて有益であった。また、各種招へい案件においても、科技顧問の講演・参加者との対話は非常に満足度が高いとのフィードバックを得ている。（平成 30・令和元・2 年度：科学技術顧問関係経費（平成 30・令和元年度達成手段③、令和 2 年度達成手段①））

次期目標等への反映の方向性

【施策（施策の必要性に関する分析を含む）】

科学技術・イノベーションは、経済成長や社会の発展を支え、安全保障面でも重要な役割を果たす、平和と繁栄の基盤的要素であり、国力の要である。科学技術・イノベーションを外交に活用する「科学技術外交」の推進を通じて、各国との関係を増進し、協調しながら、国際社会の平和と安定、様々な地球規模の課題の解決、さらに日本と世界の科学技術の発展に一層貢献することが可能となる。

「科学技術外交をより一層推進すべき」という認識の下、平成 27 年 9 月、岸田外務大臣は、初めて外務省参与として外務大臣科学技術顧問を任命し、岸前顧問・東京大学名誉教授が同顧問として、令和 2 年 3 月まで活動し、知見提供や提言作成、各国政府科学技術顧問らとのネットワーク強化、対外発信活動等に成果があった。

令和 2 年 4 月、岸前顧問に代わり、松本洋一郎・東京理科大学学長を外務大臣科学技術顧問に任命した。松本顧問の下においても、様々な科学技術分野における専門的な知見を集め外交政策の企画・立案に活用するため、委員を新たにした「科学技術外交推進会議」を立ち上げ、令和 2 年 9 月に第 1 回会合及び令和 3 年 1 月に第 2 回会合を開催した。今後、（１）科学技術と安全保障の連関、（２）地球の健康：食料システム転換のための科学技術、（３）デジタル・AI 国際連携、（４）科学技術外交を支える我が国の科学技術力の基盤強化、といったテーマに沿って、科学技術外交の推進の方途について議論し、国際的な議論や取組をリードしていく。

【測定指標】

11－1 二国間科学技術協力の各種枠組みの維持・発展・拡大

二国間科学技術協力協定に基づく政府間合同委員会は、専門性の高い科学技術分野において、情報交換・認識の共有・課題の確認などを可能とし、我が国科学技術の発展に欠かせない手段であるため、今後ともこれらの取組を維持し、諸外国との科学技術協力強化を推進していく。毎年 8 か国との合同

委員会の実施を目標としてきたが、相手側の日程上の都合もあり、実績は約7割となっている。特に新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大を受け、上述の合同委の有効性に鑑み、関係者が一堂に会する対面形式を各国が重視した証左であるが、コロナ禍においても時宜を得た形で一定の成果を上げるよう、相手国と合意できる範囲でオンラインによる開催を引き続き追求していく必要がある。

11-2 イーター計画及び日欧ブローダー・アプローチ活動の実施に向けた協力の推進

イーター計画では令和7年の初運転に向けて加盟極間で詳細な調整を行いながら計画を遂行しており、予定されたスケジュールに沿って作業を進めるには各極との円滑な調整が不可欠であるところ、引き続き良好な関係の増進に取り組んでいく。

また、ブローダー・アプローチについても、令和2年4月から新たな協力フェーズに入り、日EU間の協力関係の増強が重要になっている。特にJT-60SAの運転開始に係る調整や協力は大きく進捗しており、日EU間の緊密な連携は不可欠であるところ、引き続き協力関係の強化に取り組んでいく。

11-3 ISTC への支援を通じた協力の推進

ISTCは、旧ソ連圏で大量破壊兵器及びその運搬手段の研究開発に従事していた研究者や技術者を始めとし、これまで多くの科学者等を支援してきたが、設立から25年以上が経ち、被支援国の経済状況等も設立当初と異なり、大量破壊兵器の研究開発に直接的に従事した経験のある科学者の数が減少した。また、平成29年の継続協定の発効後は、大量破壊兵器に適用可能な技術や知識等を有する非加盟国においても事業実施ができることで合意する一方、実施事業の主要分野についてCBRN（化学、生物、放射性物質及び核）を維持しており、大量破壊兵器の拡散に世界的に対応し得る機関となっている。

そのため、今後ともISTCへの支援を通じた協力を推進していくが、今後は、同センターの活動を旧ソ連圏の大量破壊兵器に関わる科学者・技術者に限定せず、食料安全保障やエネルギー・環境問題を含む平和的取組に様々な地域の科学者が従事することを支援する同センターの活動の現状も視野に入れた目標設定を検討し取り組んでいく。

11-4 科学的知見の外交への活用促進 *

外務大臣科学技術顧問の活動は、（1）各種外交政策への科学的知見に基づく助言・提言、（2）国内外のネットワークの強化・人材育成、（3）積極的な対外発信、に大別されるところ、今後も同顧問の活動や科学技術外交推進会議の開催等を通して、産学官の関係主体との連携を通じ、各種知見や取組を連携させ、助言・提言活動及び国内外のネットワークの活用を図り、外交上の成果に結び付けていく。特に、今後予定される主要外交機会に向けて、世界が直面するグローバル課題への対応に我が国の科学技術・イノベーションの強みをいかす観点から取組及び発信を進める。

また、こうした科学技術顧問の活動を通じ、科学技術を通じて国際社会に貢献するというメッセージを明確にすることにより、我が国の優れた科学技術・イノベーションをソフトパワーとして活用し、我が国及び世界の平和と安定、繁栄に貢献する。

作成にあたって使用した資料その他の情報

- ・ 外務省ホームページ
科学技術
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/dns/isc/index.html>)
- ・ 令和2年版外交青書（外交青書2020）
第3章 第2節 3 科学技術外交